



詳細版

新潟県の環境

《現状と対策》

令和8年版

表紙

令和7年度 環境保全ポスターコンクール 中学校の部 最優秀賞
見附市立西中学校1年 岡田 美礼さん

目 次

第1部 総 説

第1章	新潟県の環境政策	2
第1節	概要	2
第2節	7年度の環境の現状と対策	2
第2章	環境行政の総合的推進	10
第1節	新潟県の環境施策の枠組み	10
第2節	新潟県環境基本条例等	11
1	新潟県環境基本条例	11
2	新潟県生活環境の保全等に関する条例	11
3	新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例	11
4	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	12
5	新潟県産業廃棄物税条例	12
6	新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例	12
7	新潟県希少野生動植物保護条例	12
8	新潟県脱炭素社会の実現に関する条例	12
9	その他の条例	13
第3節	新潟県環境基本計画の推進	14

第2部 環境の現状と施策の推進

第1章	脱炭素社会への転換	16
第1節	温室効果ガス排出量の削減	16
1	エネルギー供給部門	17
2	産業部門、エネルギー転換・非エネルギー部門	18
3	業務部門	19
4	家庭部門	20
5	運輸部門	21
6	吸収源・貯留対策	21
7	フロン類等の温室効果ガス対策	23
第2節	気候変動適応への取組	24
1	水稲（主食用米）	25
2	水害（洪水・内水）	25
3	雪害	26
4	暑熱（熱中症等）	27
5	新潟県気候変動適応センターによる気候変動影響等の情報収集・調査研究	27
6	県民・事業者等への周知・普及	27
第2章	人と自然が共生する暮らし	28
第1節	生物多様性の回復と県民理解の促進	28
1	生態系の保全・再生	28
2	希少野生動植物の保護	31
3	外来種への対応	31
4	生物多様性の保全に取り組む人づくり・社会づくり	32
5	自然とのふれあいの推進	32
第2節	野生鳥獣の適切な管理	35
1	野生鳥獣の適切な管理	35
2	狩猟者の確保と適正な狩猟の推進	37
第3節	人とトキが共生する地域づくり	39
1	トキの生息数や生息域の拡大に応じた生息環境の整備	39
2	人とトキが共生する社会環境の整備	40
第4節	環境と調和した農林水産業の推進	41
1	環境と調和した農林水産業の推進	41
2	森林・農地の環境保全機能の維持・向上	43
第5節	水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり	45
1	身近な緑と水辺の保全創造	45
2	快適な地域づくり・景観づくり	47
3	健全な水循環の確保	48
4	水環境の保全に取り組む機会の場の創出	49
第3章	資源循環型社会の形成	52
第1節	資源循環の推進	52
1	3R推進に向けた啓発・県民運動の推進	53

目 次

	2 廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進	53
	3 循環型社会ビジネスの促進	54
第 2	廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策	55
	1 一般廃棄物の適正処理の推進	56
	2 産業廃棄物の適正処理の推進	57
	3 不法投棄対策	58
第 3	廃棄物処理基盤・体制の整備	61
	1 一般廃棄物処理施設の整備	62
	2 産業廃棄物の処理基盤整備	62
	3 災害廃棄物の処理体制	63
第 4 章	安全で快適な生活環境の保全	64
第 1	快適な大気環境の確保	64
	1 大気汚染防止対策の推進と大気環境の監視	65
	2 広域的な大気汚染に係る取組の推進	68
	3 悪臭防止対策の推進	70
第 2	良好な水質の確保	71
	1 水質汚濁負荷の低減と水質監視	71
	2 水質事故等の異常水質事案への対応と未然防止	78
	3 水道水源の保全	79
第 3	良好な地盤環境の確保	80
	1 地下水の保全と適正利用による地盤沈下対策	81
	2 地下水の水質保全	84
	3 土壌汚染の把握と汚染土壌の適正な措置、管理等の促進	85
第 4	騒音・振動のない快適な環境の確保	87
	1 静かな生活環境の確保	87
	2 新幹線鉄道、自動車、航空機等の騒音対策の推進	88
第 5	化学物質による環境汚染の防止	92
	1 事業者の化学物質に係る環境への排出量等の把握、管理、情報公開、リスクコミュニケーションの促進	92
	2 ダイオキシンの環境監視と事業者等における排出対策の推進	94
	3 PFOS及びPFOA実態把握調査	94
	4 化学物質の環境モニタリングの実施と情報提供	95
	5 農業の適正な使用や管理の推進	96
第 6	放射線等の監視	97
	1 柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線監視調査	97
	2 福島第一原子力発電所事故に伴う新潟県内の放射線等の監視	102
第 5 章	分野横断・共通的な施策	103
第 1 節	県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり	103
第 1	持続可能な社会に向けた人づくり	103
	1 次世代を担う青少年への環境教育・環境学習の推進	103
	2 社会における環境学習の推進と基盤の整備	107
第 2	県民協働による環境保全の推進	111
	1 多様な主体による活動と連携・協働の促進	112
	2 環境情報の収集と提供	114
第 2 節	環境保全の共通基盤の整備	115
第 1	環境影響評価の推進	115
第 2	環境監視・調査研究の充実	117
第 3	多様な環境保全の手法の活用	120
第 4	公害苦情と健康被害対策	122
	1 公害に関する苦情・紛争対応	122
	2 健康被害救済対策	126
第 5	災害に備えた環境保全対策の推進	129
	1 災害廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備	129
	2 有害物質等による環境汚染防止対策の推進	130

第 3 部 資料編

1	環境基本計画(2017-2028)に掲げる主要指標及び環境指標	資料編 1
2	環境基準等一覧	資料編 8
3	データ	資料編 21
4	その他	資料編 76

※本文中の元号「令和」は記載を省略しています。

第 1 部

総 説

第1章 新潟県の環境政策

第1節 概要

本県は、過去の新潟水俣病をはじめとする公害等の経験を踏まえ、私たちの生命を育んできた水と緑あふれるふるさとのかけがえのない自然を二度と汚さず、生命とその源である生態系を守り、健全な状態で将来の世代に継承していく責任があります。

そのため、県では、豊かで快適な環境の下で、県民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、各種環境施策を展開しています。7年度の主な取組の概要は次のとおりです。

地球温暖化対策では、「新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略」に基づき、本県の地域特性を踏まえた脱炭素化の重点的な施策として雪国型 ZEH の普及促進や市町村と連携した脱炭素先行地域づくりなどに取り組みました。さらに、豪雪地帯における次世代型太陽電池の早期社会実装に向け、次世代型太陽電池の実証事業を支援したほか、中小企業向け SBT 認定の取得をモデル的に支援することで、事業者の脱炭素経営への転換を促進しました。また、顕在化する気候変動の影響に対処するため、新潟県気候変動適応計画に基づき適応策を推進しました。

自然保護対策では、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な方針を示す「新潟県生物多様性地域計画」に基づき、生物多様性の保全に関する施策を推進しました。

鳥獣保護管理対策では、国際保護鳥トキの野生復帰をはじめとする鳥獣の保護と啓発に取り組むとともに、法改正や条例制定の趣旨を踏まえ、人と軋轢を生じている野生鳥獣の適正な管理（捕獲）及び捕獲の担い手となる狩猟者の育成・確保など、人と野生鳥獣が棲み分け共生する地域社会づくりを進めました。

廃棄物対策では、公共関与による廃棄物広域最終処分場の整備に向け、（公財）新潟県環境保全事業団及び上越市と連携し取組を進めているほか、市町村、事業者等と連携し、使い捨てプラスチックや食品ロス等の削減に向けた啓発等を実施しました。

生活環境の保全対策では、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下等を継続して監視し、その状況を県民に情報提供するとともに、工場・事業場に対して立入検査等を行い、排出基準の遵守等について指導を行いました。

第2節 7年度の環境の現状と対策

7年度の本県の環境は、全般的に概ね良好な状況となっていますが、気候変動や野生鳥獣被害など、近年の環境情勢の変化を踏まえ、引き続き各分野での取組が必要です。

7年度の環境の概況と主な取組は次のとおりです。

～新潟県の環境 2025～

令和7年度の環境の概況

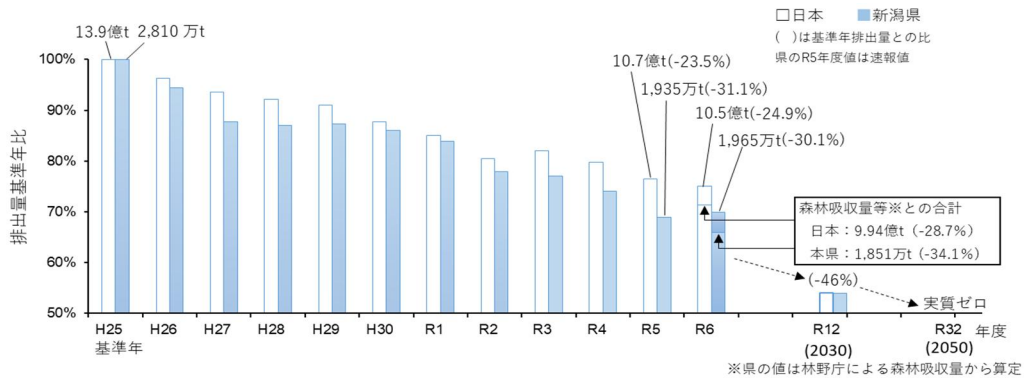
本県の環境は、全般的に概ね良好な状況となっていますが、気候変動や野生鳥獣被害など、近年の環境情勢の変化を踏まえ、引き続き各分野での取組が必要です。

I 地球温暖化

～ 2050年ネットゼロに向けた温室効果ガス排出量の減少傾向を継続 ～

○温室効果ガス排出量

6年度の県内の温室効果ガス排出量は1,965万トン（CO₂換算、速報値）で、前年度に比べ1.6%増加、基準年（平成25年度）に比べ30.1%減少しました。また、森林吸収量を差し引いた実質排出量は1,851万トン（CO₂換算、速報値）で、基準年の排出量に比べ34.1%減少となりました。



II 自然環境

～ 豊かで多様な自然環境は概ね維持。一方、一部の野生鳥獣による人身被害等が発生 ～

○自然保護

県土の約25%を占める自然公園の自然環境保全を図るとともに、登山道や避難小屋等の整備を進め、県民が自然とふれあう場として持続可能な利用の促進を図っています。

また、生物多様性の保全を図るため、新潟県外来種パンフレットを活用した普及啓発やアライグマ防除講習会の開催など、外来種対策等を進めています。

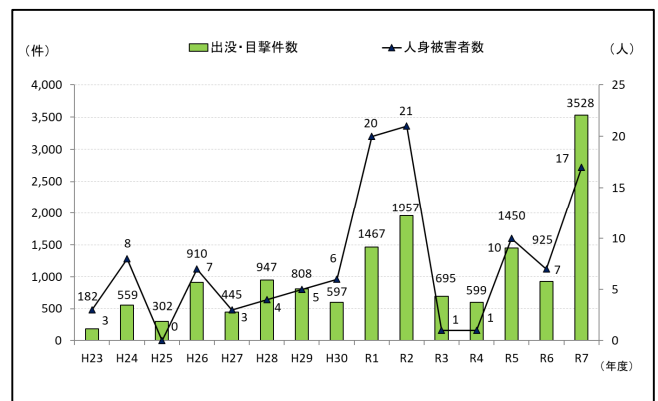


外来種パンフレット

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1231887727384.html>)

○野生鳥獣の管理

7年度は、県内でツキノワグマの出没・目撃件数は過去最多の3,528件であり、ツキノワグマによる人身被害件数は16件（17名）でした。ツキノワグマの秋季の餌であるブナ等の結実が十分でない場合、代替の餌を求めて市街地周辺での出没・目撃件数が増加する傾向にあります。また、野生鳥獣による農作物被害額は約4.6億円（速報値）でした。



ツキノワグマ人身被害者数及び出没・目撃件数の推移

III 資源循環

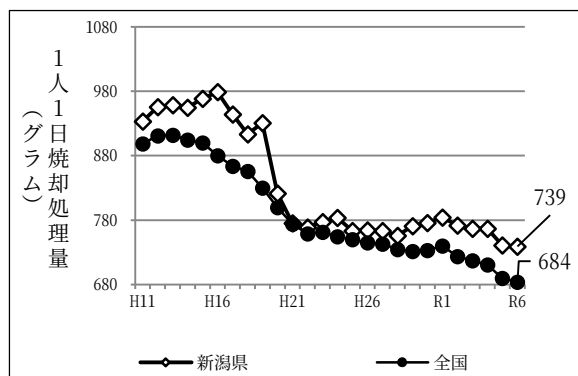
～ 一般廃棄物の1人1日当たりの焼却処理量及び産業廃棄物の最終処分量は減少 ～

○一般廃棄物（災害廃棄物を除く）

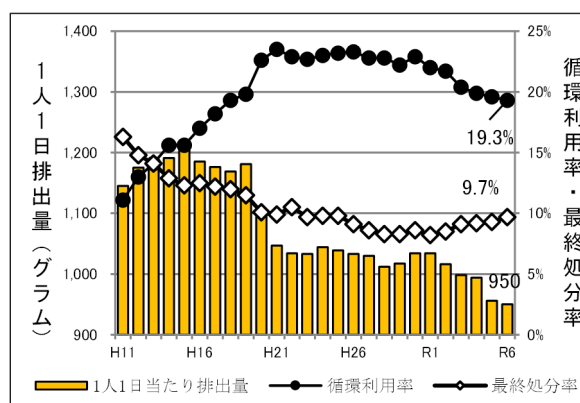
6年度の県内の一般廃棄物の焼却処理量は57万トンで、5年度に比べ1万1千トン減少しました。1人1日当たりの焼却処理量は、739グラムで、5年度と比べて2グラム減少しました。

また、循環利用率は19.3%で、5年度に比べ0.3ポイント減少しました。

なお、1人1日当たりの排出量は、950グラムで、5年度と比べて6グラム減少しました。



1人1日当たりの焼却処理量の状況



一般廃棄物の状況

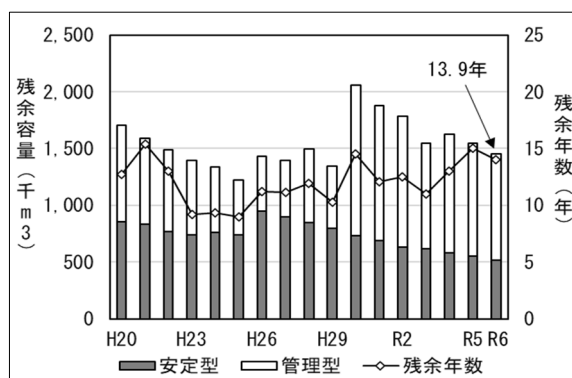
○産業廃棄物

6年度の県内での産業廃棄物の最終処分量は11万5千トンで、5年度に比べ1千トン減少しました。

なお、6年度末における県内の最終処分場の残余年数は13.9年となっています。

産業廃棄物の最終処分量の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
処分量(千トン)	157	155	140	116	115

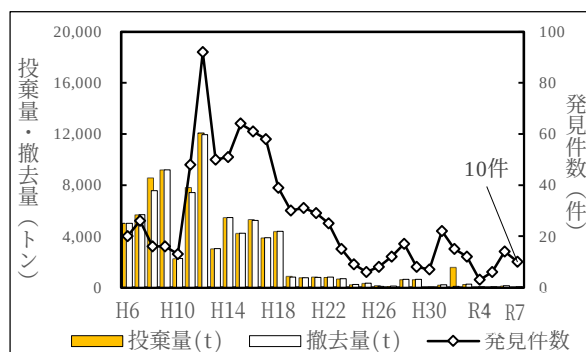


産業廃棄物最終処分場の残余容量・年数

また、近年の産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量は低いレベルで推移しておりますが、根絶には至っておらず、7年度の発見件数は10件でした。

○災害廃棄物

6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、県内では累計10万7千トンの災害廃棄物が発生しました（8年4月1日現在）。



不法投棄の状況（産業廃棄物）

IV 生活環境

～ 大気、水質等の環境基準は概ね達成 ～

○大気環境

県内の大気汚染物質の測定結果（年平均値）の推移は、横ばいの傾向が続いており、7年度も概ね環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントは、全国的に環境基準達成率が極めて低く、7年度は県内の全測定局で環境基準非達成でした。なお、光化学スモッグ注意報の発令基準（0.12ppm）には至りませんでしたが、村上局及び佐渡局で0.087ppm※が観測されるなど、県全域で比較的高い値となることがありました。

※ 昼間の1時間値の最高値



【大気測定局の外観】
（写真は中条局）



局舎内部の様子

○水環境

県では、関係機関と連携して河川、湖沼、海域での水質モニタリングを実施しています。

7年度の水質モニタリングの結果、河川のBOD、湖沼及び海域のCODについて、類型指定した90水域のうち85水域（94.4%）で環境基準を達成しました。環境基準非達成の水域については、注意深く監視を継続します。特に、環境基準非達成が続いている一部の海域については、要因の解明に取り組んでいます。

健康項目については、測定した全117地点で環境基準を達成しました。

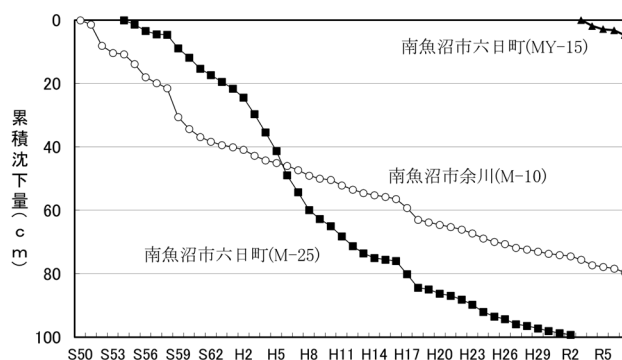
また、県では、水域ごとに生活環境項目に関する水質環境基準の類型を指定しており、水質の改善の状況にあわせて、適宜、類型の見直しを行うこととしています。

○地盤環境（地盤沈下）

水溶性天然ガスの採取により昭和30年代以降に発生した地盤沈下は、規制や対策の実施により沈静化しました。一方、消雪のための地下水利用に伴う地盤沈下は、規制や対策の実施により沈静化の傾向が見られるものの、現在も観測されています。

県では関係機関と連携し、新潟、上越、長岡、南魚沼及び柏崎の5地域で水準測量、地下水位などの観測や、消雪のための地下水利用の多い冬季間の適正利用の取組を推進しています。

7年度は長岡を除く4地域で水準測量を実施しました。年間1～2cm程度の沈下傾向が続いており、最大沈下量が観測された地点は、南魚沼市六日町の1.7cm/年でした。



南魚沼市の主な水準点の地盤沈下の推移

令和7年度の主な取組

I 脱炭素社会への転換

○次世代型太陽電池の社会実装促進

次世代型太陽電池は、軽量、柔軟な特徴を有し、窓や壁にも取付可能であることから、本県のような豪雪地帯における導入が期待されています。

県では、豪雪地帯における次世代型太陽電池の早期の社会実装を促進するため、開発メーカー等が県内で行う実証事業の支援を行いました。

実証事業では、県内6箇所にカルコパイライト太陽電池を設置し、その耐久性や発電効率を確認するとともに、県内事業者が関与し、様々な施工方法の実証を進めているほか、PPA方式※による電力供給等が行われています。

また、現地説明会を開催し、次世代型太陽電池をPRするなど、本県における早期の導入促進に向けて取り組みました。



妙高クリーンセンターに設置された
カルコパイライト太陽電池

※ PPA (Power Purchase Agreement) 方式

発電事業者は、需要家から保有施設のスペース（屋根等）の提供を受け、発電設備の設置・運用・保守を実施。需要家はそこで発電された電気を購入する仕組み。

○中小事業者脱炭素経営支援

脱炭素経営に向けた取組は、大手企業を中心にサプライチェーン全体へ広がっており、中小企業も脱炭素経営に着手することでビジネスチャンスの獲得や企業イメージ向上、コスト削減などの効果が期待されています。

県では、「新潟県事業者支援脱炭素プラットフォーム」により中小事業者等の脱炭素化の取組を支援しています。

7年度は、事業者の脱炭素経営への転換を促進するため、中小企業向け SBT 認定※の取得をモデル的に支援し、製造業や建設業等の15事業者が認定を取得しました。これに加えて、脱炭素経営に取り組む事業者の先行取組事例を Web やセミナーで紹介するなど、事業者の脱炭素経営への転換に資する情報を発信しました。



脱炭素化の取組の流れ

※ SBT (Science Based Targets) 認定

企業が設定するパリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標を、国際機関 (SBTi) が認定するもの。

Ⅱ 人と自然が共生する暮らし

○ツキノワグマによる人身被害等の防止に向けた取組

7年度は、クマの出没が多発し、人身被害が多く発生する深刻な事態となりました。県では、7年11月にクマ被害緊急対策として、冬眠前のクマを集中的に捕獲するため、市町村による捕獲網の整備や捕獲者の日当等への支援を行う「アーバンベア捕獲緊急支援事業」や、人里周辺でのクマの管理捕獲強化を実施しました。加えて、8年3月からは、人里への出沒を未然に防止するため、冬眠明けのクマを捕獲する「春期管理捕獲事業」を実施しました。

また、7年9月には、改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村の判断により住民の安全確保等の条件の下で特例的に市街地等での銃によるクマの捕獲（緊急銃猟）が可能となりました。県では、市町村が安全かつ円滑に緊急銃猟を実施できるよう、市町村、警察、猟友会等と連携し、緊急銃猟を想定した訓練、ハンターへのクマ捕獲技術向上研修及び緊急銃猟の実施に必要な盾等の資材購入等の支援を行い、7年度は15件の緊急銃猟が実施されました。



春期管理捕獲の様子



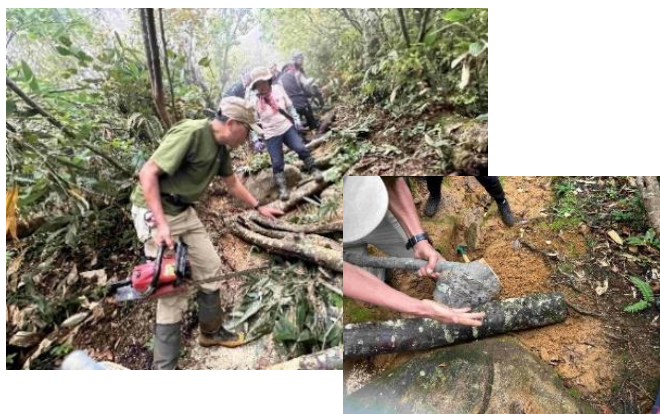
緊急銃猟を想定したクマ出沒対応訓練の様子

○生物多様性の保全に向けた普及啓発等の取組

県では、地域における自然環境保全活動への支援や生物多様性保全の理解促進を図る普及啓発セミナーの実施など、多様な主体と協力した取組を進めています。

7年度は、「自然環境を支える地域づくり事業」により、地域団体などの利用者による登山道整備や保全団体による「新潟県の名水」周辺環境整備等の自然環境保全活動に対し、補助金の交付や資材の提供などの支援を実施しました。

また、市町村や関係機関との共催により、生物多様性の保全の普及啓発を目的とした地域セミナー等を実施し、県としてもブースを出展するなど、県民の生物多様性の保全に対する意識醸成に取り組みました。



利用者による登山道の整備の様子



生物多様性セミナーの様子

III 資源循環型社会の形成

○暮らしの中で進める資源循環の取組

県では、環境と経済が調和した「資源を大切にする循環型の地域社会」の実現に向け、市町村や事業者等と連携し、資源循環の推進に向け取り組んでいます。

食品ロス削減に向けた取組として、本県の食品ロスの半分以上が家庭から発生していることを踏まえ、家庭でできる食品ロス削減に向けた取組を紹介する動画やリーフレットを作成し、特設サイト等を通じて発信しました。また、「新潟県食品ロス削減推進計画」の目標値を前倒しで達成したことから、計画を改定し、新たな目標値を設定するとともに、更なる削減の取組が進むよう、消費者への呼びかけやガイドラインの周知等の施策を追加しました。

プラスチックごみ削減に向けては、プラスチックごみが海洋環境に与える影響等について広く周知するため、県立図書館においてパネル展を行い、来場者の皆様から、日頃行っているプラスチックごみ削減の取組を紹介していただきました。また、「すごろく」で遊びながら学べるリーフレットを作成しました。

8年3月には、循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定し、本県の廃棄物処理における現状や廃棄物分野における脱炭素化の観点等も踏まえ、焼却処理量の削減や、リチウムイオン電池の適正処理・再資源化などを進めていくこととしました。



食品ロス削減の啓発



プラスチックごみ削減の啓発

○公共関与最終処分場の整備に向けた取組

上越地区における広域最終処分場の整備候補地について、5年3月、関係町内会の意見等を踏まえ、環境保全対策、地域振興策を具体化することを前提に、上越市柿崎区内の2地区の整備予定地において、順次整備を目指し事業を推進していくこととしました。

7年度は、(公財)新潟県環境保全事業団が10月に処分場の整備計画等を示した基本計画・基本設計(概要版)を公表したほか、同財団及び上越市と連携し、環境影響評価手続や用地取得に向けた取組等を進めました。



地元への説明の様子

今後も、関係町内会をはじめ多くの県民、地権者の理解と協力を得ながら、安全・安心な施設整備と運営の実現に向け取り組みます。

IV 安全で快適な生活環境の保全

○化学物質（PFOS・PFOA、トリクロロエチレン）による環境汚染の防止

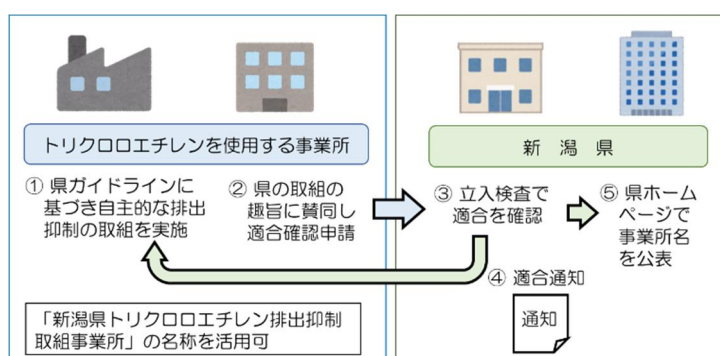
県内における6年度の化学物質の環境への届出排出量は2,092tで、前年度から3.1%減少しました。本県は全国に比べ、トリクロロエチレンの排出量が多い特徴があります。

有機フッ素化合物の一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、泡消火薬剤やフッ素ポリマー加工助剤など様々な用途で使用されてきましたが、難分解性等の性質から、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

2年度には同物質が水質汚濁防止法の要監視項目に指定されたことや社会的注目度などを踏まえ、網羅的に存在状況を把握する必要があるため、6年度は河川25地点、7年度は河川54地点と地下水32地点で調査を行い、その結果、指針値を超過した調査地点はありませんでした。

トリクロロエチレンは、金属製品製造業の多い県央地区で多く排出されており、トリクロロエチレン排出抑制に向けた自主的取組ガイドラインの策定等を行い、排出抑制の取組を促進しています。

さらに、5年度からは、燕市のトリクロロエチレン使用事業所を対象に、県が事業所における排出抑制の取組を確認し、条件に適合した場合、「新潟県トリクロロエチレン排出抑制取組事業所」として公表する取組を行っています。8年3月末時点で29事業所が適合することを確認し、公表しました。

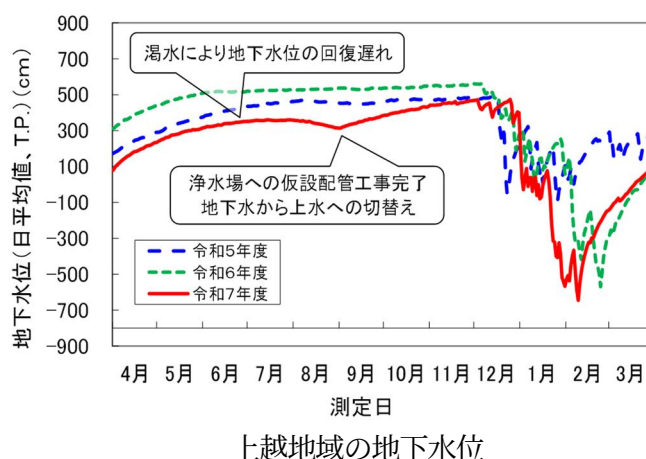


○地盤沈下（夏季の渇水対策と冬季の注意報・警報）

上越地域では昭和60年度から、地下水位の低下が著しく地盤沈下が進行するおそれがあるときに、県が注意報や警報を発令し、地下水利用者である事業者や市民にその状況を周知し、地下水節水の呼びかけや使用量の削減を要請する「緊急時対策」を実施しています。

7年度の夏季は、少雨などの影響により水道用水や農業用水が不足したため、地下水揚水量が増加しました。このため、例年より早い時期から関係機関に対し、冬季における地下水利用について、節水の対応を求めました。

冬季は、降雪により消雪用地下水の揚水量が増加し、地下水位の急激な減少が見られたため、1月3日に注意報を、1月22日に警報を発令し、事業者や市民に地下水の節水・削減を要請しました。



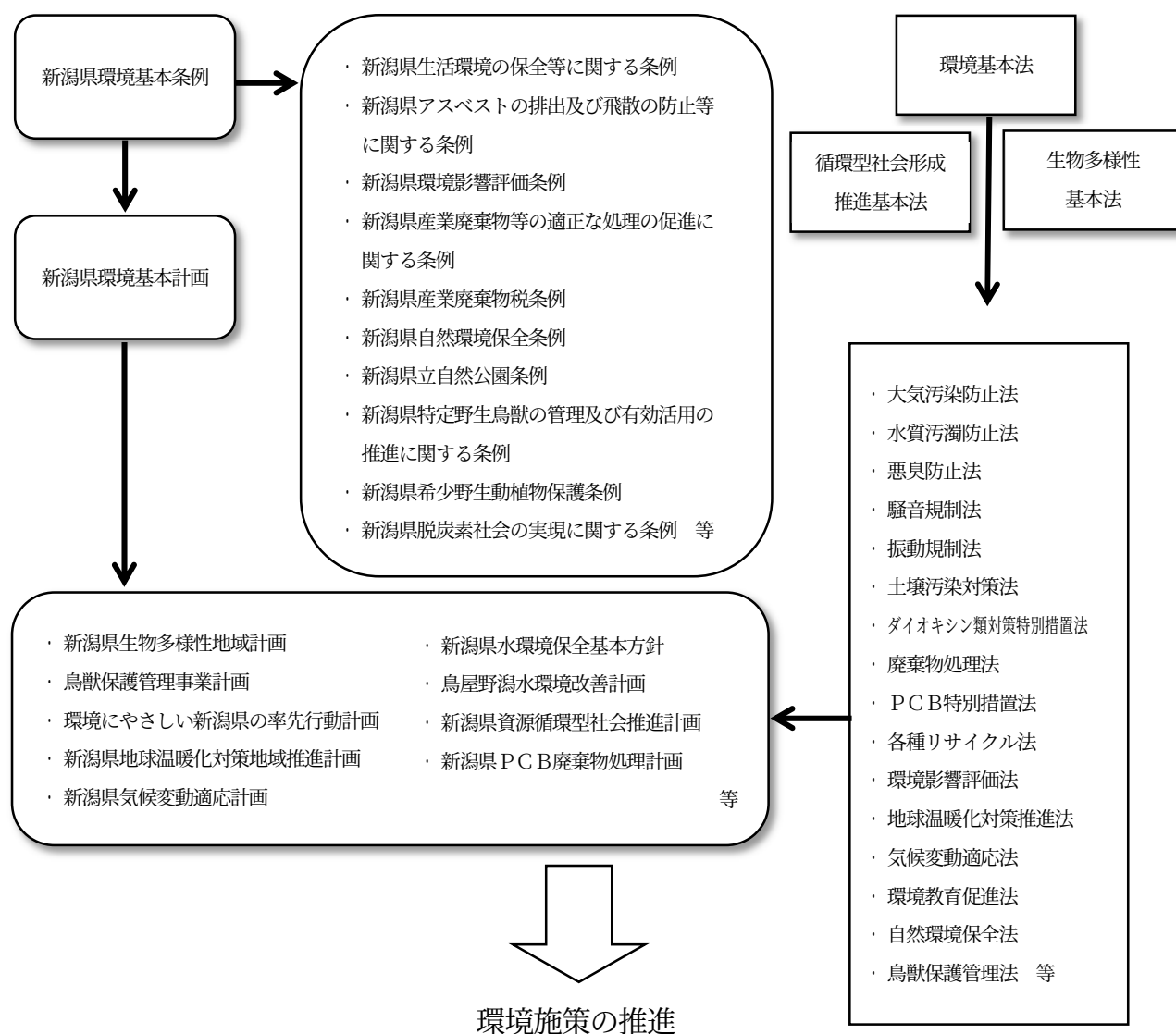
上越地域の地下水位

第2章 環境行政の総合的推進

第1節 新潟県の環境施策の枠組み

本県では、新潟水俣病をはじめとする公害等の経験を踏まえ、環境関係法令や「新潟県公害防止条例※」の的確な施行・運用により、環境の保全に努めてきました。その後、地球環境問題が顕在化する中で、平成5年11月に制定された「環境基本法」等を踏まえ、平成7年7月に県民、事業者、行政の連携と協力の下で、人と自然が共生する健全で潤いのある環境を実現し、これを将来の世代に継承していくため、「新潟県環境基本条例」を制定しました。この条例の基本理念を実現するため、「新潟県環境基本計画」を策定し各種施策を推進しています。現行の環境基本計画（平成29年度～10年度）は、平成29年3月に策定されたものです。

図表 1-2-1-1 新潟県における環境施策の体系



※ 新潟県公害防止条例：平成8年度に「新潟県生活環境の保全等に関する条例」として改正。

第2節 新潟県環境基本条例等

1 新潟県環境基本条例

社会経済活動の拡大や生活様式の変化等により、人間の活動が環境に与える負荷は増大してきており、自然のもつ復元能力を損なうにとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれが生じてきています。

県では、これらの問題に適切に対応できるよう、平成7年7月に「新潟県環境基本条例」を制定しました。この条例では、「人と自然が共生する健全で潤いのある環境を実現し、これを将来の世代に継承していくこと」を目指しています。

図表 1-2-2-1 新潟県環境基本条例の体系

第1章	総則	・環境の保全についての基本理念 ・県、市町村、事業者、県民の責務 等
第2章	環境の保全に関する基本的施策	・施策の指針 ・環境基本計画 ・環境影響評価の推進 ・環境の保全上の支障を防止するための規制 ・資源の循環的利用等の推進 ・環境教育の推進等による県民等の自主的な環境保全活動の推進 ・地球環境保全等の推進 等
第3章	環境の保全に関する施策の推進体制の整備	・県の推進体制の整備 ・県民等との連携体制の整備等

2 新潟県生活環境の保全等に関する条例

「新潟県生活環境の保全等に関する条例」は、都市・生活型公害、多様な化学物質による環境汚染、地球環境問題等、従来の枠組みでは処理できない問題に対応するとともに、公害対策の拡充を図るため、平成8年10月に新潟県公害防止条例を見直し、制定しました。

条例では、水環境保全基本方針の策定、生活排水対策の推進、有害化学物質の適正管理等の推進、資源の循環的利用等の推進、地球環境保全に関する施策の推進、カラオケ店等の営業騒音の規制、建設工事に伴う水質汚濁の防止及び土壌・地下水汚染の防止に関する措置等を規定しています。

3 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例

「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」は、吹付けアスベスト等[※]使用建築物の解体等に伴うアスベストの大気への排出を未然に防ぎ、新たな被害の発生を防止するため、平成17年12月に制定しました。

条例では、既存建築物からのアスベストの飛散防止、建築物解体時の作業基準の遵守、アスベスト廃棄物の処理、アスベスト除去等の施工業者名簿の作成、公表等に関して規定し、環境へのアスベストの排出及び飛散の防止を図っています。

[※]吹付けアスベスト等：吹付けアスベスト、アスベストを含有する保温材・耐火被覆材・断熱材

4 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」は、産業廃棄物の適正な処理を促進するため、数次にわたり改正され、規制の強化が図られましたが、中間処理後の産業廃棄物の保管量については規制がない等、依然として多くの課題を抱えています。

「新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例」は、この法の未規制課題に対応するため、平成 16 年 12 月に制定し、平成 17 年 4 月に施行しました。この条例では、中間処理後の産業廃棄物（燃え殻）の保管について保管上限数量を設定するとともに、有価物と称して多量保管された事例がある「使用済タイヤ」と不適正な保管状況が見受けられる「木くずチップ」について、産業廃棄物と同等の保管基準を課しています。また、産業廃棄物の処理が、発生から最終処分までの一連の行程において円滑かつ適正に行われるために、排出事業者、中間処理業者及び土地所有者等に対して一定の規制を盛り込むなど、産業廃棄物等の処理の適正化を図り、良好な生活環境を確保することを目指しています。

5 新潟県産業廃棄物税条例

「新潟県産業廃棄物税条例」は、「地方税法」第 4 条第 6 項の規定に基づいて、「産業廃棄物税（法定外目的税）」を創設し、産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の整備の促進、その他適正処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成 15 年 7 月に制定したものです。

その仕組みは、排出事業者を納税義務者とし、県内の産業廃棄物の最終処分場への搬入量 1 トンにつき 1 千円を課し、最終処分業者による特別徴収という形で徴収するものです。

税収を財源として、産業廃棄物の発生抑制及び再生利用、最終処分場の整備並びに不法投棄された産業廃棄物の撤去等の施策を推進するとともに、この税が廃棄物を削減しようとする動機付けとなり、事業者の発生抑制やリサイクルに取り組む意識が向上し、さらには適正処理が促進されることにより、産業廃棄物に対する県民の不安感や不信感が解消されていくことが期待されています。

6 新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例

「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」は、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシなど人身や農林水産物に被害を生じ又は生じさせるおそれのある種を「特定野生鳥獣」として定め、これらの鳥獣対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 26 年 12 月に制定され、内容の見直しを経て平成 30 年 10 月に改正されました。

条例では、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めています。

7 新潟県希少野生動植物保護条例

「新潟県希少野生動植物保護条例」は、本県において、近年、乱獲や開発等の人間活動により絶滅の危機に瀕している種が増加しているとともに、隣接県の条例では捕獲等が規制されている希少野生動物が県内で捕獲されインターネットオークションで取引されたり、生息分布が明らかとされ、乱獲のおそれが生じるような事案が発生したりしていることから、本県の希少野生動植物の捕獲等を規制することにより保護を図り、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全するため、3 年 3 月に制定したものです。

条例では、19 種の希少野生動植物を特に保護を図るべき種として「指定希少野生動植物」に指定し、条例に違反して捕獲等した場合には罰則を定めています。

8 新潟県脱炭素社会の実現に関する条例

気温の上昇や豪雨など、地球温暖化を原因の一つとする気候変動の影響はますます顕在化し、非常事態といえる状況にあります。気候変動の影響を緩和する脱炭素社会の実現のためには、あらゆる主体が自らの責任と役割を認識し、脱炭素化に向けた行動を実践することが重要です。

「新潟県脱炭素社会の実現に関する条例」は、オール新潟で脱炭素社会の実現に向けた取組を加速化させるため、7年4月1日に施行しました。条例では、地域の脱炭素化及び経済の活性化を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、基本理念、県・県民・事業者の責務、県による推進計画の策定等について規定するほか、県民・事業者に実践していただきたい具体的な取組を掲げています。

9 その他の条例

県ではその他「新潟県立自然公園条例」、「新潟県自然環境保全条例」、「新潟県環境影響評価条例」等を制定しています。

→「資料編：4（2）その他の条例」

第3節 新潟県環境基本計画の推進

「新潟県環境基本計画」は、本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画です。

県では、「新潟県環境基本条例」第10条に基づき、平成9年3月に初めて環境基本計画を策定しました。現在の計画は、平成29年3月に10年度までを計画期間として策定していますが、3年3月に計画策定から4年が経過することから、環境に関する現状と課題等を踏まえ、改定を行いました。

また、4年3月には、脱炭素社会に向けた新たな目標、取組について一部改定を行いました。

7年3月には、3年3月の計画改定から4年が経過することから、2回目の改定を行いました。

計画では、多様な主体の協働により、本県の有する恵み豊かな環境を保全し、自然との共生や脱炭素社会への転換に取り組み、県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指しています。

新潟県環境基本計画(2017-2028)の基本的な方向

＜目指す方向＞県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる
持続可能な社会の構築を目指します。

＜基本目標＞

- 脱炭素社会への転換
- 人と自然が共生する暮らし
- 資源循環型社会の形成
- 安全で快適な生活環境の保全

基本目標を達成するための4つの環境保全の施策分野を柱として、体系的に施策を展開します。また、施策の進捗管理を適切に行うため、主要指標等を設定し、検証します。

→「資料編：1 環境基本計画（2017-2028）に掲げる主要指標及び環境指標」

第 2 部

環境の現状と施策の推進



第1章 脱炭素社会への転換

第1 温室効果ガス排出量の削減

●現状と課題

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策を地域レベルで推進するため、「新潟県地球温暖化対策地域推進計画(2017-2030)」を平成29年3月に策定しました。同計画に基づき、2050年までの脱炭素社会の実現を目指して県民、事業者、行政それぞれにおける地球温暖化対策を進めており、4年3月には「新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略」を策定するとともに、同計画の改定を行い、12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量の削減目標を従来の26%削減から46%削減(いずれも平成25年度比)に引き上げ、さらなる高みを視野に入れています。

県内の温室効果ガス排出量は、6年度(2024年度)において、1,965万トン(CO₂換算、速報値)であり、前年度に比べ1.6%増加、基準年(平成25年度)と比べ30.1%減少しています。また、森林吸収量を差し引いた実質排出量は1,851万トンであり、基準年の排出量と比べて34.1%減少しています。基準年以降、家庭やオフィスでの省エネ等の取組や、工場や事業場における高効率な設備への更新等が進み、温室効果ガス排出量は減少傾向を示していますが、12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量の基準年比46%削減に向けては、さらなる取組の加速化が必要です。

排出量削減目標の達成に向け、以下の課題等を踏まえ、本県の特徴を活かした削減効果の高い重点施策に国・市町村・民間と連携して取り組んでいます。

(エネルギー供給部門)

県内には火力発電所や水力発電所等が点在し、発電電力の約6割を首都圏など県外に移出しています。

また、石油・天然ガスのパイプライン、港湾部の貯蔵基地等のインフラ及び関連技術・産業が集積し、国内のエネルギー拠点としての重要な役割を果たしており、これらの脱炭素化を図ることにより、国全体の脱炭素化に貢献することが期待されます。

さらに、長い海岸線、多くの河川、広大な平野部及び豊富な森林資源等を活かした再生可能エネルギーのポテンシャルを有しており、これらの有効活用を図ることが重要です。

(産業部門、エネルギー転換・非エネルギー部門)

産業部門の温室効果ガス排出量は、県全体の約4分の1に相当し、うち約4分の3を排出量の多い上位約200事業所が占めており、国やこれら大規模排出事業者と連携し、事業活動の脱炭素化を図ることが重要です。

(業務部門)

業務部門の温室効果ガス排出量は、県全体の約14%に相当し、その約9割を比較的小規模の事業所が占めており、これら事業者を対象とした省エネ化や再エネの導入・活用を進めることが重要です。

(家庭部門)

家庭部門の温室効果ガス排出量は、県全体の約14%に相当し、うち約3分の2が電力消費に由来するものですが、ガスや灯油等の燃料消費に由来する排出も一定量があります。

本県は、全国平均よりも戸建住宅の割合が高く、また冬期の暖房由来の温室効果ガス排出量が高いという特徴があり、住宅の断熱対策や、家庭における省エネの普及啓発を進めることが重要です。

(運輸部門)

運輸部門の排出量は、県全体の約2割に相当し、うち約9割を自動車走行に由来しています。

本県は、世帯当たりの自動車保有数が全国でも高いことから、走行時に温室効果ガス排出の少ない次世代自動車の普及を図ることが重要です。

(吸収源・貯留対策)

森林が持つ CO₂吸収能力の維持・向上を図るには、人工林では主伐・再造林によって森林の若返りを進め、広葉樹林では間伐等により健全化を促すことが重要です。

また、本県に集積した天然ガス採掘・製造等に関するインフラ・技術を活用し、CO₂の回収・有効利用・貯留（CCUS）の取組を進めることも重要です。

- 「資料編：3-(1)-① 新潟県及び全国の温室効果ガス排出量」
- 「資料編：3-(1)-② 新潟県及び全国の温室効果ガス排出量の推移」
- 「資料編：3-(1)-③ 新潟県及び全国の部門別温室効果ガス排出量の割合（6年度）」
- 「資料編：3-(1)-④ 新潟県の部門別温室効果ガス排出量」
- 「資料編：3-(1)-⑤ 全国の部門別温室効果ガス排出量」

●施策の展開

1 エネルギー供給部門

(1) 脱炭素化に向けた再エネ導入など地域づくりの取組

ア 脱炭素先行地域づくり^{※1}

7年度には、脱炭素先行地域に選定された佐渡市（県との共同提案）と関川村で、地域の再エネポテンシャルの最大限活用に向けた取組が進められました。また、重点対策加速化事業に採択された新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、燕市、妙高市及び南魚沼市で、再エネの地産地消のための発電設備等の導入が進められました。

イ 自然エネルギーの島構想

県では、佐渡島や粟島がエネルギー供給の大部分を火力発電所に依存している状況や、電力系統が小さいために再生可能エネルギーが導入しにくいといった状況に対応するため、東北電力や関連事業者等と連携し、再生可能エネルギー・次世代エネルギー関連の取組や事業を進めるための具体的な取組や方策を整理・検討し、4年3月に「自然エネルギーの島構想」をとりまとめました。

構想の実現を図っていくために、先導的な事業に地域を巻き込みながら官民で取り組みつつ、技術革新や国の政策動向等を踏まえて、中長期的な取組を実施していきます。

(2) 大規模排出事業者等と連携した取組

ア 新潟カーボンニュートラル拠点化・水素利活用促進協議会

2年度に国と合同で民間企業・関連自治体等で構成する新潟カーボンニュートラル拠点化・水素利活用促進協議会を設置し、エネルギー拠点としての本県の強みを活かした企業間連携（低炭素水素製造・CCS^{※2}等）の促進など、カーボンニュートラル社会実現に向けた取組を支援しています。

イ カーボンニュートラルポート

日本海側有数のエネルギー拠点である新潟港及び直江津港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進するため、「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、官民の連携による港湾エリアの脱炭素化に向けた取組を推進しています。

ウ 再生可能エネルギーの導入促進

①洋上風力発電

11年6月に運転開始予定の村上市及び胎内市沖における洋上風力発電について、事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行うため、国とともに設置をした法定協議会を開催しました。

※1 国は、2030年度までに全国で少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくり、家庭やオフィスの電力使用に伴うCO₂排出の実質ゼロ等を実現し、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとするとしています。

※2 「CCS（Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素回収・貯留）」は、発電所や工場などから排出されたCO₂を分離・回収し、地中深くに貯める技術。

②太陽光発電

県は、太陽光発電の普及促進を図るため、民間事業者と連携し、商業用として全国初のメガソーラー発電所の建設に取り組み、平成 22 年度から運転を行っています。その後、民間事業者によるメガソーラー発電所の建設も進み、県内各地で稼働しています。

また、県では東部産業団地（阿賀野市）に新潟東部太陽光発電所を建設し、平成 23 年度（1 号系列）と平成 24 年度（2 号系列）にそれぞれ 1 メガワット、平成 27 年 7 月 1 日に 3 号系列 15 メガワットの運転を開始し、新潟県競馬厩舎跡地（新潟市北区）において平成 26 年度に北新潟太陽光発電所 4 メガワットの運転を開始しました。

③その他の再生可能エネルギー等

小水力発電や地熱発電、木質バイオマス発電、地中熱利用等の再生可能エネルギー活用促進に取り組んでいます。



新潟雪国型メガソーラー発電所(新潟市)



新潟東部太陽光発電所(阿賀野市)

2 産業部門、エネルギー転換・非エネルギー部門

(1) 大規模排出事業者等と連携した取組の促進

新潟カーボンニュートラル拠点化・水素利活用促進協議会において、エネルギー拠点としての本県の強みを活かした企業間連携（低炭素水素製造・CCS 等）の促進など、カーボンニュートラル社会実現に向けた取組を支援しました。

(2) 中小事業者の取組の支援

原油・原材料価格の高騰等の影響を受けている県内の中小企業や社会福祉法人等が行う省エネルギー設備の導入支援として、7 年度は 617 件の補助を行いました。

また、県では、(公財) にいがた産業創造機構と連携し、中小企業に対して市場調査、ビジネスプランのブラッシュアップ、研究開発経費への助成及び商談会・見本市への出展支援等を行うことで、環境関連の新技术・新製品の開発や、環境ビジネスへの取組を支援しています。

さらに、中小事業者の再生可能エネルギーの活用や省エネによる脱炭素化の取組を推進するため、関係機関が持つ情報の共有や集約、連携促進等により支援する「新潟県事業者支援脱炭素推進プラットフォーム」を 4 年度に設立し脱炭素経営に関する情報を Web サイトやセミナーなどで発信するほか、事業者からの脱炭素に関する相談窓口を設置しています。

(3) 再生可能エネルギーの活用促進

県内事業者の自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備・熱利用設備等の導入支援として、7 年度は 12 事業者に対して補助を行いました。

(4) 次世代型太陽電池の実証支援

次世代型太陽電池を用いて実施する豪雪地帯での太陽光発電設備導入の課題解決に資する実証事業を支援し、7 年度は、カルコパイライト太陽電池を用いた実証事業 1 件を採択し、県庁 3 階の東回廊渡り廊下、株式会社坂詰製材所、妙高市公共施設（市役所、クリーンセンター）において実証が開始されました。

3 業務部門

(1) 事業者の取組支援

ア 事業所における脱炭素の取組の支援

原油・原材料価格の高騰等の影響を受けている県内中小企業等が行う、省エネルギー設備の導入支援を行いました。

また、「新潟県事業者支援脱炭素推進プラットフォーム」により、脱炭素経営について Web サイトやセミナーで情報発信しました。7年度は新たに、事業者の脱炭素経営への転換を支援するため、県内事業者が行う中小企業向け SBT 認定の取得及び取得に向けた取組に要する費用に対する補助事業を実施し、15 事業者が認定を取得しました。

このほか、県のホームページや各種啓発活動を通じて、カーボン・オフセットの取組やエコマーク商品、グリーン購入など環境負荷の少ない製品やサービス等の利用について情報提供しました。

イ エコ事業所表彰

二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組む企業を「エコ事業所」として登録・表彰することにより、事業者の省エネ・省資源等の取組の促進による二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

平成 25 年度から参加募集を始め、7 年度末時点では 1,253 事業所が参加登録し、省エネ等の取組が進められました。また、特に優れた取組を行った 6 事業所を表彰しました。

→「資料編：3-(1)-⑥ エコ事業所表彰制度における表彰事業所（7 年度）」



(2) 事業者としての県の取組

ア 環境にやさしい新潟県の率先行動計画の推進

県自らの事務事業に伴う環境負荷を低減するため、「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」に基づき、すべての所属・機関において、電気・燃料・水・紙使用量等の削減等に取り組んでいます。さらに、県のグリーン購入調達方針に基づき、調達品目及び調達目標を定め、グリーン商品の購入を積極的に進めています。

5 年 3 月には、本計画を改正し、12 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度に比べ 60%削減する新たな目標を掲げました。この実現に向け、これまでの省エネ・省資源の取組を継続することに加え、太陽光発電設備の導入や LED 更新の加速化、次世代自動車の導入等に取り組むこととしています。

なお、7 年度の県自らの業務に伴い発生する温室効果ガス排出量は 122,066t-CO₂ で、平成 25 年度に比べ 39%減少となりました。引き続き、目標（12 年度に平成 25 年度に比べ 60%削減）の達成に向けて取り組みます。

また、平成 24 年度から県立がんセンター新潟病院、5 年度から道路照明灯の LED 化で ESCO サービスの活用に取り組んでいます。

→「資料編：3-(1)-⑦ 県自らの業務に伴い発生する温室効果ガス排出量の推移」

→「資料編：3-(1)-⑧ 『環境にやさしい新潟県の率先行動計画』の取組状況」

イ グリーン購入の取組状況

7 年度は、国の基本方針に準じて、重点的に調達を推進すべき環境物品（特定調達品目）として、紙類、文具類、OA 機器など 22 分野 288 品目を定め、国の判断基準に適合した物品の優先的な購入に取り組みました。

また、環境への負荷の少ない製品や技術の普及を進めるため、県のホームページや各種啓発活動を通じて、エコマーク商品や省エネ性能の高い製品等のグリーン商品に関する情報提供を行っています。

→「資料編：3-(1)-⑧ 『環境にやさしい新潟県の率先行動計画』の取組状況」

4 家庭部門

(1) 住宅対策等

住宅の省エネ対策として、多雪寒冷な本県の気候特性を踏まえ、国の ZEH 基準よりも断熱性能を高めた「雪国型 ZEH」の普及を図っています。3 年度に雪国型 ZEH の断熱性・気密性等の推奨性能を策定し、5 年度までにモデル的な実証事業として、雪国型 ZEH のモデルハウス 8 件及びモニターハウス 7 件の整備に対する補助を実施しました。6 年度には、住宅関係団体、金融機関、行政等からなる「新潟県雪国型 ZEH 推進協議会」を設立するとともに、雪国型 ZEH ビルダー・プランナー登録制度により、雪国型 ZEH の普及に取り組む事業者を広く県民に紹介するほか、住宅展示場と連携して雪国型 ZEH の断熱性能、気密性能を体験するイベントを開催するなど、関係者と連携した更なる雪国型 ZEH の普及拡大に取り組みました。また、雪国型 ZEH の新築及び太陽光発電設備、蓄電池等の導入を対象にした雪国型 ZEH 等導入促進補助を実施し、7 年度に雪国型 ZEH は 95 件、太陽光発電設備は 74 件、蓄電池は 44 件、地中熱設備は 1 件に補助金を交付するほか、工務店等が行う雪国型 ZEH の宣伝にかかる費用を補助する雪国型 ZEH 宣伝支援事業補助を実施し、見学会の開催や自社ホームページでの周知等、全 8 件に補助金を交付しました。



雪国型 ZEH に適合したモデルハウス

(2) 普及啓発

「2050 新潟カーボンゼロチャレンジ」として、県民・事業者と連携し、2050 年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロ実現に向け、省エネや再エネ利用など地球温暖化対策に関する様々な取組を進めています。

7 年度は、県内大学（新潟国際情報大学、敬和学園大学、新潟経営大学、長岡造形大学）の学生からなる普及啓発チーム「ゼロチャレ 30 士」が、県内で行われた環境イベントなどで、一人一人ができる脱炭素の取組「にいがたゼロチャレ 30」の普及啓発などを行いました。

また、新潟日報社のにいがた脱炭素プロジェクト「だつたんそうしょう！」に県が共催し、脱炭素に関する知識や必要性の理解と、行動変容を促すための普及啓発活動を官民で連携して実施しました。



県民に向けた温室効果ガスの排出抑制の啓発
(にいがたゼロチャレ 30)



市町村イベントでのゼロチャレ 30 士の活動

(3) 地球温暖化防止活動推進員

県では、地域で温暖化防止に関する普及啓発活動を行う「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱しており、「新潟県地球温暖化防止活動推進センター」では、推進員の資質向上と推進員相互の情報共有等を目的とした研修会の開催のほか、啓発ソールの作成・提供など推進員による地域での普及啓発活動を支援しています。



地球温暖化防止活動推進員による体験型環境学習

5 運輸部門

(1) 次世代自動車の普及促進等

県内の次世代自動車等の普及に向け、県、市町村及び関係業界・団体等が連携した取組の推進により、自動車交通に伴う二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

県では、平成 21 年度に電気自動車等の普及促進に関する条例を制定（4 年度に「新潟県次世代自動車の普及の促進に関する条例」として改正）し、自動車税等の軽減、公用車への導入、充電器設置支援、街中充電ネットワークの構築等に取り組んできました。4 年度からは、タクシーやレンタカーなど、県民が目にしやすい業務用車両や、新潟空港～新潟駅間のリムジンバスの EV 化に取り組ましました。これらの取組により、6 年度までに、県内に電気自動車（EV）2,692 台、プラグインハイブリッド自動車（PHV）4,050 台が導入されました。

(2) 県公用車への次世代自動車導入

県民、事業者等の次世代自動車の導入を促進し、自動車利用に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、県公用車を率先的に次世代自動車に切替えており、7 年度は、9 台を次世代自動車に更新しました。

(3) カーボンニュートラルポート

国際物流の結節点・産業拠点となる港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進するため、新潟港及び直江津港について「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、官民の連携による港湾エリアの脱炭素化に向けた取組を推進しています。

(4) エコドライブ等の普及

走行時に温室効果ガス排出の少ない運転方法について周知するなど、エコドライブの普及に取り組ましました。

6 吸収源・貯留対策

(1) 再造林や間伐等による森林整備の推進

県では、森林資源を循環利用し、二酸化炭素の吸収などの森林の持つ多面的機能の充実を図るため、森林組合等が行う再造林や間伐等とそれに必要な林道や作業道、林業機械の整備に助成しています。

併せて、県及び関係する公的機関では水源かん養や県土の保全上重要な保安林等に対し森林整備を実施しており、6 年度は県内で 1,734ha の森林整備が実施されました。



再造林された林の様子

(2) 企業と連携した森林整備・保全

県では、多様な主体による森づくり活動の推進の一環として、企業の社会貢献（CSR）による森の整備・保全を進める「企業の森づくり」を支援しています。この活動で、企業は土地所有者と活動協定を結び、複数年に渡って森づくりを行うこととしています。

7 年度は 16 企業（19 か所）の森づくりが行われています。



企業の森づくり活動の状況（胎内市）

(3) 県産材の普及促進

県産材の利用は、CO₂の吸収や国土を災害から守るといった、森林の持つ多くの機能の発揮につながる他、炭素を長期貯蔵し、脱炭素社会の実現に貢献します。

県では、県産材の普及啓発活動を行う団体や工務店等に対して、県産材の良さや利用する社会的な意義などをPRする取組を支援し、県産材の利用を推進しています。

また、県産材を使用した住宅や非住宅建築への支援等により、県産材の利用拡大を進めています。



県産材を利用した商業施設（上越市）

(4) カーボン・オフセットの普及

新潟県カーボン・オフセット制度を構築、普及し、県民や事業者の地球温暖化防止活動への参加の促進に取り組んでいます。

県では、新潟県版 J-クレジット制度[※]を運用しており、8年3月現在、森林整備プロジェクトである「トキの森整備事業」、「阿賀悠久の森間伐プロジェクト」、「苗場山麓 竜神の森 プロジェクト」、「南魚沼銘水の森間伐プロジェクト」、「雪の恵み、土の想い、森の夢～みんなでつなぐ命の環～魚沼わくわくの森プロジェクト」、「～棚田・里山・ブナ林～地域のたからを後世に継承する十日町市ふるさとの森づくりプロジェクト」及び排出削減プロジェクト「阿賀悠久の森ペレットボイラーによる温室効果ガス排出削減プロジェクト」の7つのプロジェクトを登録しています。



新潟県カーボン・オフセット
シンボルマーク

この新潟県版 J-クレジットの活用を県内外の企業等に提案する事業者と県が協定を締結するコーディネーター制度を設け、プロジェクト実施者とクレジットを活用する企業の橋渡しを行っています。

また、新潟県版 J-クレジットのみならず、県内での取組で創出されたクレジットの活用を促進し、カーボン・オフセットの一層の普及を図るため、クレジットの創出や活用に取り組む事業者等を構成員とした「新潟県カーボン・オフセット推進協議会」を6年度に設立しました。

7年度は、同協議会の主催で、構成員が創出するクレジットの活用を促進するため、「新潟県産 J-クレジット活用セミナー」を開催しました。

このほか、カーボン・オフセットの普及促進のため、イオンモール新潟亀田インターで行われた新潟フェアにブースを出展しました。



(株)ブルボン
新潟県防災天然水



(株)DI Palette
新潟手帳

カーボン・オフセット活用商品例

(5) CCUS

新潟カーボンニュートラル拠点化・水素利活用促進協議会（1（2）アに記載）の活動を基に組成されたプロジェクトが国の「先進的 CCS 事業」に選定され、事業化に向けた取組が進められています。

[※] クレジット制度を運営する国から承認を受けて「県版クレジット制度」を運営しており、発行された「県版クレジット」は国が発行する「クレジット」と同列に取り扱われます。

7 フロン類等の温室効果ガス対策

(1) 法に基づくフロン類の管理の適正化

県では、フロン類の管理の適正化を図るため、「フロン排出抑制法」によるフロン類の回収行程管理等が円滑に実施されるよう、新潟県フロン回収事業協会、新潟県冷凍空調設備協会等の関係業界と連携し、指導・監督の強化を図っています。

このほか、「フロン排出抑制法」や「自動車リサイクル法」に基づき、フロン類充填回収業者の登録等を進めるほか、フロン類充填回収業者等に対する立入検査や指導を行っています。

8年3月末現在、「フロン排出抑制法」に基づく第1種フロン類充填回収業者は886事業者、「自動車リサイクル法」に基づくフロン類回収業者は166事業者の登録があり、7年度は62事業所に立入検査を実施し、フロン類の適正な回収方法や記録に関する指導等を行いました。

また、県内のフロン類の適正な破壊処理等を促進するために「フロン排出抑制法」施行規則第49条第1号で定める認定者を1事業者認定しています。

(2) フロン類の適正管理に関する普及啓発の推進

県では、フロン類の適正管理の必要性について県民、事業者の理解を深めるため、県のホームページ等により、オゾン層保護や地球温暖化問題に関連して、フロン類の適正管理の情報提供を行っています。

第2 気候変動適応への取組

●現状と課題

近年、気温上昇による農作物への影響や、熱中症搬送者数の増加、またこれまでになかったような短時間強雨や大型の台風、さらには極端な小雪や反対に局所的な大雪による被害など、地球温暖化を原因の一つとする気候変動の影響が私たちの身の回りで現れており、非常事態といえる状況となっています。

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動によって排出される温室効果ガスの増加によって進行していますが、この温室効果ガスの排出を抑制するための「緩和策」とともに、深刻化する気候変動の影響に対して、その被害の回避・軽減に取り組む「適応策」が重要となってきており、これら二つの対策を両輪として進めていくことが必要です。

平成31年4月、県では、気候変動適応法に基づき、新潟県気候変動適応センターを保健環境科学研究所に設置し、気候変動影響等の情報収集・調査に着手するとともに、元年8月には各分野専門家からなる「新潟県気候変動適応に関する研究会」を開催し、最新の知見による県の気候変動の現状、将来予測、影響並びに対応方針等について検討を行いました。

この検討結果等を踏まえ、3年3月には新潟県気候変動適応計画を策定し、農業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、経済・産業活動、県民生活の7分野における適応策に取り組んでいます。

この計画では、本県における近年の状況、将来予測等のデータをもとに、気候変動の深刻な影響の有無や、県の産業や県民生活との関わりの観点から各分野への影響を総合的に評価し、図表2-1-1-1に示すように、4段階の重要度（◎、○、△、－）に分類しています。

図表 2-1-1-1 本県の気候変動適応に関する重要度の分類

重要度	評価の方針	項 目
◎	気候変動の深刻な影響を示すデータがあり、県の重要な産業又は県民の生命・財産に関わるもの	水稻（主食用米）、水害（洪水・内水）、雪害、暑熱（熱中症等）
○	気候変動の深刻な影響を示すデータがあるもの	果樹、野菜、畜産、海面漁業、水環境・水資源、土石流・地すべり等、高潮・高波、自然林・二次林、鳥獣害、感染症 等
△	気候変動の深刻な影響を示すデータがないもの	水稻（非主食用米）、病虫害、特用林産物（きのこ類等）、内水面漁業・養殖業、観光業 等
－	気候変動の影響が現状では確認されていないが、国が取り組む又は行うとしているもの	食品・飼料の安全確保、地球温暖化予測研究、技術開発、世界食糧需給予測、金融・保険 等

様々な影響の中でも、本県の重要な産業又は県民の生命・財産に関して深刻な影響を示す近年の状況や将来予測のデータがあるものとして、農業分野の水稻（主食用米）、自然災害分野の水害（洪水・内水）及び雪害並びに健康分野における暑熱（熱中症等。関連して、農業分野の熱中症対策、国民生活・都市生活分野のその他（暑熱による生活への影響）も含む。）を本県で最も重要度の高い項目とし、国や他都県、市町村等とともに連携・協力して地域レベルでの適応策を推進しています。

(水稻)

水稻は本県の主要な農作物であり、夏場の異常気象が発生した時に大きな被害が生じる懸念があること、また温暖化に伴い気温上昇等が進んだ場合、21世紀末には米の収量が大きく低下する可能性が予測されていることから、異常気象への対策が重要な課題です。

(水害)

近年、気候変動の影響により、毎年のように「数十年に1度」「想定外」と言われる大規模な自然災害が頻発化しており、防災・減災対策をハード・ソフト両面にわたって一層強化する必要があります。

(雪害)

既に県内では、今世紀に入って日降雪量の多い日が増えていることを示す観測結果があり、積雪の急増により道路除雪が追い付かず、大規模な車両滞留の発生リスクが高まるおそれがあります。また今後、雪が雨として降ることが多くなり、湿った重い雪による建物・設備等の被害や水と積雪が複合化した災害が懸念されます。一方で、降雪量は全体として減少することが予測されており、雪を利用した観光等への影響が懸念されます。

地球温暖化が進行した場合でも、雪による被害を最小限に食い止め、雪を有効資源として積極的に活用する取組を推進する必要があります。

(暑熱)

近年、県内でも多くの熱中症による搬送者や死亡者が出ており、今後、真夏日や熱帯夜等がますます増加し、熱中症のリスクが県民の日常生活や、就学、就業時等あらゆる場面において高まることが予測されます。気温が高くなる時期やその事前時期に、各種媒体等により、熱中症予防のための適切な注意喚起及び普及啓発を実施する必要があります。

●施策の展開

1 水稻（主食用米）

7年度は、5年夏の異常気象による米の大幅な等級低下を踏まえ、異常高温リスクの軽減に向けた品種転換や作期分散等、作付計画の見直しなどを農業者等に働きかけました。

生産現場では、既存の高温耐性品種への品種転換や直播栽培等による作期分散が進められました。

また、高温耐性品種の研究開発を進めています。

2 水害（洪水・内水）

災害から県民の命と暮らしを守るハード対策を効果的に進めるとともに、住民目線に立ったソフト対策を関係機関・団体等と連携して取り組むなど、ハード・ソフト対策をもう一段加速し、一体的・総合的に推進しています。

- ・ 施設が本来持っている機能を十分発揮できるよう、河川内の河道掘削や樹木伐採及び河川管理施設（堤防、ダム及び排水機場等）の点検・評価・補修等を行いました。
- ・ 水害発生リスクの低減を図るため、河道拡幅等による河川改修や、ダムの建設を進めました。県が管理している河川の延長は4,900 kmあり、そのうち河川改修が必要な区間は3,093 kmありますが、7年度末時点において、54.8%にあたる1,695 kmが改修済みです。



河川改修の事例

- ・ 水害を含む災害対策として、県内全域の洪水、土砂災害、津波などのハザードマップを普段から手軽に確認でき、市町村からの避難情報、気象台からの大雨・洪水警報などをプッシュ通知で入手できるスマートフォン用アプリ「新潟県防災ナビ」を運用することで、住民が適切なタイミングで避難行動を取れるよう支援しました。
- ・ 住民へ確実に防災情報を伝達するため、「新潟県防災ナビ」で新潟県河川防災情報システムの河川水位及び河川監視カメラの閲覧機能を整備しています。
- ・ 農業用施設に関する対策は、農作物の湛水被害を未然に防止するため排水路や排水機場の整備を進めました。
- ・ 大雨時に田んぼに一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する「田んぼダム」の取組に関する普及・啓発を行いました。
- ・ 地域の方の早期避難に活用いただくため、「新潟県河川防災情報システム」による情報発信を行いました。
- ・ 小学生高学年、中学生及び高校生を対象とした水防災教育として、座学やグループワークを通じて、災害に関する基本的な知識や安全を確保するための避難行動などを学びながら、マイ・タイムラインをつくり上げる「新潟県マイ・タイムライン教室」を支援しました。
- ・ 防災情報を正しく理解し、説明できる人材の育成を図るため、地域の防災活動の中核を担う自主防災組織のリーダー等に対して指導・助言を行う「新潟県防災リーダー」を養成するとともに、養成後の地域における実践を支援するため、講座や交流会の開催などに取り組みました。
- ・ 住民の主体的な避難行動を支援するため、浸水想定区域図の作成を通じた、市町村等による洪水ハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画策定を支援しました。



新潟県防災ナビ

3 雪害

- ・ 各道路管理者の連携の下、安全で円滑な冬期道路交通の確保に努めました（道路除雪延長4,555.2km）。
- ・ 特別豪雪地帯における地域コミュニティ等による除排雪活動などを支援するとともに、除雪作業中の事故防止に向けて、様々な媒体を活用した啓発活動を実施しました。
- ・ 雪情報システムの運用により、県民に対して降雪予測等の情報提供を行いました。
- ・ 融雪期の溢水被害を防止するため河川除雪を行いました。
- ・ 人力による雪下ろしの必要がない「克雪住宅」及び屋根雪下ろし時の安全対策設備（命綱固定アンカー）について設置費用の一部を支援しました。
- ・ 家屋等の倒壊を防ぐ雪下ろしの判断に役立つ「雪おろシグナル」の活用について県民に周知しました。

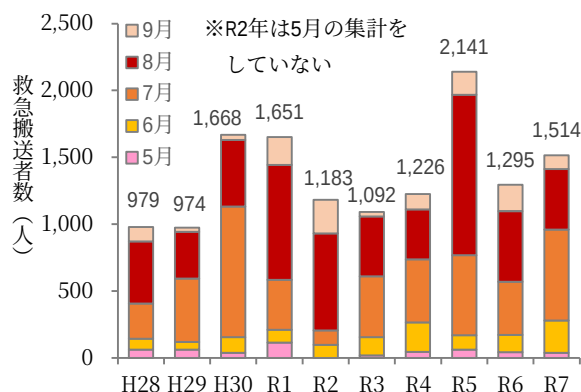


屋根雪下ろし時の安全対策

4 暑熱（熱中症等）

- ・ 7年度は、計 32 回発表された熱中症警戒アラートを、県防災情報伝達システムにより市町村や消防本部等に伝達するとともに、ホームページや SNS、テレビ、ラジオ、コンビニエンスストアの店頭周知等により暑さへの注意や熱中症予防行動について呼びかけました。
- ・ 関係部局の連携の下、熱中症予防対策を一層推進するため、「新潟県熱中症予防対策連絡会議」を開催し、気象情報や各課の取組等について情報を共有しました。
- ・ 市町村、関係課に随時情報提供を行うほか、関係団体にリーフレットを配布し、普及啓発を実施しました。
- ・ 7年度の熱中症による救急搬送者数は 1,514 人（うち死者 8 人※）となり、6年度と比較して 219 人増加しました。熱中症疑いによる死亡が確認された際や、熱中症警戒アラートが発表された場合等において、熱中症予防対策等について、ウェブサイト、SNS、報道発表を通じて注意喚起を行いました。
- ・ 小中高特別支援学校に対しては、文書による注意喚起・普及啓発に加え、学校安全に関する研修等で注意喚起・普及啓発を図りました。
- ・ 熱中症事故防止の徹底と併せて、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を周知しました。
- ・ 熱中症の予防措置や発生時の対応等について記載した「新潟県立学校熱中症対策ガイドライン」を周知しました。
- ・ 学校への通知等と併せて、各市町村のスポーツ主管課や県スポーツ協会を通じて競技団体等に対し、注意喚起・普及啓発を実施しました。
- ・ 農作業事故発生状況調査を通じて農作業中の熱中症を把握するとともに、県ホームページ等において予防対策を周知しました。
- ・ 農業法人等における補助事業を活用したラジコン草刈機、マルチローター（ドローン）の導入を支援し、草刈・薬剤防除作業に係るコスト低減が図られるとともに、酷暑期の作業者の負担軽減につながりました。
- ・ ヒートアイランド現象などから生活環境を守るため、都市の緑の維持・保全、緑化の推進に努めました。

図表 2-1-1-2 本県の熱中症搬送者数の推移



5 新潟県気候変動適応センターによる気候変動影響等の情報収集・調査研究

「新潟県気候変動適応センター」では、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行っています。

7年度は、気候変動適応関東広域協議会や地域気候変動適応センター定例会議に参加して、国及び各地域の気候変動適応センターと情報交換を行いました。また、本県における気候変動の現状・将来予測及び影響について収集し、更新したデータ集をウェブサイトで県民に情報提供するとともに、気候変動に関する調査研究を開始しました。

6 県民・事業者等への周知・普及

地球温暖化問題の重要性について県民や事業者等の理解を深め、日常生活や事業活動における地球温暖化防止・気候変動適応の具体的な取組を促進するため、地球温暖化や気候変動に関する情報提供や意識啓発の取組を行っています。

7年度は、「にいがた環境フェスティバル 2025」や、「にいがたゼロチャレ 30」の普及を目的とした環境関連イベント、学んで実践！にいがた環境基礎講座等において、気候変動に関する現状や適応策等の周知・普及を図りました。

※ 6年度より、熱中症によると見られる死亡事案が確認された場合、事案の概要を報道発表するとともに、県内市町村、消防本部及び県地域振興局に対し情報提供し、県民への注意喚起を実施。

第2章 人と自然が共生する暮らし

第1 生物多様性の回復と県民理解の促進

●現状と課題

本県は、海岸から2,000メートル級の山岳まで変化に富んだ地形に加え、南北に長い海岸線や佐渡島等の特色ある地形など、豊かで多様な自然環境に恵まれています。本州側の海岸線は330kmで、佐渡島と粟島を含めた海岸線では635kmにも及び、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達している所も多くあります。

県内には20か所の自然公園があり、その総面積は317,407haと北海道に次ぐ広さで、県土面積の約25%を占めています。また、区域に自然公園を含む市町村は25あります。

自然公園は、5つの国立公園、2つの国定公園、13の県立自然公園からなり、日本海に面した豪壮な海岸や、春の新緑、秋の紅葉が美しい溪谷など、登山やバードウォッチング、史跡探勝、スキー、温泉浴などが楽しめる自然の風景地が点在しています。

一方で、開発や外来種の侵入等により動植物の生息・生育環境が悪化している地域もあり、本県の豊かで多様な自然環境の保全と持続可能な利用の取組が必要です。

また、私たちの暮らしは生物多様性がもたらす恵みに支えられています。「生物多様性」の認知度は近年上昇傾向を示していますが、多様な主体による連携・共同体制の構築を促進するためには、さらなる認知度の向上が必要です。

県では、生物多様性基本法第13条に定める県内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な生物多様性地域戦略となる新潟県生物多様性地域計画を策定し、生物多様性に関する施策を推進しています。この計画は、県が実施する生物多様性の保全に関する施策の基本的方向性を示すとともに、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に取り組む方針を示すものです。

●施策の展開

1 生態系の保全・再生

(1) 自然環境保全地域等の指定

県内の優れた動植物・地形地質・文化史跡等の自然環境を保全するため、「新潟県自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」及び「緑地環境保全地域」を指定しています。

→「資料編：3-(2)-① 自然（緑地）環境保全地域指定一覧」



小松原自然環境保全地域

(2) 自然公園の保護管理

ア 自然公園計画の作成

公園計画には風致景観を維持するための方針である保護計画と、公園利用上必要な施設の整備方針である利用計画があり、自然的・社会的条件の変化に対応して適宜見直しを行っています。

→「資料編：3-(2)-② 自然公園一覧」

イ 自然公園の管理

国立・国定公園及び県立自然公園では、公園の風致景観を維持し良好な自然環境を保つため、区域内の各種行為が「自然公園法」や「新潟県立自然公園条例」で規制され、許可又は届出が必要と

なります。また、公園計画に基づき公園事業を実施する場合には、当該事業が公園利用上有益なもので、また、その規模等が適正な施設となるよう、認可等を受ける必要があります。

7年度の区域内の各種行為に対する許可・届出等の処理状況は、工作物の設置や土石の採取など182件（うち市町村処理94件）でした。

自然公園の環境を保全するため、地元市町村の協力を得るとともに、県独自に新潟県自然環境保護員を24名任用して、自然公園や自然環境保全地域等の巡回指導を行っています。

また、このほか環境省の委嘱による自然公園指導員の活動も盛んです。

→「資料編：3-(2)-③ 自然公園の許可・届出・認可等処理件数の推移」



蓮華温泉朝日岳線（中部山岳国立公園）



茂倉避難小屋（上信越高原国立公園）

（3）自然公園等の施設整備

自然とのふれあいを促すことにより自然環境に対する県民の理解を深め、また、歩行場所を限定することで生物多様性の確保や自然環境の保全が図られるよう、登山道における木道等の施設整備を行っています。

7年度は6年度に引き続き磐梯朝日国立公園の吊橋改修を行ったほか、魚沼連峰県立自然公園の木道（南魚沼市清水）改修等を実施しました。（図表2-2-1-1）



魚沼連峰県立自然公園の木製階段工整備

図表2-2-1-1 自然公園等での工事实績（7年度）

自然公園の名称	施工地	内容
磐梯朝日国立公園（交付金）	関川村	吊橋改修
佐渡弥彦米山国定公園（交付金）		
魚沼連峰県立自然公園（修繕事業）	南魚沼市	木道の修繕（登山道）
磐梯朝日国立公園（修繕事業）	関川村	避難小屋窓修繕
中部北陸自然歩道（修繕事業）	弥彦村他	標識撤去

(4) 尾瀬の保護と適正利用の活動

ア 尾瀬の現状

新潟、群馬、福島の新潟県にまたがる尾瀬は、湿原・湖沼・樹林・山岳等の豊かな自然と変化に富んだ美しい景勝地で、年間を通して多くの方々を訪れています。

尾瀬は、尾瀬沼と尾瀬が原を中心に至仏山や燧ヶ岳等の雄大な山々に囲まれた地域で、高層湿原植物の宝庫となっていることや、学術的にも貴重な自然が残されていることから、昭和9年には日光国立公園に指定され、昭和28年には国の特別天然記念物にもなっています。また、平成17年にはラムサール条約登録湿地になりました。

平成19年8月30日には、旧日光国立公園尾瀬地域に会津駒ヶ岳と田代山・帝釈山周辺地域を加えて尾瀬国立公園として新たに指定されました。

イ 尾瀬保護財団の取組

尾瀬の豊かな自然環境の保全を図り、これを将来の世代に引き継ぐため、平成4年8月、尾瀬沼において三県知事による「尾瀬サミット」が開催され、平成7年8月、尾瀬沼ヒュッテにおいて、尾瀬保護財団が発足しました。その後も毎年、サミットを開催し、尾瀬に関わる様々な問題について話し合いが行われてきました。

4年度には、尾瀬保護財団において実効性の高い事業を行うとして、定期的に一堂に会する従来型サミットの休止とビギナー登山者等の来訪を目的としたPR事業を展開することとされました。

8年1月には、尾瀬保護財団設立30周年を記念して「尾瀬保護財団設立30周年記念フォーラム」を、2月には「尾瀬フェア」を東京都内で開催しました。

ウ 尾瀬の適正利用の推進

本県では、尾瀬利用者の入山口の分散化を図り、尾瀬の環境への負荷を軽減するため、唯一船で行くことができる魚沼ルートの利用を推進しています。そこで2年度から魚沼ルートで最も手前の登山道である小沢平コースについて、福島県と管理委託協定を結び、より多くの方に安全に利用してもらえるよう整備を開始し、橋のない沢への簡易橋の設置等を行っています。

(5) 野生鳥獣の保護

ア 鳥獣保護区の指定と鳥獣保護管理員の活動

野生鳥獣の保護管理対策は、5年ごとに策定する「鳥獣保護管理事業計画」に基づいて進められています。本県の恵まれた自然環境に生息する多くの鳥獣類の保護を図ることにより、生物の多様性を保全し、県民にとって潤いのある生活環境を確保するため、渡り鳥の集団渡来地や希少鳥獣の生息地等を鳥獣保護区に指定しています。現在、県指定87か所(152,968ha)、国指定5か所(23,290ha)を指定しており、7年度は県指定の17か所を更新しました。

また、7年度は、新潟県鳥獣保護管理員として81名を任用し、鳥獣保護区の管理や鳥獣の生息状況の把握等に取り組んでいます。

イ 鳥獣の生息状況調査

鳥獣保護対策の基礎資料とするため、7年度は、新潟県野鳥愛護会等に委託して、鳥類生息状況調査、ガン・カモ・白鳥類の一斉調査、鳥獣保護区等の設定効果測定調査等を実施しました。

ウ 鳥インフルエンザ対策

野鳥の異常死が確認された場合、「新潟県野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき検査を実施するなど、高病原性鳥インフルエンザの早期発見と大量発生時の円滑な対応等の実施に努めています。7年11月、死亡野鳥2件から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたため、環境省が指定した野鳥監視重点区域内の渡り鳥飛来地等において、鳥類生息状況等調査を実施したほか、死亡野鳥等調査を強化しました。その後、異常が確認されなかったことから、12月中旬には県内の野鳥監視重点区域はすべて解除されました。

(6) 河川、溪流環境の保全

治水対策のための施設整備においては、景観との調和や多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」を行っています。土砂災害対策においては、河床に落差を生じさせない透過型堰堤の整備等、多様な生物の生息・成育環境への負荷を最小限に抑えた施設整備を実施しています。



多自然川づくりの事例（新谷川）



透過型堰堤

(7) 農業農村整備事業における生き物調査

農業農村整備では、地域特性を生かした田園自然環境を創造する施策を推進しており、かんがい排水事業やほ場整備事業などを行う地区において、水路などに生息・生育する生物のモニタリング調査を実施し、環境に配慮した整備計画の検討を行うなどの取組を進めています。7年度は6か所でモニタリング調査を実施しました。

2 希少野生動植物の保護

(1) 貴重な動植物保護の推進

県内の野生動植物の生息・生育状況について過去との比較を行い、個体数が減少している種、生息・生育環境が悪化している種等をリストアップし、絶滅のおそれの度合いに応じたランク付けを行い、平成13年3月に「レッドデータブックにいがた」を発行しました。県では、これらを通じて事業者や県民に対し、貴重な野生動植物の保護を呼びかけるとともに、環境影響評価の指導や自然公園内の事業の許可、各種事業計画の立案等に活用し、希少な野生動植物の保護に努めています。

「レッドデータブックにいがた」は、平成21年度より新たな情報を加える見直し作業を始め、11の分類群ごとに、最新の情報に基づき、改訂を進めています。2年度までに昆虫類を除く10分類群の改訂を終え、第2次レッドリストとして公表しており、3年度からは昆虫類の調査を実施しています。

また、2年度に策定した新潟県希少野生動植物保護条例により、「指定希少野生動植物」に指定した希少な野生動植物の捕獲等を規制することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境の保全に努めています。

3 外来種への対応

(1) 「外来生物法」の施行

国では、平成17年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を制定し、海外から移入された生物に焦点を絞り、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものを「特定外来生物」に指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに、特定外来生物の防除等を行っています。

県では、特定外来生物による生態系への影響等を未然に防ぐため、新潟県外来種パンフレットの活用や環境省と連携した周知・啓発に取り組むとともに、防除方法等の対策を検討するため、外来種リストの作成を進めています。

また、5年度から引き続き、県内への侵入初期段階と考えられるアライグマについて、防除従事者を育成するための講習会開催など、「新潟県アライグマ防除実施計画」に基づく取組を行っています。

(2) 外来魚の防除

本県は、全国に先駆けて全県規模で「ブラックバス類、ブルーギルの再放流の禁止」を内水面漁場管理委員会指示として実施（平成 11 年）し、漁業者による駆除の支援を行っています。

「外来生物法」施行によりブラックバス類等が特定外来生物に指定されたことを受け、県では駆除技術の普及や漁協等への駆除の支援を行い、今後とも外来魚の駆除を積極的に推進します。（図表 2-2-1-2）

図表 2-2-1-2 外来魚駆除実績

単位：尾

魚類	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
オオクチバス	922	525	585	567	457	164	91	42
コクチバス	247	124	262	54	85	28	191	205
ブルーギル	49	106	138	31	26	22	2	1

(3) ヒアリ発見時の対応

平成 29 年度に国内初のヒアリ発見事例を受け、県ではヒアリに関する情報や発見時の連絡先を記載したホームページ及びチラシを作成して公表・配布しました。

また、ヒアリ発見通報時の情報の整理、関係部局や市町村との情報の共有化、検体や写真によるヒアリか否かの早期判定を目的に、県内大学の有識者との連携による県独自の連絡体制が整備されています。

7 年度には新潟港において県内で初めてヒアリが確認されました。その際には関係部局及び市町村と適切に情報を共有するとともに、環境省が実施する調査及び防除への協力等の対応を行いました。

4 生物多様性の保全に取り組む人づくり・社会づくり

(1) 生物多様性の理解に向けた取組

生物多様性について県民に広く周知するため、市町村と協力し、生物多様性をテーマとした糸魚川市希少野生動植物セミナー（糸魚川市）や「生物多様性セミナー」（魚沼市）を開催しました。

また、県内で生きものに関する様々な取組をしている方々の発表会「ちょ～生きもの発表会シーズン 8」の開催を支援しました。

その他、大学での出前授業や県立植物園や自然科学館、水族館などの新潟市周辺に位置する環境系施設にて構成される協議会主催のイベントなどにおいて生物多様性をテーマに普及啓発を行いました。

5 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの場の整備

ア 浅草山麓エコ・ミュージアム

エコ・ミュージアムには 16ha のエコ・フィールドがあり、ブナ林、湿地等のほか、バラエティーに富んだ観察路が整備され、常駐のレンジャー（指導員）により、利用者は随時、自然解説や各種体験プログラムを受けることができます。また、隣接する 230ha にもおよぶ「遊々の森」では、より広範な自然環境を体験できる園外のプログラムも多数用意しており、これらの参加者も含めた 7 年度の利用者は 5,819 名でした。

今後も、自然環境学習及び自然解説指導者育成の拠点として多くの方から利用されるよう、管理を委託している魚沼市と連携して運営を進めていきます。

イ こども自然王国

こども自然王国（柏崎市）は、豊かな自然環境の中にある、児童の健全育成を目的とした宿泊型の大型児童厚生施設で、7年度には開館30周年を迎えました。

周辺の自然環境を活かした野外活動や造形教室等、様々なイベントを通年で開催しています。

7年度の利用者は100,485名でした。



こども自然王国

（2）温泉の利用と管理

温泉は古くから湯治場として広く親しまれてきました。近年は長寿社会の到来、余暇時間の拡大、国民の自然志向、健康への関心の高まり等を背景として、温泉の果たす役割は一層大切なものとなっています。しかし、県民の貴重な財産である温泉資源にも限りがあり、決して無尽蔵なものではありません。

このため、「温泉法」に基づき、温泉資源の保護と温泉の適正な利用を行うよう指導しています。

ア 温泉の利用状況

7年3月末時点で、県内には536本の源泉があり、うち365本の源泉が利用されています。総湧出量は64,634L/分で、調査を開始した昭和55年度の47,764L/分と比較して135%となっています。温泉の湧出形態としては自噴が23%、動力揚湯が77%です。

イ 温泉掘削等の許可

温泉源を保護し、適正に利用するため、「温泉法」では温泉を湧出させる目的で掘削、増掘、動力を装置しようとする者、あるいは温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、知事の許可が必要とされています。

近年の許可状況は次のとおりです（図表2-2-1-3）。

図表2-2-1-3 温泉掘削等の許可件数の推移

単位：件

年度	掘削許可	増掘許可	動力許可	合計	利用許可
R3	0	0	2	2	20
R4	4	0	1	5	16
R5	0	2	2	3	16
R6	1	2	1	4	34
R7	1	1	3	5	30

(3) エコツーリズム

旅行者に自然・歴史・文化等、魅力的な地域資源とのふれあいの機会を提供しながら、観光によってそれらの資源が損なわれることがないよう保護・保全し、また、地域の活性化につながる旅行の形態をエコツーリズムと呼んでいます。

平成19年6月には、自然保護に配慮しつつ、自然観光資源と触れ合い、知識・理解を深めるための活動を推進する「エコツーリズム推進法」が公布されました。

(4) グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動をグリーン・ツーリズムと呼んでいます。

県は、グリーン・ツーリズムの推進を図るため、総合窓口として「にいがたグリーン・ツーリズムセンター」を設置しています。また、市町村や実践団体、観光・教育関係者などが参加する「新潟県グリーン・ツーリズム推進協議会」を中心に、情報発信や受入体制の整備など、次のような取組を行っています。

- ① 県内各地の農林漁業体験民宿や体験交流施設、農家レストラン、直売所などを SNS、web サイト、ガイドブックを通じて情報発信
- ② 農山漁村へ修学旅行・林間学校等を誘致するため、市町村や実践団体を支援
(学校や旅行業者等とのマッチング、体験プログラムづくりなどの受入体制強化)
- ③ 体験交流の指導者として、米・野菜づくりやそば打ち・郷土料理づくり等の技能を持った人材を「なりわいの匠」として認定し、地域での積極的な活用を推進(7年度末現在認定者2,641人)

☐ 【webサイト】「にいがたグリーン・ツーリズム」
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/green2rhythm/>



☐ 【Instagram】「にいがたグリーン・ツーリズム」
<https://www.instagram.com/green2rhythm/>



☐ 【note】あなたのふるさと探し～にいがたの自然とところにふれる旅～
<https://niigata-pref.note.jp/m/mae16d75fed06>



第2 野生鳥獣の適切な管理

●現状と課題

全国的にツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ等による生態系への影響や農林水産業被害、人身被害が深刻化しています。

本県においても、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の生息区域の拡大や生息数の増加が見られ、農林水産業被害、人身被害の深刻化及び生態系への影響が懸念されています。

本県における7年度の農作物被害金額（速報値）は前年度と比較して増加し、4億円規模となっています。また、7年度の人身被害の発生状況は、ツキノワグマによるものが16件（17名負傷）となっており、人と野生鳥獣との軋轢が生じています。

集落の高齢化、人口減少、耕作放棄地の増加等、里地里山に人の手が入らなくなったことが、人と野生鳥獣との軋轢を生じさせる一因と考えられます。また、高齢化等による狩猟者の減少に伴う有害鳥獣捕獲の担い手の確保も課題となっています。

このような状況から、県では、平成26年12月に制定された「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、県、市町村、専門家、農林漁業団体、野生鳥獣関係団体そして県民などが一体となって、人と野生鳥獣との棲み分けを図り、共生を目指すための「新潟県野生鳥獣の管理と共生に向けた基本方針」を4年6月に策定しました。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条の規定に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本方針」に則して、「第13次鳥獣保護管理事業計画～適正な管理をすすめる、人と野生鳥獣が真に共生する社会を目指して～」を4年3月に策定し、鳥獣保護区の指定、鳥獣の捕獲許可、生息状況調査及び管理計画の作成など、鳥獣保護管理事業を計画的に進めています。

●施策の展開

1 野生鳥獣の適切な管理

（1）法改正及び県条例制定による鳥獣の管理の強化

平成26年5月、鳥獣の捕獲の一層の促進等を図るため、従来の「保護」に「鳥獣の管理」を加えて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されました。

また、県においては、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなど、人身や農林水産物等に被害を生じ又は生じさせるおそれのある野生鳥獣を「特定野生鳥獣」として定め、特定野生鳥獣の管理及び捕獲等した特定野生鳥獣の有効活用を進めるため、平成26年12月に「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」が制定されました。平成30年10月には、特定野生鳥獣の追加、施設整備の推進等の見直しによる改正が行われました。

（2）野生鳥獣の管理と鳥獣被害防止に向けた取組

ア 鳥獣被害の状況

農林水産物の被害金額は、7年度は約4.6億円まで増加し、16年ぶりに4億円規模となりました。

また、ツキノワグマによる人身被害は16件発生し、17名が負傷しました。

→「資料編：3-(3)-① 野生鳥獣による被害等の状況」

イ 鳥獣被害対策推進体制

県では鳥獣被害対策について総合的な取組を推進するため、平成 25 年 6 月に庁内の関係部局からなる「新潟県鳥獣被害対策本部」を設置し、取組方針を定め、事業の協議・調整を行う等、鳥獣被害対策を推進しています。また、県内 12 の地域振興局ごとに、県、市町村、警察署、関係団体による「鳥獣被害対策チーム」を設置し、関係機関が連携して対策を進めることとしました。

また、2 年 4 月、野生鳥獣の被害対策に係る専任部署として「鳥獣被害対策支援センター」を設置し、同センターが中心となって、有害鳥獣を人里へ寄せ付けず取組や捕獲、県民への注意喚起等の対策に取り組んでいます。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画（以下、「管理計画」という。）の策定

県では、ツキノワグマ、ニホンザル及びイノシシについて、生息区域の拡大や生息数の増加により、農林水産業被害等が深刻化していることから、3 年度に第三期の管理計画（計画期間：4 年度から 8 年度）を策定するとともに、ニホンジカについても第二期の管理計画（同期間）を策定しました。また、これら 4 獣に加え、カワウについても生息域の拡大や生息数の増加により、内水面漁業被害が発生していることから、4 年度に第二期の管理計画（計画期間：5 年度から 8 年度）を策定しました。

県は、策定した管理計画を推進するため、事業やモニタリングを実施するとともに、その状況について、動物生態の専門家などからなる「新潟県野生鳥獣保護管理検討会」において検討・評価を行っています。

【ツキノワグマ】

ツキノワグマは、生息域が拡大し、推定生息頭数が増加しているため、人身被害防止及び農林業被害の低減並びに個体群の安定維持を目標とした「第三期新潟県ツキノワグマ管理計画」を策定。クマ類が指定管理鳥獣に指定されたことを受け、捕獲等の対策を強化するため、6 年 10 月に「第三期新潟県ツキノワグマ管理計画」を一部変更

【ニホンザル】

ニホンザルは、これまでの取組により、県内に生息する地域個体群は維持され、農作物被害は減少傾向にあるものの、分布地域の拡大や県内全域での被害が依然として発生している状況であることから、農作物被害の低減及び個体群の適正な管理を目標とした「第三期新潟県ニホンザル管理計画」を策定

【イノシシ】

イノシシは、上越地域や中越地域の米山山系を中心に生息数が多く、新潟平野を除く中越地域から県北部まで広い範囲に生息域を拡大し、新たな農業被害地域や目撃情報が報告されていることから、農作物被害の低減及び人身被害の未然防止並びに個体群の適正な管理を目標とした「第三期新潟県イノシシ管理計画」を策定

狩猟による捕獲圧を高めるため、狩猟期間を 1 か月延長する旨を記載

【ニホンジカ】

ニホンジカは、生息数及び生息域が増加・拡大傾向にあると推定され、今後の農林業被害拡大や自然環境への影響が懸念される状況となっていることから、農作物被害、森林被害の未然防止並びに生息域拡大防止及び個体数管理を目標とした「第二期新潟県ニホンジカ管理計画」を策定

狩猟による捕獲圧を高めるため、狩猟期間を 1 か月延長する旨を記載

【カワウ】

カワウは、生息域の拡大と個体数の増加により、内水面漁業被害が発生していることから、内水面漁業被害の防止及び生息域の拡大防止と個体数の管理を目標とした「第二期新潟県カワ

ウ管理計画」を策定

エ 鳥獣被害対策の取組状況

①実態把握等

県内のツキノワグマ、カワウ、ニホンザルについて、現地調査、目撃情報等から、生息状況を把握するための調査を実施しました。県が調査した生息状況などの各種データは、7年3月に構築した「新潟県鳥獣被害対策プラットフォーム」で公開しています。

②ツキノワグマによる人身被害防止対策

県は、ホームページでツキノワグマの目撃場所や被害防止対策の情報提供を行うとともに、「鳥獣被害対策チーム」が地域のパトロールや注意喚起などを行い、人身被害の防止に努めました。

また、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、農林水産物の被害対策、生育環境の保全や鳥獣と人間の棲み分けに寄与する枝打ちや間伐等の森林整備を進めました。

7年度のツキノワグマによる人身被害件数は16件であり、17名が負傷しました。5月15日には人身被害の発生を受け「クマ出没警戒注意報」を発表しました。8月7日には、人身被害の拡大やブナの実が凶作と予測されたことなどから「クマ出没警戒警報」を発表、さらに人身被害が深刻化したことから10月6日に「クマ出没特別警報」を発表し、県民の皆様にクマから命を守る行動を呼びかけました。

また、7年度に国がクマ類等を危険鳥獣に指定し、市町村長の判断により人の生活圏に出没した危険鳥獣に対し緊急銃猟が実施できることとなりました。新発田市、五泉市、十日町市、柏崎市において、緊急銃猟を想定したツキノワグマ出没対応訓練が実施されました。

さらに、ツキノワグマによる人身被害防止対策として、冬眠前のクマを集中的に捕獲するため、市町村による捕獲や整備や捕獲者への日当等への支援を行う「アーバンベア捕獲緊急支援事業」を実施するほか、人里周辺でのクマの捕獲を強化しました。加えて、8年3月からは、人里への出没を未然に防止するため、冬眠明けのクマを捕獲する「春期管理捕獲事業」を実施したほか、出没状況等をリアルタイムで確認できる「にいがたクマ出没マップ」を広く周知しました。

③有害鳥獣捕獲等

野生鳥獣による農林水産物や生活環境被害などに対しては、自治体や農業協同組合等が有害鳥獣捕獲等を実施するなど対応しています。7年度は県内で、カラス、ムクドリ等の鳥類7,127羽、イノシシ、ニホンザル等の獣類8,237頭の有害鳥獣捕獲が実施されました。

④指定管理鳥獣捕獲等事業

7年度も引き続き、国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用して、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの捕獲事業を実施しました。また、牧草地に類似した採餌空間としてスキー場を利用するニホンジカについて、シャープシューティング（誘因餌設置による銃猟）の技術開発事業を実施しました。

2 狩猟者の確保と適正な狩猟の推進

（1）適正狩猟の推進

鳥獣保護管理員による違法捕獲等の防止や安全な狩猟の普及啓発に取り組むとともに、免許更新講習会や捕獲技術の向上に向けた研修会等の機会を捉えて適正狩猟について指導しています。7年度に狩猟事故は発生しませんでした。

（2）狩猟の担い手の確保

県内の狩猟者は高齢化等により減少傾向であり、県内の狩猟免許所持者数は7年度末で3,329名となっています。

鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者を確保していくため、県では、平成21年度から、新規の狩猟免

許取得希望者を対象とした「狩猟免許取得希望者講習会」を開催しており、7年度は13回開催し、503名が参加しました。

また、平成25年度から、有害鳥獣捕獲や狩猟の体験等の研修会を開催するとともに、銃の狩猟免許取得経費等の一部について、市町村を通じて助成する「有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業」を行っています。7年度は、体験研修会を2回開催し、55名の参加がありました。また、22市町村の72名に狩猟免許取得等経費を助成しました。

これらの取組により、7年度の狩猟免許の新規取得者は470名（網猟免許55名、わな猟免許247名、第1種銃猟免許^{※*}167名、第2種銃猟免許^{※†}1名）で、銃猟免許新規取得者は、前年同様、100名以上となりました。

狩猟者登録証の交付を受けて狩猟を行った者は、7年度は県内3,101名及び県外113名の計3,214名（網猟197名、わな猟1,170名、第1種銃猟1,797名、第2種銃猟50名）となり、狩猟により捕獲された鳥獣は、34種23,465頭羽（速報値）でした。

さらに、生息域や生息数の拡大している大型獣の捕獲の担い手を確保・育成し、大型獣による被害を軽減するため、一般社団法人新潟県猟友会のライフル射撃場において捕獲技術向上を目的とした研修等を実施しました。

（3）狩猟資源の確保

狩猟鳥獣の増加に向け、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、3か所（10,119ha）の休猟区を指定しています。

※1 第1種銃猟免許：装薬銃（散弾銃、ライフル銃）及び空気銃

※2 第2種銃猟免許：空気銃

第3 人とトキが共生する地域づくり

●現状と課題

国際保護鳥であり、国の天然記念物でもあるトキの保護増殖を図るため、県は、環境省と一体となってトキの野生復帰の取組を進めており、佐渡トキ保護センター及び同野生復帰ステーションにおいて、トキの飼育繁殖及び順化訓練を行っています。

飼育下では、国内7分散施設で計163羽（8年3月31日時点）が飼育されており、自然界では、佐渡島内で473羽（7年12月末時点）の生息が確認されています。（図表2-2-1-4）

トキの野生復帰は、平成20年9月に第1回放鳥を開始して以降、平成24年に放鳥したトキから初めてヒナが誕生し、その後、野生下での繁殖も継続して実現しています。平成26年6月、島内で1年以上生存しているトキは75羽となり、国の「環境再生ビジョン」に定める目標60羽が達成されたことから、平成28年3月、環境省は次期目標等を定めた「トキ野生復帰ロードマップ2020」を策定しました。この中で、2年頃に佐渡島内に220羽のトキを定着させることを目標として取組を進めた結果、平成30年度末に2年前倒しで目標を達成しました。

3年7月には、今後の野生復帰の目標とその達成に向けた取組方針が「トキ野生復帰ロードマップ2025」で示され、「国内のトキが自然状態で安定的に存続できる状態になる」という最終目標達成に向け、今後とも餌場等生息環境整備が一層重要とされました。

島内においては、トキの生息羽数の増加や行動範囲の拡大に応じ、トキが安定して生息、繁殖していくため、農地、森林、湿地等のトキの餌場、ねぐら、営巣林等の総合的な生息環境を、維持・確保していくことが求められており、トキの野生復帰を進めるため、市民、NPO、行政等が連携しながら取組が行われています。

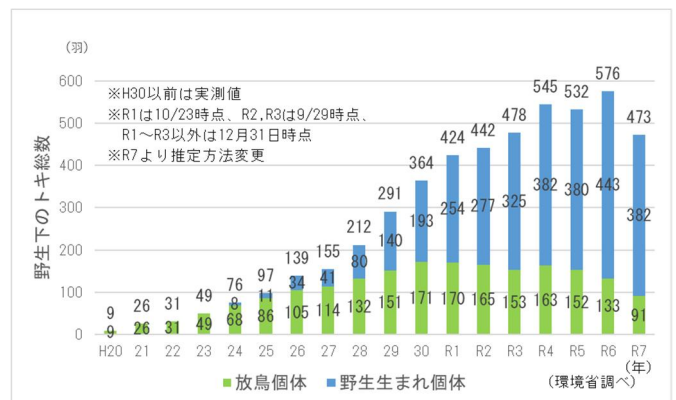
→「資料編：3-(4)-① 飼育下及び自然界のトキの現状」



自然界でのトキの親子の様子

（提供：環境省）

図表2-2-1-4 トキの個体数の推移（各年年末時点）
（環境省調べ）



●施策の展開

1 トキの生息数や生息域の拡大に応じた生息環境の整備

（1）生息環境整備

県では、国や佐渡市と連携しながら、多様な生物が生息しトキの餌場となり得るビオトープや湿地・河川等における環境の整備及びねぐら、営巣木となる森林の保全等を進めており、トキ及びトキの餌となる生物が生息できる環境の整備に取り組んでいます。

平成30年10月に中国から提供された2羽のトキ（楼楼（ロウロウ）、関関（グワングワン））と佐渡で飼育されたトキとのペアから誕生したヒナにより遺伝的な多様性が増し、野生復帰への道がより一層確かなものとなりました。

また、新潟県トキ保護募金推進委員会では、新潟県トキ保護募金を活用し、島内外のNPO、団体や企業等が取り組むビオトープの維持、造成を支援しています。

(2) トキの放鳥

平成 20 年 9 月の第 1 回放鳥以来、7 年度末までに計 32 回の放鳥が行われ、530 羽が自然界に放たれました。

ア 第 1 回放鳥（ハードリリース方式）

平成 20 年 9 月 25 日に秋篠宮同妃両殿下の御臨席をいただき、トキ 10 羽を小型のケージから一斉に飛び立たせるハードリリース方式で放鳥しました。

イ 第 2 回放鳥（仮設ケージからのソフトリリース方式）

平成 21 年 9 月 29 日にトキ 19 羽を、自然に飛び立つことを待つソフトリリース方式で大型のケージから放鳥しました。

ウ 第 3 回から第 18 回放鳥（順化ケージからのソフトリリース方式）

平成 22 年 11 月から平成 30 年 6 月まで 16 回にわたり計 279 羽を順化ケージからソフトリリース方式で放鳥しました。

エ 第 19 回放鳥

平成 20 年に放鳥を開始してから 10 周年を迎えることから、平成 30 年 10 月 15 日に眞子内親王殿下御臨席のもとハードリリース方式により 11 羽を、翌 10 月 16 日にソフトリリース方式により 8 羽を放鳥しました。

オ 第 20 回から第 32 回放鳥

元年 6 月から 7 年 9 月まで 13 回にわたり計 203 羽をハードリリース方式またはソフトリリース方式で放鳥しました。



H30 年 10 月、眞子内親王殿下御臨席のもと、トキ野生復帰 10 年記念式典を実施、11 羽のトキを放鳥



第 30 回放鳥（ハードリリース）の様子

(3) 新潟県トキ保護募金

平成 11 年 1 月に中国からトキのつがい「友友・洋洋」が贈呈されたことを契機に、中国トキの保護増殖の支援及び佐渡におけるトキの野生復帰に向けた地域活動の支援を目的として、「新潟県トキ保護募金推進委員会」（会長：新潟県知事）が平成 11 年 5 月に設立されました。同委員会では、企業・団体や個人の皆様からの募金をもとに、佐渡でのビオトープ等のトキの餌場づくりや中国のトキ保護増殖事業を支援しています。

2 人とトキが共生する社会環境の整備

(1) トキ野生復帰の普及啓発・情報発信

人とトキが共生する地域社会づくりの推進に向け、島内のビオトープ整備をはじめ野生復帰を支える多様な現地体験をコーディネートしています。

また、野生復帰ステーションでの小中学校等の団体向けの施設見学や、元年度に環境省が整備した野生トキ観察・展望施設「トキのテラス」の活用を通して、トキの野生復帰の普及啓発に取り組んでいます。

加えて、佐渡市では、会員向けにトキに関する情報発信を行うトキファンクラブを運営しており、広く全国からトキの野生復帰を応援するサポーターを募集しています。

第4 環境と調和した農林水産業の推進

●現状と課題

本県は森林・農地を合わせて県土の約83%が緑に覆われています。農山村地域等には里山、水田、畑などの農地や集落等で構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息・生育していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農地等有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

森林は、木材生産のほか、国土の保全や水源かん養など、様々な機能を有することから、県では、重要な役割を果たしている森林を保安林に指定することで、伐採や土地の形質の変更等を制限するとともに、植林や間伐などの森林整備活動の支援等により森林機能の維持・保全に努めています。

農地は、洪水防止や地下水かん養等の機能を果たしていますが、耕作放棄地が増加傾向にあり、それらの機能の低下が懸念されています。

また、農村地域では、農業生産基盤や農村生活環境の整備を通じて持続可能な農業を支えてきました。その一方で、生き物の生息や生育環境に負の影響を及ぼしてきた側面もあります。そのため、地域の特性を生かし、自然環境への負荷や影響を回避・軽減することが重要となってきています。

農業は、食料生産の基盤であるとともに、様々な生物の生息・生育環境の確保や気温上昇の抑制等の機能も有しており、より一層、生物多様性の保全等に効果の高い営農活動を進めることが重要です。

県民生活に密接な影響がある身近な自然環境を保全するため、環境と調和した農林水産業の推進が必要です。



適正に管理された森林

●施策の展開

1 環境と調和した農林水産業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

ア 環境保全型農業の推進状況と今後の取組方向

4年7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行されたことに伴い、県内全30市町村との共同で、「新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を策定（5年2月21日公表）し、特別栽培農産物や有機農業など、農薬や化学肥料の使用量を低減する取組や、温室効果ガスの削減につながる農業生産方式の取組の拡大を推進するとともに、環境と調和のとれた農業生産に対する県民の理解促進を図っています。

図表2-2-1-5 新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画における環境負荷の低減に関する目標

項 目	現状 (3年度)	中間目標 (6年度)	7年度実績 (速報値)	目標 (10年度)
特別栽培農産物等 生産面積※1	26,648ha	30,646ha (R3 比+15%)	23,148ha (R3 比-13%)	35,976ha (R3 比+35%)
温室効果ガス削減 生産方式取組面積※2	2,831ha	3,262ha (R3 比+15%)	3,628ha (R3 比+28%)	3,834ha (R3 比+35%)
にいがたエコファ- マー認定者数※3	—	—	196	600

※1：「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）の定義による有機農業または特別栽培（地域慣行比で節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下）で栽培された農産物の生産面積

※2：環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金のうち、温室効果ガス削減につながる取組の実施面積

※3：新潟県環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者数

水田へのたい肥施用面積率は、この5カ年間で増加傾向にあり、6・7年度は近年で最も高い水準にあります。（図表2-2-1-6）

今後とも、たい肥等良質有機質資源を循環利用した土づくりを基本とし、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を低減した栽培の実践や効率的なエネルギー利用等、環境への負荷をできるだけ小さくする環境保全型農業の取組を促進していきます。

イ 農業者等の意識啓発

各種研修会や農業者と消費者との交流等を通じた啓発活動を行い、環境保全型農業の取組を促進しています。

また、県のホームページで有機農業や土づくり、県特別栽培農産物認証の状況を掲載するなど様々な情報を発信し、農業者や消費者の意識の啓発強化と機運の醸成を図っています。

ウ 環境と調和した農業生産の推進

県特別栽培農産物認証制度の適確な運用を進めるとともに、「環境保全型農業直接支払交付金」等により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組の推進を図っています。

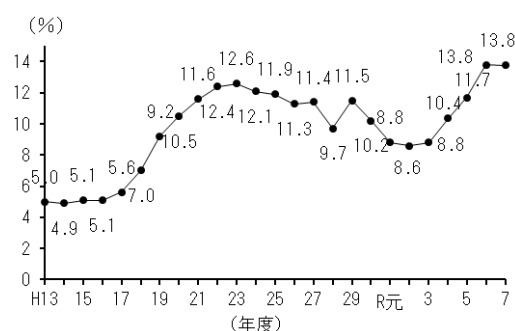
エ たい肥等有機資源の循環利用促進

たい肥等有機資源の利用を促進するため、たい肥をペレット化する施設や散布機械の導入などを支援するとともに、農業由来の未利用バイオマス資源の有効活用を推進しています。

オ 安全・安心な食料の提供と消費者の理解促進

「にいがた食の安全・安心条例」に基づいて、安全で安心な農産物等を提供するために、GLOBAL G.A.P.などの認証GAPの取得支援や普及指導員等による農業者指導によりGAP*の導入・普及を進めています。

図表2-2-1-6 水田への堆肥施用面積率の推移



※GAP：農業生産者自らが「農産物の安全性確保」、「環境の保全」、「作業者の安全確保」などの幅広い分野を対象に、農業生産活動に潜むリスクを見つけ出し、それを未然かつ効果的に排除、または軽減していく改善活動

（２）県産材の利用促進

ア 県産材による家づくり

県では、循環型林業を推進する住宅分野での県産材の利用促進を図るため、県産材の安定供給体制の整備への支援を行うとともに、県産材を一定量使用した住宅を建設する工務店に対して支援する「新潟県産材の家づくり支援事業」を実施しています。



家づくり支援事業を活用した住宅（上越市）

イ 土木施設等における県産材使用の促進

県では、公共土木施設等において間伐材をはじめ県産材の使用を推進し、環境に配慮した施設整備を進めることにより、森林の健全な育成と木材資源の有効活用を支援しています。

7年度は、公園ベンチ、防護柵、道路視線誘導標などで使用しました。



公園ベンチに県産材を使用
（新潟市鳥屋野潟公園）



防護柵に県産材を使用
（小黒川溪流公園）

ウ 木質バイオマスの利用活動の促進

県では、木質バイオマス※の利活用に向けて、伐採した木を余すことなく搬出する取組など、県産材の効率的・安定的な供給体制の構築を支援しています。

2 森林・農地の環境保全機能の維持・向上

（１）森林の環境保全機能を活かすための森林整備の促進

災害等で公益的機能が低下した保安林等について森林整備を実施したほか、森林組合等が行う間伐や下刈り等の森林整備に対し助成しました。その他、公的機関の実施分も含め6年度は、県内で1,734haの森林整備が実施されました。



高性能林業機械による間伐作業

※バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭等の化石資源を除いたもの。具体的には、稲わらや家畜排泄物、食品廃棄物、木材等の有機物があり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

(2) 環境との調和に配慮した農業農村整備

ア 地域特性を生かした田園自然環境の維持

農業農村整備では、地域特性を生かした田園自然環境を維持する施策を推進しており、「簡易魚道」や「江（水田内ビオトープ）」の設置などの生物多様性を保全する取組、里地里山や屋敷林などの新潟らしい農村景観と調和する取組を進めています。これらの取組は、事業の計画段階から有識者等の助言を受け、地元関係者へ情報発信や啓発活動などを行い地域の合意形成を図ったうえで、事業計画に反映しています。

また、農業農村整備を行うにあたり、モニタリング調査を実施し、環境配慮計画に反映させるなどの取組を進めていきます。

イ 多面的機能支払交付金の実施

農業者や地域住民を中心に地域が一体となって取り組む農地・農業用施設及び農村環境の保全活動に対して支援を行うことにより、水路の泥上げ、農道の砂利補修等の施設の維持管理に加え、生態系及び水質の保全や景観形成等の農村環境についても向上を図っています。

ウ 農業用水の多面的な役割

農業用水には、農業生産以外にも、生活用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全、親水などの多面的な機能があります。

一方、近年の農業構造の変化や農村の混住化は、農村集落による維持管理機能の低下や水質の悪化を招き、農業用水の有する多面的な機能の発揮を阻害しつつあります。

このため、適切な農業水利施設の維持管理と、水辺の憩い・安らぎ空間の創造等、地域住民のニーズや環境との調和に配慮した農業農村整備事業に取り組んでいます。



地域の憩いの場として利用されている水路
(新発田市)

第5 水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり

●現状と課題

都市部では緑被率が10%に満たない地域も多く見られ、地域住民の良好な生活環境を維持する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活環境の創造が望まれます。

また、住民にとって憩いと安らぎを感じることでできる河川、湖沼、海岸などの親水性の高い水辺空間は重要ですが、開発や都市化により、親水性が低下しているところもあります。

景観づくりも重要な課題となっており、本県においては、美しい自然景観や歴史・文化的な景観等、貴重な財産が残る一方で、棚田の荒廃や周辺の街並みと調和しない建造物の出現、屋外広告物の乱立等、地域の景観に与える影響が心配されています。都市緑化、水辺の保全、美しい景観づくり、歴史的・文化的環境の保全が必要です。

信濃川、阿賀野川をはじめとする数多くの河川や長い海岸線を有する本県の豊かな水環境は、多様な生態系を育み、日常生活や産業活動の中で利用されています。これらの水環境を維持し、活用を図っていくことが重要であり、「新潟県水環境保全基本方針」を策定し、取組を進めており、県民、事業者、行政が連携・協働した水環境保全の更なる取組が必要です。

さらに、地域で保全活動を積極的に行っている湧水や清流を「新潟県の名水」として選定し、県内外へ情報発信し、水環境保全に対する県民への意識啓発や、地域の活性化への支援を通じて豊かな水環境の保全と活用を図っています。湧水や清流などの豊かな水環境は、地域住民の生活基盤となる豊かな資源、地域の貴重な財産であり、引き続きその保全と活用を行っていくことが重要です。

●施策の展開

1 身近な緑と水辺の保全創造

(1) 都市や生活空間の緑化の推進

ア 都市緑化の推進

緑でひろがる豊かなくらしを目指し、都市緑化に取り組んでいます。

県民の都市緑化に対する意識啓発や地域住民等による緑化活動の活性化を進めていくため、「新潟県都市緑花フェア」の開催や、緑化活動を助成する「花と緑のパートナーづくり事業」等を実施しています。



新潟県都市緑花フェア
(新潟県立鳥屋野潟公園)



花と緑のパートナーづくり事業

イ 森林とのふれあいの場の創出

県民のうるおいの場等として利用されている県民の森について、訪れる人が安全・快適に利用できるよう、7年度は、施設の修繕等の整備を3地区で実施しました。



県民の森を利用している様子
(妙高市)

ウ 県民参加による森林づくり活動の推進

県民や企業、ボランティア団体などが参加する多様な主体の森づくり活動を推進するため、森づくりの活動フィールドやプランの提供、植樹祭の開催支援など県民協働での森づくりを推進しています。

7年度は、企業による「企業の森づくり」が行われたほか、（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会を通じ、6か所の森づくり活動に対し支援を行いました。



ボランティア団体による森づくり
活動の状況（長岡市）

エ 港湾緑地の整備

港湾緑地の整備により快適で潤いのある港湾環境の創出を図っています。



快適な水際空間が創出された事例
(信濃川右岸緑地（万代テラス）)

(2) 水辺の保全と形成

河川景観や水辺利用との調和のとれた河川整備（多自然川づくり）や、砂浜を守り、水辺の快適性と利用しやすさに配慮した海岸整備を推進し、水辺の保全を図っています。



水辺の景観・利用と調和した川づくり
の事例（通船川）



砂浜そのものを保全し利用しやすさに
配慮した事例（高千海岸）



突堤や養浜により整備された
水辺空間の事例（両津港海岸）

(3) 魚の森づくり

近年、藻場の減少等、沿岸域の環境が悪化しつつあり、水産資源の減少の原因となっています。

県では、平成17年度までに、沿岸生態系に与える森林の重要性について調査し、広く啓発を行いました。

また、漁業者、林業者、都市住民の交流を推進するため、「魚の森づくり推進協議会」の設立に際し助成を行いました。7年度の活動実績は下記のとおりです（図表2-2-1-7）。

さらに、漁場環境が悪化している湾や入り江等の背後地における森林や河川流域において、治山事業により、森林整備を実施しています。7年度は、10か所、20haの森林整備を行いました。



さけの森林づくり

図表2-2-1-7 「魚の森づくり推進協議会」活動実績（7年度）

魚の森づくり推進協議会	実績
さけの森林づくり推進協議会 岩船地区 (H12 設立)	村上市大場沢地内の森林にて、約 0.2ha の範囲で、下草刈り及びコナラ、クリ、トチ等の植樹を実施
上越市桑取川魚の森づくり推進協議会 上越地区 (H16 設立)	上越市大字西谷内地内の森林にて、約 0.3ha の範囲で、下草刈りを実施
谷根川さけの森づくり推進協議会 柏崎地区 (H16 設立)	柏崎市大字谷根地区の森林にて、約 0.04ha の範囲で下草刈り及びケヤキ等の植樹を実施

2 快適な地域づくり・景観づくり

(1) 美しい景観づくりの推進

景観形成は地域住民、事業者、行政がともに協力しながら推進していくことが重要です。県では自然と環境と街並みを美しく安全に保つため、「新潟県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の規制及び指導を行っています。また、良好な景観を貴重な財産として後世に継承していくため、「新潟県景観計画」を2年9月に策定し、周辺景観と調和した良好な景観形成を図っています。

地域住民、事業者、行政担当者に対しては、景観が県民共通の財産であることや、景観づくりが重要であることについて、イベントや情報提供等により意識啓発を行っています。



日本の原風景を彷彿とさせる棚田景観
(長岡市 山古志)



開港都市新潟を印象づける都市景観

(2) 豊かで快適な雪国でのくらしづくり

環境への負荷が少なく、豊かで快適な雪国でのくらしづくりを促進しています。

これまでに、豊かで快適な雪国づくり推進事業において、妙高市の消雪施設への節水・節電制御装置取付工事に対する支援を行い、地下水の揚水量を削減し有効活用を促進しました。

3 健全な水循環の確保

(1) 水源かん養機能の維持、向上

河川の上流域の森林地域などの自然環境の保護・保全を推進するとともに、保安林に対する植栽及び保育の実施による健全な森林の育成など保安林機能の維持・増進の取組により、水源かん養機能の向上を図っています。7年度までに、ダムの上流などの水資源確保に重要な資源地域において、荒廃地・荒廃森林を復旧する水源地域整備を4か所実施しました。

また、下流域の水源かん養機能など重要な役割を有する中山間地域の農地を、ほ場、用排水路などの農業生産基盤の整備により維持するとともに、耕作放棄に伴う悪影響を除去するための整備を一体的に行い、優良農地の保全を進めています。

図表 2-2-1-8 中山間地域におけるほ場整備の取組

実施地区 (R7 まで)	ほ場整備面積 (ha)	事業名
129 地区	2,444	県営中山間地域総合整備事業 県営中山間地域農業農村総合整備事業 県営農地環境整備事業



ほ場整備実施前



ほ場整備実施後

図表 2-2-1-9 耕作放棄地の保全管理の取組 (県営農地環境整備事業)

実施地区 (R6 まで)	保全管理面積(ha)	主な管理・活用状況
47 地区	51.4	草刈り、山菜やそばの栽培



集落による草刈り作業



山菜などの栽培

4 水環境の保全に取り組む機会の場の創出

(1) 新潟県水環境保全基本方針

「新潟県水環境保全基本方針」は、健全で恵み豊かな水環境を確保し、これを良好な状態で将来に継承していくために、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」に基づき策定されたものです。この方針は、本県の水環境を取り巻く状況と課題を明らかにし、水環境の保全に向けた、長期的な取組の方向と具体的な計画をまとめたものであり、「新潟県環境基本計画」の水環境保全分野の個別方針・計画として位置づけられています。

県は、県民、事業者、民間団体、市町村、国等の理解と協力の下に連携を図りながら、水環境の保全に関する各種施策の推進に努めることとしています。

また、3年3月には、施策の進捗状況や、気候変動や海洋プラスチックごみ問題といった水環境を取り巻く社会情勢の変化及び県民アンケートにより明らかとなった県民ニーズに対応するため、方針を改訂し、関係部局で構成する「水環境保全基本方針推進会議」において、進行管理や施策等の調整を行い、本方針の着実な推進に努めています。

そして方針の中間年にあたる7年度には、目標毎にこれまでの取り組み等の現状確認と中間評価を行いました。この現況確認より判明した課題を踏まえて、例えば水環境保全の取り組みや事例に関する情報を収集し、ホームページなどにより県民に広く情報発信を進めるなど、重点化して取り組む項目を明確化し、一部の指標の目標値をより適切なものに見直しました。

(2) 「新潟県の名水」の選定

県では、昭和60年から地域で保全活動を積極的に行っている湧水や清流を「新潟県の名水」として選定しており、7年度末現在、「新潟県の名水」は67か所となっています。

県は、これらの名水について、県内外への情報発信や地域の活性化への支援を通じて、豊かな水環境の保全と活用を図っています。

→「資料編：3-(5)-① 新潟県の名水」

□「名水百選」（昭和60年旧環境庁選定）		
とど もりゆすい	杜々の森湧水	（長岡市）
りゅうがくぼ みず	龍ヶ窪の水	（津南町）
□「平成の名水百選」（平成20年環境省選定）		
きちじょうしみず	吉祥清水	（村上市）
せいらい せう	清流・荒川	（関川村他）
うだん しみず	宇棚の清水	（妙高市）
おおでぐちせんすい	大出口泉水	（上越市）

「名水百選」及び「平成の名水百選」に
選定されている「新潟県の名水」



杜々の森湧水（長岡市）

(3) 優れた水環境の活用と発信

県内の名水を有する地域では、その豊かな水環境を生かす様々な取組が行われています。

吉祥清水では「おおごと名水まつり」を開催するなど、名水を活用した地域の活性化に向けた取組が進められています。



荒川でのサケ釣りの様子



吉祥清水「おおごと名水まつり」の様子

県では、イベントや道の駅などの公共施設での情報発信等を通じ、交流人口の拡大や地域の活性化を支援しています。

平成 29 年度には、「新潟県の名水」のロゴマークを募集し、県民投票等により決定しました。このロゴマークを活用した情報発信により「新潟県の名水」の認知度向上を図っています。

7 年度は、若い世代に名水の魅力再発見を促すため、敬和学園大学の学生との協働により、PR 動画を作成しました。作成にあたっては、名水への理解を深めるため、学生が名水の保全活動に取り組んでいる方へのインタビューを行いました。



新潟県の名水ガイドブック
「名水の郷 雪国にいがた」



【名水PR 動画の作成】保全活動に取り組んでいる方へのインタビューの様子

(4) 水辺の楽校プロジェクト

水辺の楽校プロジェクトは、身近な河川を利用した子どもの環境学習、自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって「子どもの水辺協議会」を設立し、子どもたちの水辺での遊びや自然体験活動プラン及び必要となる河川整備内容等を示した「水辺の楽校構想」を策定し、「水辺の楽校」として登録、活動するプロジェクトです。

県内では信濃川（十日町市）、魚野川（南魚沼市）、関川（上越市）、新井郷川（新潟市）等が登録されています。



水辺の生物観察会（信濃川）



川の観察会（新井郷川）

(5) 海水浴場の水質調査

県では、海水浴場を健全なレクリエーションの場として確保するため、市町村が行う海水浴場の水質調査結果をもとに、国の基準に沿って、透明度、油膜の有無、COD※及びふん便性大腸菌群数の4項目について評価し、公表しています。

7年度は、海水浴場開設前53か所、海水浴場開設中47か所のすべてで海水浴に適する良好な水質でした。

→「資料編：3-(5)-② 海水浴場水質調査結果の推移」

(6) 「快水浴場百選」の選定

環境省では、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、広く普及することを目的に、平成18年度に全国100か所の水浴場を「快水浴場百選」として選定しました。

本県からは、瀬波温泉海水浴場（村上市）、番神・西番神海水浴場（柏崎市）及び二ツ亀海水浴場（佐渡市）の3か所が選定されています。



瀬波温泉海水浴場（村上市）



番神・西番神海水浴場（柏崎市）



二ツ亀海水浴場（佐渡市）

(7) 海の守り人（もりびと）活動

平成20年9月6日、7日に開催された第28回全国豊かな海づくり大会（新潟大会）を契機に、新潟の豊かな海を未来に引き継ぐための「海の守り人」活動が始まりました。

これまでに地域住民参加による海岸清掃活動、種苗放流や植樹活動など県内各地で様々なイベントを行い、海や山など自然環境を守り育てていくことの大切さや新潟の海の魅力を伝えました。

その他、県内市町村、各地域で関係者が連携しながら、それぞれが「海の守り人」活動を継続しています。



各地でのイベント（新潟市）

(8) 人と水環境のふれあいの促進

県では、県民の水環境保全の意識啓発及び地域での活動の推進を図るため、水とふれあう機会を増やし、水環境への関心を高めるような取組を実施しています。

7年6月には県内4地域で団体等の主催により、水生生物調査や川遊び、生き物調査などを実施する「水環境ふれあい教室」が開催されました。



水環境ふれあい教室（水生生物調査）

※ COD（Chemical Oxygen Demand）：化学的酸素要求量。海域や湖沼における有機汚濁の代表的な水質指標

第3章 資源循環型社会の形成

第1 資源循環の推進

●現状と課題

(一般廃棄物)

6年度の焼却処理量は、57万トンで、5年度の58万1千トンに比べ、1万1千トン減少しました。

また、6年度の1人1日当たりの焼却処理量は、739グラムで、5年度と比べ2グラム減少しましたが、全国平均の684グラムを上回っています。1人1日当たりごみ排出量は、平成22年度以降は横ばい傾向であり、元年度以降はやや減少傾向で推移しています。

ごみの再生利用については、市町村による分別収集が着実に進められていますが、6年度の循環利用率は19.3%で、全国平均の19.4%と同程度となっています。ごみの再資源化量としては14万2千トンで、5年度と比較して5千トン減少しました。

最終処分量は全体的には減少傾向ですが、6年度の最終処分率は9.7%で全国平均の8.0%より高い状況です。

6年度の1人1日当たりごみ排出量については、950グラムで、5年度と比べ6グラム減少しましたが、全国平均の839グラムを上回っています。

全国平均と比べると、1人1日当たりの焼却処理量が多く、循環利用率は同程度、最終処分率は高く、1人1日当たりごみ排出量が多いことから、ライフスタイルの転換を推奨するなど更なる3Rの推進が必要です。

また、プラスチックの資源循環体制の構築や海洋プラスチックごみによる汚染の防止、食品ロスの削減など社会的関心の高い課題について、県民や事業者等とともに削減に向けた取組を強化する必要があります。

県では、各種媒体やメディアを活用した広報、イベント等より3Rに関する情報を県民に提供するなど、県民、NPO、事業者等と連携・協働して3R推進に取り組んでいます。

- 「資料編：3-(6)- ① 一般廃棄物の目標」
- 「資料編：3-(6)- ② ごみ排出量の推移（災害廃棄物を除く）」
- 「資料編：3-(6)- ③ ごみ処理状況の推移（災害廃棄物を除く）」
- 「資料編：3-(6)- ④ 一般廃棄物の状況」
- 「資料編：3-(6)- ⑤ 1人1日当たりごみ焼却処理量の状況」

(産業廃棄物)

5年ごとの実態調査の結果、5年度の産業廃棄物の排出量は917万3千トンで、平成30年度と比べ31万1千トン増加しました。業種別には建設業、製造業等からの排出が増加しています。

5年度に排出された産業廃棄物の処理状況をみると、循環利用率が47.9%、最終処分率が1.6%となっており、最終処分量については平成30年度より2万トン減少しました。

産業廃棄物の発生抑制と循環利用を進めるため、事業者自らが、原材料の調達、製造、加工、消費、廃棄に至るまでの各過程を見直す等、事業者の自主的な取組の促進や、リサイクル関係産業の育成・活性化が求められています。

- 「資料編：3-(6)- ⑥ 産業廃棄物の目標」
- 「資料編：3-(6)- ⑦ 県内で排出された産業廃棄物の処理・処分の状況（5年度）」

3Rを進めるためには、循環型社会ビジネスの育成・活性化が必要です。その規模は全国的に増加しており、本県においても循環型社会ビジネスの活性化による新たな市場と雇用の創出が期待されています。

県では、循環型社会ビジネスの育成のため、補助制度などにより、3Rに取り組む事業者を支援するほか、優れた事業者の取組を情報発信しています。

●施策の展開

1 3 R推進に向けた啓発・県民運動の推進

(1) 3 R推進県民運動の展開

平成 28 年度から「残さず食べよう！にいがた県民運動」として、家庭や外食での食べ残しを減らすために県民への啓発、家庭における実践の働きかけ等を実施しており、7 年度末時点で県民 22,335 名、協力店 1,206 店舗が参加しています。

(2) 3 R啓発・環境教育の推進

県民及び事業者の 3 R への意識の醸成を図るためにキャンペーンや広報等を実施したほか、プラスチックごみ削減に対する県民の意識向上と取組実践の促進を図るため、海岸漂着物に占めるプラスチック類の割合や由来を調査・公表するとともに、県立図書館において、海洋プラスチックについてのパネル展を行いました。

(3) 地域における資源循環に係る取組の拡大

地域の関係主体が互いに連携し、循環可能な資源は地域で循環させる活動を推進できるよう、市町村に対して先進事例の情報提供などを行うとともに、地域への波及効果の高い資源循環に取り組む事業者を支援しています。

2 廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

(1) 生活に伴う廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進

排出抑制の意識改革や再生利用の向上につながる有効な手段であることから、住民の理解を得た上でごみ処理有料化の導入、分別収集の推進を図るよう市町村に助言を行いました。

なお、7 年 4 月 1 日現在、県内 30 市町村中 25 市町村が可燃ごみ又は不燃ごみの有料化を実施しています。

(2) 事業活動に伴う廃棄物の発生抑制、再生利用の推進

市町村においては、事業所から排出される一般廃棄物について、家庭用のごみステーションでの収集廃止、直接搬入による有料化、分別の徹底等により、発生抑制・再生利用を推進しています。

産業廃棄物の発生を抑制するため、廃棄物処理法に基づき多量排出者（年間 1 千トン以上の産業廃棄物又は年間 50 トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者）に、発生抑制、リサイクル、適正処理等に関する計画（減量化計画）の提出を指導しました。7 年度は、産業廃棄物で 319 事業者、特別管理産業廃棄物で 90 事業者から減量化計画が提出されました。

(3) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

ホームページによる広報等の啓発活動を通じて、生ごみ、食品廃棄物、し尿・下水汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用推進に取り組むとともに、県のバイオマス活用の推進計画に基づき、他のバイオマスも引き続き利活用を推進しています。

(4) 各種リサイクル法の円滑な取組推進

ア 容器包装のリサイクル

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、「新潟県分別収集促進計画」を策定し、市町村に分別収集の促進を要請しています。市町村では個別に分別収集計画を策定し、ビン類やペットボトル等の分別収集を実施しており、6年度に分別収集した量は約5.5万トンで、前年度より1.2%増加しています。

→「資料編：3-(6)-⑧ 『容器包装リサイクル法』に基づく分別収集の実績（6年度）」

→「資料編：3-(6)-⑨ 『容器包装リサイクル法』に基づく分別収集の実績の推移」

イ 家電のリサイクル

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づき、家電4品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）のリサイクルや不法投棄の防止について啓発を行いました。

6年度は、「家電リサイクル法」に基づく県内の指定引取場所に、約26.5万台の家電4品目が持ち込まれ、メーカー等の事業者によるリサイクルが行われました。

ウ 自動車のリサイクル

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、引取業者、フロン類回収業者の登録及び解体業者、破碎業者の許可を行うとともに、関係事業者に対し立入検査等を通じて引取・引渡義務、再資源化基準等の遵守を指導しました。

エ 建設資材のリサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、建設副産物の3Rを推進するため、ホームページ等を利用した広報活動により、建設リサイクルの普及啓発を図るとともに、パトロール等によるリサイクル等の実態把握を行いました。

オ 食品のリサイクル

食品循環資源の再生利用等を促進する一環として、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の円滑な実施に向けて、県内の食品製造業者等に対する食品リサイクル制度の普及啓発を図りました。

カ 小型家電のリサイクル

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、市町村に小型家電リサイクルの推進を行うよう要請しています。

キ 下水汚泥のリサイクル

下水汚泥の発生を抑制するため、消化処理や乾燥処理による減量化に取り組むとともに、発生した下水汚泥はセメント原料・燃料や肥料等へのリサイクルに努めました。

→「資料編：3-(6)-⑩ 下水汚泥発生量とリサイクル率の推移」

3 循環型社会ビジネスの促進

(1) 循環型社会ビジネスの育成強化

リサイクル関連産業の育成・活性化を図るため、平成16年度からリサイクルの技術開発等のソフト事業や施設整備事業等に補助する「3R取組企業支援事業」を実施し、7年度は4件を採択しました。

産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの促進、リサイクル関連産業の育成を図るため、リサイクルアドバイザーを設置し、県内事業者からリサイクルに係る状況や課題についてヒアリングを行い、動向の把握に努めました。

(2) 県内事業者の3R情報の発信

事業者の自主的な取組を促進するため、リサイクル等に積極的に取り組み、優れた成果を上げた県内の事業所を「新潟県優良リサイクル事業所」として表彰するとともに、事業所の取組内容を県ホームページ等により広く県民にPRしました。7年度は2事業所が「新潟県優良リサイクル事業所」として表彰されました。

第2 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

●現状と課題

（一般廃棄物）

県内の一般廃棄物処理施設については、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、今後も施設の維持管理の徹底等により適正な処理を進める必要があります。

また、いわゆる野焼きは、法令で定める処理基準に適合しない廃棄物の処理であり、平成13年から原則禁止されています。しかし、依然として野焼きが行われ、苦情も寄せられていることから適正に処理するよう啓発を行う必要があります。

さらに、近年、海岸に多くのごみが漂着し、その一部には強酸性や強アルカリ性を示す液体が入ったポリ容器も確認されていることから、海岸漂着物等の適正な回収処理や発生抑制対策を推進していく必要があります。

（産業廃棄物）

県内の産業廃棄物処理施設は、7年度末現在で中間処理施設が489施設、最終処分場が20施設設置されています。また、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可件数は、7年度末現在、延べ4,923件です。

産業廃棄物が適正に処理されるためには、排出事業者の処理責任を徹底させるとともに、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底や優良な産業廃棄物処理業者の育成等が必要です。

また、アスベスト使用建築物の解体等に伴って発生するアスベスト廃棄物を適正に処理すること、PCB廃棄物等をPCB廃棄物特別措置法に定める処分期間内に計画的かつ確実に処分すること及び水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を定められた処理基準に沿って適正に処理することにより、県民の健康を保護し生活環境を保全していく必要があります。

→「資料編：3-(7)-① 産業廃棄物処理業の許可状況」

（不法投棄）

産業廃棄物の不法投棄の発見件数は、平成12年度をピークにその後は減少し、平成19年度から年間30件程度で推移していましたが、法令の厳格化や行政監視の徹底により、近年は低い状態が続いており、6年度は14件、7年度は10件となっています。（図表2-3-1-1）県内の不法投棄の特徴は、「がれき類」や「木くず」等を始めとする建築系廃棄物が多いこと、50トン未満の小規模な事案が多いことです。

図表2-3-1-1 過去5年間の産業廃棄物の不法投棄発見件数等の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
発見件数	12	3	6	14	10
投棄量(t)	256	49	45	119	46
撤去量(t)	256	49	44	118	39

一般廃棄物の不法投棄は、平成20年度から県内全市町村を対象に統計調査を開始しました。調査開始当初から平成22年度までは、市町村の監視体制強化を反映して不法投棄発見件数が増加していましたが、平成23年度以降は監視強化の成果により減少傾向となっています。7年度の発見件数は1,082件となっています（図表2-3-1-2）。

図表 2-3-1-2 過去5年間の一般廃棄物の不法投棄発見件数等の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
発見件数	1,390	1,187	1,060	1,060	1,082
投棄量(t)	148	160	103	112	121
撤去量(t)	146	159	103	111	120

※調査対象は1件あたり10kg以上の不法投棄等

不法投棄発見件数及び投棄量は減少してきていますが、未だ根絶には至っておらず、悪質化、巧妙化の傾向が見られることから、引き続き、不法投棄の根絶に向けた取組が必要です。

また、不法投棄につながるおそれの高い悪質な不適正保管や、違法な不用品回収業者などへの適切な対応が必要です。

県では、監視カメラの設置など行政による監視体制を強化するとともに、不法投棄監視県民ネットワークや不法投棄ホットライン、Web 通報などを活用し、県民総ぐるみの監視体制を構築しています。

また、毎年、春・秋の年2回「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」で関係機関や団体が連携して啓発活動等を集中的に実施し、各事業の相乗効果を図っています。

●施策の展開

1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理

一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底を図るため、一般廃棄物処理施設の排ガス、排水等の立入検査を実施しました（図表 2-3-1-3）。

県の広報や市町村広報誌等により、県民、事業者等に野焼きや不法投棄等の不適正処理を行わないよう啓発、周知しました。

図表 2-3-1-3 一般廃棄物処理施設の立入検査状況

単位：か所

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ごみ焼却施設	16	7	6	9	6	6	10
し尿処理施設	5	2	2	2	3	2	3
最終処分場	8	8	5	9	4	6	10
合計	29	17	13	20	13	14	23

※新潟市内に設置されている施設を除く。

(2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

一般廃棄物処理施設での排ガス、排水等の自主検査の徹底についての指導及び立入検査による監視を継続し、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制や適正な維持管理の指導を行いました。

7年度ダイオキシン類自主検査結果報告のうち、一般廃棄物処理施設については、全ての焼却施設及び最終処分場で排出基準を満たしていました。

→「資料編：3-(7)-② 市町村の一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類自主検査結果（7年度）」

(3) 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物等の円滑な処理を図ることを目的に、平成 21 年 7 月に「海岸漂着物処理推進法※」が公布・施行されました。これを受け、平成 22 年度に、地域住民、民間団体及び関係行政機関等から構成される「新潟県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、新潟県の海岸漂着物対策に関する議論を進め、平成 25 年 10 月に新潟県海岸漂着物対策推進地域計画を策定しました。

また、海岸漂着物対策に関する状況の変化等を踏まえ、3 年 8 月に同計画を改定し、漂流ごみ等の円滑な処理の推進やプラスチックごみの発生抑制に関する取組を新たに盛り込みました。

この計画に基づき、海岸管理者や県、市町村、民間団体などの多様な主体が連携・役割分担し、地域の実情に応じ、より効果的な回収処理を進めており、7 年度は県と市町村で約 1,007 トンの海岸漂着物等を回収処理しました。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 監視・指導の強化

産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、排出事業者及び処理業者の処理施設等への立入検査を 7 年度は 572 件実施し、不適正な事項について行政指導や処理施設等の適正な維持管理の徹底を指導しました。

また、「新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、適正な処理施設設置のための事前指導を行いました。

最終処分場跡地等を「廃棄物が地下にある土地」として指定し、土地の掘削等により生活環境保全上の支障が生じないよう跡地利用の安全対策の徹底を図りました。8 年 3 月末現在 29 か所が指定済となっています。

「新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例」に基づき、県外産業廃棄物の搬入や処分の計画を事前に把握して必要な指導を行いました。

→「資料編：3-(7)-③ 産業廃棄物立入検査における指導状況（7 年度）」

→「資料編：3-(7)-④ 県外産業廃棄物の搬入の事前協議状況」

(2) 産業廃棄物処理業者の優良化の推進

優良産廃処理業者認定制度により、遵法性や事業の透明性、環境配慮の取組の実施など、優良基準を満たした処理業者は優良認定業者とされ、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例が付与されることになっています。

県は、認定によるメリットなどの周知を図るとともに、県ホームページでの認定処理業者の公表などにより優良な処理業者の育成を推進しています。

(3) ダイオキシン類及びアスベスト廃棄物、PCB 廃棄物の適正処理の推進

ダイオキシン類による環境汚染の防止を図るため、産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場に対して立入検査を実施し、施設の維持管理が適正に行われるよう指導しました。

「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」に基づき、アスベスト使用建築物の解体に伴って発生するアスベスト廃棄物について、特定アスベスト廃棄物処理計画の届出や適正処理等を指導しました。

また、石綿含有廃棄物を扱う収集運搬業者及び処分業者に対し適正処理を指導しました。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）」に基づ

※ 海岸漂着物処理推進法：（法律名）美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

き、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物保管事業者に対して、処理期限までに確実に適正な処理が行われるよう指導等を行いました。なお、7年度で中間貯蔵・環境安全事業株式会社による高濃度 PCB 廃棄物処理事業が終了しました。今後新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物については、処理体制が整備されるまでの間、事業者において適正保管が必要となります。

→「資料編：3-(7)-⑤ 産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類自主検査結果（7年度）」

3 不法投棄対策

（1）不法投棄防止の啓発

県、警察署、市町村、新潟県産業資源循環協会、事業者団体等で構成する「地区廃棄物不法処理防止連絡協議会」や「新潟県産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク」の会員による監視や撤去等の活動、不法投棄防止ステッカーの車輛への貼付等を通じて、不法投棄防止を啓発しています。

このほか、産業廃棄物排出事業者等の適正処理意識向上を図るための講習会を開催しています。7年度は県内7会場で開催しました。さらに、不法投棄される廃棄物の約6割ががれき類や木くず等の建設系廃棄物であることを踏まえ、解体工事に係る業界団体と連携した実務者向け講習会を開催し、建設リサイクル法及び廃棄物処理法の遵守を周知しています。

（2）「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」の実施

不法投棄等の防止に関する意識啓発及び県の廃棄物対策に関する取組の一層の推進や社会的認知度の向上を目指し、平成19年度から春（5月30日（ごみゼロの日）～6月8日（世界海洋デー））と秋（11月1日～10日）の2回、「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」を実施しており、各関係機関・団体が連携して、啓発事業や撤去事業等の様々な事業を企画・実施するとともに、これまで実施してきた不法投棄対策事業を期間内に集中することにより、各事業の相乗効果を図る等の取組を行っています。

（3）清掃活動の支援

不法投棄防止啓発用に軍手を作成し、民間や市町村主体の清掃・環境イベントで配布しているほか、イベントへの後援を行っています。

（4）廃棄物特別監視員及び産業廃棄物巡視員の配置

県内の悪質な事案に対応するため、警察官との併任による廃棄物特別監視員を資源循環推進課に2名配置し、さらに3環境センターには県警OBの廃棄物監視員を配置して、重点的に監視をしています。

また、産業廃棄物巡視員を三条、南魚沼の2環境センターに2名ずつ配置し、不法投棄等の行われやすい早朝や休日を含め、不法投棄等の監視や改善指導などを行っています。

（5）市町村職員への立入検査権の付与

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に迅速に対応し早期解決を図るため、平成16年度から希望する市町村の職員を県職員に併任し、産業廃棄物に関する立入検査権を付与しています。7年度は16市町村の57人に付与し、不法投棄の監視、現地調査等を行いました。

(6) 監視カメラ等の導入

ア 監視カメラによる監視

監視体制強化のため、夜間等も監視可能な移動式監視カメラを導入し、不法投棄常習地の監視を行っています。

イ 3機関連携スカイパトロールやドローンによる監視

第九管区海上保安本部、県警察本部及び県のヘリコプターによる3機関連携スカイパトロールや、ドローンによる監視飛行を行うことにより、上空からの監視を強化しています。7年度は、新たな不法投棄等の発見はありませんでした。

(7) 県民総ぐるみの監視体制の充実

県民総ぐるみの監視体制を構築するため、団体、県民等に対し、平成17年に設置した「新潟県産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク」への参加を働きかけています。7年度末の参加団体及び協力者は、79団体・約18万人となっています。

(8) 不法投棄情報の収集体制の強化

平成17年6月に設置した不法投棄ホットライン（フリーダイヤル（0120-381-790^{さんばい なくそおー}））、平成30年に設置した県電子申請システムによるWeb通報等を通じて、県民等から不法投棄等に関する通報を受け付けるとともに、通報された情報に基づき現地調査や撤去指導等を行っています。

(9) 地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の活動

「地区廃棄物不法処理防止連絡協議会」では、投棄された小規模な廃棄物（産業廃棄物と一般廃棄物の混合物を含む。）の撤去事業を行っています。

(10) 行政代執行による撤去等

平成10年度以降、主として会社の倒産等により放置されている産業廃棄物について、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、その程度を考慮して、優先度の高い箇所から逐次撤去事業を実施してきました（図表2-3-1-4）。

図表 2-3-1-4 廃棄物処理法に基づく行政代執行による撤去等の事例

№	年度	所在市町村	種類	撤去期間	撤去量	備考
1	H10	三条市（栄町） 燕市	廃油等	H10.12.28 ～ 11. 3.30	6,400本	（ドラム缶）
2	H12	長岡市（栃尾市）	廃タイヤ	H12. 6.30 ～ 12.11. 6	29万本	
3	H13	新発田市（豊浦町）	〃	H13. 8. 9 ～ 13. 9.20	8.5万本	
4		新発田市（紫雲寺町）	〃	H13.12.17 ～ 14. 3.13	6.5万本	火災により焼失した 分を含めた推計
5	H14	聖籠町	〃	H14.11.15 ～ 15. 1.31	25万本	H14～15年度 2 か年 計画の14年度分
	H15	聖籠町	〃	H15. 9. 3 ～ 15.10. 7	6万本	H14～15年度 2 か年 計画の15年度分
6		南魚沼市（大和町）	〃	H15.11.17 ～ 15.12.23	2.6万本	
7	H16	新潟市（新津市）	〃	H16.11.12 ～ 17. 1.20	18万本	別途新津市が 2 万本 撤去
8		刈羽村	燃え殻	H17. 3.18 ～ 17. 3.30	50t	
	H17	刈羽村	燃え殻	H17.11.24 ～ 18. 3.28	130t	
9		上越市	燃え殻 木くず	H17. 6.27 ～ 18. 3.31 〃	4,445t 2,012t	
10	H20	出雲崎町	燃え殻	H21. 1.30 ～ 21. 3. 9	50t	
11	H26 H27	上越市	廃油 汚泥等	H26.10.27 ～ 27. 3.31 H27.12.4 ～ 27.12.11	294t 1t	
12	R 1	上越市	廃油	R1.12.18	5台	PCBが含まれる電気製 品をドラム缶封入
13	R 3	佐渡市	廃油	R4. 3. 1 ～ 4. 3. 8	11台	PCBが含まれる電気製 品を建物倒壊のおそ れのない場所へ移動
14	R 4	佐渡市	廃油	R4.10.14	3台	PCB が含まれる電気製 品に漏洩防止措置等 を実施
15	R 4	佐渡市	廃油	R4.11.25	2台	PCBが含まれる電気製 品に漏洩防止措置等 を実施

注) 1 廃タイヤの撤去量はタイヤ重量からの推計本数

2 () 内は撤去時の市町村名

第3 廃棄物処理基盤・体制の整備

●現状と課題

（一般廃棄物）

県内の一般廃棄物処理施設数は93施設で、能力的には一応の充足が図られていますが、老朽化等が進んでおり、計画的な更新・改修が必要になっています。

県内の最終処分場の残余年数（6年度末）は、9.2年※と全国平均の24.9年を下回っています。県内の市町村の中には、最終処分場がなく県外の民間業者に処分を委託したり、残余量がひっ迫しているところもあります。そのため、ごみの減量化やリサイクルにより埋立量を削減するとともに最終処分場の整備を計画的に進める必要があります。

し尿処理施設では、下水道の普及や人口減少により、し尿、浄化槽汚泥の収集量の減少傾向が続いており、より効率的なし尿処理体制について検討する必要があります。

→「資料編：3-(8)-① し尿処理の推移」

→「資料編：3-(8)-② し尿収集の状況の推移」

（産業廃棄物）

6年度に県内で最終処分された産業廃棄物は11万5千トンで、5年度に比較して1千トン減少しました。

また、6年度末における県内の最終処分場の残余年数は13.9年（管理型：13.6年、安定型：14.4年）と全国平均の20.3年（5年度末）を下回っています。

最終処分場の残余容量が将来的に不足することが懸念されることから、減量化、再生利用の取組により、最終処分される産業廃棄物の量を減らしていくとともに、安定的な処分容量確保のため、計画的に最終処分場を整備する必要があります。産業廃棄物最終処分場は、県内廃棄物の適正処理と産業経済の発展に必要不可欠な施設ですが、住民の理解が得にくいこと等から、民間事業者による施設の設置が進まない状況が続いており、公共関与による最終処分場の整備が必要です。

→「資料編：3-(8)-③ 産業廃棄物最終処分実績（6年度）」

→「資料編：3-(8)-④ 産業廃棄物最終処分場残余容量（6年度末）」

（災害廃棄物）

6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、県内では累計約10万7千トンの災害廃棄物が発生しました（8年4月1日現在）。

※ 本県においては現在稼働していない施設は含んでいない。

●施策の展開

1 一般廃棄物処理施設の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物処理施設の整備計画のある市町村に対して、発生抑制及び適正な循環的利用の推進に向けた効率的な施設の整備について助言を行いました。

また、4年3月に「新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画」を策定し、人口減少に伴う廃棄物処理の非効率化等の懸念などを踏まえ、市町村と連携・協力し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進しています。

図表 2-3-1-5 一般廃棄物処理施設の状況（7年3月31日現在）

単位：か所

施設種類	施設数	処理能力
し尿処理施設（し尿：kL/日） （生ごみ等：t/日）	19	1,489 2
汚泥再生処理センター（し尿：kL/日） （生ごみ等：t/日）	4	598 2
ごみ焼却施設（t/日）	27	3,218
粗大ごみ処理施設（t/日）	16	414
資源化等を行う施設（t/日）	11	375
最終処分場（埋立残余容量千m ³ ）	20※	797

※安定型の処分場（1施設）を除く、稼働中の施設のみ。

(2) 地域の実情に応じた污水处理施設・設備の整備促進

地域の実情に応じたより経済的・効率的な污水处理施設・設備（下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽等）の整備や市町村設置型浄化槽（市町村で浄化槽を設置、維持管理し、必要経費を住民から徴収する仕組み）の設置について市町村に助言を行いました。

2 産業廃棄物の処理基盤整備

(1) 公共関与による廃棄物広域最終処分場の整備

県では、上・中・下越の各地区に公共関与による処理施設を建設するため、平成4年10月に県、市町村、民間の共同出資により「(公財)新潟県環境保全事業団」を設立しました。

同事業団は、平成11年4月に中越地区に「エコパークいずもざき」を開業し、埋立処分（7年度実績3万8千トン）を行っており、県内の産業廃棄物の適正処理の推進に大きな役割を果たしています。

エコパークいずもざきは、平成30年10月から第3期処分場の供用を開始しており、埋立期間は当初計画で約13年間で予定しています。埋立容量937,400 m³であり、高度な浸出処理施設を備えています。

また、上越地区における広域最終処分場の整備に向け、5年3月、整備候補地の関係町内会の意見等を踏まえ、環境保全対策、地域振興策を具体化することを前提に、上越市柿崎区内の竹鼻地区、下中山地区の2地区をとともに整備予定地とし、順次整備を目指し事業を推進していくこととしました。

7年度は、同事業団が10月に処分場の整備計画等を示した基本計画・基本設計（概要版）を公表したほか、同事業団及び上越市と連携し、環境影響評価手続や用地取得に向けた取組等を進めました。

今後も、関係町内会をはじめ多くの県民、地権者の理解と協力を得ながら、安全・安心な施設整備と運営の実現に取り組めます。

【エコパークいずもざき第3期処分場の概要】

- ・施設の規模 面積 52,700 m² 容量 937,400 m³
(参考:第1・2期処分場の規模 面積 97,000 m² 容量 1,605,800 m³)
→「資料編:3-(8)-⑤ 『エコパークいずもざき』における処理状況の推移」

【上越地区産業廃棄物最終処分場整備計画（7年10月現在）の概要】

- | | | |
|---------------|----------------------------|-------------------------------|
| ・ 施設の規模（竹鼻地区） | 面積 約 54,000 m ² | 容量 約 1,200,000 m ³ |
| （下中山地区） | 面積 約 64,000 m ² | 容量 約 1,500,000 m ³ |

3 災害廃棄物の処理体制

(1) 災害時の廃棄物処理体制の整備

関係団体との応援体制整備や、市町村における災害廃棄物処理計画の策定により、災害時の廃棄物処理の体制を整備しています。また、これまで地域防災計画に内包する形で定めていた「新潟県災害廃棄物処理計画」を、国が定める災害廃棄物対策指針等を踏まえ、5年5月に個別計画として策定しました。

7年度は県、市町村及び廃棄物処理業者が連携した災害廃棄物処理体制の構築・充実を目指し、能登半島地震における災害廃棄物処理の対応事例や現場における課題、県内における災害廃棄物処理に係る協定締結の取組を共有する研修会及び情報交換会を実施しました。

また、能登半島地震に伴う災害廃棄物の円滑な処理が行えるよう、市町村への技術的助言や災害廃棄物の広域処理に係る調整を実施しました。

第4章 安全で快適な生活環境の保全

第1 快適な大気環境の確保

●現状と課題

大気汚染は、工場・事業場のばい煙や自動車排ガス等が原因となり、大気中の二酸化硫黄、粉じん、有害物質等の濃度が上昇することで発生します。

工場・事業場や自動車からの排出ガスへの対策が進み、県内では二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は、概ね環境基準を達成しており、近年は横ばいで推移しています。(図表 2-4-1-1)

また、アスベスト(石綿)やベンゼン等の有害大気汚染物質についてもモニタリングしており、環境基準等が設定されている物質は、すべての測定地点で基準値等より低い状況となっています。

一方で、光化学オキシダントは、全測定局で環境基準が非達成であり、濃度が光化学スモッグ注意報の発令基準に達することがあります。また、微小粒子状物質(PM_{2.5})についても、年平均値は全測定局で環境基準を達成するものの、日平均値は一部の測定局で達成しないことがあります。これらは、県内で発生するものだけでなく、国内他地域や大陸からの移流の影響もあると考えられています。このため、広域モニタリングによる実態把握、国内における原因物質の排出削減、国際的な取組などのほか、光化学オキシダントやPM_{2.5}について、濃度が高くなった場合の迅速な注意喚起や工場・事業場の排出削減への協力など、緊急時への備えが必要です。

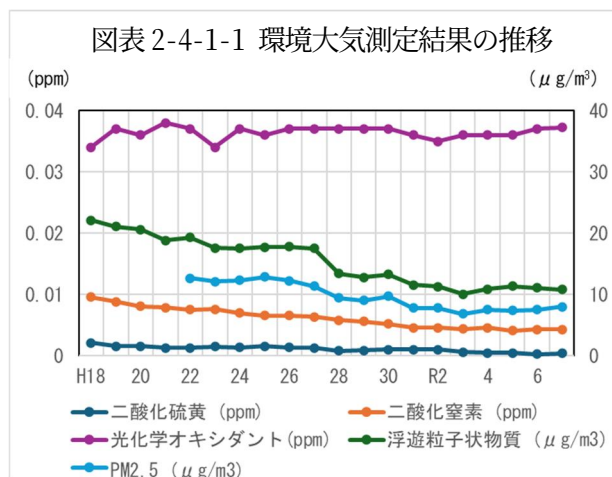
また、アスベスト(石綿)については、今後、建築物等の解体工事数の増加が予想されるため、大気中のモニタリングを継続するとともに、建築物等の解体・補修時には、事業者によるアスベストの有無の事前調査や作業中の飛散防止対策などの徹底が必要です。

酸性雨は、pH5.6以下の雨のことを指します。工場・事業場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で変化し、硫酸や硝酸として雲に取り込まれたり、雨滴の落下過程で取り込まれたりして生ずると言われています。

県内では、酸性雨による森林等の被害は確認されていませんが、酸性雨は湖沼、河川、土壌の酸性化による魚類、森林等への影響が懸念されるほか、発生源から遠く離れた場所に降下することがあるため、国境を越える環境問題であり、他自治体などと共同した対策が必要です。

悪臭については、公害苦情全体の2割強を占めており、防止に向け、市町村が行う悪臭の測定や立入検査等についての技術支援が必要です。

→「資料編：3-(9)-① 悪臭苦情件数の推移」、「図表 2-5-2-5 苦情の種類別件数構成比(7年度)」



●施策の展開

1 大気汚染防止対策の推進と大気環境の監視

(1) 常時監視

ア 常時監視体制及び監視結果

県内における大気汚染状況の常時監視のため、県及び新潟市が、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を設置（県 14 局・新潟市 11 局）し、各地域の状況に応じた汚染物質を測定しています。

これら 25 測定局については、テレメータシステムにより測定値を県庁の中央監視局で収集・監視しており、毎時の観測データは県ホームページ等に掲載し、情報提供を行っています。

7 年度は環境基準項目のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び PM2.5 は、すべての測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントについては、全測定局で環境基準値（1 時間値）を超えることがあり、環境基準は非達成でした。（図表 2-4-1-2）

直近の 5 年間をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度についてはほぼ横ばいの状況にあり、光化学オキシダントはすべての測定局で環境基準を達成していない状況が継続しています。

→「資料編：3-(9)-② 大気汚染物質の常時監視体制（7 年度）」

→「資料編：3-(9)-③ 環境大気測定結果（7 年度）」

→「資料編：3-(9)-④ 主な大気汚染物質の濃度等の推移」

図表 2-4-1-2 大気汚染常時監視結果（7 年度）

項目	環境基準を達成した測定局の割合			環境基準
二酸化硫黄	長期的評価	100 %	(10/10測定局)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下
	短期的評価	100 %	(10/10測定局)	
二酸化窒素		100 %	(17/17測定局)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	長期的評価	100 %	(15/15測定局)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下
	短期的評価	100 %	(15/15測定局)	
光化学オキシダント		0 %	(23/23測定局)	1 時間値が 0.06ppm 以下
微小粒子状物質 (PM2.5)	長期基準	100 %	(17/17測定局)	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下
	短期基準	100 %	(17/17測定局)	

イ 光化学オキシダント対策

県では、光化学オキシダント濃度が発令基準（0.12ppm）となり、さらに、気象条件等からその状態が継続すると認められるときは、「新潟県光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づき、光化学スモッグ注意報を発令し、県民への速やかな注意喚起を行っています。また、関係工場に対しては原因物質の排出削減等の協力を要請することとしています。

なお、7 年度は、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

また、光化学オキシダントの観測データをリアルタイムで県民に提示できるようホームページによる情報提供を行っているほか、県内の発生源対策を実施しています。

加えて、大陸からの移流に関して国際的な対策を推進するよう、国に継続的に要望しています。

ウ 微小粒子状物質（PM2.5）

PM2.5は、大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生させる施設、自動車など人為起源のもののほか、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

県では、国が示した「注意喚起のための暫定的指針」（平成25年2月）を踏まえ、平成25年3月から、県内で、PM2.5の1日平均値が70 μg/m³を超えると予想された場合に、市町村等関係機関と連携し、住民等への注意喚起を行う体制をとっており、大気汚染情報テレホンサービスやメール配信システム（登録制）などにより、迅速でわかりやすい環境情報の発信に努めています。

なお、7年度は、注意喚起の発令はありませんでした。

（2）ばい煙発生施設等発生源対策

ア ばい煙発生施設等の設置状況

大気汚染の原因となるばい煙や粉じんを排出又は飛散する施設については、「大気汚染防止法」及び「新潟県生活環境の保全等に関する条例」により排出量等が規制されています。また、平成18年4月から光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）、平成30年4月から水銀の大気排出について規制されています。

8年3月末現在の「大気汚染防止法」及び県条例に定めるばい煙発生施設等の設置状況は次表のとおりです（図表2-4-1-3）。

図表2-4-1-3 ばい煙発生施設等設置状況

（8年3月31日現在）

区分 地域	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		VOC排出施設		水銀排出施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
県北地域	277(1)	786(2)	49	140	3	6	12	19
新潟地域	479	1,161	59	116	4	10	14	23
中越地域	508	1,246	41	129	4	4	22	43
魚沼地域	286	742	18	49	0	0	6	11
上越地域	293	965	40	454	4	15	11	20
佐渡地域	53	114	13	43	1	1	1	2
合計	1,896(1)	5,014(2)	220	931	16	36	66	118

注) 1 ()内は、県条例規制対象施設で内数

2 地域区分は、第3部資料編 3-(9)-② 大気汚染物質の常時監視体制の注)を参照

→「資料編：3-(9)-⑤ 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数」

イ 立入検査等の実施状況

ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して立入検査を実施し、排ガス中の大気汚染物質（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等）の濃度や施設の管理状況等の検査を行い、排出基準の遵守等について指導しています。7年度のばい煙発生施設に係る立入検査の実施状況は次表のとおりです（図表2-4-1-4）。

また、VOC排出施設を設置している工場・事業場の2件、水銀排出施設を設置している工場・事業場の3件を立入検査し、いずれも排出基準を満足していることを確認しました。

図表2-4-1-4 ばい煙発生施設立入検査実施状況（7年度）

区分 地域	ばい煙発生施設			排出基準抵触数、行政指導数		
	事業場数	施設数	排ガス測定施設数	抵触施設数	その他指導施設数	行政指導施設数合計
県北地域	34	89	0	0	36	36
新潟地域	41	101	11	0	27	27
中越地域	18	48	0	0	6	6
魚沼地域	41	222	0	0	51	51
上越地域	9	45	0	0	0	0
佐渡地域	0	0	0	0	0	0
合計	143	505	11	0	120	120

注）地域区分は、第3部資料編 3-（9）-② 大気汚染物質の常時監視体制の注）を参照

（3）有害大気汚染物質対策

国は、有害大気汚染物質に該当する可能性がある248種の物質を選び、そのうち健康リスクがある程度高いと考えられる23種の優先取組物質を示しています。

7年度は、優先取組物質のうち、公定分析法が示された21物質について、県内14地点で調査を実施しました。

その結果、環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）について、すべての地点で環境基準を達成しました。

また、指針値※が定められている11物質（アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及び無機ヒ素化合物並びにマンガン及び無機マンガン化合物）の値は、すべての地点で指針値未満でした。

（注：大気環境中のダイオキシン類は、第2部第4章第5の「2 ダイオキシン類の環境監視と事業者等における排出対策の推進」を参照）

→「資料編：3-（9）-⑥ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（7年度）」

（4）アスベスト対策

アスベスト（石綿）の飛散を防止するため、「大気汚染防止法」による規制に加え、県と新潟市は「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」及び「新潟市アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」により、それぞれ対策の徹底を図っています。また、アスベストは、このほかに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「労働安全衛生法（石綿障害予防規則）」等で、建築物等の解体や除去に伴う飛散防止などの規制があり、関係機関でのアスベスト排出等作業に関する届出情報等の共有化や、合同で立入検査等を実施しました。

※指針値（大気）：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

ア 一般環境調査

環境大気中のアスベスト濃度を把握するため、県は3地点、新潟市は8地点で調査を実施しています。

7年度の結果は、全地点で世界保健機関（WHO）が「危険度は判別できないほど小さい」としている濃度範囲（10 本/L以内）でした。

→「資料編：3-(9)- ⑦ 環境大気中アスベスト濃度調査結果（7年度）」

イ アスベスト排出等作業の監視

（ア）届出の状況

アスベスト飛散のおそれのある建築物等でのアスベスト除去などの作業（以下「アスベスト排出等作業」という。）を行う場合は、平成9年から「大気汚染防止法」で届出が義務付けられています。平成17年度に全国的にアスベストが社会問題となり、平成18年3月の「大気汚染防止法」の改正に伴い、届出対象の規模要件が撤廃されるなど規制の強化が図られました。

なお、新潟市を含めた県内の7年度の届出件数は、203件でした。

→「資料編：3-(9)- ⑧ アスベスト排出等作業届出件数の推移」

（イ）立入検査の実施

アスベスト排出等作業の届出のあった解体現場等においては、立入検査及び周辺の環境調査の実施とともに、適正な作業の徹底を指導しています。

7年度は、1件の周辺環境調査を行い、結果は世界保健機関（WHO）が「危険度は判別できないほど小さい」としている濃度範囲（10 本/L以内）でした。

→「資料編：3-(9)- ⑨ アスベスト排出等作業の立入件数（7年度）」

→「資料編：3-(9)- ⑩ アスベスト解体現場等周辺環境調査結果（7年度）」

（ウ）事前調査の徹底

「建設リサイクル法」に基づく届出のあった解体・改修工事現場等のパトロールの強化や、関係機関を通じてアスベスト事前調査の適正な実施を周知・徹底しました。

なお、建築物等の解体・補修時に事業者が実施するアスベストの有無の事前調査について、石綿事前調査結果報告システム等により報告された、新潟市を含めた県内の7年度の調査結果の件数は、13,382件でした。

（エ）アスベスト排出等作業における事故防止の徹底

県では、施設管理者、施工業者などの関係者が、アスベストの危険性を充分認識し、それぞれの立場から工事内容、安全対策等を確認して情報共有が図られるよう、アスベスト除去等工事における安全対策チェックリストを作成し、周知を図りました。

（オ）大気中への排出・飛散防止対策の推進

関係機関と連携して、事業者及び使用者等を対象とした研修会を開催し、建築物等の解体・補修時のアスベスト対策等について周知しました。

2 広域的な大気汚染に係る取組の推進

（1）国際協力の基盤の整備

欧米では、1960年代に酸性雨被害が顕在化しましたが、経済発展に伴い、東アジアでも酸性雨による被害の発生が懸念されていました。

平成12年10月に新潟で開催された第2回E A N E T政府間会合において、新潟市内に設置された（一財）日本環境衛生センターの酸性雨研究センター（現：アジア大気汚染研究センター）が、E A N E Tの中核的な役割を担うネットワークセンターに指定されました。

県では、酸性雨及び大気汚染による被害の未然防止、及び環日本海における本県の国際的な拠点性の向上のため、新潟市等と連携して同センターの活動を支援しています。また、同センター、県内の

大学、試験・研究機関の研究者等で組織する「新潟県酸性雨研究連絡協議会」を設置し、酸性雨及び大気汚染研究等に関する連携強化を図っています。（同協議会は、7年度に一部体制を改め、「新潟県大気環境情報交換プラットフォーム」と名称を変更しました。）

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（Acid Deposition Monitoring Network in East Asia（EANET））とは

東アジア地域における、今後の経済成長に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量の大幅な増加予測等を背景として

- ① 東アジア地域の酸性雨問題の状況に関して共通の理解を形成すること。
- ② 酸性雨による環境への悪影響を防止又は減少させるために、地方（local）、国（national）及び地域（regional）レベルの意思決定に有益な情報を提供すること。
- ③ 参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進すること。

を目的として、東アジア地域の13か国※が参加し、平成13年1月から本格的に活動を開始した国際的な組織です。

同ネットワークは東アジアでは初めての環境に関する多国間の枠組みであり、これまでに共通の手法を用いた酸性雨及びその生態影響のモニタリングを東アジア13か国で実施し、データの収集、公表のほか、研修活動や調査研究、普及啓発等幅広い活動を展開しています。

平成17年の第7回政府間会合で採択された「新潟決定」に基づき、EANETへの財政的貢献等のための健全な基礎となる同組織のルールについての議論が継続され、最終的に平成22年11月に新潟で開催された第12回政府間会合において、「EANETの強化のための文書」の採択と署名が行われ、平成24年1月から同文書の運用が開始されました。

※EANET参加国：カンボジア、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、ロシア、タイ、ベトナム

☐ 「EANET」ホームページアドレス
<https://www.acap.asia/eanet/>

（２）監視調査

県では、昭和58年度に実施した県内131地点の降水調査及び21地点の降雪調査により、降水及び降雪の酸性化が明らかになったことから、昭和60年度から継続して通年調査を行ってきました。

なお、これまでの調査の結果、近年では地点間で大きな差は見られず、各地点とも、酸性成分の降下量及びアルカリ性成分の降下量は横ばいであったことから、5年度末で調査を終了しています。

（３）その他の調査

環境省が進めている酸性雨長期モニタリング計画の一環として、環境省の委託による調査を実施してきました。7年度は国設佐渡関岬酸性雨測定所（佐渡市）での通年調査を実施しています。

（４）酸性雨の研究成果の情報発信

関係機関と連携・協力し、EANETのネットワークセンターの活動内容や酸性雨の研究成果について、県民に情報発信していきます。

3 悪臭防止対策の推進

(1) 「悪臭防止法」に基づく規制

「悪臭防止法」に基づき、県及び市町村では、事業活動に伴って発生する悪臭の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）とそれらの地域の規制基準を定め、各市町村が工場・事業場から発生する悪臭を規制しています。

県内における悪臭苦情の件数は、3～7年度では年間152～259件で推移しており、7年度は191件でした。

7年度に、悪臭苦情があった工場・事業場等に対して、市町村が行った行政指導件数は83件でした。このうち改善勧告に至ったものはありませんでした。

(2) 対策の実施状況

8年3月末現在、23市町村（18市4町1村）において悪臭公害の実態や土地利用の変更に応じた規制地域の指定が行われています。

悪臭の規制は市町村が行っており、県では研修会の開催や情報の提供を通じて、市町村が工場・事業場に対して行う悪臭の測定や立入指導等の技術的な支援を行っています。

また、一般家庭が原因となる苦情が増加傾向にあることから、県民に対する悪臭防止に向けた啓発に努めます。

第2 良好な水質の確保

●現状と課題

県内の公共用水域の水質の状況は、概ね良好な水準を維持しており、この状態を維持していくことが必要です。

また、一部の海域ではCOD^{※1}の環境基準が非達成であり、継続監視と要因解明に向けた取組の推進が必要です。

過去に水銀による環境汚染が深刻となった河川は、これまでの取組により環境基準を達成していますが、この状態が維持されていることを継続監視により確認していくことが必要です。

県内の主な河川における発生源別のBOD^{※2}汚濁負荷量は、生活排水に由来するものが約5割を占めています。今後も公共用水域の水質の維持・改善を進めるために、工場・事業場の排水規制に加えて、下水道や浄化槽の計画的な整備など生活排水対策を進めていく必要があります。

下水道は、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず河川等の公共用水域の水質保全や浸水の防止等、重要な役割を担っており、下水道処理人口普及率は、着実に増加してきています。

県内の浄化槽は単独浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）の割合が高く、全国平均を上回っていることから、下水道への接続又は合併処理浄化槽への転換を促進することが必要です。

油の流出や魚類へい死などの異常水質事案は、例年県内で数多く発生しています。迅速かつ的確に異常水質事案に対応できる体制を整備するとともに、特に発生件数の多い油流出事故について、灯油の取扱いに関して啓発するなど未然防止を図ることが必要です。

水道水源として利用される水域については、特に県民の安全・安心に関わる問題であり、常に良好な水質を維持することが必要です。

●施策の展開

1 水質汚濁負荷の低減と水質監視

（1）水質環境基準の類型指定

生活環境項目に関する水質環境基準では、利水目的に応じて類型が定められ、類型毎にBOD、COD、全窒素、全リン等の基準が定められています。県では、水域ごとに環境基準の類型を指定しており、さらに水質の改善の状況にあわせて、適宜、類型の見直しを行うこととしています。

また、平成15年度に水生生物の保全に係る水質環境基準が定められたことから、魚介類の生息状況や水温等の調査を行い、平成20年度から平成25年度にかけて57河川85水域及び2湖沼2水域の類型指定を順次行いました。

（2）公共用水域の水質調査

ア 調査の概要

県では、水質汚濁の防止を図るため、国土交通省北陸地方整備局及び水質汚濁防止法の政令市（新潟市、長岡市及び上越市）とともに、県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視しています。

7年度の測定水域の数は次表のとおりです（図表2-4-1-5）。

※1 COD（Chemical Oxygen Demand）：化学的酸素要求量。海域や湖沼における有機汚濁の代表的な水質指標。

※2 BOD（Biochemical Oxygen Demand）：生物化学的酸素要求量。河川における有機汚濁の代表的な水質指標。

図表 2-4-1-5 測定水域数（7年度）

区分	水域数	測定地点数
河川	22 水系 60 (3) 河川 77 (3) 水域	128 (3)
湖沼	2 湖沼 2 水域	4
海域	8 海域 14 水域	48
合計	93 (3) 水域	180 (3)

注) () 内は、環境基準類型指定水域以外の河川数、水域数及び地点数で内数

イ 測定結果

(ア) 生活環境項目で、水質汚濁の代表的指標である河川のBOD、湖沼及び海域のCODについては、類型指定した全水域の94.4%で環境基準を達成しました。このうち、海域は14水域のうち4水域で環境基準非達成でした。なお、県北・新潟海域の一部ではCODの環境基準の非達成が続いています。

水質の富栄養化の指標である全窒素及び全リンについては、類型が指定されている全3水域（両津湾、加茂湖及び真野湾）で環境基準を達成しました。

水生生物の保全に係る項目については、類型指定されている全87水域で環境基準を達成しました。

環境基準非達成の水域については、注意深く監視を継続します。

→「資料編：3-(10)-① 生活環境項目（BOD 又はCOD）非達成水域の経年変化」

(イ) 健康項目については、測定した全117地点で環境基準を達成しました。

(ウ) 要監視項目については、69地点で測定しました。全マンガンは測定した28地点のうち10地点で指針値を超過しましたが、それ以外の項目は指針値以下でした。

指針値を超過した全マンガンについては、今後も監視を継続し、現状の把握と原因究明に努めます。

(3) 事業場排水対策

「水質汚濁防止法」は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、特定事業場^{※1}の排水水及び地下浸透水について規制しています。

本県では、BOD、COD、SS^{※2}等は信濃川水域等12水域について、クロムは全水域について、国が定める基準に代えて上乗せ排水基準を定め規制を強化しています。また、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」により、「水質汚濁防止法」に定める特定施設以外の施設についても規制を行っており、水質汚濁防止法の政令市として県と同等の規制権限を有している、新潟市、長岡市及び上越市と連携して指導等を行っています。

7年度末現在の特定事業場数は、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」で規制されている9事業場を含め8,269事業場（内訳は新潟市1,417、長岡市704、上越市921、その他の県内5,227）となっ

※1 特定事業場：特定施設を設置する工場及び事業場。

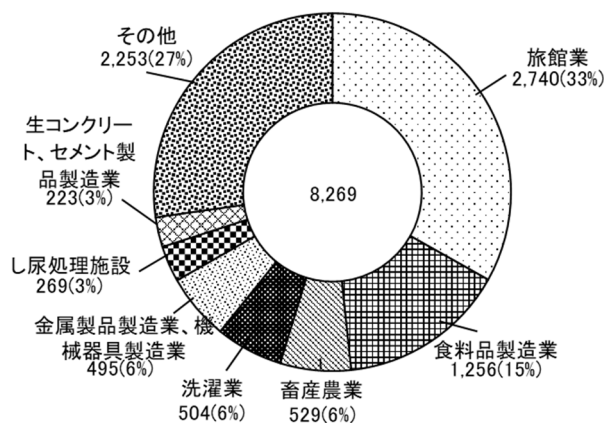
※2 SS：浮遊物質量。水中に浮遊する物質の量。

ています（図表 2-4-1-6）。このうち排水基準適用事業場（排水量から排水基準が適用される特定事業場若しくは有害物質を使用・製造・処理している特定事業場）は 1,540 事業場（内訳は新潟市 275、長岡市 191、上越市 117、その他県内 957）で、7 年度はそのうち 244 事業場（延べ 272 事業場（内訳は新潟市 99、長岡市 53、上越市 39、その他の県内 81））について、事業場排水の採水を伴う立入検査を実施しました。

立入検査の結果、排水基準に抵触した事業場は 23（延べ 26）事業場（抵触率 9.4%（延べ 9.6%））であり、事業者に対し、排水基準の遵守や施設の維持管理等を指導しました。

- 「資料編：3-(10)-②『水質汚濁防止法』の上乗せ排水基準適用区域及び適用項目」
- 「資料編：3-(10)-③『水質汚濁防止法』の特定事業場数、排水基準適用事業場数及び立入検査結果（7 年度）」
- 「資料編：3-(10)-④『水質汚濁防止法』に基づく行政処分及び行政指導実施状況（7 年度）」
- 「資料編：3-(10)-⑤ 排水基準抵触率及び行政処分、行政指導件数の推移」

図表 2-4-1-6 特定事業場業種別内訳



注) 新潟市、長岡市、上越市を含む

(4) 水銀による環境汚染の現状と対策

過去に水銀による環境汚染が深刻な問題となった阿賀野川や、過去に魚類から水銀が検出された関川水系で、環境中の水銀を継続して調査しています。なお、関川水系においては、一部の水域及び魚種について食用抑制等を指導していましたが、8 年 3 月 31 日、関川水系全水域の全魚種において指導を解除しました。

ア 阿賀野川

阿賀野川については、県の「阿賀野川水銀汚染総合調査」の結果、昭和 53 年 4 月に「阿賀野川の河川環境における人工的な水銀汚染の影響は解消され、自然環境の変動幅の範囲にある」と判断され、それまで行政指導を継続してきた魚類の食用抑制は解除されました。

その後も継続して水質、底質及び魚類について確認のための監視調査を行っており、7 年度調査の結果は、水銀に係る水質の環境基準を達成し、底質の暫定除去基準（25ppm）及び魚介類の暫定的規制値※を下回りました。また、関連工場の排水の水銀監視調査は、すべて排水基準に適合していました。

イ 関川水系等

関川水系及び直江津地先海域については、昭和 48 年の全国総点検調査において、一部の魚種で魚介類の水銀の暫定的規制値を超えたことから、魚類の食用抑制等を指導するとともに、水質、底質及び魚類の監視調査を開始しました。

※ 魚介類の暫定的規制値：総水銀が 0.4ppm を超え、かつメチル水銀（水銀として）が 0.3ppm を超える。

直江津地先海域については、その後の調査結果に基づき、平成14年度にすべての魚種について食用抑制等の指導を解除しました。関川水系については、白田切川からの自然水銀の影響が払拭できないため、一部の魚種や水域で食用抑制等を指導していましたが、監視を継続していた魚種の調査結果に基づき、7年度にすべての魚種について食用抑制等の指導を解除しました。

7年度の監視調査結果は、水銀に係る水質の環境基準を達成し、底質の暫定除去基準及び魚介類の暫定的規制値を下回りました。

あわせて、県では、関連工場からの排水についても監視調査を継続して実施していますが、前年度に引き続きすべての結果が水銀に係る排水基準に適合していました。

→「資料編：3-(10)-⑥ 関川水系等の水銀調査結果（7年度）」

→「資料編：3-(10)-⑦ 白田切川の水質及び底質の総水銀監視調査結果の推移」

（5）生活排水対策

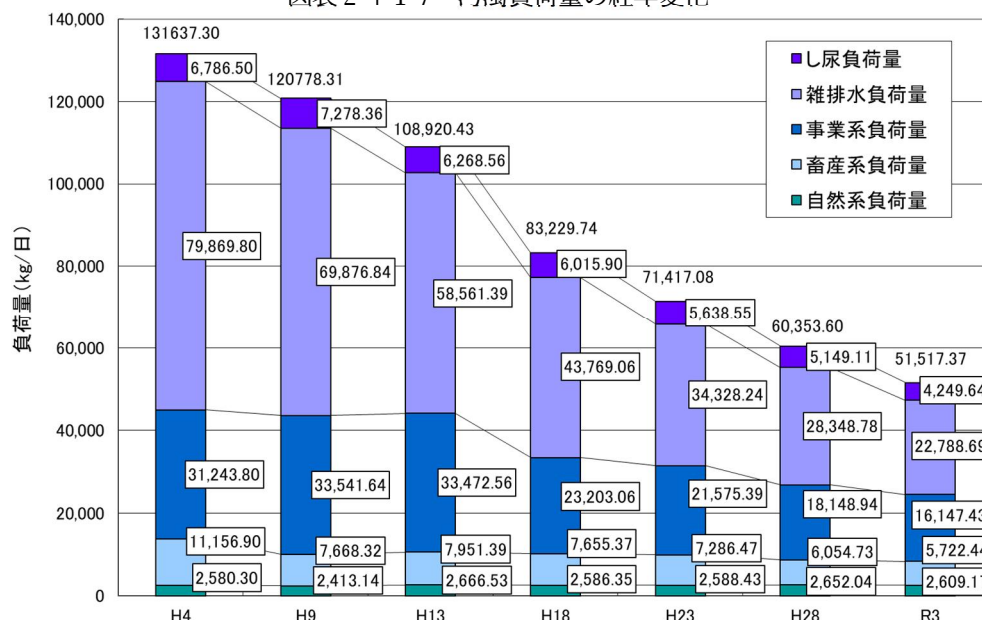
ア 生活排水対策の重要性

3年度に汚濁負荷量調査（2年度データ）を実施し、その結果、県内河川への全汚濁負荷量は51,517.37 kg/日で、5年前の調査から8,836.23 kg/日減少しました。また、全BOD汚濁負荷量のうち、生活排水に由来するもの（し尿及び雑排水）が約5割を占めています（図表2-4-1-7）。

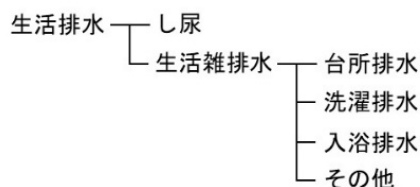
生活排水は、し尿と生活雑排水（台所排水、洗濯排水、入浴排水等）に区分されます（図表2-4-1-8）。生活雑排水は、汚濁負荷量としては年々減少しているものの、汚濁負荷全体に占める割合は最も高くなっています。また、7年度末現在、新潟県の総人口に対する下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等が整備されていない人口割合は9.5%を占めています（図表2-4-1-10）。

今後も公共用水域の水質の改善を進めるためには、工場・事業場の排水規制に加えて、生活排水対策を推進することが重要となることから、県では、関連する諸施策の調整を図り、計画的な生活排水対策を進めています。

図表2-4-1-7 汚濁負荷量の経年変化



図表2-4-1-8 生活排水の区分



イ 生活排水対策重点地域の指定

「水質汚濁防止法」には、生活排水対策重点地域の指定や流域の市町村による「生活排水対策推進計画」の策定などが規定されています。県では、10市町村7地域を対策重点地域に指定し、生活排水対策を推進しています（図表2-4-1-9）。

図表2-4-1-9 生活排水対策重点地域

指定地域(指定年月日)	該当市町村名
鳥屋野潟流域(H3.4.9)	新潟市の一部
西川流域(H4.6.12)	新潟市、燕市、弥彦村の一部
新発田川流域(H4.6.12)	新潟市、新発田市、聖籠町の一部
加茂湖流域(H5.3.30)	佐渡市の一部
新島崎川・郷本川・島崎川流域(H6.2.25)	長岡市、出雲崎町の一部
飯田川流域(H7.12.8)	上越市の一部
矢代川流域(H7.12.8)	上越市、妙高市の一部

ウ 污水处理施設整備等による生活排水対策

し尿と生活雑排水とをあわせて処理する污水处理施設には、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設及び合併処理浄化槽があり、7年度末現在、これらの污水处理施設による処理人口普及率は、県内全人口の90.5%となっています（図表2-4-1-10）。

生活排水を適切に処理するためには、下水道等の生活排水処理施設を整備していくことが重要です。

さらに、県内の市町村ではこれらの整備だけでなく、「生活排水対策推進計画」に基づき家庭内で実施可能な生活排水対策を推進し、水質汚濁負荷量削減に努めています。

図表2-4-1-10 污水处理人口普及率等

（8年3月31日現在）

污水处理施設	市町村数	污水处理人口（人）	污水处理人口普及率（％）
下水道	28	1,640,885	79.3
農業集落排水施設	22	105,348	5.1
漁業集落排水施設	3	1,713	0.08
林業集落排水施設	1	35	0.002
簡易排水施設	1	36	0.002
合併処理浄化槽	29	123,951	6.0
その他の集合処理施設	0	0	0
合計	—	1,871,968	90.5

注）污水处理人口：下水道及び集落排水施設を利用できる区域内の定住人口と合併処理浄化槽の利用人口の合計

$$\text{污水处理人口普及率（％）} = \frac{\text{污水处理人口}}{\text{行政人口（住民基本台帳人口）}} \times 100$$

エ 下水道の整備

下水道は、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず河川等の公共用水域の水質保全や浸水の防止等、私たちの日常生活に不可欠な施設です。本県の下水道処理人口普及率※

※ 下水道処理人口普及率：県総人口に対する下水道を利用できる区域内に定住する人口の割合

は7年度末で79.3%となっており、着実に増加してきていますが、全国（82.2%：7年度末）に対して遅れており、今後とも積極的に整備を推進します（図表 2-4-1-11）。あわせて処理区域内における接続率の向上を図ります。

→「資料編：3-(10)-⑧ 下水道処理人口普及率一覧」

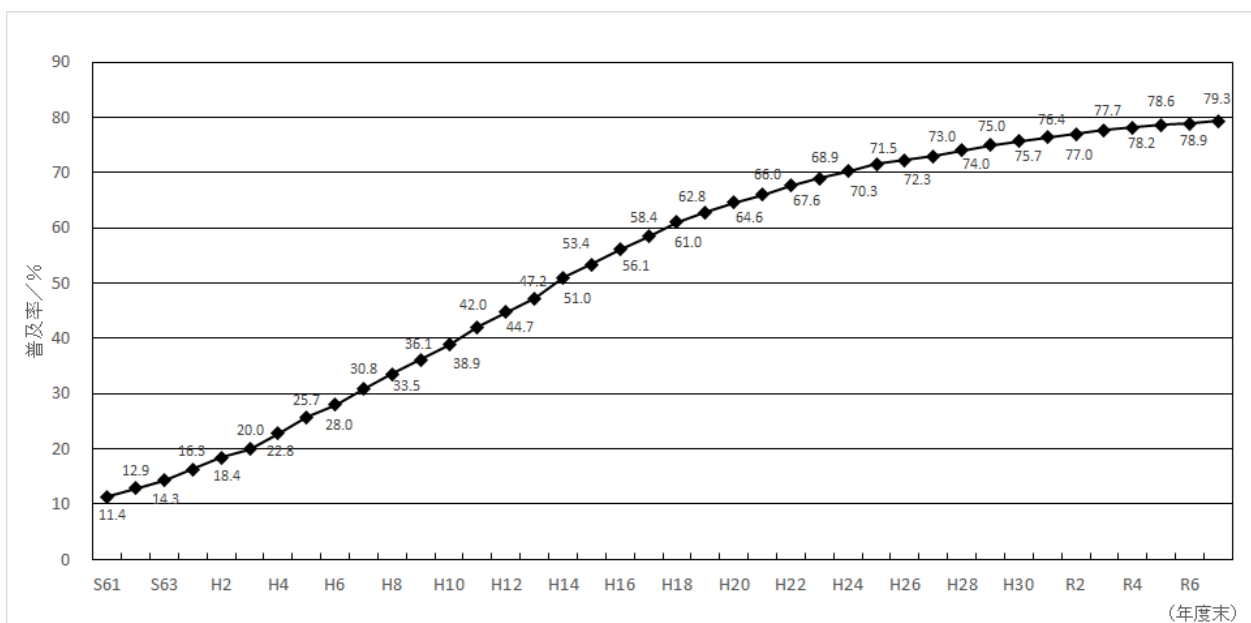
（ア）流域下水道

流域下水道は、広域的な下水道事業として県が実施しているもので、信濃川下流流域下水道の新潟・新津・長岡の3処理区、魚野川流域下水道の六日町・堀之内の2処理区、阿賀野川流域下水道の新井郷川処理区及び西川流域下水道の西川処理区の4流域7処理区で事業を実施しています。

（イ）公共下水道

市町村が実施する下水道事業のうち、主として市街地に設置されるものを公共下水道、市街地以外に設置されるものを特定環境保全公共下水道といい、7年度末現在 28 市町村で事業を実施しています。

図表 2-4-1-11 新潟県の下水道処理人口普及率の推移



オ 農業集落排水施設等の整備について

農業集落排水施設は、用排水路の水質保全による生産性の高い農業の実現と快適な農村の生活環境の改善を図ることを目的に、農村地域に設置される小規模分散型の污水处理システムであり、林業集落排水施設は農業振興地域以外の林業集落に、漁業集落排水施設は漁業集落に設置される污水处理システムです。7年度末現在の各施設の事業実施市町村数は、図表 2-4-1-10 のとおりです。

カ 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理し、下水道の終末処理場並みの処理能力を有するほか、比較的安価で短期間に設置することができます。しかし、依然としてし尿のみを処理する単独処理浄化槽が多く設置されていることから、合併処理浄化槽への転換及び合併処理浄化槽の普及を促進しています。

また、設置者に対し浄化槽の適正な維持管理について広報するとともに、法定検査の未受検者に対して督促を行い、受検を促しました。さらに、保守点検業者に対しても、立入検査により業務の適正化について確認・指導を行いました。

→「資料編：3-(10)-⑨ 浄化槽の設置状況の推移」

(6) 閉鎖性水域における水質改善対策

湖沼は閉鎖性水域のため水の交換が悪く、生活排水等による窒素・磷等の栄養塩類の流入により、プランクトンの大量発生や、COD濃度が上昇する、いわゆる富栄養化現象が発生しやすく、利水障害が問題となることがあります。

県内に170余りある湖沼のうち、鳥屋野潟（B類型）と奥只見貯水池（A類型）の2湖沼について、環境基準の類型指定を行っており、水質調査の結果、7年度は1水域で環境基準を達成しました。

このうち、鳥屋野潟は、新潟市の市街地に位置し、亀田郷一帯の治水に重要な役割を果たすとともに、人々の憩いの場としても貴重な水辺空間を形づくっています。しかし、鳥屋野潟の水質は、流域の都市化の進展に伴い汚濁が進み、昭和50年代には、その指標であるCODが環境基準「湖沼B類型（COD 5mg/L以下）」の2倍を超えるような状況でした（図表2-4-1-12）。

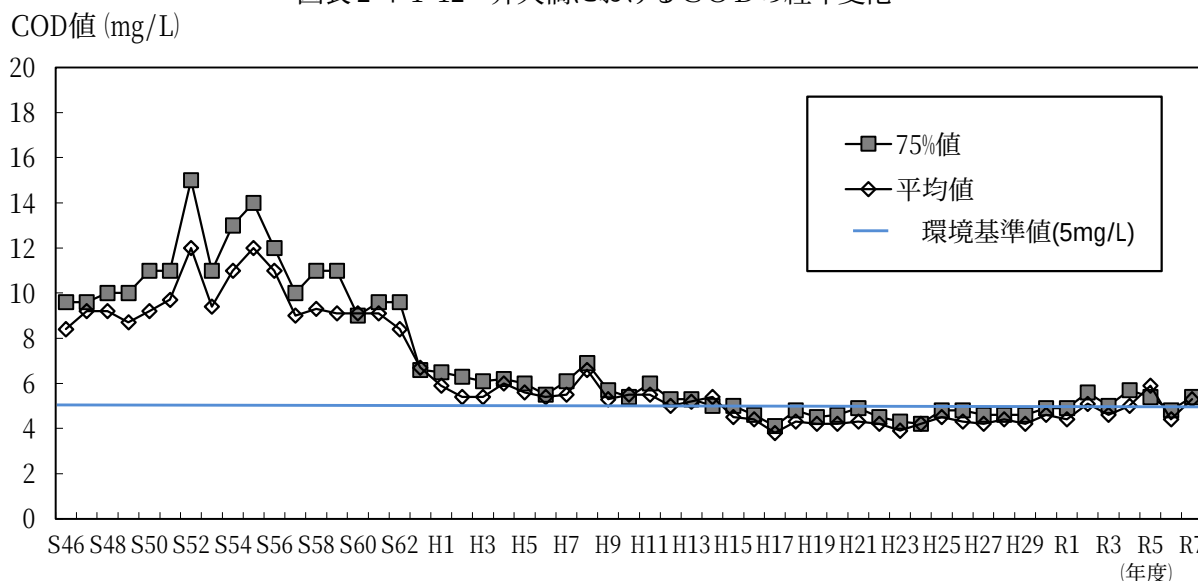
このため、県では、昭和60年度に国、県、流域市町村等関係行政機関からなる「鳥屋野潟総合整備推進行政連絡会議・水質汚濁対策部会」を設置し、平成12年度に定めた第四期の改善計画により対策が進められています。（第四期の計画は、終期を定めない形で現在も継続中）

第四期の改善計画では、水質環境基準の達成、生物に富む自然豊かな潟の保全・再生などを目標に、汚濁負荷量の減量、潟が本来有する生物の良好な生育環境の保全・再生等の施策を進めることとしています。7年度は、同計画に基づいて、下水道整備、フラッシング事業、環境用水の導入等の対策を実施しました。

鳥屋野潟では、環境基準点（弁天橋）で水質の評価を行っており、COD（75%値）は、平成14年度から元年度まで環境基準を達成していましたが、2年度は5.6mg/L、4年度は5.7mg/L、5年度は5.4mg/L、7年度は5.4mg/Lと環境基準非達成となりました。また、全窒素、全磷はそれぞれ0.88mg/L、0.20mg/Lで、依然として富栄養化のレベルにあります。水環境改善計画の目標でもある環境基準を達成するため、新潟市を中心に各種施策をより一層推進することとしています。

- 「資料編：3-(10)-⑩ 『鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）』の実施方針」
- 「資料編：3-(10)-⑪ 『鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）』の施策の体系」
- 「資料編：3-(10)-⑫ 『鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）』に基づく
施策の実施状況（7年度）」
- 「資料編：3-(10)-⑬ 鳥屋野潟水質調査結果の推移」

図表2-4-1-12 弁天橋におけるCODの経年変化



(7) 鳥屋野潟・通船川・栗ノ木川の第二期水環境改善緊急行動計画

鳥屋野潟水系（鳥屋野潟・通船川・栗ノ木川）は、新潟市近郊に存在する貴重な自然空間であることから、多様な生物の生息環境の保護、人と自然のふれあいの場、良好な河川景観の確保を目標として、水質改善を図るため、「第二期水環境改善緊急行動計画（通称、清流ルネッサンスⅡ※）」を平成15年3月19日に策定しました。

現在、この行動計画に基づき、流入負荷量の低減、内部発生負荷量の低減、潟内水流の滞留防止のための各種施策を実施しています。

→「資料編：3-(10)-⑭ 鳥屋野潟・通船川・栗ノ木川の第二期水環境改善緊急行動計画の概要」

2 水質事故等の異常水質事案への対応と未然防止

(1) 異常水質事案の発生とその対応

ア 異常水質事案について

河川等の公共用水域における油類や有害物質の流出、魚類のへい死などの異常水質事案が発生した場合、県・国・市町村等の関係行政機関相互で迅速に情報を共有するとともに、原因究明調査、被害の発生・拡大の防止措置、県民への情報提供等を実施しています。

イ 7年度の発生件数

7年度は183件で、前年度の229件から46件減少しました。内訳は、油流出173件、魚類へい死3件、その他7件でした（図表2-4-1-13）。

7年度の灯油などが河川等に流出した油流出事故は173件であり、前年度から40件減少しました。

油流出事故の原因は、ホームタンクからの小分け中に現場を離れるなどの「取扱不注意」によるものが64件で、原因の第1位（原因判明事案中の51.6%）となっています。

魚類へい死事案の発生原因は、3件全て不明でした。

その他の事案は、土砂を含む濁水の発生や事業者の取扱不注意による苛性ソーダの流出等が7件発生しました。

油流出事故を防止するため、県では、市町村や消防等の関係機関のほか、石油販売店などと連携し、ポスターの掲示やラジオ・新聞等を活用した広報を行うとともに、各家庭及び事業所にチラシやホームタンクに貼るステッカーを配布し、発生件数が多い冬期間を中心に、注意を呼びかけています。

→「資料編：3-(10)-⑮ 油流出事故発生原因の割合（7年度）」

図表2-4-1-13 異常水質事案の発生件数の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
油流出	225	220	220	213	173
魚類へい死	7	8	9	6	3
その他	9	15	10	11	7
発生件数	241	242	237	229	183

※ 清流ルネッサンスⅡ：水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者及び関係者が一体となって21世紀のふさわしい健全な水循環系を構築するため、水環境改善施策を総合的、緊急的かつ重点的に実施することを目的とするもので、全国で30河川、4湖沼の計34か所（平成14年7月現在）が計画対象河川として国土交通省が選定。
信濃川水系鳥屋野潟も選定されており、国・県・流域市町の関係する20機関で構成する地方協議会を平成14年2月12日に発足し、計3回の協議会を重ね、平成15年3月19日に行動計画を策定。

3 水道水源の保全

(1) 水道水源の対策

国と県では、将来も安全で安定的な水道水の供給を続けていくため、各水道事業者に対して、水道水源の監視、水質汚染事故に備えた水質管理体制の構築等も含めた水道事業の現状評価等を行ったうえで、地域の水道の理想像と目標設定、実現方策等を記載した水道事業の基本計画である「水道事業ビジョン」の策定を奨励しています。

また、県では、水道事業者に対し、策定した水質検査計画等に基づいて、水道原水の水質監視を行う等の指導を今後とも継続することとしています。

そのほか、県内の一部市町村では、「水道水源保護条例」等を制定し、良好な水源確保に取り組んでいます。

第3 良好な地盤環境の確保

●現状と課題

（地盤沈下）

県内には、軟弱な粘土層を有する沖積平野があり、新潟地域、上越地域、長岡地域、南魚沼地域及び柏崎地域の5地域で地盤沈下が観測されています。地盤沈下が進行すると、建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設等への被害が発生するおそれがあります。

新潟地域においては、水溶性天然ガス採取に伴う地下水のくみ上げが主な原因となっており、昭和30年代に著しい地盤沈下が起きたことから、水溶性天然ガスの採取規制やくみ上げられた地下水の地下還元などの対策がとられており、現在は、沈静化の傾向が見られます。

阿賀野川河口付近の海岸部において、年間1～2cm程度の沈下傾向が続いています。

他の4地域では、冬期間の消雪用に利用する多量の地下水のくみ上げが主な原因となっています。最近では、以前に比べ沈下量は減少していますが、降雪量の多い年は沈下量が増加する傾向があります。

このように、現在、一部の地域で地盤沈下が沈静化する傾向が見られますが、依然として地下水のくみ上げ状況によっては、地下水位が低下し、井戸が涸れて利用できなくなることや地盤沈下の進行が懸念されます。今後も関係機関と連携した地下水位や地盤沈下の状況の監視、条例等による地下水採取規制及び地下水利用者への節水の周知・要請等が必要です。

また、夏季に渇水となった場合は地下水の利用が増加することから、地下水の適正利用の周知・要請が必要です。

（地下水汚染）

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどの有機塩素系溶剤による地下水汚染が、金属製品製造業や繊維業などの地場産業の盛んな地域や、これらの物質を排水規制以前に使用していた事業所及び周辺地域等で確認されています。

また、県内の沖積平野等では、地質的な要因で砒素が環境基準値を超過する地域があるほか、海岸砂丘地域などで施肥や過去の生活排水の地下浸透などにより、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過する地域があります。

汚染された地下水を飲用することにより健康に影響を及ぼすことや農業用水や雑用水などとしての利用への影響が懸念されることから、地下水汚染の未然防止を図るとともに、汚染が発見された場合には、住民への情報提供や健康への被害防止等の適切な措置が必要です。

（土壌汚染）

工場・事業場跡地等において重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が判明する事例が見られます。また、土地所有者による「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染状況調査や土地の売買等に伴う自主的な調査により、土壌汚染の確認機会が増えているため、法に基づく土壌汚染が判明した区域の指定も増加しています。

汚染土壌が砂ぼこりとなって口や鼻から摂取されたり、汚染された地下水を飲用したりすることによる健康への影響や、農業用水や雑用水などとしての利用への影響が懸念されます。土壌汚染の未然防止を図るとともに、汚染が発見された場合には、住民への情報提供や土地所有者による汚染土地の適切な措置・管理の徹底が必要です。

●施策の展開

1 地下水の保全と適正利用による地盤沈下対策

(1) 地盤沈下監視体制

県では、関係機関と協力し、毎年9月1日を基準日として水準測量を実施するとともに、観測井において地下水位や地層収縮量を測定し、地盤沈下の監視を行っています。7年度は路線延長490kmで水準測量を実施し、80か所の観測井で地下水位と収縮量の観測を実施しました。

→「資料編：3-(11)-① 地盤沈下監視のための水準測量実施状況（7年度）」

→「資料編：3-(11)-② 地盤沈下観測井による監視の実施状況（7年度）」

(2) 条例等による規制

県では、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」により、新潟地域と上越地域を指定地域とし、一定規模以上の揚水設備を設置する場合には、知事の許可を必要とする等の地下水採取規制を行っています。8年3月末現在で許可を受けている揚水設備は319件で、これらの事業者に対して立入検査等を通じ、地下水の適正利用等の指導を行っています。

また、新潟地域では、昭和46年3月に「地下水総合規制対策」を策定し、その後事業者の協力を得て、昭和48年に水溶性天然ガスの採取に伴ってくみ上げられた地下水を再び地下に還元する等の地盤沈下防止対策を講じています。

県内では、新潟市ほか8市2町で、地下水や自家用水溶性天然ガスの採取を条例等により規制しています。

(3) 各地域の状況

ア 新潟地域（図表2-4-1-14）

新潟地域では、昭和30年代のような激しい地盤沈下は見られなくなりましたが、近年は、阿賀野川河口付近の海岸部において沈下の傾向が続いています。

7年度の水準測量は、農林水産省北陸農政局、国土交通省北陸地方整備局、国土交通省国土地理院、県、新潟市及び新発田市の6機関が、合計281kmにわたって実施しました。その結果、調査面積606.0km²のうち564.5km²が沈下区域となり、年間最大沈下量は1.6cm（新潟市東区松浜町）でした。

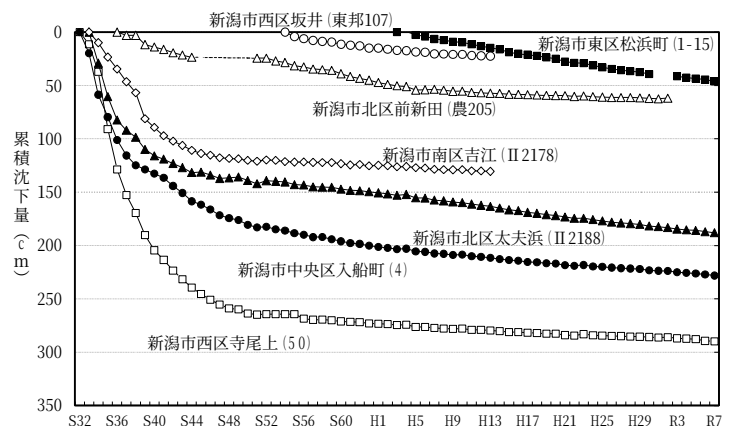
また、観測井による監視は、農林水産省北陸農政局、経済産業省資源エネルギー庁及び新潟市が36か所で実施しました。その結果、7年（1月～12月）において、地下水位は、ほとんどの観測井で横ばいの傾向を示しました。また、多くの観測井で地層の収縮が認められましたが、一部では地層の膨張もみられました。

→「資料編：3-(11)-③ 新潟地域の地盤沈下量の推移」

イ 上越地域（図表2-4-1-15）

上越地域では、昭和62年に国、県及び関係市町村からなる上越地域地盤沈下防止対策推進協議会を設置するとともに、「上越地域地盤沈下防止対策基本指針」を策定し、「上越地域地盤沈下防止

図表2-4-1-14 新潟地域の主な水準点における地盤沈下の推移



推進計画（５～９年度）」に基づいて地盤沈下防止対策を進めています。

７年度の水準測量は、国土交通省国土地理院、県及び上越市の３機関が、合計 149km にわたって実施しました。その結果、調査面積 185.9km²のうち 184.4km²が沈下区域となり、年間最大沈下量は 1.4cm（上越市下門前及び上越市鴨島三丁目）でした。また、観測井による監視は、国土交通省北陸地方整備局、県及び上越市が 14 か所で実施しました。当地域では、消雪用地下水の利用により、各観測井とも降雪時に地下水位の低下と地層の収縮が生じています。高田市街地に設置されている高田 G2 観測井（県観測）における 8 年冬季（7 年 12 月から 8 年 3 月まで）の観測結果では、地下水位（日平均値）の最大低下量は 11.1m（前年度：11.3m）、地層収縮量の最大値は 5.0 cm（前年度：4.9 cm）でした。

この地域では昭和 60 年度から、地下水位の低下が著しく地盤沈下が進行するおそれがあるときに、県が注意報や警報を発令し、地下水利用者である事業者や市民にその状況を周知し、地下水の節水・削減を要請する「緊急時対策」を実施しています。

上越市及び妙高市に対しては、地下水節水に関する協力の呼びかけを求めました。

冬季は、降雪により消雪用地下水の揚水量が増加し、地下水位の急激な減少が見られたため、1 月 3 日に注意報、1 月 22 日に警報を発令し、事業者や市民に地下水の節水・削減を要請しました。

→「資料編：３-(11)- ④ 上越地域の地盤沈下量の推移」

→「資料編：３-(11)- ⑤ 上越地域の観測井による冬季の観測結果の推移」

ウ 長岡地域（図表 2-4-1-16）

長岡地域では「長岡市地下水保全条例」により、消雪用地下水の適正利用の推進に努めています。

この地域の水準測量は、平成 19 年度以降隔年調査としており、7 年度は実施しませんでした。

また、観測井による監視は、長岡市が 16 か所で実施しており、消雪用地下水の利用により、各観測井とも降雪時に地下水位の低下と地層の収縮が生じています。

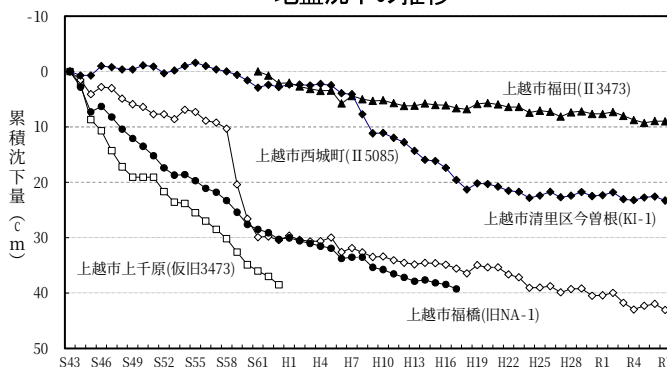
信濃川の西側に設置されている蓮潟中央公園（市観測）における 8 年冬季の観測結果では、地下水位（日平均値）の最大低下量は 25.7m（前年度：23.1m）、地層収縮量の最大値は 4.0cm（前年度：3.7cm）でした。

長岡市では、地下水位の低下状況等に応じて市が注意報や警報を発令し、地下水の節水に努めるよう周知を行っています。8 年冬季は注意報の発令に至りませんでした。

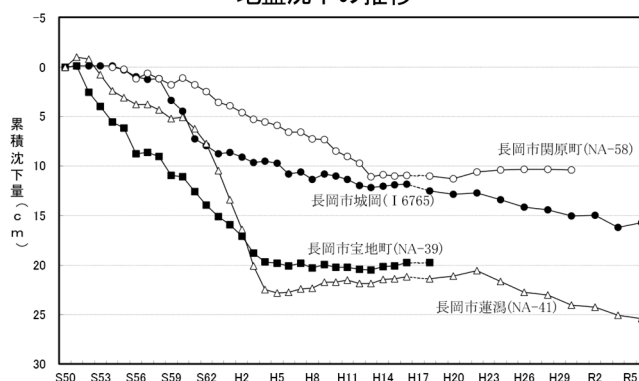
→「資料編：３-(11)- ⑥ 長岡地域の地盤沈下量の推移」

→「資料編：３-(11)- ⑦ 長岡地域の観測井による冬季の観測結果の推移」

図表 2-4-1-15 上越地域の主な水準点における地盤沈下の推移



図表 2-4-1-16 長岡地域の主な水準点における地盤沈下の推移



エ 南魚沼地域（図表 2-4-1-17）

南魚沼地域では、「南魚沼市地下水の採取に関する条例」により、一定基準以上の井戸の設置を許可制とするなど地下水採取量の削減を図っています。

また、国、県及び市の関係機関が連携して、節水型降雪感知器の導入、地下水の散水に代わる消雪設備の整備等の地盤沈下防止対策関連事業を推進しています。

7年度の水準測量は、県及び南魚沼市が、合計 32km にわたって実施しました。その結果、調査面積 13.3km²のうち 9.1km² が沈下区域となり、年間最大沈下量は 1.7cm（南魚沼市六日町）でした。

また、観測井による監視は、県及び南魚沼市が 8 か所で実施しており、消雪用地下水の利用により、各観測井とも降雪時に地下水位の低下と地層の収縮が生じています。南魚沼市街地に設置されている市民会館観測井（市観測）における 8 年冬季の観測結果では、地下水位（日平均値）の最大低下量は 22.5m（前年度：21.3m）、地層収縮量の最大値は 3.6cm（前年度：4.1cm）でした。

南魚沼市では、地下水位の低下状況等に応じて市が注意報や警報を発令し、地下水の節水に努めるよう周知を行っています。8 年冬季は警報を発令し、市民に節水を呼びかけました。

→「資料編：3-(11)- ⑧ 南魚沼地域の地盤沈下量の推移」

→「資料編：3-(11)- ⑨ 南魚沼地域の観測井による冬季の観測結果の推移」

オ 柏崎地域（図表 2-4-1-18）

柏崎地域では、「柏崎市地盤沈下対策基本指針」に基づき、国、県及び市の関係機関が連携して、消雪用地下水削減対策等を推進しています。

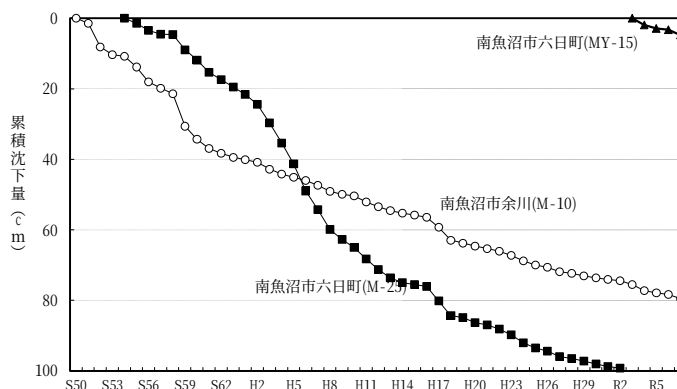
この地域の水準測量は、平成 18 年度以降隔年調査としており、7 年度は柏崎市が合計 28km にわたって実施しました。その結果、調査面積 8.7km²の全域が沈下区域となり、5 年 9 月から 2 年間の最大沈下量は 2.2cm（柏崎市春日）でした。

また、観測井による監視は、柏崎市が 6 か所で実施しました。柏崎市街地に設置されている新橋 43m 観測井（市観測）における 8 年冬季の観測結果では、地下水位（日平均値）の最大低下量は 12.0m（前年度：7.1m）、地層収縮量の最大値は 1.4cm（前年度：1.0cm）でした。

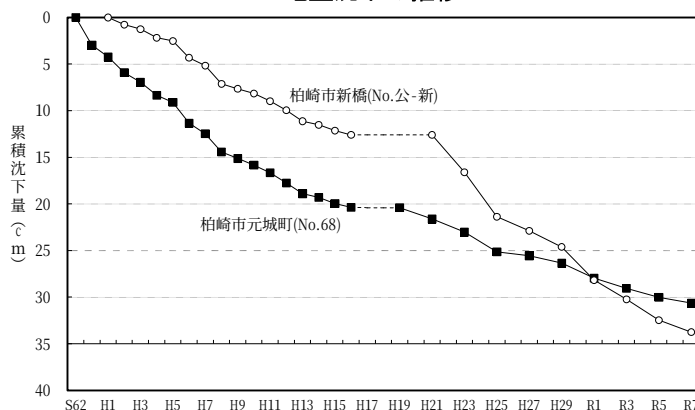
→「資料編：3-(11)- ⑩ 柏崎地域の地盤沈下量の推移」

→「資料編：3-(11)- ⑪ 柏崎地域の観測井による冬季の観測結果の推移」

図表 2-4-1-17 南魚沼地域の主な水準点における地盤沈下の推移



図表 2-4-1-18 柏崎地域の主な水準点における地盤沈下の推移



※H17 年度は新潟県中越地震（H16 年発生）、H19 年度は新潟県中越沖地震（H19 年発生）の影響により地下水位変動の地盤沈下量を評価できないため、累計対象から除外した。

※柏崎市新橋（No. 公-新）は H19 年度測定対象外であった。

(4) 地盤沈下により被害を受けた農用地、農業用施設の機能回復

地下水の採取が法令等により規制された地域において、地盤沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復させるため、必要な工事を進めています。

図表 2-4-1-19 地盤沈下による被害を受けた農業用施設の機能回復実施状況（過去 10 か年）

	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	H28～R7
用水路	m	248	715	113	1,084	343	666	50	1,164	97	749	5,229
排水路	m	113		200	843	2,157	3,389	168	2,699	1,030	1,311	11,910
機場	か所	3	4									7
頭首工	か所		1									1

2 地下水の水質保全

(1) 地下水の水質調査

県では、昭和 59 年度から有害物質使用事業場の立地状況等を考慮のうえ、地下水の水質調査を実施しており、平成元年度から水質測定計画に基づく、概況調査、新規汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査、継続監視地点変更時調査及び継続監視終了時調査を実施しています。

7 年度は、新潟市、長岡市及び上越市とともに 23 市町村 152 地点において調査を実施しました。

ア 概況調査

有害物質使用事業場の周辺等、18 市 35 地点において環境基準 22 項目について調査を実施した結果、鉛が 1 地点（三条市 1 地点）、砒素が 3 地点（長岡市 1 地点、三条市 1 地点、燕市 1 地点）、ふっ素が 1 地点（新潟市）、ほう素が 1 地点（村上市）で環境基準値を超過しました。

イ 新規汚染井戸周辺地区調査

有害物質を検出した地点の周辺等、8 市町 16 地区 30 地点で調査を実施した結果、砒素が 3 地点（燕市）で環境基準値を超過しました。

ウ 継続監視調査

新規汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の経年変化を監視するため、14 市 41 地点で調査を実施した結果、12 市 25 地点で環境基準値を超過しました（図表 2-4-1-20）。

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンによる汚染原因は、金属製品製造業、繊維業、洗濯業等における、法規制以前の溶剤等の不適切な取扱いによるものと考えられます。また、クロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが地中で微生物により分解され生成したものと考えられます。

胎内市で環境基準値を超過した砒素は、顔料製造業（廃業）の影響と推定されます。その他の砒素超過地点、新潟市のほう素とふっ素については、周辺に事業所がないことから地質由来と考えられます。新潟市の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、施肥、生活排水等の影響が考えられます。

エ 継続監視地点変更時調査

継続監視地点を変更する際に、変更する継続監視地点の周辺地区で実施するものですが、7 年度は該当する地区がなく実施しませんでした。

オ 継続監視終了時調査

継続監視調査において連続 3 回以上環境基準値未満の地点について、地下水調査の終了を判断するため、7 市町村 17 地区 33 地点で調査を実施した結果、1,2-ジクロロエチレンが 1 地点（長岡市）で環境基準値を超過しました。環境基準値を超過した井戸について継続監視調査を実施します。

カ 測定計画外調査

22 市町村 32 地点において PFOS 及び PFOA の調査を実施した結果、指針値を超える地点はありませんでした。

→「資料編：3-(11)- ⑫ 地下水の項目別環境基準値の超過状況（7 年度）」

→「資料編：3-(13)- ④ 河川及び地下水における PFOS 及び PFOA 実態把握調査」

図表 2-4-1-20 継続監視調査における環境基準値の超過状況

超過した項目	超過地点数	超過した市町村
砒素	5	新潟市、胎内市、佐渡市
クロロエチレン	13	長岡市、新発田市、三条市、五泉市、見附市、燕市、阿賀野市、上越市
1, 2-ジクロロエチレン	4	燕市、五泉市、十日町市、上越市
トリクロロエチレン	1	佐渡市
テトラクロロエチレン	3	十日町市
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	新潟市
ふっ素	1	新潟市
ほう素	1	新潟市
超過地点数（実数）	25	

注）同一地点で複数項目の超過があるため、超過地点数（実数）は項目ごとの地点数の合計と一致しない。

（２）地下水汚染対策

ア 土壌・地下水汚染の未然防止

有害物質使用特定事業場等※に対し、「水質汚濁防止法」の政令市である新潟市、長岡市及び上越市と連携して監視を行い、有害物質の地下浸透防止等について指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図っています。7年度は254件の立入検査を実施しました。

イ 地下水汚染への対応

地下水の水質調査により有害物質が検出された場合は、速やかに関係機関に情報伝達し、汚染が確認された地点の周辺に飲用井戸や農業用井戸等がある場合は、市町村等を通じて地下水の利用抑制等を指導しています。

また、有害物質の使用事業場への立入検査を実施し、有害物質の地下浸透の防止、施設の改善等、汚染の拡大防止と適切な浄化対策の実施を指導しています。

3 土壌汚染の把握と汚染土壌の適正な措置、管理等の促進

（１）土壌汚染の状況把握

「土壌汚染対策法」では、有害物質を使用する工場・事業場の廃止時などには、土地所有者等に土壌汚染状況調査が義務付けられています。

「新潟県生活環境の保全等に関する条例」では、有害物質使用等特定事業場には土壌調査が5年に1回以上かつ土地の形状の大規模な変更を行う場合に、地下水調査が年1回以上義務付けられています。

これらの調査及び自主的な調査により汚染が判明した場合は、調査地点に応じ、県、新潟市、長岡市又は上越市のいずれかに報告することになっています。

※有害物質使用特定事業場等：水質汚濁防止法で定める有害物質使用特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場

(2) 「土壤汚染対策法」に基づく指定区域の指定

「土壤汚染対策法」による土壤汚染状況調査により、汚染が確認された土地については、汚染による健康被害のおそれの有無により、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、公示することになっており、7年度は形質変更時要届出区域を20区域指定しました。

7年度末において要措置区域は5区域、形質変更時要届出区域は124区域となっています（図表2-4-1-21）。

図表 2-4-1-21 市町村別要措置区域数及び形質変更時要届出区域数（7年度末）

市町村	要措置区域	形質変更時 要届出区域	市町村	要措置区域	形質変更時 要届出区域	市町村	要措置区域	形質変更時 要届出区域
新潟市	0	50	燕市	0	15	聖籠町	0	0
長岡市	0	7	糸魚川市	0	0	弥彦村	0	0
三条市	0	6	妙高市	0	1	田上町	0	0
柏崎市	0	4	五泉市	2	1	阿賀町	0	0
新発田市	1	4	上越市	0	15	出雲崎町	0	0
小千谷市	0	0	阿賀野市	0	4	湯沢町	0	0
加茂市	0	2	佐渡市	0	6	津南町	0	0
十日町市	0	1	魚沼市	0	0	刈羽村	0	0
見附市	0	1	南魚沼市	0	0	関川村	0	0
村上市	1	4	胎内市	1	3	粟島浦村	0	0
合計							5	124

(3) 土壤汚染への対応

土壤汚染状況調査等により汚染が判明した場合は、速やかに関係機関に情報伝達し、汚染場所周辺に飲用井戸や農業用井戸等がある場合は、市町村等を通じて地下水の利用抑制等を指導しています。

また、汚染範囲等を把握するため、周辺地下水調査を実施し、その結果、汚染範囲が判明し、健康被害が生じるおそれのある場合は、汚染原因者に対し、汚染拡大防止対策等を指導しています。

第4 騒音・振動のない快適な環境の確保

●現状と課題

県内の公害苦情のうち、騒音・振動に係る苦情が約3割を占めており、その半数以上が工場・事業場及び建設作業における事業活動に伴うものです。苦情の解決に向け、市町村が行う環境騒音の測定や立入検査等への技術支援が必要です。

→「資料編：3-(12)-① 騒音・振動苦情件数の推移」、「図表2-5-2-5 苦情の種類別件数構成比（7年度）」

自動車交通に伴う騒音の状況について、道路に面する地域における環境基準の達成状況は9割を超えていますが、依然として達成していない地域があります。

また、県内の新幹線鉄道沿線、高速自動車道沿道における騒音については、環境基準値を超過している地点があり、早期の発生源対策、騒音防止技術の導入及び住宅防音工事など、市町村等と連携した騒音対策の推進が必要です。

●施策の展開

1 静かな生活環境の確保

（1）環境騒音（一般地域）

7年度の一般地域における騒音調査は、13市の92地点で実施され、環境基準の達成率（全体）は91%でした。環境基準の達成率は、近年、86～95%台で推移しています（図表2-4-1-22）。

→「資料編：3-(12)-② 一般地域の騒音環境基準達成率の推移」

図表2-4-1-22 一般地域の騒音環境基準達成状況（7年度）

地域の区分	測定地点数	環境基準の達成状況 （昼間、夜間とも達成）
一般地域（全体）	92	91%（84地点）
類型A地域	29	93%（27地点）
類型B地域	32	88%（28地点）
類型C地域	31	94%（29地点）

注）環境基準は、「住居の専用地域（類型A）」から「住居と商・工業が混在する地域（類型C）」まで段階的に地域区分され、昼間と夜間の時間帯に区分されている。

（2）工場、事業場及び建設工事に係る騒音・振動

「騒音規制法」及び「振動規制法」では規制地域内に所在する特定工場等及び特定建設作業を規制しており、また、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」では新潟市内を除く県内全域に所在する特定工場等及び特定建設作業を規制しています。騒音・振動の規制については市町村が行っており、県では研修会の開催や情報の提供を通じて、市町村が行う工場・事業場への測定や立入指導等について、技術的な支援を行っています。

8年3月末現在の規制地域内に所在する特定工場等の数及び7年度の特定建設作業届の数は、次表のとおりです（図表2-4-1-23）。

図表 2-4-1-24 特定工事等及び特定建設作業実施届の数（7年度）

関係法令		特定工場等の数 (令和8年3月末現在)	特定建設作業実施届の数 (令和7年度)
騒音規制法		5,117	846
振動規制法		3,188	195
県条例 ^{※1}	騒音	6,144 ^{※2}	—
	振動	1,621 ^{※2}	—

注) ※1：新潟県生活環境の保全等に関する条例（新潟市には適用されない）

※2：騒音規制法又は振動規制法に基づく指定地域内に所在する県条例に基づく特定工場等の数

また、7年度に市町村が行った騒音・振動に係る立入検査等の実施状況は次表のとおりであり、改善勧告に至ったものはありませんでした。（図表 2-4-1-24）。

図表 2-4-1-24 騒音・振動に係る立入検査等実施状況（7年度）

騒音・振動の区分 項目	騒音関係		振動関係	
	工場・事業場	建設作業	工場・事業場	建設作業
苦情件数	54	52	9	25
報告徴収件数	7	3	3	1
立入検査件数	13	11	2	8
測定件数	8	0	3	0
行政指導件数	23	32	4	18
改善勧告・命令件数	0	0	0	0

（3）騒音・振動関係法令に基づく地域指定

ア 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

騒音に係る環境基準の地域類型の指定については、8年3月末現在、24市町村（19市4町1村）において行われ、毎年度、「都市計画」に基づく用途地域の変更等に応じ、見直しが行われています。

イ 「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域の指定

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域の指定については、8年3月末現在、25市町村（20市4町1村）において行われ、毎年度、「都市計画」に基づく用途地域の変更等に応じ、見直しが行われ、事業場等の規制の適正化が図られています。

2 新幹線鉄道、自動車、航空機等の騒音対策の推進

（1）新幹線鉄道騒音・振動

ア 環境基準等の達成状況

昭和57年度の上越新幹線開業以来、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況の把握を目的とした騒音調査を実施しています。7年度における上越新幹線鉄道の調査では、環境基準を達成したのは、14地域中1地域でした。

また、平成27年3月からの北陸新幹線長野～金沢間の開業に伴い、平成27年度から県内区間の騒音調査を実施しています。7年度における北陸新幹線鉄道の調査では、環境基準を達成したのは8地域中2地域でした。

新幹線鉄道の列車走行に伴い発生する振動については、昭和51年に「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」において、緊急に振動対策を講ずるべき値（指針値）が定められています。

振動レベルの測定は、21地域において、新潟市は毎年、それ以外の地域は3年ごとに実施しています。これまでの調査結果では、指針値（70 デシベル）を超える地域はありません。

→「資料編：3-(12)-③ 上越新幹線騒音調査結果（7年度）」

→「資料編：3-(12)-④ 北陸新幹線騒音調査結果（7年度）」

→「資料編：3-(12)-⑤ 新幹線の騒音に係る環境基準達成状況の推移」

イ 対策の実施状況

東北・上越・北陸新幹線沿線の10県で連携して東日本旅客鉄道（株）（JR東日本）本社等に対し、環境基準達成のための騒音防止対策の実施について毎年要望し、国に対してもJR東日本等関係機関に対する指導を依頼しています。また、県は毎年、調査結果を踏まえJR東日本新潟支社等関係機関に対し、環境基準値の超過原因を把握し、効果的な騒音防止対策を実施するよう要望しています。

今後とも環境基準の達成状況等の調査を継続して実施し、環境基準の早期達成に向け、国等と連携してJR東日本等関係機関に対して騒音防止対策の推進を要望します。

（2）自動車交通騒音（道路に面する地域）

ア 環境基準の達成状況

道路に面する地域における騒音は、一定地域内の住居等（以下「評価対象戸数」という。）のうち、騒音レベルが基準値を超過する戸数とその割合により評価（以下「面的評価」という。）しています。

7年度の環境基準の達成率は99%で、近年高い状況で推移しています（図表2-4-1-25）。

→「資料編：3-(12)-⑥ 道路に面する地域における騒音環境基準達成率の推移」

図表2-4-1-25 道路に面する地域の騒音環境基準達成状況（面的評価）

地域の区分	評価対象戸数	環境基準の達成状況 （昼間、夜間とも達成）
道路に面する地域（全体）	154,517	99%（153,173）
幹線道路の近接空間	64,175	99%（63,252）

注） 幹線道路の近接空間とは、国道、県道又は4車線以上の市町村道に近接している地点をいい、地域指定にかかわらず、特別な基準が適用される。

<参考> 個別測定地点での環境基準達成状況

地域の区分	調査地点数	環境基準の達成状況 （昼間、夜間とも達成）
道路に面する地域（全体）	154	94%（144）
類型A地域	6	83%（5）
類型B地域	24	92%（22）
類型C地域	11	100%（11）
幹線道路の近接空間	113	94%（106）

イ 対策の実施状況

道路交通騒音については、「騒音規制法」において道路交通騒音に係る要請等の措置が定められおり、市町村は必要に応じて県公安委員会や道路管理者等に対し、要請等を行うこととされています。県及び関係市町村は、引き続き道路交通騒音の状況を把握するとともに、沿道周辺での土地利用の適正化及びバイパス等の道路交通網の整備が適切に行われるよう努めます。

(3) 高速自動車道周辺における騒音

ア 環境基準の達成状況

県内の高速自動車道（以下「高速道路」という。）の供用総延長距離は、8年3月現在、441kmとなっています。

これらの高速道路沿道地域の騒音の状況を把握するため、7年度は、北陸自動車道、関越自動車道、磐越自動車道、上信越自動車道及び日本海東北自動車道において、関係市町村と協力して、合計79地点（環境基準の類型指定がない地域を含む。）で調査を実施しました。

騒音調査の結果、79地点全てで環境基準を達成し、達成率は100%でした（図表2-4-1-26）。

→「資料編：3-(12)-⑦ 高速道路沿道地域の騒音環境基準達成率の推移」

図表2-4-1-26 高速道路沿道地域の環境基準達成状況（7年度）

地域の類型区分	調査地点数	環境基準の達成状況 (昼間、夜間とも達成)
A又はA相当	1	100% (1地点)
B又はB相当	50	100% (50地点)
C又はC相当	10	100% (10地点)
近接空間	18	100% (18地点)
合計	79	100% (79地点)

注) 環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合、当該地域の類型は相当する区分とみなして集計

イ 対策の実施状況

県及び高速道路沿道の市町村（8年3月末現在、21市町村）で「新潟県高速道路交通公害対策協議会」（昭和62年度設立）を組織し、毎年、調査結果を踏まえ東日本高速道路（株）新潟支社等に対し、遮音壁設置等の騒音対策の実施等について要望しています。また、本県を含めた東北・関東の10県が連携し、東日本高速道路（株）本社及び国に対し、騒音対策の推進について毎年、要望しています。

県内の高速道路においては、東日本高速道路（株）により、7年度までに総延長約76,029kmの遮音壁が設置されるとともに、従来の舗装よりも排水性能、騒音低減効果に優れる高機能舗装が県内全車線の83.4%で敷設されています。

今後とも、関係市町村と連携を密にして関係機関に対して騒音防止対策の推進を要望し、また、騒音による生活環境の悪化を未然に防止するため、高速道路沿道地域の適正な土地利用の促進を図っていきます。

→「資料編：3-(12)-⑧ 遮音壁設置延長の推移」

(4) 航空機による騒音

ア 環境基準の達成状況

新潟市が、船江地区5地点、松浜地区7地点の計12地点において、騒音調査を実施しました。また、新潟市では、船江地区、松浜地区のそれぞれ2地点（計4地点）に常時監視測定局を設置し、通年測定を実施しています。

7年度の調査の結果、全12地点で「航空機騒音に係る環境基準」を達成しました。

→「資料編：3-(12)-⑨ 航空機騒音常時監視調査結果」

→「資料編：3-(12)-⑩ 新潟空港周辺の航空機騒音調査結果（7年度）」

イ 対策の実施状況

国では、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、航空機の騒音による障害が著しいと認められる区域内的の住宅に対し、住宅騒音防止工事の助成を行っています。また、住宅騒音防止工事で設置された空調機のうち、老朽化したものを対象に機能回復のための更新工事に対する助成を行っています。

あわせて、県・新潟市独自の対策として、騒音防止工事実施住宅に対する空調機電気料助成及び防音サッシ修繕料助成、騒音防止工事の対象外住宅に設置助成した空調機の電気料助成、並びに共同利用施設の空調機電気料助成を行っています。

→「資料編：3-(12)-⑪ 住宅騒音防止工事の実施状況の推移」

第5 化学物質による環境汚染の防止

●現状と課題

現代社会においては、様々な化学物質が製造、使用されていますが、その中には人や生態系への影響が懸念されるものもあります。

化学物質による環境汚染を防止するため、「化学物質審査規制法」による新規化学物質の審査や製造・輸入の規制が行われています。また、「P R T R法※」により、特定の化学物質の環境への排出量が把握されており、県では、県内の状況等についてとりまとめて公表しているほか、県条例等により、有害な化学物質を取り扱う事業者に対して排出の抑制や適切な取扱いを指導しています。

県内の事業者から「P R T R法」に基づき届出された化学物質の環境への排出量(届出排出量)は、近年減少していますが、化学物質別の排出量では、トリクロロエチレンが全国に比べ上位になっていることが特徴であり、今後も推移を注視していく必要があります。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン法)」に基づき、環境中のダイオキシン類をモニタリングするとともに、工場・事業場に対して立入検査を行っています。大気、水質、土壌等のダイオキシン類の常時監視結果では、河川水質で環境基準が非達成の地点があります。

このほか、有機フッ素化合物の一種である PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) 及び PFOA (ペルフルオロオktan酸) は、泡消火薬剤やフッ素ポリマー加工助剤など様々な用途で使用されてきましたが、難分解性等の性質から、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されており、県内における実態を把握することが必要です。事業者の取組と県民、事業者、行政の相互理解を進めるリスクコミュニケーションの一層の促進により、化学物質の環境リスク低減が必要です。

県民の安全・安心な生活環境を確保するため、環境中の化学物質のモニタリングを継続するとともに、モニタリング結果や、工場・事業場からの排出量、化学物質の毒性情報等を分かりやすく県民へ提供することが必要です。

●施策の展開

1 事業者の化学物質に係る環境への排出量等の把握、管理、情報公開、リスクコミュニケーションの促進 (1) 「P R T R法」の施行

「P R T R法」は、特定の化学物質の環境への排出量等の把握(P R T R制度)、並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供(S D S制度)により、事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止することを目的に、平成11年7月に公布されました。

P R T R制度による排出量等の届出が平成14年4月(平成13年度実績)から始まり、集計結果は法に基づき毎年公表されています。

(2) 県内における化学物質の環境への排出量等の概要

7年度は、6年度における化学物質の排出量等について、全国32,208事業所のうち県内では907事業所から届出がありました。

届出された6年度の排出量は2,092tであり、前年度と比較すると3.1%減少しました。なお、全国では137,135tであり0.8%減少しました(図表2-4-1-27)。

排出量が多かった物質は、トルエン、ほう素化合物、トリクロロエチレン、ジクロロメタン(塩化メチレン)、キシレンの順でした(図表2-4-1-28)。トルエンはプラスチック製品製造業が、ほう素化

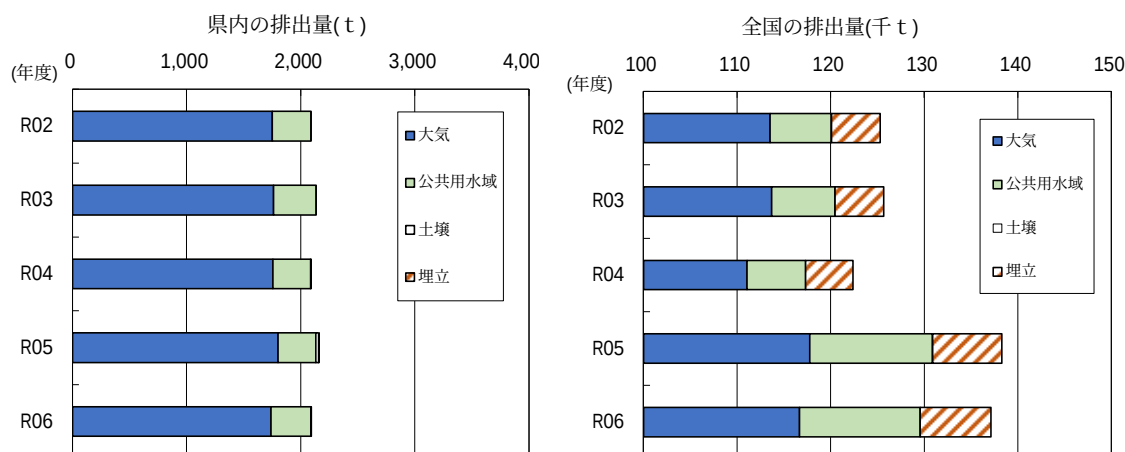
※ P R T R法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

合物は原油・天然ガス鉱業が排出量の最も多い業種でした。

本県では、金属製品製造業の多い県央地区を中心にトリクロロエチレンの排出量が上位となっていることが特徴であり、平成30から元年度にかけて行われた学識経験者等による検討を踏まえ、排出抑制のためのガイドラインを策定し、事業者の自主的な取組を促進しています。また、3年度に学識経験者等による検証委員会を開催し、これまでの取組を評価し、今後の課題について報告書として取りまとめました。県ではすべてのトリクロロエチレン使用事業者に取組を実施してもらうため、事業所の規模や使用量に応じた取組メニューの設定、アドバイザー制度の充実、事業者が排出抑制に取り組むことにメリットを感じるような仕組みづくりを進めています。

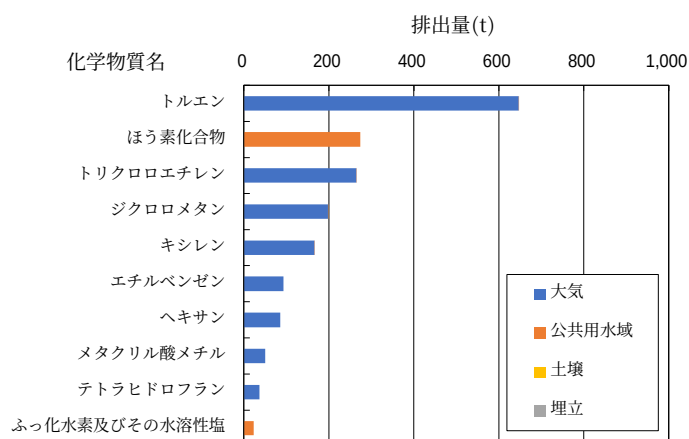
5年度からは、燕市のトリクロロエチレン使用事業所を対象に、排出抑制対策が実際に行われていることを、県が適合状況調査により確認する取組を実施しており、適合した場合、県は「新潟県トリクロロエチレン排出抑制取組事業所」として公表し、8年3月末時点で29事業所の適合が確認されています。また、立入検査等により事業者自らの排出抑制やトリクロロエチレンの適切な取扱いを指導し、排出抑制の取組推進を図りました。

図表 2-4-1-27 届出排出量の推移（県内、全国）



注) P R T R届出は過去5年間についての修正申請等が可能であり、ここでは8年2月に経済産業省・環境省が公表したデータを使用した。

図表 2-4-1-28 届出排出量の上位10物質（県内）（6年度）



(3) 化学物質に関するリスクコミュニケーションの促進

化学物質の環境リスク管理を推進するためには、化学物質に関する情報公開を促進し、事業者、地域住民、行政等が化学物質による環境リスクの情報を共有し、相互に意思疎通を図ることが重要となります。

県では、地域住民の化学物質に対する不安に適切に対応するために、事業者においてPRTTRデータや化学物質による環境リスク情報等の積極的な開示が行われるよう、リスクコミュニケーションを促進しています。

7年度は、化学物質を取り扱う事業者を対象に研修会を開催し、外部講師によるリスクコミュニケーションに関する講演及びリスクコミュニケーションに取り組む事業者から事例紹介をしていただきました。

2 ダイオキシン類の環境監視と事業者等における排出対策の推進

(1) ダイオキシン類常時監視

ダイオキシン類は発がん性や生殖毒性等が指摘されています。廃棄物の燃焼や化学物質の製造工程等で非意図的に生成され、処理施設で除去できなかったものが環境中に排出されるため、大気や河川水等の常時監視が重要となります。

県では国土交通省北陸地方整備局及び新潟市と分担し、「ダイオキシン法」に基づき、大気、公共用水域の水質及び底質、土壌並びに地下水のダイオキシン類について調査を行っています。

7年度の調査の結果、大気、公共用水域の底質、土壌及び地下水は、すべての地点で環境基準を達成しましたが、公共用水域の水質では、25 河川 1 湖沼 28 地点のうち、6 河川 7 地点で環境基準が非達成となりました。

県では今後も関係機関と協力し、環境中のダイオキシン類のモニタリングを行い、状況の把握に努めます。

→「資料編：3-(13)- ① ダイオキシン類の調査結果の概要」

(2) 「ダイオキシン法」に基づく工場・事業場への指導

「ダイオキシン法」では特定施設の設置者は、排出ガス・排出水のダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、県（新潟市内の特定施設にあっては、新潟市）へ報告することが義務付けられています。

県及び新潟市は、設置者からの報告により、特定施設からの排出ガス・排出水の状況を把握するとともに、事業場への立入検査を実施しています。

7年度の特定施設の設置者による自主測定の結果、すべての特定施設の排出ガス及び排出水は排出基準に適合していました。また、新潟市で、大気排出基準適用の廃棄物焼却炉2施設の排出ガスを検査しましたが、排出基準を超過した施設はありませんでした。

県では、引き続き施設の適切な維持管理等について指導を行い、ダイオキシン類の環境への排出抑制に努めます。

→「資料編：3-(13)- ② 『ダイオキシン法』に基づく特定施設の設置状況」

→「資料編：3-(13)- ③ 小型焼却炉等のダイオキシン類の自主検査結果（7年度）」

3 PFOS 及び PFOA 実態把握調査

(1) PFOS 及び PFOA について

有機フッ素化合物の一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、泡消火薬剤やフッ素ポリマー加工助剤など様々な用途で使用されてきましたが、難分解性、高蓄積性という性質があり、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されています。PFOS 及び PFOA は、国際的な条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条

約（POPs 条約））において規制対象物質とされ、国内においても「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき、製造・輸入等を原則禁止しています。

国は２年度に PFOS 及び PFOA について公共用水域や地下水における「要監視項目」に位置づけ、監視強化の観点からの目安となる値として指針値 50ng/L(PFOS 及び PFOA の合算値)を設定しています。

（２）河川及び地下水における実態把握調査

県内では、これまで環境省において平成 17 年度から 5 年度にかけて断続的に河川 6 地点及び地下水 2 地点で調査をしており、暫定指針値を超過する地点はありませんでしたが、２年度には同物質が水質汚濁防止法の要監視項目に指定されたことや社会的注目度などを踏まえ、網羅的に存在状況を把握する必要があるため、６～７年度にかけて河川 79 地点、地下水 32 地点で調査を行い、その結果、指針値を超過した調査地点はありませんでした。

県では、引き続き環境中の監視を行い、PFOS 及び PFOA の実態把握に努めます。

→「資料編：３-(13)- ④ 河川及び地下水における PFOS 及び PFOA 実態把握調査」

４ 化学物質の環境モニタリングの実施と情報提供

（１）環境常時監視データ

環境常時監視データは、県のホームページ「環境にいがた」に掲載しています。

大気の常時監視データは県のホームページ「新潟県の現在の大気環境」で速報値を公表しているほか、「環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）」でも、全国の測定結果として公表しています。

- ☐ 「環境にいがた」ホームページアドレス
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kankyo/>
- ☐ 「新潟県の現在の大気環境」ホームページアドレス
<https://niigata-kankyo.sakura.ne.jp/kanshi/realtime/>
「環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）」ホームページアドレス
<https://soramame.env.go.jp>
- ☐ 「異常水質事案情報」ホームページアドレス
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1322600525694.html>
- ☐ 「土壌・地下水汚染情報」ホームページアドレス
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1205082976387.html>

（２）P R T R 化学物質データ

県では、国から通知された「P R T R 法」に基づく化学物質の排出量・移動量のデータを活用し、県内状況を集計し、県のホームページ「環境にいがた」で公表しています。

（３）環境汚染事案情報

県民の健康の保護や生活環境の保全を図るため、異常水質事案や土壌・地下水の汚染事案等は速やかに公表しています。また、県のホームページ「環境にいがた」に汚染事案等の概要を掲載しています。

5 農薬の適正な使用や管理の推進

(1) 農業活動に起因する環境汚染対策

松林の航空防除や水稻等の無人航空機防除等、農薬散布等による農業活動に伴う環境汚染を防止するため、関係機関と連絡調整を図り、実施主体である市町村等に安全対策指導を行っています。

松林の航空防除については、「森林病虫害等防除法」及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」、水稻や松林等の無人航空機防除については、「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」等に基づいて安全対策指導を実施しています。

(2) 埋設農薬の適正管理

有機塩素系等、環境中で分解されにくく、生体内に蓄積されやすい、毒性の強い化学物質（残留性有機汚染物質（POPs））の使用規制や適正な管理等を内容とするストックホルム条約が平成13年5月に採択されたことを踏まえ、同年、過去に地中へ埋設した農薬の実態調査を実施しました。県内の埋設農薬は86か所、493tで、このうち、28か所、348tの掘削・無害化処理を実施してきたところです。

また、安全性を確保するため、市町村が定期的に巡回点検を行い、埋設箇所の変化を監視するとともに、県は計画的に埋設箇所周辺の水質調査を行っており、7年度も異常がないことを確認しています。

第6 放射線等の監視

●現状と課題

本県には東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所が立地しており、8年1月には同発電所6号機が約14年ぶりに再稼働しました。原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県、柏崎市及び刈羽村が東京電力ホールディングス(株)と締結している安全協定等に基づき、環境放射線等のモニタリングを行っています。また、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故により、放射性物質による環境汚染事案に的確に取り組む必要が生じたことから、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域に加え、県内全域で環境放射線等のモニタリングを行ってきました。基準値超過等が確認されている山菜等については、引き続き調査を行い、その濃度の推移を確認することが必要です。

※本項は、県が7年度に調査した柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線監視調査結果や、これまでの福島第一原子力発電所事故に伴う新潟県内の放射線等の監視結果を中心にとりまとめたものです。

●施策の展開

1 柏崎刈羽原子力発電所周辺の環境放射線監視調査

県は柏崎刈羽原子力発電所周辺の概ね半径10km圏内の陸域と発電所からの温排水の拡散海域において、空間放射線及び魚、野菜、水などの身近にあるもの（環境試料）の放射能を測定しています。監視調査結果及び評価の詳細は、ホームページ「放射線監視センター」の「各種調査結果」に掲載しています。また、空間放射線量率のリアルタイムデータは、ホームページ「新潟県環境放射線監視テレメータシステム」で公表しています。

なお、4年度からは原子力発電所から概ね半径30km圏内の地域（PAZ及びUPZ※）を対象に、原子力発電所の緊急事態に備えるための調査を開始しています。備え調査結果の詳細は、ホームページ「放射線監視センター」の「各種調査結果」に掲載しています。

県では、引き続き、県民の皆様の視点に立ち、調査の実施とその結果の公表を通じ、県民の皆様の安全・安心の一層の醸成に努めます。

- ☐ 「放射線監視センター」「各種調査結果」ホームページアドレス
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/houshasen/kakusyutyousakekka.html>

☐ 「新潟県環境放射線監視テレメータシステム」ホームページアドレス
<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

（1）評価

調査結果について、学識経験者等で構成される「新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議」で確認いただき、柏崎刈羽原子力発電所の環境への影響について次のとおり評価をいただいています。

7年度に実施した環境放射線監視調査結果からは、柏崎刈羽原子力発電所を原因とする問題となるような測定値は認められなかった。

※ PAZ：原子力発電所から半径概ね5km圏のことであり、原子力発電所で事故が発生した場合に放射性物質が放出される前に予防的に避難等を行う区域
UPZ：原子力発電所から半径概ね5～30km圏のことであり、原子力発電所で事故が発生した場合に放射性物質が放出される前に屋内に退避を行い、放射線量の測定結果に応じて一時移転や避難を行う区域

また、柏崎刈羽原子力発電所からの放出実績から推定した周辺公衆の受ける実効線量は、法令で定める線量限度はもとより、線量目標値に比較して無視できるほど小さかった。

以上のことから、7年度において柏崎刈羽原子力発電所からの周辺環境への影響は無視できるものと判断した。

また、8年1月に約14年ぶりに再稼働した6号機の起動工程に合わせ、発電所の監視を強化し、環境放射線等に異常のないことを確認するとともに、その結果をこの評価会議に報告しました。

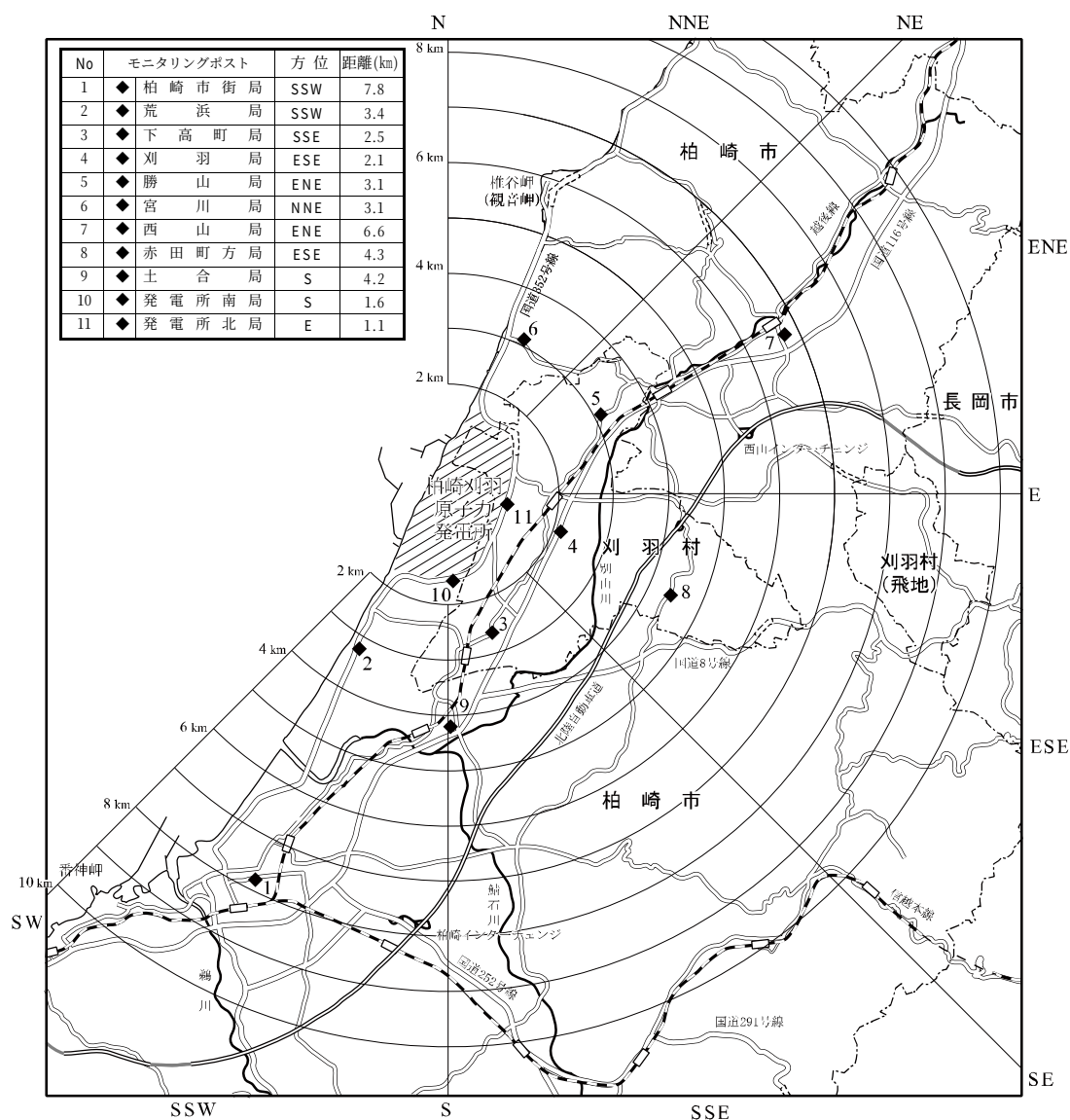
(2) 調査結果

7年度の調査結果の概要は次のとおりです。なお、測定結果については、過去（対照期間）の測定値の範囲と比較・区分し、対照期間の測定値の範囲を超えた場合は、その要因の整理・検討を行っています。

ア 空間放射線

11局のモニタリングポストに設置してあるNaI(Tl)シンチレーション検出器を用いて連続測定を行いました（測定地点は図表2-4-1-29を参照）。

図表2-4-1-29 空間放射線測定地点



これらの測定結果は、図表 2-4-1-30 のとおりです。

各局の年間平均値は、33 ～ 39 nGy/h でした。

各局の年間最高値は、87 ～ 103 nGy/h であり、いずれも対照期間の測定値の範囲内でした。

図表 2-4-1-30 空間放射線の測定結果（単位：nGy/h）

測定地点 (モニタリング ポスト)	R 7 年度の 測定結果		対照期間の測定結果 (測定値の範囲)	
	平均値	測定値の範囲	< 直 近 > 直近 5 カ年 (R 2 ～ 6 年度)	< 事 前 > 事前調査期間 (S 58.10 ～ S 59.12)
		10 分値		
柏崎市街局	37	22 ～ 93	21 ～ 105	17 ～ 126
荒浜局	37	19 ～ 87	16 ～ 112	16 ～ 108
下高町局	38	14 ～ 103	15 ～ 131	8 ～ 119
刈羽局	36	15 ～ 96	15 ～ 130	10 ～ 155
勝山局	33	9 ～ 99	11 ～ 113	10 ～ 122
宮川局	39	22 ～ 92	19 ～ 110	15 ～ 137
西山局	38	14 ～ 92	18 ～ 116	15 ～ 138
赤田町方局	39	21 ～ 98	22 ～ 132	
土合局	33	9 ～ 98	11 ～ 154	
発電所南局	34	11 ～ 97	11 ～ 131	
発電所北局	34	11 ～ 96	10 ～ 108	
全局	36	9 ～ 103	10 ～ 154	8 ～ 155

イ 環境試料中の核種分析結果（機器分析）

環境試料について、ゲルマニウム半導体検出器を用いたγ線スペクトロメータを用いて測定を行いました（環境試料の採取地点は図表 2-4-1-31 を参照）。

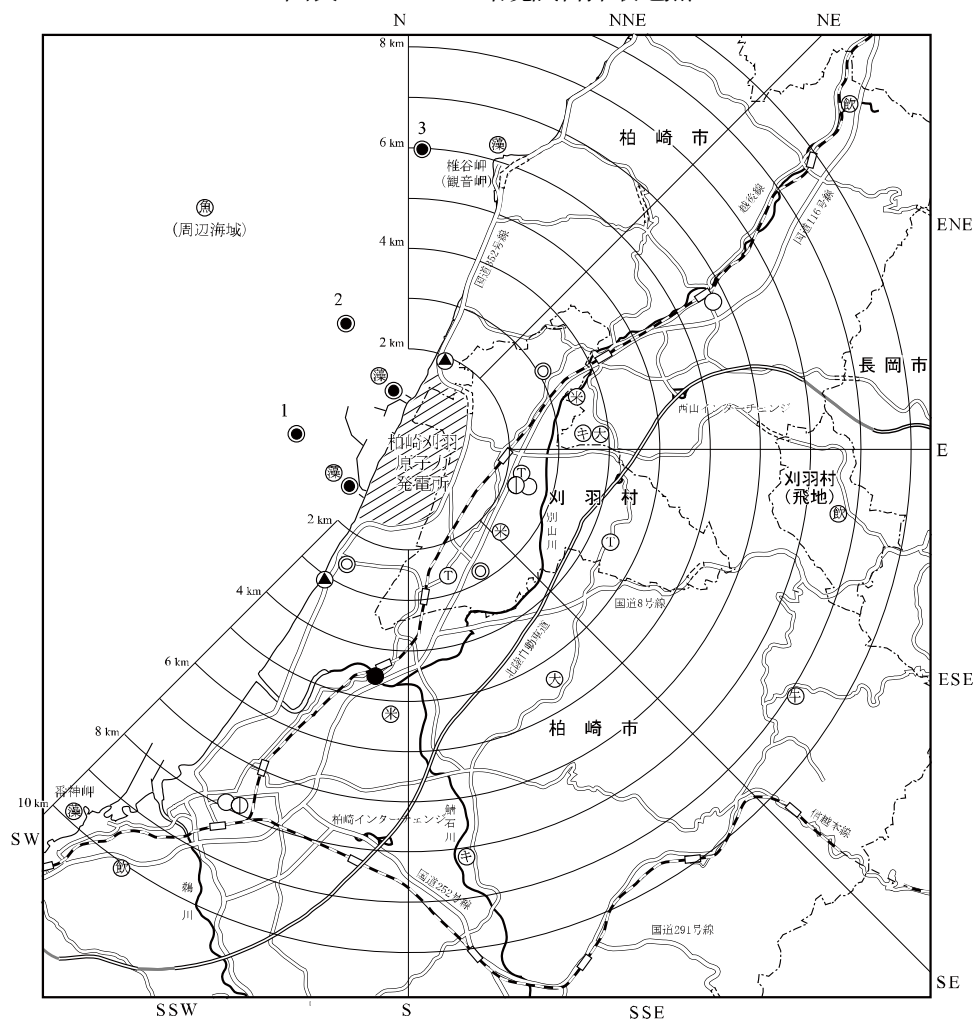
これらの測定結果は図表 2-4-1-32 のとおりであり、土壌（陸土）、農産物（米（精米））、指標生物（松葉）、海水及び海産物（マガレイ、マダイ、ヒラメ）からセシウム 137 が検出されました。その最高値は、土壌（陸土）14 Bq/kg 乾、農産物（米（精米））0.052 Bq/kg 生、指標生物（松葉）0.062 Bq/kg 生、海水 0.0019 Bq/L、海産物（マガレイ）0.053 Bq/kg 生、海産物（マダイ）0.090 Bq/kg 生、海産物（ヒラメ）0.10 Bq/kg 生 でした。

これらの最高値は、農産物（米（精米））を除き、いずれも対照期間の測定値の範囲内でした。農産物（米（精米））は対照期間（直近）の測定値の範囲を超えましたが、検出されたセシウム 137 は過去の核実験等の影響によるものと考えられます。

なお、検出器の性能向上※により、対照期間（事前）の結果（検出下限値未満）とは単純比較できないため、対照期間（直近）と比較しました。検出されたセシウム 137 は過去の核実験等の影響によるものと考えられます。

※ 平成 5 年度から相対効率の高い検出器（約 20%→約 40%）を使用しているため、対照期間（事前）に比べ低い濃度まで検出が可能になっています。

図表2-4-1-31 環境試料採取地点



記 号	環 境 試 料 名	採 取 地 点 数	記 号	環 境 試 料 名	採 取 地 点 数
○	大 気 中 放 射 性 ヨウ素・浮遊じん	3	⊕	キ ャ ベ ツ	2 [※]
Ⓓ	大 気 (大気中水分)	4 [※]	⊕	大 根	2
①	降 下 物	2	⊕	牛 乳	1
⊕	飲 料 水・原 水	3	▲	松 葉	2
●	河 川 水	1	●	海水及び海底土	5
◎	陸 土	3	⊕	魚 貝 類	4 種類
⊕	精 米	3	⊕	海 藻	3 種類

※ うち1地点は対照地点として新潟市で採取しています。

図表 2-4-1-32 環境試料の核種分析結果（機器分析）

試 料		単 位	R 7 年度 の測定結果 (測定値の範囲)	対照期間の測定結果（当該核種の測定値の範囲）	
				< 直 近 > 直近 5 カ年 (R 2 ～ 6 年度)	< 事 前 > 事前調査期間 (S 59.12 まで)
浮 遊 じ ん (月 間)		Bq/m ³	Cs-137 ＊	＊	＊ 58年度～
降 下 物 (月 間)		Bq/m ²	Cs-137 ＊	＊ ～ 0.053	＊ ～ 0.44 58年度～
陸 水	飲料水	Bq/L	Cs-137 ＊	＊	＊ 58年度～
	原 水		Cs-137 ＊	＊	
	河川水		Cs-137 ＊	＊	
土 壤	陸 土	Bq/kg乾	Cs-137 1.3 ～ 14	1.2 ～ 18	＊ ～ 120 46年度～
農産物	米 (精米)	Bq/kg生	Cs-137 ＊ ～ 0.052	＊ ～ 0.021	0.026 ～ 0.18 56年度～
	キャベツ		Cs-137 ＊	＊ ～ 0.067	＊ ～ 0.27 58年度～
	大根 (葉部)		Cs-137 ＊	＊ ～ 0.17	0.24 ～ 2.2 55年度～
	大根 (根部)		Cs-137 ＊	＊ ～ 0.042	0.044 ～ 1.9 46年度～
畜産物	牛 乳 (原乳)	Bq/L	Cs-137 ＊	＊ ～ 0.019	＊ ～ 0.81 46年度～
指 標 生 物	松 葉	Bq/kg生	Cs-137 ＊ ～ 0.062	＊ ～ 0.066	0.23 ～ 4.4 55年度～
海 水		Bq/L	Cs-137 ＊ ～ 0.0019	＊ ～ 0.0024	＊ ～ 0.0074 58年度～
海底土		Bq/kg乾	Cs-137 ＊	＊	＊ ～ 22 46年度～
海産物	マガレイ	Bq/kg生	Cs-137 0.053	0.052 ～ 0.080	0.11 ～ 0.35 45年度～
	マダイ		Cs-137 0.090	0.078 ～ 0.10	0.28 ～ 0.44 58年度～
	ヒラメ		Cs-137 0.10	0.070 ～ 0.10	0.24 ～ 0.30 58年度～
	サザエ		Cs-137 ＊	＊	
	ワカメ		Cs-137 ＊	＊	
	モズク類		Cs-137 ＊	＊	
指 標 生 物	ホンダ ワラ類	Bq/kg生	Cs-137 ＊	＊ ～ 0.081	＊ 58年度～

- (注) 1 ＊は検出下限値未満を示しています。
2 代表核種としてセシウム 137 の結果について記載しています。

2 福島第一原子力発電所事故に伴う新潟県内の放射線等の監視

本県は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力㈱福島第一原子力発電所事故発生直後から県内への影響を調べるため、空間放射線、降下物、河川水、水道水及び県内に流通する農林畜水産物等の放射能の測定を実施し、監視を強化しました。福島県の隣県という立地にもかかわらず、偏西風と山脈により放射性物質の直接の飛来等が妨げられたことから、県内の河川水、農林水産物等からは基準値を超える人工放射性物質はほとんど検出されませんでした。

その一方で、河川や降下物等を介して県内に流入してきた人工放射性物質である放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137 の合計、以下同じ。）が浄水場汚泥、焼却灰などに人為的に濃縮されることや、きのこ、野生鳥獣、淡水魚等の特定の生物へ移行し濃縮・蓄積すること、また、地上に降下した放射性セシウムを含む土砂等が雨、河川水等により下流域に流出し、時間経過とともに移動する場合があることも分かりました。

県では、こうした測定結果等を、結果が判明次第、速やかに公表するとともに、定期的に報告書としてとりまとめ、学識経験者等から構成される「新潟県放射性物質の循環に関する実態調査検討委員会」からの評価を付して公表しました。また、4 年度には、事故から 10 年間の調査結果を取りまとめ、次のとおり評価いただきました。

- 本県のこれまでの調査結果から、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質が本県でも確認されたが、環境への影響は限定的であり、健康に影響のない放射能レベルであると考えられる。
- 近年の調査では、新たな放射性物質の飛来は確認されておらず、10 年間の時間の経過とともに多くの項目で事故の影響は見られなくなっている。
- 基準値超過が確認されている山菜・野生きのこ・野生鳥獣の肉については、引き続き調査を行い、その濃度推移を確認する必要がある。その他の試料については、風評被害対策などの政策的な目的、環境挙動の把握などの学術的な目的に応じ、調査の必要性や頻度・方法等について適宜見直しを行っていくことが望ましい。

監視結果の報告書はホームページ「福島第一原子力発電所事故に伴う放射線等の影響の調査結果」に掲載しています。

監視結果の詳細なデータはホームページ「新潟県放射線・放射能データベース」で確認できます。

この他、県内全域の放射能レベルを把握するため、平成 24 年度から 3 年度まで空間放射線や環境試料の放射能測定を実施しました。

監視結果の報告書はホームページ「県内全域バックグラウンド調査結果」に掲載しています。

- ☐ 「福島第一原子力発電所事故に伴う放射線等の影響の調査結果」ホームページアドレス
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/fukushimasasshi.html>
- ☐ 「新潟県放射線・放射能データベース」ホームページアドレス
<http://houshakensaku.pref.niigata.lg.jp/>
- ☐ 「県内全域バックグラウンド調査結果」ホームページアドレス
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/1356874463178.html>

第5章 分野横断・共通的な施策

第1節 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり

第1 持続可能な社会に向けた人づくり

●現状と課題

私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題であり、環境教育・環境学習は、人と環境との関わりについて正しく理解し、自ら進んで環境問題に取り組むことのできる人材の育成を目指すものです。

平成29年3月に小・中学校、同年4月に特別支援学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領が改訂され、引き続き「総合的な学習の時間」や各教科等における環境教育の充実が掲げられ、小学校及び中学校では、各学校で体験活動を中心とした多様な取組を展開しています。

平成23年に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」では、環境保全活動・環境教育の一層の促進に加え、協働取組の推進が明文化され、環境教育・協働取組推進に係る地方自治体の行動計画の策定や、体験の機会の場の都道府県認定制度などが新たに盛り込まれました。

県民を対象に実施した「環境に関するアンケート調査」（5年8月実施）においても、「環境保全について理解を深めるための教育が必要だ」とする人（「大変そう思う」「ややそう思う」の合計）が92.7%にのぼっています。

地域においては、環境に関する講演会や、体験型の自然観察会や探鳥会が行われていますが、これらの活動への県民の積極的な参加が少ない状況です。

「自ら考え、行動する人」を育てる環境教育・環境学習を推進するためには、指導者の育成や環境学習施設等の利用をより一層促進することが必要です。

●施策の展開

1 次世代を担う青少年への環境教育・環境学習の推進

（1）小・中学校等における環境教育・環境学習

ア 環境教育と総合的な学習の時間

小学校及び中学校では、それぞれの学年が身近な環境から課題を見付けて調査や体験活動等を行っており、水やごみの問題、食や自然に関すること、環境保全活動、節電の呼び掛けやグリーンカーテンの製作、地産地消活動等の脱炭素社会の実現に向けた取組等、「自然・環境」をテーマに学校や地域の実態に合わせた多様な取組を展開しています。

＜総合的な学習の時間において「自然・環境」をテーマにした取組例＞

- ・ ダムや下水処理場の見学、川の上流での水質調査の実施
- ・ 学校周辺の森林についての学習、動物等との共生を学ぶ学習
- ・ 資源物回収、地域の花壇整備、信濃川探検ゴミ拾い、鮭の放流
- ・ 給食の残飯で作った堆肥を用いた野菜作り、全校栽培運動、農業体験
- ・ SDGs の開発目標を学び、それらを生かしたポスターの作成

「令和5・6・7年度小・中学校教育課程の編成・実施状況等に関する調査（新潟市を除く）」から

このような児童・生徒の主体的な行動・取組が家庭や地域へ広がり、地域の人とともに取り組む活動に発展した例もあります。

イ 日常の学校生活における環境教育の推進

日常の学校生活の中で、実践的な環境教育を支援するために「にいがたスクールエコ運動」を平成14年度から開始しました。この運動は、日常の学校生活で、「誰もいない教室の明かりは消す」、「水を流しながら歯磨きをしない」等、節電・節水のための具体的な行動や、「ごみのリサイクル活動」、「地域クリーン活動」等、地球にやさしい省エネや省資源活動を、児童・生徒自身が計画を立て、主体的に実践するものです。運動推進の結果、平成17年度には県内すべての小・中・特別支援学校が「にいがたスクールエコ運動」に取り組みました。当事業は平成17年度をもって終了しましたが、多くの学校では今も継続した取組が行われています。今後も、環境教育全体計画の作成を推進し、学年間、小・中学校間の内容の関連性や発展性を考えた体系的な環境教育を展開していきます(図表2-5-1-1)。また、脱炭素社会の実現に向けた取組や食品ロス削減の実現に向けた取組など、環境課題に対応した先進事例の紹介や授業等で活用する参考資料の提示を進めていきます。

図表2-5-1-1 環境教育の進捗状況

単位：％

調査項目	校種、年度	小学校			中学校		
		R5	R6	R7	R5	R6	R7
学校における環境保全活動に取り組んだ。(地域の清掃・整備活動、省資源、リサイクル活動等)		81.7	85.2	77.9	88.0	87.3	88.4
脱炭素社会の実現に向けた活動に取り組んだ。(節電呼び掛け、グリーンカーテン製作、地産地消活動等)		76.5	72.9	71.3	74.9	76.4	75.0
各教科等で学習する内容や学年間の関連性を明確にした環境教育全体計画がある。		92.0	91.7	98.7	75.4	73.9	84.8

注 「令和7年度小・中学校教育課程の編成・実施状況等に関する調査(新潟市を除く)」から

(2) ポスターコンクール

子どもの頃から身近な環境に興味・関心を持ち、これを保全しようとする心を育むとともに、環境を意識した行動のきっかけ作りのため、小・中学生を対象に、「新潟県環境保全ポスターコンクール」を行いました。

7年度の入賞作品は、JR新潟駅ガタリウム(「にいがた環境フェスティバル2025」内)をはじめ、イオンモール新潟南(新潟市)、リバーサイド千秋(長岡市)、無印良品直江津(上越市)で展示し、最優秀作品を原画として作成したポスターは小・中学校や県施設へ配布しました。また、愛鳥週間ポスターのコンクールも行っています(図表2-5-1-2)。



中学校の部 最優秀賞
見附市立西中学校
岡田 美礼さんの作品

図表2-5-1-2 ポスターコンクール応募作品数(7年度)

名称	区分	応募作品数	名称	区分	応募作品数
環境保全ポスターコンクール	小学校低学年	24	愛鳥週間ポスター 原画コンクール	小学生	119
	小学校高学年	83		中学生	109
	中学生	57		合計	228
	合計	164			

(3) 環境学習会

県では、主に小学生や中学生を対象として、環境学習会を行っています。環境学習会では、地球環境問題から身近な環境問題までを講義や実験等でわかりやすく解説しているほか、自然体験を通して日常生活と環境との関わりや自然の大切さ等を学ぶことができます。

また、全国的に生息している水生生物を指標として、川の水質を調べる水生生物調査も行われています。身近な川を実際に調査することにより、水質保全の重要性を自らの体験を通して学ぶことができます。

7年度は5回実施し、148人が参加しました。

→「資料編：3-(14)- ① 環境学習会実施結果（7年度）」



小学校での環境学習会の様子

(4) 新潟ぼうけんクラブ

新潟ぼうけんクラブは、自然体験や共同宿泊体験を通して豊かな心とたくましい身体を育てることを目的に、県少年自然の家を拠点として実施しているものです。小学校4年生～中学生を対象に、カヌーやオリエンテーリング、野外炊さん、星空観察等、自然と親しむ活動を行っています。

7年度は6回開催し、33人が参加しました。



新潟ぼうけんクラブ

(5) 緑の少年団

緑の少年団は、次世代を担う子どもたちが、「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことにより心豊かな人間に育つことを目的としています。それぞれの地域で、自然体験活動等を通じ、緑や森林の大切さを学んでいます。

県内では、主に小学校や中学校の学校単位で設立されており、8年3月現在で42団体、団員数は2,170人です。

県では、植樹方法等の技術的な指導を通じ、緑の少年団の活動を支援しています。



緑の少年団による活動状況
(佐渡市)

(6) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、地域の中で仲間とともに、環境に関する学習や活動ができるよう、環境庁（当時）の提唱・支援で平成7年度から始まった幼児から高校生までの自主的な環境活動グループです。

県では、環境学習等に関する情報提供を通じて、こどもエコクラブを支援しています。

7年度は、県内で25クラブ、578人の子どもたちと93人のサポーターが、こどもエコクラブとして登録し、それぞれが地域の街や川の清掃、自然観察等の活動を行いました。

(7) 新潟水俣病を踏まえた地域の環境学習への支援

平成 21 年 4 月に県が施行した「新潟水俣病地域福祉推進条例」に基づく事業の一環として、小学生や中学生等に、環境問題を身近なものとしてとらえ、環境の大切さを理解し、水俣病のような悲惨な公害を繰り返さないための知識、行動力、意欲を持ってもらうことを目的に、学校が家庭や地域と連携して行う環境学習を支援しています。

7 年度は、小学校・中学校の 24 校をモデル校に指定し、環境学習への支援を行いました（実施主体内訳：新潟県 11 校、新潟市 13 校）。

(8) 環境学習用資料の作成

小学校高学年・中学生向けに、自然・環境に関する 4 つのテーマ「生物多様性」、「大気や水」、「地球温暖化」、「ごみ」について本県の状況や取組を紹介した「新潟県のかんきょう」、より詳しく本県の自然・環境に関する取組を学べる「なるほど！自然・環境ブック」、県内の地域ごとの大気や水質などの状況をまとめたデータ集を県ホームページで公開しています。

2 社会における環境学習の推進と基盤の整備

(1) 日常生活や地域活動における環境保全活動

県では、「新潟県環境基本計画」の中で、日常生活や地域活動の中で取り組むことが望まれる 11 項目の代表的な環境保全行動を「エコ・アクション」として示しています(図表 2-5-1-3)。こうした一人一人が行う身近な環境保全活動が浸透するよう、各種の啓発活動を行っています。

図表 2-5-1-3 エコ・アクション

- | | |
|---|--|
| ☐ 環境問題への関心と理解を深めます | ☐ 環境保全活動に参加・協力します |
| ☐ 環境にやさしい商品を使用します | ☐ 省エネルギーに努めます |
| ☐ 資源を大切にし、ごみを減らします | ☐ エコドライブを実践します |
| ☐ 台所からの生活排水に気をつけます | ☐ 家庭からの騒音や悪臭に気をつけます |
| ☐ 生物多様性について知り、大切にします | ☐ 自然に親しみ、自然を大切にします |
| ☐ 緑あふれる美しい景観を守ります | |

(2) 環境月間における取組

国では、「環境基本法」において「世界環境デー」の 6 月 5 日を「環境の日」と定め、さらに 6 月の 1 か月間を「環境月間」としています。この月間を中心として、環境保全に関する関心と理解を深め、積極的に環境保全活動を行う意欲を高めるため、毎年様々な催し等が全国的に実施されています。

県内でもこの趣旨を踏まえ、県をはじめ、市町村、各種団体及び企業において関連行事が実施されました。県が実施した主な行事等は次表のとおりです(図表 2-5-1-4)。

図表 2-5-1-4 環境月間を中心とした県実施行事(7 年度)

行事名	概要	期間	備考
不法投棄ストップ！ 県民ウイークにいがた	各関係機関・団体が連携し、啓発事業や撤去事業を期間内に集中して実施。	5 月 30 日～ 6 月 8 日	
「残さず食べよう！にいがた 県民運動」参加の呼びかけ	食品ロスの削減を図るため、公式 SNS を通じ、「残さず食べよう！にいがた県民運動」の参加を呼びかけ。	6 月 17 日～	
環境学習会	魚道整備の状況、水質検査、水生生物調査等を学習。	6 月 19 日	
ポスター・チラシの掲示	ポスター・チラシの掲示による普及啓発。	6 月 1 日～ 30 日	
環境保全ポスターコンクール	県内の小中学校の児童・生徒を対象に募集	5 月上旬～ 9 月 6 日	応募点数 : 164 点
道路交通情報ラジオによる環境 月間広報	県内ラジオでエコドライブ広報等を実施。	6 月 1 日～ 30 日	

(3) 人材の育成・活用

環境省による「環境カウンセラー」登録制度や、「自然観察指導員講習」等を活用して環境保全活動の人材を育成しています。

地球温暖化の防止では、地域ごとに「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、地球温暖化対策を推進するための啓発活動や助言等を行っています。新潟県地球温暖化防止活動推進センターでは、推進員に対する研修や情報提供等の活動支援を行っています。

また、環境省の委嘱による「自然公園指導員」に加え、「自然環境保護員」、「鳥獣保護管理員」により、自然公園等の利用者のマナー向上や自然保護思想の普及啓発に努めています。

さらに、大学、企業、行政等で組織する「環境リーダー育成協議会」では、環境問題に対する県民の主体的、自発的な取組を推進することを目的に、平成22年度から養成講座を開催し、学校、職場及び地域社会における環境教育・環境学習を推進する人材として「環境リーダー」を育成しています。養成講座では、地球温暖化、自然環境保全及び資源循環型社会についての講義を行い、6年度までに延べ428名が養成講座を修了しています(図表2-5-1-5)。7年度は一人一人が環境問題に関心を持ち、基礎知識を学び、自ら考え行動するきっかけとするため、「学んで実践！にいがた環境基礎講座」を開催しました。

図表 2-5-1-5 環境保全に係る人材の状況

(8年3月末現在)

名称	人数	名称	人数
環境カウンセラー	29	森林インストラクター	54
自然観察指導員	167	自然環境保護員	24
地球温暖化防止活動推進員	43	鳥獣保護管理員	81
自然公園指導員	55	環境リーダー養成講座修了者	延べ428

(4) 環境学習施設の活用

ア 環境学習施設

県は、環境学習施設として「環境と人間のふれあい館」と「浅草山麓エコ・ミュージアム」を設置しており、環境と人との関わりや自然環境を学ぶ場を提供しています。

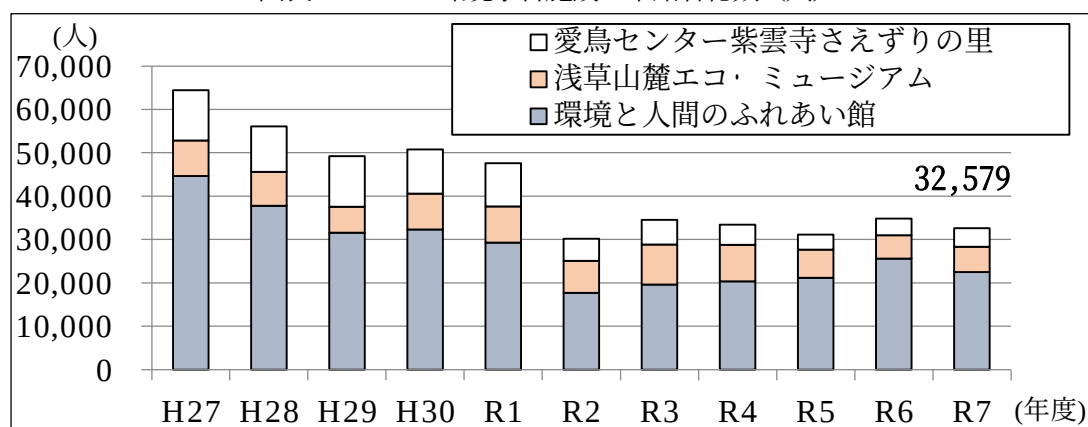
また、野生傷病鳥獣の救護や治療を行う「愛鳥センター紫雲寺さえずりの里」でも、野鳥愛護の精神を高めるため、探鳥会、講演会、自然観察会、各種コンクール等を開催しています。

7年度の来館者は、3施設の合計で、32,579人でした(図表2-5-1-6、2-5-1-7)。

図表 2-5-1-6 環境学習施設来館者数(7年度)

施設名	来館者数
環境と人間のふれあい館	22,467
浅草山麓エコ・ミュージアム	5,819
愛鳥センター紫雲寺さえずりの里	4,293
合計	32,579

図表 2-5-1-7 環境学習施設の来館者総数（人）

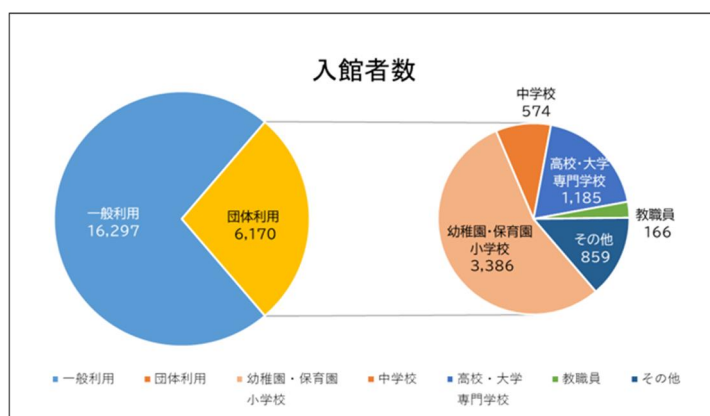


イ 環境と人間のふれあい館

環境と人間のふれあい館では、新潟水俣病の知識と経験を踏まえ、これを教訓として環境保全の大切さを伝えるため、新潟水俣病や水環境をテーマにした企画事業を行い、良好な水環境の保全・創出について啓発を行っています。

一般入館者のほか、環境学習が目的の小・中学校や教職員等の団体利用もあります（図表 2-5-1-8）。

図表 2-5-1-8 環境と人間のふれあい館入館者数（人）
（7年度）



環境と人間のふれあい館
（環境学習等支援事業全体発表会）

ウ 浅草山麓エコ・ミュージアム

自然環境学習の拠点である浅草山麓エコ・ミュージアムでは、16haのエコ・フィールドにバラエティーに富んだ観察路を整備しており、地元のネイチャーガイドと一緒に歩く自然観察やグループワークなど自然の中で体験する環境学習プログラムを実施しています。また、エコ・ミュージアムセンターでは、室内でも自然を学べる展示物が整備されており、来館者は、このような体験を通して動植物等や自然環境の大切さについて、楽しく学ぶことができます。7年度には、5,819 名が来館しました。



浅草山麓エコ・ミュージアム
（自然観察会の様子）

(5) 自然保護思想の普及啓発

自然環境を保全するためには、県民一人一人が自然や、生態系のメカニズム、自然と人間の関係について理解を深め、自然に対するモラルを持つことが必要です。

県では、平成13年3月に県内の保護上重要な野生生物を取りまとめた「レッドデータブックにいがた」を発行しており、その後、内容を見直し、結果の公表を通じて貴重な野生動植物の保護を呼びかけています。

また、自然公園及び自然環境保全地域の保護管理を図るため、「自然環境保護員」として24名を任用しています。自然環境保護員は、担当区域を巡視するとともに、自然公園等の利用者に対し、自然解説を行ったり、自然公園の適正な利用や、野生動植物の保護等を呼びかけたりしています。

さらに、平成20年3月1日に「県の草花」に指定した雪割草の保護を目的に「新潟県雪割草保護連絡協議会」を設立し、関係団体と連携しながら自生地での保護や登山者のマナー向上について活動を行っています。

また、平成30年4月には、新潟市西蒲区役所と連携し、角田山、多宝山地区を対象に自然環境保護員や地元の自然保護団体による「にいがた自然まもりたい」を結成し活動を実施しています。

(6) 野鳥愛護精神の普及啓発

本県の多様で豊かな自然の中には、多くの野鳥が生息しています。県では野鳥に親しみ、自然の大切さを伝えるために、新潟県野鳥愛護会、愛鳥モデル校等の協力を得て、県民及び児童・生徒を対象に野鳥保護の集い、野生生物保護実績発表会及び探鳥会等を開催しています。

7年度は、5月の愛鳥月間を中心に県内各地で探鳥会・野鳥集会を85回開催しました。また、「新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里」において野鳥保護の集いを開催したほか、巣箱作り教室や自然観察会など12回行いました。

傷病により保護された野生鳥獣は、「新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里」に収容し治療しています。7年度は鳥類142羽、獣類3頭を収容し、そのうち鳥類61羽は自然界に放野しました。

さらに、野鳥愛護の精神を高めるため、毎年、「野鳥写真展」を実施しており、7年度は68点の応募がありました。

第2 県民協働による環境保全の推進

●現状と課題

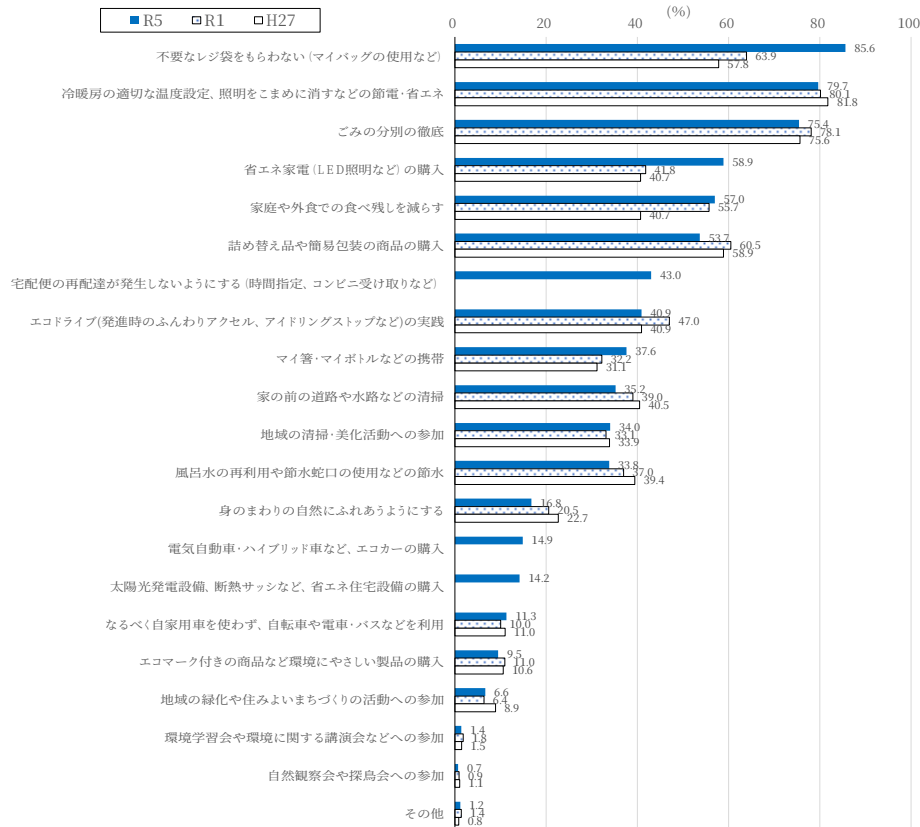
今日の地球温暖化問題、廃棄物問題等は日常生活や社会経済活動に深く関わっています。こうした環境問題を解決するためには、県民、事業者、NPO、市町村等がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して取組を進めることが不可欠です。

環境に関するアンケート調査からは、県民の環境に配慮した行動・活動として、マイバッグの使用やごみの分別の徹底、家庭における節電など、身近な環境保全の取組は高い割合で実施されていることがうかがえます。

しかしながら、環境保全に関する行動に積極的に参加したいと考える人の割合は減少し、地域団体・NPO等の環境保全活動に参加したことがない人は半数以上（57.2%）となり、そのうち約5割が「参加するきっかけがない」「どのような団体があるのかわからない」と回答しています。

今後とも、環境保全活動を行う地域団体・NPOなどの情報や優れた環境保全活動に関する情報の発信を積極的に行い、県民の取組・参加を促す必要があります。

図表2-5-1-9 環境に関するアンケート調査結果（5年、元年、平成27年）



事業者の環境マネジメントシステムの取組状況について、ISO14001の認証取得件数及びエコアクション21の認証・登録数は減少傾向です。

県では各種報告やホームページ等、様々な機会、媒体を通じて市町村や民間団体、事業者等の活動に関する環境情報を提供しています。

近年、地球温暖化問題等、環境問題への関心が高まり、環境に配慮した商品やサービスの提供に自主的に取り組む事業者が増えつつあります。

環境問題が複雑化・多様化している中、今後ともさらに充実した環境情報を分かりやすく提供することが必要です。

●施策の展開

1 多様な主体による活動と連携・協働の促進

(1) 新潟県環境会議

県民、事業者、行政が一体となって、健全で潤いのある新潟県を築くため、環境保全について共に考え、その着実な取組を進めるため、「新潟県環境会議」を組織しています。

環境会議では、平成8年度から「新潟県環境賞」の表彰等の啓発事業を行っています。

「新潟県環境賞」では、平成28年度からテーマごとに表彰部門を設け、最優秀と認められた受賞者を大賞として表彰しています。7年度は、表彰部門を「カーボンゼロ」「エコライフ」「地域創り」「環境保全」「環境教育・学習」「エコの芽」の6部門に変更し、大賞1件、各部門賞5件を表彰しました。また、新潟県環境賞が30回を迎えたことから、継続的、発展的または先駆的、独創的な活動に取り組んだ1名の個人と1団体を「新潟県環境賞第30回記念特別賞」に表彰しました。これまでに、地域で環境保全活動を行っている317の個人・団体・事業所等の表彰を実施しています。



第30回新潟県環境賞表彰式

このほか、「優良リサイクル事業所表彰」ではリサイクル等に積極的に取り組み、優れた成果を上げた2事業所を表彰しました。

→「資料編：3-(15)-① 受賞者一覧」

(2) 森林づくりを支援する「地域連絡協議会」

地域の森づくり活動を企画、支援、実行するため、(公社)にいがた緑の百年物語緑化推進委員会地域推進員やボランティア団体、森林組合、市町村、県などで組織した地域連絡会議などの設立を進め、7年度現在では、県内12地域で設立されています。この会議が、地域のボランティア団体等とのネットワークをつくるなど、県民参加の森づくり活動の推進に貢献しています。

(3) ふるさとの自然再生

国立公園、国定公園、県立自然公園、新潟県自然(緑地)環境保全地域の優れた景観や動植物の保護・再生のため、地域の自然保護団体が行う保護活動に対して、県が必要な資材の提供や経費の補助により支援しています。

地元住民を含めた団体が保護活動を行うことにより、地元の自然環境を「地域の自慢・宝物」として保護する意識が芽生え、国立公園等の利用の促進や交流人口の拡大が図られています。

7年度は、自然に配慮した登山道整備や「新潟県の名水」周辺環境整備など、のべ5団体の活動に対して支援を実施しました。

(4) 環境美化運動の実施

県では、「新潟県環境美化及びごみの散乱防止対策事業実施要領」に基づき、春、夏、秋に環境美化運動期間を定め、空き缶等の回収事業、ホームページ等による啓発事業を実施しています。

7年度における環境美化運動期間中の空き缶等の回収事業では、延べ338,116人が参加しました(図表2-5-1-10)。

また、県内の25市町村(8年4月1日現在)が、環境美化及びごみの散乱防止に関する条例を制定しています。

→「資料編：3-(15)-② 市町村による環境美化及びごみの散乱防止に関する条例の制定状況」

図表 2-5-1-10 ごみの散乱防止対策事業実施状況（7年度）

	空き缶等回収事業		啓発事業
	実施市町村数	参加人員（延べ）	実施市町村数
春（3月15日～5月6日）	22	137,340	17
夏（5月17日～8月17日）	20	111,637	16
秋（9月1日～11月3日）	18	89,139	19
計		338,116	

（5）うるおいの郷土づくり（アドプト制度）

うるおいの郷土はぐくみ事業は、道路や河川等の公共土木施設を地域コミュニティや市民団体等の「養子（アドプト）」とみなし、「里親（県と協定を結んだ地域コミュニティ等）」と「県」が協働で環境美化活動を行うものです。

県は、里親の要請に基づき、ゴミ袋や軍手等を支給するとともに、活動中の事故等に備えるボランティア保険の保険料を負担しています。また、県のホームページにおいて、制度の内容や団体の活動を紹介しています。

この事業による公共の空間を活用した花壇整備等の環境美化活動は、地元住民や利用者からも評価が高く、上越市（旧安塚町）での取組はまちづくりのモデルケースとなる等、地域の活性化にもつながっています。

7年度は、143 団体が里親として、県内各地で協働による環境美化活動を行いました。

（6）新潟県エコ事業所表彰制度

二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組む企業を「エコ事業所」として登録・表彰し、事業者の省エネ・省資源等の取組を促進しています。

平成 25 年度から参加募集を始め、7 年度末時点では 1,253 事業所が参加登録し、省エネ等の取組が進められました。また、特に優れた取組を行った 6 事業所を表彰しました。

（7）環境に配慮した事業活動への支援

県では、環境に配慮した事業活動や製品づくり、ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステム等、企業の環境配慮に関する情報を発信し、県民の意識啓発を進めています。県内には、ISO14001 の認証取得組織が 215 件（8 年 3 月末現在）、エコアクション 21 認証・登録事業者が 113 件（8 年 3 月末現在）あります。

また、企業の自主的な環境保全活動を促進するため設立された新潟県環境保全連合会や地区環境保全協議会が行う研修会やセミナーの開催、優良事業所表彰等の事業を支援しています。

2 環境情報の収集と提供

(1) 環境情報の収集と提供

ア 新潟県の環境

毎年、本県の環境の現状と環境保全施策の概要を取りまとめ、公表しています。

イ 環境調査データ

大気汚染監視データ、公共用水域及び地下水の水質測定データや地盤沈下監視データ、騒音監視データについてデータベースを構築するとともに、年度ごとに「大気汚染測定結果報告」、「公共用水域及び地下水の水質測定結果」、「新潟平野の地盤沈下」、「上越地区の地盤沈下」、「長岡地区の地盤沈下」、「南魚沼地区の地盤沈下」、「柏崎地区の地盤沈下」、「一般環境騒音・自動車交通騒音調査結果」としてとりまとめ、公表しています。

ウ 自然環境に関する調査データ

野生動植物の生息・生育調査を行い、絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、平成13年3月に「レッドデータブックにいがた」を発行、平成26年には新潟県第2次レッドリストの植物編（6月）及び鳥類編（12月）を、平成27年には淡水魚類・大型水生甲殻類編（10月）、平成28年には両生類爬虫類（12月）を、3年には陸・淡水産貝類、淡水産プラナリア類（3月）を公表しています。

エ ホームページ「環境にいがた」

環境に関する情報やデータ、申請書様式の電子ファイル、環境汚染事案の情報等を広く迅速に提供するため、ホームページ「環境にいがた」を運用しています。7年度は6,855件のアクセスがありました。

□「環境にいがた」ホームページアドレス

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kankyo/>



オ 大気環境速報値

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染監視データをホームページ「環境にいがた」や携帯サイトにおいて情報提供しています。

カ わかりやすい情報発信

各種研修会やイベント等において、啓発用の資材を使って、光化学スモッグや微小粒子状物質（PM2.5）への対応、油流出事故、地盤沈下の防止などについて周知を図りました。また、熱中症対策の一つとして、環境省が発表する熱中症警戒アラートの情報について、ホームページから案内するなど、わかりやすい情報発信に取り組んでいます。

キ 新潟県脱炭素ポータルサイト

温室効果ガスの排出を削減し、将来の世代に自然豊かな環境を引き継いでいくための新潟県の取り組み「2050 新潟カーボンゼロチャレンジ」に関連する新潟県の施策や動画等のコンテンツにアクセスしやすくするための新潟県脱炭素ポータルサイトを運用しています。

第2節 環境保全の共通基盤の整備

第1 環境影響評価の推進

●現状と課題

県では、開発行為に伴う環境影響を未然に防止するため、「環境影響評価法」及び「新潟県環境影響評価条例」の対象となる事業について、住民意見等を踏まえ、環境配慮が確実に実施されるよう審査を行っています。この審査状況について、県のホームページ等を通して県民等へ提供しています。

また、「港湾法」、「公有水面埋立法」、「都市計画法」等に基づいて行われる事業の認可、計画の策定等の際しても、環境の保全の見地から事前協議を行っています。

●施策の展開

(1) 大規模開発行為

自然公園、自然（緑地）環境保全地域及び風致地区以外の地域で「2 ha 以上のゴルフ場の造成、スキー場の造成、宅地の造成及び遊園地の建設」、「普通索道の建設」及び「5 ha 以上の鉱物の掘採又は土石の採取」を行う場合は、「新潟県自然環境保全条例」第 26 条に基づき、事業に着手する日の 60 日前までに行為内容を届け出ることとされています。

県は、開発地に生息する貴重な動植物の保護が図られているか、公害等を招かない適正な施工計画に基づくものであるか等を確認し、必要に応じて事業者を指導しています。

→「資料編：3-(16)-① 大規模開発行為の届出状況の推移」

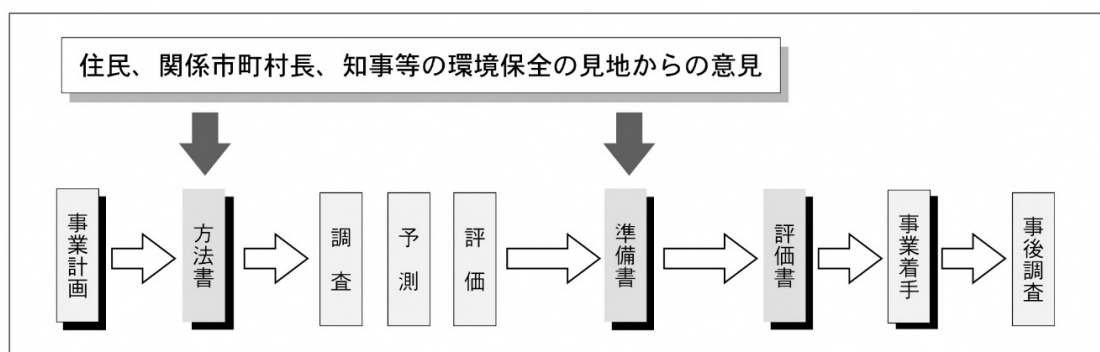
(2) 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、「環境影響評価法」又は「新潟県環境影響評価条例」に基づき実施する手続きで、土地の形状の変更、工作物の新設等を行う事業者が、あらかじめ事業による環境への影響について、調査・予測及び評価を行い、県民、地方公共団体から意見を聴き、それらを踏まえて、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度です（図表 2-5-2-1）。

7 年度は、環境影響評価法に基づき陸上風力発電所（柏崎市及び出雲崎町）、水力発電所（糸魚川市）の設置の事業 2 件に対して、新潟県環境影響評価条例に基づき廃棄物処理施設（上越市及び柏崎市）の設置事業 1 件に対して知事意見を述べました。

→「資料編：3-(16)-② 7 年度までに環境影響評価手続きが行われた事業数」

図表 2-5-2-1 新潟県環境影響評価条例における手続き



(3) その他の環境配慮制度

ア 新潟県公共事業環境配慮指針

「新潟県公共事業環境配慮指針」は、県が実施する道路事業、河川事業等、公共事業の種類ごとに、構想・計画・実施の各段階で環境保全に配慮すべき事項を示したものです。これに基づき、事業を実施する部局が自主的な環境配慮に取り組んでいます。

イ 環境保全事前協議要領等

(ア) 環境保全事前協議要領

「環境保全事前協議要領」は、国又は県が計画等の許可、認可、承認、免許等を行う際に、計画等に関して環境保全上の観点から事前協議を行う手続きを定めたものです。

事前協議の対象は、「公有水面の埋立」、「農村地域工業等導入実施計画」、「港湾計画」、「流通業務団地造成事業」等です。

(イ) 新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱

「新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱」は、県土の適正な利用と保全を図るため、民間等が行う大規模な開発行為について事前協議を行う手続きを定めたものです。

開発行為の事前協議の対象は、「宅地の造成」、「廃棄物処理施設の設置」、「砂利、岩石又は土等の採取」、「ゴルフ場の造成」、「スキー場の造成」等です。

第2 環境監視・調査研究の充実

●現状と課題

地域的課題の解決や新たな環境汚染物質への対応など、多様な環境の課題に対処するため、保健環境科学研究所において環境監視及び環境保全のための調査研究を行い、成果について情報提供しています。

●施策の展開

1 環境監視及び環境保全のための調査研究

(1) 粒子状物質のトレーサー成分を活用した大気中マイクロプラスチックの実態解明

大気中に浮遊する「マイクロプラスチック (MPs)」は人の健康や生態系への影響をはじめ、環境中の動態などが未解明となっています。MPs と粒子状物質を合わせて測定し、大気環境中の動態及び粒子状物質から発生源を推定することを目的にアジア大気汚染研究センターと共同研究を行っています。

7年度は、都市部、田園地帯、山岳地それぞれの地点で、MPs と粒子状物質の調査を実施した結果、全地点でポリエチレン主体の類似した MPs が検出されました。MPs 濃度の地点差は小さい一方、地点ごとに特定の粒子状成分との連動が見られました。

(2) 酸性雨全国調査

昭和 62 年度から北海道・東北地方の自治体と酸性雨に関する共同調査を実施し、また、平成 3 年度からは全国環境研協議会が主催する酸性雨全国調査に参加して、他地域との比較を行いながら本県の酸性雨の現状把握を進めています。

(3) 大気中の水酸化 PAHs の実動態解明

有害大気汚染物質の多環芳香族炭化水素 (PAHs) のうち、より毒性が高く、内分泌かく乱作用を持つとされている水酸化 PAHs についての環境動態の解明及び発生源等を推定する研究を行いました。

7年度は、ガス態の水酸化 PAHs の捕集・分析方法を確立し、県内 2 地点で調査を行った結果、いずれの地点でもガス態の水酸化 PAHs が検出されました。

(4) 新潟県内河川における有機ふっ素化合物の状況調査

有機ふっ素化合物である PFAS (ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物の総称) はその化学的安定性から様々な用途に使用されてきました。しかし、難分解性、高蓄積性という性質があり、環境や健康等への影響が懸念されることから、一部の PFAS については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) において規制対象物質とされています。

そこで県では、県内河川中の PFAS の存在状況を把握するため、POPs 条約の対象物質のうち PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA (ペルフルオロオクタン酸) 及び PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸) について、県内河川の環境基準点で調査しました。その結果、指針値 (PFOS 及び PFOA の合算値で 50 ng/L) を超える地点はありませんでした。

(5) 広範な PFAS 管理のための廃棄物・環境分析に関する研究

PFAS の規制や社会的関心に応じて、PFAS に関する研究を拡大し、種々の媒体 (廃棄物・汚染土壌から環境水や大気など) で幅広く取り組んでいく必要があります。また、規制や懸念される PFAS の種類が増えたり、環境中の指針値等も現在より低濃度に設定されたりする可能性があるため、それ

らに対応する分析法を開発するとともに、技術普及と情報共有を同時並行で進めることが重要です。

そこで国立環境研究所と地方環境研究機関は、共に PFAS 分析法に関する相互検定を実施し、その技術普及を進めるとともに、情報共有のためのネットワーク構築をすることを目的に共同研究を始めました。

当県もこの共同研究に参画しており、7年度は、共通の混合標準液や模擬試料を分析し、参加機関と相互検定（クロスチェック）を行いました。

(6) 海域における気候変動と貧酸素水塊(DO)/有機物(COD)/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究

全国各地の沿岸海域において、COD の環境基準非達成等が確認されています。また、底層の溶存酸素が著しく低下することで生じる貧酸素水塊の顕在化により、水産資源への影響が懸念されています。そこで、国立環境研究所及び地方自治体環境研究所は、栄養塩類等の物質循環に係る指標の測定やこれまで蓄積されてきたモニタリングデータを解析・評価する共同研究を継続して行っています。

当県もこの共同研究に参画し、7年度は、県北海域及び新潟海域の県内2地点において、多項目水質計を用いた溶存酸素濃度の鉛直分布調査等を行いました。

(7) 新潟県内地下水の地域特性の把握

県では、これまで数多くの地下水の水質測定を行い、膨大な測定データを蓄積しています。砒素等の監視項目については、環境基準値を超過する事例が確認されており、地下水汚染事案が発生した際には、周辺地域における地下水質の状況把握や対応の検討が求められます。しかし、水質情報や地理情報が複数の媒体に分散していることから、対応方針の検討に時間を要する場合があります。

そこで県では、地下水調査結果や地理情報等を整理し、地下水マップを作成しました。7年度は当該マップを活用して、砒素がまとまって検出された地域を対象に、詳細な水質分析を実施しました。その結果、当該地域では還元的な地下水環境であることが確認されました。県のこれまでの調査結果において、地下の堆積物に由来する砒素が、還元的な環境下で溶出する可能性が指摘されています。本調査結果からも、還元的な環境下で砒素が溶出している可能性が示唆されました。

(8) 上越地域における地下水位変動と地下水揚水量等に関する研究

上越地域では、消雪等のために、大量の地下水が同時期にくみ上げられることによる地盤沈下が生じています。上越地域の地下水揚水量と地下水位の変動、降雪状況及び警報等の発令状況などの関係から地下水揚水の傾向を把握するとともに、地盤沈下の予測に必要な地域全体の地下水位の変動を把握することを目的として研究を行い、現在結果を取りまとめ中です。

7年度は、過去の地下水位などの情報の整理、解析を行い、冬季における上越地域の地下水位の変動を可視化するとともに、地下水位と降雪量の関係について調査を行いました。

(9) 光化学オキシダント等の有効な対策に向けた新たなデータ解析と効果的な大気環境モニタリングの探索

気候変動や越境汚染の影響を踏まえ、光化学オキシダントの発生実態をより精密に把握するため、観測データを用いた統計解析に取り組んでいます。7年度から、国立環境研究所、地方自治体環境研究所、自然科学系研究機関等によるⅡ型共同研究に参画し、統計解析言語Rを用いたシミュレーションモデルによる濃度変動要因解析に向けた基盤整備を進めました。

(10) 県内における暑熱に関するデータ収集及び解析と環境質への影響

地球温暖化の進行により、熱中症搬送者数の増加など生活への影響が顕在化しているほか、生態

系への影響、水温・水質等の悪化など、環境質に関しても様々な影響が懸念されており、こうした気候変動への対策は、地域特性を加味した解析や将来予測が求められています。

そこで7年度は、気候変動に関する研究を開始し、熱中症搬送状況と気象データ等の解析を行うとともに、暑熱に関する気候変動データ（気象及び環境質）の収集・整理を行いました。

2 研究成果の公表

保健環境科学研究所では、「新潟県保健環境科学研究所年報」、調査研究発表会やホームページ、各学会発表等を通して研究業務や研究成果について公表しています。

第3 多様な環境保全の手法の活用

●施策の展開

(1) 公害防止組織の整備

8年3月末現在、県内には公害防止管理者等の選任が必要な特定工場が692工場あり、そのうち選任すべき者がすべて選任されていた工場は527工場（選任が必要な特定工場の76.2%）でした。本県では、大気関係第2種の選任率が最も低くなっています（図表2-5-2-2）。

県では、特定工場に対し、公害防止組織の運営や公害防止管理者の選任、業務について指導を行うとともに、公害防止管理者等の育成に努めています。

図表2-5-2-2 公害防止管理者等の選任状況

(8年3月31日現在)

		選任対象数	選任済数	選任率(%)
公害防止統括者		432	415	96.1
公害防止主任管理者		8	8	100.0
公害防止管理者	大気関係第1種	7	7	100.0
	大気関係第2種	2	1	50.0
	大気関係第3種	47	46	97.9
	大気関係第4種	89	75	84.3
	水質関係第1種	5	5	100.0
	水質関係第2種	335	222	66.3
	水質関係第3種	7	7	100.0
	水質関係第4種	20	18	90.0
	特定粉じん関係	0	0	-
	一般粉じん関係	92	83	90.2
	騒音関係	190	161	84.7
	振動関係	196	164	83.7
	ダイオキシン類関係	9	9	100.0
特定工場		692	527	76.2

(2) 中小企業高度化資金貸付制度

この制度は、中小企業者が連携して経営基盤の強化や環境改善に取り組む事業に対して必要な資金を長期低利で貸し付けるものです。このうち、市街地などから生産や物流に適した工業団地などに集団で移転し、施設を整備する「集団化事業」と、商店街や工場街、店舗等が集まっている区域において、事業環境の改善などにより区域の整備を行う「集積区域整備事業」、中小企業者が組合を設立し、共同で利用する施設や共同で経営する施設を整備する「共同施設事業」を実施する場合で、共同公害防止等施設や地域環境保全施設を整備するものは、貸付条件が優遇され利率が無利子となります。

→「資料編：3-(17)-① 中小企業高度化資金貸付制度

(共同公害防止等施設・地域環境保全施設無利子貸付)の貸付条件」

(3) 設備貸与制度

この制度は、小規模企業者等の創業及び経営革新を図るために、(公財)にいがた産業創造機構が設備を代わって購入し、割賦販売、リースするものです。環境ビジネスの分野も含めて、様々な分野における小規模企業者等の創業及び経営革新を図るために必要な設備の導入を支援しています。

→「資料編：3-(17)-② 設備貸与制度の貸与条件」

(4) 新潟県環境賞

「新潟県環境会議」では、「新潟県環境賞」により、資源の循環利用等に関する活動や地球環境保全に有効な取組、自然保護活動、緑化活動等において、顕著な功績のあった事業者等を表彰し、環境保全活動の拡大を促進しています。

(5) エコ事業所表彰制度

地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、その取組内容を広く紹介するとともに、特に優れた取組を行った事業所を表彰することで、社会全体での二酸化炭素排出削減を促進しています。

(6) 新潟県優良リサイクル事業所表彰

「新潟県環境会議」では、「新潟県優良リサイクル事業所表彰」により、リサイクル等に積極的に取り組み、優れた成果を上げた県内の事業所を表彰し、事業者の廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化に関する意識の高揚を図り、循環型社会の形成を促進しています。

(7) 3R取組企業支援事業

県内の産業廃棄物排出事業者や再生事業者が行う発生抑制・リサイクル施設整備事業に要する経費の一部を補助しています。

第4 公害苦情と健康被害対策

●現状と課題

公害は、農作物や建築物等の財産だけでなく、人の健康に重大な被害を及ぼすことがあります。

公害に関する苦情は住民の生活に密着した問題であり、迅速かつ適切な処理及び解決を図ることが重要です。このため、市町村における公害苦情相談窓口の設置や県の公害紛争処理制度によって、公害問題の解決に努めています。

企業活動等に伴い発生する大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害については、被害者の保護及び健康の確保を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」に基づき、汚染物質を排出した原因者の費用負担により、被害者に対して医療費等の補償給付等が行われています。

「公健法」では、慢性気管支炎のように原因物質と疾病との間に明確な関係が認められない疾病が多発している地域を「第一種地域」、水俣病やイタイイタイ病のように原因物質との関係が明らかな疾病が多発している地域を「第二種地域」として指定します。現在、第一種地域として指定を受けていた 41 地域すべての指定が昭和 63 年 3 月に解除されたため、法律上の地域指定は、第二種地域（新潟市の一部地域を含む 5 地域）だけとなっています。

阿賀野川流域で発生した新潟水俣病は、昭和電工（株）鹿瀬工場の排水に含まれていたメチル水銀や無機水銀（排出された後、細菌の働きによりメチル水銀に変わる。）に汚染された魚介類を長期間、多く食べたことによって起きた神経系の病気です。昭和 40 年に阿賀野川流域で最初の患者が確認されて現在に至るまで、この地域に深刻な影響を及ぼしてきました。

その間の救済対策として、「公健法」に基づく水俣病の認定制度によって、水俣病患者の認定が行われてきました。さらに、水俣病発生地域において水俣病と関連する健康上の不安が訴えられる等の状況を受けて、法律による救済とあわせて水俣病総合対策事業が開始され、同地域における健康上の問題の軽減が図られています。

その一方で、いまだに偏見や中傷を受けたり、苦しんでいる被害者の方々がいます。そうした新潟水俣病の被害者の方々を社会全体で支えるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、新潟県では「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定しました。この条例に基づき、新潟水俣病患者の福祉の増進や、新潟水俣病発生地域の再生と融和などを目的とした様々な施策を進めています。

また、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（特措法）」に基づき、平成 22 年 5 月から平成 24 年 7 月まで給付の申請を受け付け、現在、救済措置実施の取組が進められています。

●施策の展開

1 公害に関する苦情・紛争対応

（1）公害苦情の処理体制

県及び市町村では、公害苦情相談員の選任等、公害苦情処理体制の整備を図り、公害苦情の受理及び速やかな処理、解決に努めています（図表 2-5-2-3）。

図表 2-5-2-3 公害苦情処理事務担当職員数

(8年3月末現在)

区分	公害苦情相談員			その他			合計
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
県	0	24	24	0	8	8	32
市町村	0	50	50	0	113	113	163
合計	0	74	74	0	121	121	195

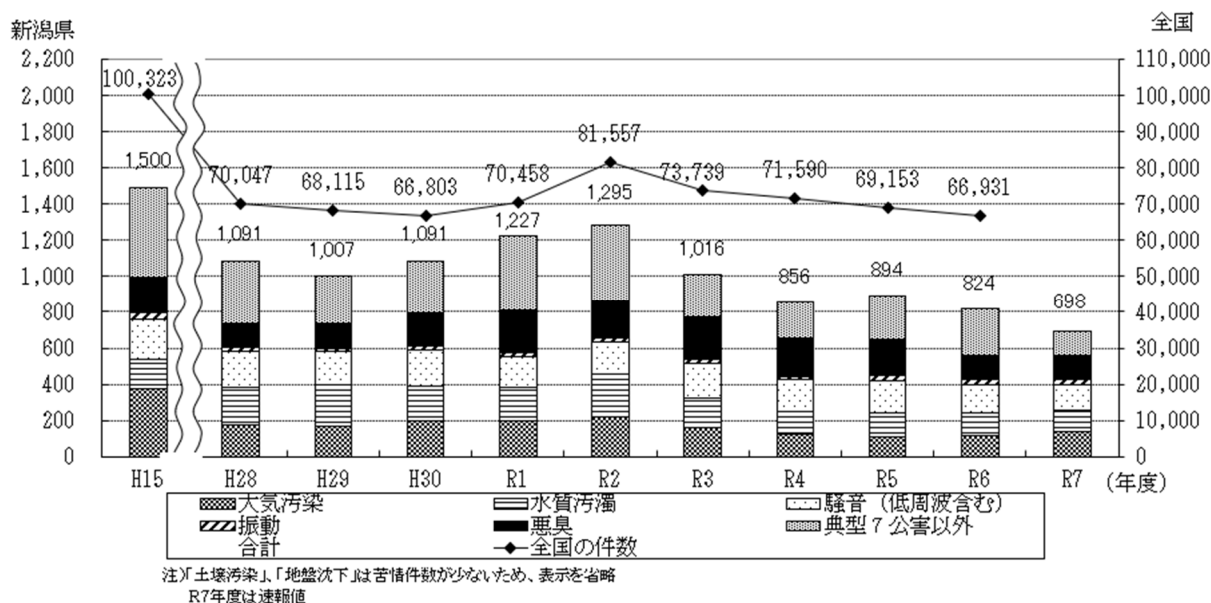
(2) 県と市町村で取り扱った苦情

ア 公害苦情の発生状況

7年度に県及び市町村が新規に受理した公害苦情は 698 件で、6年度より 126 件減少しました。本県における公害苦情件数は、1,500 件と過去最多となった平成 15 年度に比べ、7年度は 802 件 (53.5%) 少なくなっていますが、依然として多い状況が続いています。

全国の公害苦情件数も、本県と同様のピークを示しており、最多であった平成 15 年度の 100,323 件から減少傾向を示し、6年度は 66,931 件と平成 15 年度に比べ 33,392 件 (33.3%) 減少しました (図表 2-5-2-4)。

図表 2-5-2-4 公害苦情新規受付件数の推移

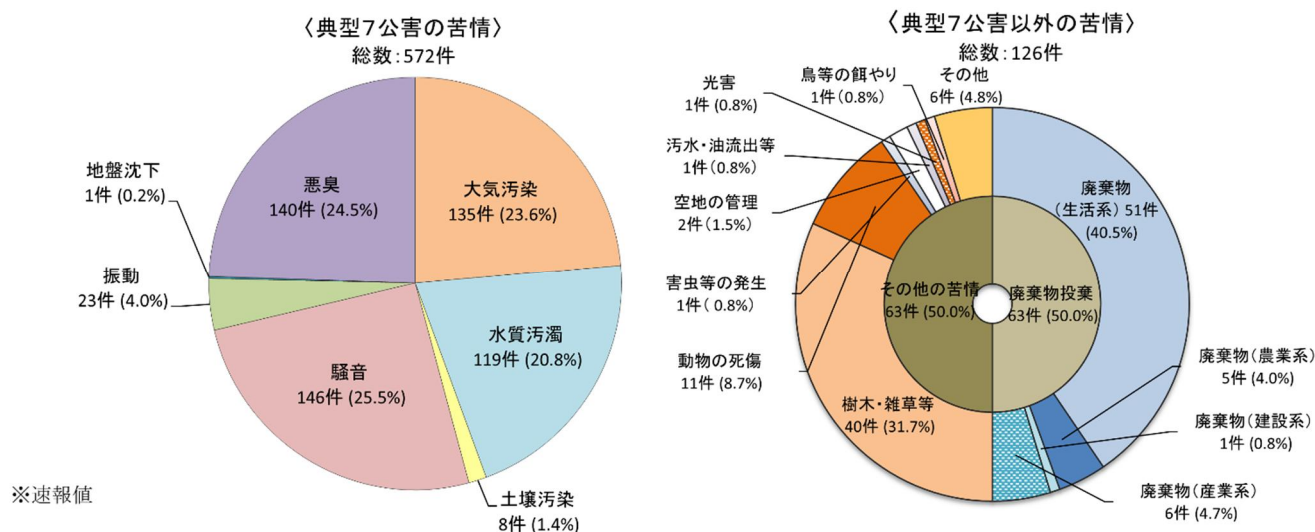


イ 新規に受理した苦情の内訳

7年度に県及び市町村が新規に受理した苦情のうち、典型7公害の苦情は 572 件（全苦情件数の 81.9%）と6年度に比べて 10 件（1.8%）増加しました。苦情の内訳を見ると、騒音の件数が最も多く、次いで、悪臭、大気汚染、水質汚濁の順になっており、これらの苦情が典型7公害の苦情の9割以上を占めています。

一方、典型7公害以外の苦情は 126 件（全苦情件数の 18.1%）と、6年度に比べ 136 件（48.1%）減少しました。苦情の内訳を見ると、廃棄物投棄とその他が半数ずつとなっており、廃棄物投棄は家庭生活により発生したものが8割以上を占めています。その他には、樹木・雑草等や動物の死傷等に対する苦情が寄せられています (図表 2-5-2-5)。

図表 2-5-2-5 苦情の種類別件数構成比（7年度）



ウ 公害苦情の処理状況

7年度に県及び市町村が処理に当たった公害苦情の総件数（7年度に新規に受理した 698 件の苦情に、前年度から繰り越された 37 件を加え、他の機関へ移送した 92 件を除いたもの）は 643 件で、このうち 559 件が処理され、処理率は 86.9%でした（図表 2-5-2-6）。

図表 2-5-2-6 公害苦情の年度別処理状況の推移

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
要処理件数	1,086	1,006	1,078	1,205	1,286	979	835	878	766	643
解決件数	997	930	991	1,087	1,090	881	762	772	697	559
処理率(%)	91.8%	92.4%	91.9%	90.2%	84.8%	90.0%	91.3%	87.9%	91.0%	86.9%

エ 公害苦情相談員に対する研修会

公害苦情相談員である市町村職員等を対象に、公害苦情相談アドバイザーによる講演や苦情処理事例に対する助言などを行う研修会を開催し、資質の向上を図っています。

(3) 公害紛争の処理

県では公害紛争を処理するため、「公害紛争処理法」に基づき、公害審査会を設置しており、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停、仲裁を行うこととしています。これまでに新潟県公害審査会が取り扱った事件は、13 件です（図表 2-5-2-7）。

図表 2-5-2-7 新潟県公害審査会が取り扱った公害紛争

受付年度	件数	概要
S52	調停1件	新幹線駅舎建築工事の騒音、振動に係るもの(昭和52年度調停成立)
H2	調停1件	ゴルフ場が建設された場合の農薬汚染等に係るもの(平成3年度調停打ち切り)
H5	調停2件	CNP除草剤販売中止等に係るもの(調停を行わないことを決定) 空調機器騒音防止等に係るもの(平成6年度調停成立)
H14	調停2件	産業廃棄物撤去等に係るもの(平成15年度調停打ち切り) 自動車振動被害防止等に係るもの(平成17年度調停打ち切り)
H16	調停1件	騒音被害防止等に係るもの(平成16年度調停打ち切り)
H19	調停1件	堆肥化施設による悪臭に係るもの(平成20年度申請取下げ)
H23	調停2件	冷凍車から発生する低周波音に係るもの(平成24年度調停成立) メッキ工場から発生する騒音、振動、悪臭に係るもの(平成25年度調停成立)
H25	調停1件	ヒートポンプ式温水暖房機から発生する騒音に係るもの(平成27年度調停成立)
H26	調停1件	金属スクラップ加工処理工場から発生する騒音に係るもの(平成28年度調停打ち切り)
R7	調停1件	食品工場等から発生する低周波音に係るもの(係属中)

2 健康被害救済対策

(1) 新潟水俣病対策

ア 水俣病の認定制度（「公健法」による救済）

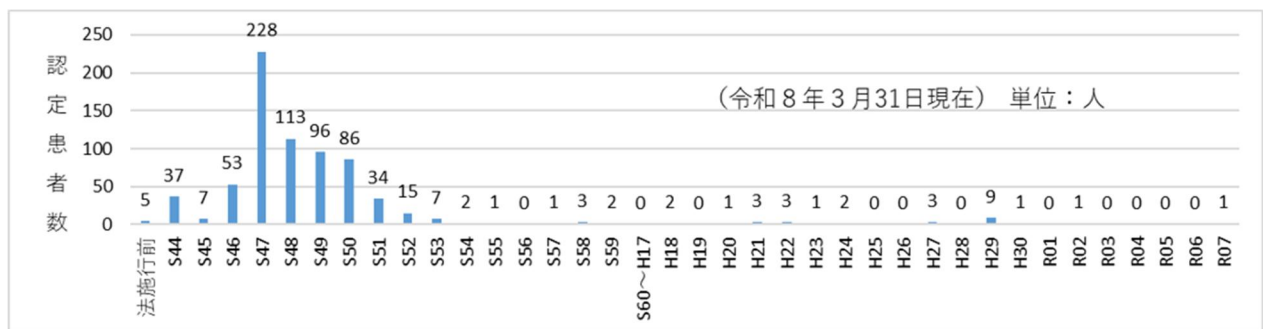
新潟水俣病の認定処分については、「公健法」等に基づき設置した「新潟県・新潟市公害健康被害認定審査会」の意見を踏まえ、知事又は新潟市長が行います。

認定申請件数は、昭和 48 年度をピークにその後は減少し、昭和 63 年度以降、平成 15 年度までの 16 年間はわずか 13 件でした。しかしその後、平成 16 年度の 1 件を皮切りに、平成 17 年度から 4 年度の間に 591 件、7 年度には 23 件の認定申請がありました。

また、昭和 60 年以降はなかった認定患者についても、平成 18 年度以降に 26 人が認定され、7 年度末現在の認定患者数は、累計 717 人となっています（図表 2-5-2-8、図表 2-5-2-9）。

認定患者には、原因企業の昭和電工（株）（現・（株）レゾナック・ホールディングス）から被害者側との間で締結した補償協定に基づき補償が行われており、県及び新潟市ではこれに加えて保健師による家庭療養指導を行い、認定患者の健康状態の把握と適切な保健指導に努めています。

図表 2-5-2-8 新潟水俣病認定状況



図表 2-5-2-9 市町村別新潟水俣病認定患者数

（8 年 3 月 31 日現在）単位：人

市町村名	新潟市	阿賀野市	阿賀町	五泉市	合計
認定患者数	538 (465)	108 (103)	60 (55)	11 (10)	717 (633)

注）（ ）内は、認定患者のうちの死亡者数。

イ 水俣病総合対策医療事業

水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消を図ることを目的に、水俣病総合対策事業として医療事業を実施しており、一定の感覚障害を有する人に対し、療養費、はり・きゅう施術、温泉療養費等を支給しています。7 年度の給付実績は次表のとおりです（図表 2-5-2-10）。

図表 2-5-2-10 医療事業の給付実績（7 年度）

療養費		はり・きゅう施術、 温泉療養費		療養手当		合計	
件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
45,044	137,989,118	4,167	3,159,638	14,580	230,039,100	63,791	371,187,856

ウ 新潟水俣病地域福祉推進事業

新潟水俣病被害者に対する差別や偏見をなくすための取組として、当県では、平成 21 年 4 月、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。この条例に基づき、新潟水俣病患者の保健福祉施策の充実や、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生・融和、新潟水俣病についての正しい理解の促進を図るための様々な取組を実施しています。

また、7 年 5 月には、新潟水俣病公式確認 60 年を迎えたことを契機に、「ふるさとの環境づくり宣言 2025～新潟水俣病公式確認 60 年に当たって～」を発表し、潜在患者が名乗り出ることのできる環境整備や新潟水俣病の歴史や教訓を次世代に伝えていくための取組を県として積極的に推進していくことを宣言しました。（以下は主な事業）

（ア）保健・福祉対策推進事業

a 訪問保健指導事業

水俣病総合対策医療事業手帳所持者の健康不安等を解消するため、保健師等が手帳所持者の家庭を訪問し、健康状態を把握するとともに、保健指導及び日常生活上の指導を実施しています。

7 年度も引き続き、五泉市・阿賀野市・阿賀町に居住の方で、対象者のうち希望される方に対し、訪問指導を実施しました。

b 新潟水俣病相談窓口体制整備事業

今まで声を上げられなかった流域住民などが声を上げやすい環境を整備するため、水俣病及びその諸制度に関する相談や、手足のしびれなど健康相談などにも対応できるように、五泉市・阿賀野市・阿賀町の本所及び各支所に「新潟水俣病相談窓口」を開設しています。

7 年度も、特措法に基づく被害者手帳の利用に関する相談が大半を占めました。

c 新潟水俣病福祉手当

新潟水俣病患者の療養や健康管理等に係る経済的負担の軽減を図るため、平成 21 年度から、新潟水俣病患者の方々に対し、新潟水俣病福祉手当を支給しています。

7 年度末現在の対象者数は 1,635 人です。

d 阿賀野川流域健康支援手当

阿賀野川流域の魚介類を多食したことに伴い健康不安を訴える方々に対し、不安の解消・福祉の増進を図ることを目的として、8 年度から、阿賀野川流域健康支援手当の支給を開始します。

e 新潟水俣病に係る式典

新潟水俣病地域福祉推進条例において、県は県民が新潟水俣病について正しく理解し、教訓を将来に伝えるよう努める旨が示されています。新潟水俣病の発生が公式に確認されてから 60 年となる 7 年度は、5 月 31 日に「新潟水俣病公式確認 60 年 新潟水俣病の歴史と教訓を伝えるつどい」を開催しました。

8 年度以降も、県主催による式典を毎年開催する方向で関係者間の調整を行っています。

（イ）地域社会再生・融和促進事業（阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業）

社会全体から水俣病を正しく理解してもらい、新潟水俣病の被害者が安心して暮らせる社会を実現するため、阿賀野川流域全体を「博物館」に見立て、被害者を含めた住民とともに地域の魅力を発掘・発信する中で、新潟水俣病を理解し学び合うことを通じて、地域社会を再生・融和する「もやい直し」の推進等を図っています。

7 年度も引き続き、「環境学習」・「イベント」・「情報発信」など個別の事業ごとの事業計画に

沿って、環境学習プログラムの作成、定期情報誌の発行、ブログの運営などの事業を実施しました。地域再発見講座等のイベントは、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、各種規制がおおむね解除されたことから、本格的な全面開催となりました。

今後も引き続き、こうした方向性や事業計画に基づき、臨機応変に各個別事業を具体的に展開することとしています。

(ウ) 教育・啓発推進事業

a 水俣病発生地域間交流事業

水俣病問題への取組の推進や次世代への正確な伝承を支援するため、地理的に離れている水俣病発生地域である新潟県、熊本県在住の小学生が交流を実施し、水俣病問題を普及・啓発する活動や課題について情報交換を行っています。

7年度は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ現地交流を中止し、新潟県新潟市立小合東小学校と熊本県水俣市立湯出小学校をリモートで結んで水俣病・環境問題の理解を深める学習に取り組み、成果を発表しました。

b 新潟水俣病の教訓の伝承等に係る講演会開催事業

県民が水俣病問題を多面的に把握するとともに、新潟水俣病の正しい理解の促進と教訓の普及啓発を図ることを目的に、新潟水俣病を題材にした文学作品の著者や関係者等を講師として新潟に招聘し、水俣病の経験と教訓をテーマとした講演会を開催しています。

7年度は、「新潟水俣病と私―報道する側とされる側―」と題して、7月に開催しました。

c 教師用指導資料等作成事業

学校教育の場において、新潟水俣病の経験と教訓を後世に伝えることにより、人権に対する理解を深めるとともに環境を大切にする意識を育むため、県内の小・中学校に教師用指導資料集や副教材を配付しています。7年度は、「新潟水俣病 20 の疑問」について、記載内容を見直すなど、現在の児童に対する学校での教育指導と整合し正確な学習啓発に資する内容に変更しました。

(2) 市町村の健康被害救済対策

健康被害救済対策については、「公健法」に基づく医療費等の補償給付のほか、市町村においても条例等により医療費の公費負担等を実施しています。

ア 上越地区大気汚染保健対策

上越地区における大気汚染の健康影響については、上越市において昭和 47 年 12 月「大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」を制定し、大気汚染の影響による疾病（慢性気管支炎等）にかかったと認定された者に対して、医療費の自己負担額を公費で負担しています。

県は市に対して、その費用の2分の1を補助しています。

7年度末までに認定された患者数の累計は、165 人です。

イ 胎内市砒素中毒対策

昭和 34 年に胎内市（旧中条町）において発生した砒素中毒について、昭和 62 年に胎内市関係地区の住民等を対象に住民健康調査を実施し、その結果、44 人が慢性砒素中毒症と診断されました。このことから、市では昭和 63 年 11 月に医療費助成制度を制定し、医療費の自己負担額を助成しています。

県は市に対して、その費用の2分の1を補助しています。

7年度末までに認定された患者数の累計は、53 人です。

第5 災害に備えた環境保全対策の推進

●現状と課題

地域防災計画との整合を図り、災害時における有害物質による環境影響や大量の災害廃棄物の発生に備え、迅速かつ円滑に対応するための体制整備や有害物質による環境汚染防止対策を進めています。

今後必要に応じて、対応マニュアルの見直しを行うなど、災害時の迅速な対応を確実に行う必要があります。

●施策の展開

1 災害廃棄物の適正処理の推進と処理基盤の整備

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

県は、これまで地域防災計画に内包する形で定めていた「新潟県災害廃棄物処理計画」を、国が定める災害廃棄物対策指針等を踏まえ、5年5月に個別計画として策定しました。また、8年3月時点で、県内30市町村のうち26市町村が災害廃棄物処理計画を策定しています。県は、同計画を策定していない市町村に対し防災体制の整備の観点から早急に策定するよう求めています。

(2) 災害時の廃棄物処理体制

県では、市町村・一部事務組合や関係4団体と災害発生時の広域応援体制を定めた協定を締結しています。この協定による活動が、これまでの災害廃棄物の処理等に大きく貢献しました。

☐ 災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る救援等に関する協定（平成16年6月16日締結）
相手方 新潟県環境整備事業協同組合
概要 し尿収集、災害廃棄物収集の支援
☐ 新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定（平成18年10月23日締結）
相手方 県内全市町村及び7一部事務組合
概要 県の調整により、市町村等が資機材の提供、職員の派遣、処理施設での処理等の応援
☐ 災害廃棄物の処理に関する応援協定（平成18年10月23日締結）
相手方 (一社)新潟県産業資源循環協会
概要 県の要請により、協会を通じて協会員が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を応援
☐ 災害時における浄化槽の応急復旧等に関する協定（平成18年10月23日締結）
相手方 (一社)新潟県浄化槽整備協会
概要 県の要請により、協会を通じて協会員が浄化槽の点検、部品交換・補修工事を応援
☐ 災害時における被災建築物の解体撤去等に関する応援協定（平成19年12月19日締結）
相手方 (一社)新潟県解体工事業協会
概要 県の要請により、協会を通じて協会員が被災建築物の解体撤去等を応援

(3) 大規模災害時の広域処理体制の整備

大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生することから、隣接他県、国と連携して、県域を越えた広域処理・支援体制の整備を推進しています。

平成26年度に大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（事務局：環境省関東環境局）が設置され、当県からは県と新潟市が参画しています。大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物処理対策行動計画に基づき、発災時には、ブロック内で相互に支援するとともに、平常時においても災害廃棄物処理に関する知見の共有や研修会等により連携する体制を構築しています。

2 有害物質等による環境汚染防止対策の推進

(1) 応急対応マニュアルの整備と運用

地域防災計画における災害時の有害物質等の環境汚染事案への対応の基本的な手順として定めた応急対応マニュアルに基づき、地震や風水害の発生時には、速やかに事業場等の環境汚染に係る状況を確認するとともに、環境に影響を与える有害物質等の飛散、流出及び地下浸透などが確認され、又はそのおそれがある場合は、現地確認等を行うこととしています。

また、地震等による大規模災害などにより広範囲に及ぶ有害物質等による環境汚染のおそれが生じたときに、県が実施する有害物質等による大気、水質等の一般環境への影響を確認するための環境調査への協力を要請するため、新潟県環境検査協会と協定を締結しています。

第 3 部

資料編

目 次

1	環境基本計画(2017-2028)に掲げる主要指標及び環境指標	1
2	環境基準等一覧	8
3	データ	21
(1)	温室効果ガス排出量の削減	21
①	新潟県及び全国の温室効果ガス排出量	21
②	新潟県及び全国の温室効果ガス排出量の推移	21
③	新潟県及び全国の部門別温室効果ガス排出量の割合(6年度)	22
④	新潟県の部門別温室効果ガス排出量	22
⑤	全国の部門別温室効果ガス排出量	22
⑥	エコ事業所表彰制度における表彰事業所(7年度)	23
⑦	県自らの業務に伴い発生する温室効果ガス排出量の推移	24
⑧	「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」の取組状況	24
(2)	生物多様性の回復と県民理解の促進	25
①	自然(緑地)環境保全地域指定一覧	25
②	自然公園一覧	26
③	自然公園の許可・届出・認可等処理件数の推移	27
(3)	野生鳥獣の適切な管理	28
①	野生鳥獣による被害等の状況	28
(4)	人とトキが共生する地域づくり	29
①	飼育下及び自然界のトキの現状	29
(5)	水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり	30
①	新潟県の名水	30
②	海水浴場水質調査結果の推移	31
(6)	資源循環の推進	32
①	一般廃棄物の目標	32
②	ごみ排出量の推移(災害廃棄物を除く)	32
③	ごみ処理状況の推移(災害廃棄物を除く)	32
④	一般廃棄物の状況	32
⑤	1人1日当たりごみ焼却処理量の状況	33
⑥	産業廃棄物の目標	33
⑦	県内で排出された産業廃棄物の処理・処分の状況(5年度)	33
⑧	「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集の実績(6年度)	34
⑨	「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集の実績の推移	34
⑩	下水汚泥発生量とリサイクル率の推移	34
(7)	廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策	35
①	産業廃棄物処理業の許可状況	35
②	市町村の一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類自主検査結果(7年度)	35
③	産業廃棄物立入検査における指導状況(7年度)	35
④	県外産業廃棄物の搬入の事前協議状況	35
⑤	産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類自主検査結果(7年度)	35
(8)	廃棄物処理基盤・体制の整備	36
①	し尿処理の推移	36
②	し尿収集の状況の推移	36
③	産業廃棄物最終処分実績(6年度)	36
④	産業廃棄物最終処分場残余容量(6年度末)	37
⑤	「エコパークいずもさき」における処理状況の推移	37
(9)	快適な大気環境の確保	38
①	悪臭苦情件数の推移	38
②	大気汚染物質の常時監視体制(7年度)	38
③	環境大気測定結果(7年度)	39
④	主な大気汚染物質の濃度等の推移	40

目 次

⑤ 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数	41
⑥ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（7年度）	41
⑦ 環境大気中アスベスト濃度調査結果（7年度）	42
⑧ アスベスト排出等作業届出件数の推移	42
⑨ アスベスト排出等作業の立入件数（7年度）	43
⑩ アスベスト解体現場等周辺環境調査結果（7年度）	43
(10) 良好な水質の確保	44
① 生活環境項目（BOD又はCOD）非達成水域の経年変化	44
② 「水質汚濁防止法」の上乗せ排水基準適用区域及び適用項目	45
③ 「水質汚濁防止法」の特定事業場数、排水基準適用事業場数及び立入検査結果（7年度）	46
④ 「水質汚濁防止法」に基づく行政処分及び行政指導実施状況（7年度）	47
⑤ 排水基準抵触率及び行政処分、行政指導件数の推移	47
⑥ 関川水系等の水銀調査結果（7年度）	48
⑦ 白田切川の水質及び底質の総水銀監視調査結果の推移	49
⑧ 下水道処理人口普及率一覧	50
⑨ 浄化槽の設置状況の推移	51
⑩ 「鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）」の実施方針	51
⑪ 「鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）」の施策の体系	51
⑫ 「鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）」に基づく施策の実施状況（7年度）	52
⑬ 鳥屋野潟水質調査結果の推移	52
⑭ 鳥屋野潟・通船川・栗ノ木川の第二期水環境改善緊急行動計画の概要	53
⑮ 油流出事故発生原因の割合（7年度）	54
(11) 良好な地盤環境の確保	55
① 地盤沈下監視のための水準測量実施状況（7年度）	55
② 地盤沈下観測井による監視の実施状況（7年度）	55
③ 新潟地域の地盤沈下量の推移	55
④ 上越地域の地盤沈下量の推移	55
⑤ 上越地域の観測井による冬季の観測結果の推移	55
⑥ 長岡地域の地盤沈下量の推移	56
⑦ 長岡地域の観測井による冬季の観測結果の推移	56
⑧ 南魚沼地域の地盤沈下量の推移	56
⑨ 南魚沼地域の観測井による冬季の観測結果の推移	56
⑩ 柏崎地域の地盤沈下量の推移	57
⑪ 柏崎地域の観測井による冬季の観測結果の推移	57
⑫ 地下水の項目別環境基準値の超過状況（7年度）	58
(12) 騒音・振動のない快適な環境の確保	59
① 騒音・振動苦情件数の推移	59
② 一般地域の騒音環境基準達成率の推移	60
③ 上越新幹線騒音調査結果（7年度）	60
④ 北陸新幹線騒音調査結果（7年度）	61
⑤ 新幹線の騒音に係る環境基準達成状況の推移	61
⑥ 道路に面する地域における騒音環境基準達成率の推移	61
⑦ 高速道路沿道地域の騒音環境基準達成率の推移	62
⑧ 遮音壁設置延長の推移	62
⑨ 航空機騒音常時監視調査結果	62
⑩ 新潟空港周辺の航空機騒音調査結果（7年度）	63
⑪ 住宅騒音防止工事の実施状況の推移	63
(13) 化学物質による環境汚染の防止	64
① ダイオキシン類の調査結果の概要	64
② 「ダイオキシン法」に基づく特定施設の設置状況	65
③ 小型焼却炉等のダイオキシン類の自主検査結果（7年度）	65
④ 河川及び地下水におけるPFOS及びPFOA実態把握調査	66
(14) 持続可能な社会に向けた人づくり	70
① 環境学習会実施結果（7年度）	70
(15) 県民協働による環境保全の推進	71
① 受賞者一覧	71
② 市町村による環境美化及びごみの散乱防止に関する条例の制定状況	73

目 次

(16)	環境影響評価の推進	74
①	大規模開発行為の届出状況の推移	74
②	7年度までに環境影響評価手続きが行われた事業数	74
(17)	多様な環境保全の手法の活用	75
①	中小企業高度化資金貸付制度の貸付条件	75
②	設備貸与制度の貸与条件	75
4	その他	76
(1)	環境問題とその対応の変遷	76
(2)	その他の条例	80
(3)	市町村における環境基本計画の策定状況	81
(4)	県が発行する環境関係定期刊行物一覧	81

1 環境基本計画(2017-2028)に掲げる主要指標及び環境指標

<主要指標>

施策分野	指標		基準値		現況値		目標(2028)
			年度		年度		
脱炭素社会への転換	県民の環境に関する満足度		2016	60.3%	2025	65.6%	増加させる
	県内の温室効果ガス排出量		2013	2,810 万 t-CO ₂	2024	1,851 万 t-CO ₂ (34.1%削減)	2030 年に基準 年比 46%削減
	熱中症予防を意識して行っている県民の割合		2021	85.1%	2023	84.4%	増加させる
人と自然が共生する暮らし	県民の自然環境に関する満足度		2016	70.4%	2025	71.2%	76.0%
	自然公園・自然環境保全地域等の面積割合		2023	29.6%	2025	29.6%	29.8%
	野生鳥獣による被害	農作物被害金額	2015	220 百万円	2025	459 百万円	毎年度 減少させる
		人身被害者数	2015	3 人	2025	19 人	0 人
資源循環型社会の形成	1 人 1 日当たりの焼却処理量(一般廃棄物)		2022	767g	2024	739g	751g 以下
	最終処分場の残余年数(産業廃棄物)		2022	13 年	2024	13.9 年	9.5 年以上
	不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合		2019	31.2%	2024	30.6%	増加させる
安全で快適な生活環境の保全	県民の身近な生活環境に関する満足度		2016	59.3%	2025	68.0%	68.0%
	PM2.5 の濃度が長期基準(年平均値:15μg/m ³)を達成している測定局の割合		2015	100%	2025	100%	100%
	P R T R法に基づく化学物質に係る環境への届出排出量		2014	2,718t	2024	2,092t	減少させる

<環境指標>

1 脱炭素社会への転換

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
(1) 温室効果ガス排出量の削減	各部門別の温室効果ガス排出量					各部門別の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量
	産業部門	2023	518 万 t-CO ₂	2024	545 万 t-CO ₂	
	業務部門	2023	263 万 t-CO ₂	2024	271 万 t-CO ₂	
	家庭部門	2023	261 万 t-CO ₂	2024	274 万 t-CO ₂	
	運輸部門	2023	392 万 t-CO ₂	2024	388 万 t-CO ₂	
	エネルギー転換	2023	78 万 t-CO ₂	2024	84 万 t-CO ₂	
	非エネルギー部門	2023	205 万 t-CO ₂	2024	190 万 t-CO ₂	
	その他ガス	2023	218 万 t-CO ₂	2024	213 万 t-CO ₂	二酸化炭素以外（メタン、一酸化二窒素、フロン類）の温室効果ガス排出量
	「特定事業所」の温室効果ガス排出量	2022	産業：632 万 t-CO ₂ 業務：21 万 t-CO ₂	2023	産業：583 万 t-CO ₂ 業務：20 万 t-CO ₂	「特定事業所」から排出される温室効果ガス排出量
	県内の再生可能エネルギーの発電容量	2024	4,033 MW	2025	4,053MW	県内の水力発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの発電容量の合計
	県内の脱炭素先行地域等における温室効果ガス削減量	2024	3,351t-CO ₂	2025	5,789t-CO ₂	国の「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえ選定された県内の「脱炭素先行地域」における当該地域の温室効果ガス削減量や他地域への横展開の進捗（脱炭素先行地域を参考とした計画策定や取組実施に伴う削減効果）
	新築戸建住宅に占める雪国型 ZEH 相当の断熱性能を有する住宅の割合	2024	30.5%	2025	47.9%	県内における新築戸建住宅着工件数に占める雪国型 ZEH 相当の断熱性能を有する戸建住宅の割合
	県内の EV、PHV、FCV の自動車台数※	2023	EV: 2,525 台 PHV: 3,543 台 FCV: 39 台	2024	EV: 2,692 台 PHV: 4,050 台 FCV: 47 台	県内の電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の導入台数
(2) 気候変動適応への取組	県内の間伐及び再造林面積	2024	間伐面積：1,538ha 人工造林面積：81ha	2025	間伐面積：1,262ha 人工造林面積：88ha	県内の森林で実施された間伐及び人工造林（再造林等）面積
	県内のフロン類の排出量	2023	51 万 t-CO ₂	2024	49 万 t-CO ₂	県内のフロン類（CFC、HCFC、HFC）の排出量
	米等主要作物の農業産出額等	2023	1,362 億円	2024	2,157 億円	米等主要作物の産出額及び交付金
	河川改修率	2024	54.8%	2025	54.8%	県管理河川の要改修延長に対する改修済延長の割合
	雪処理に伴う死傷者数	2020～2024	200 人	2021～2025	183 人	除雪作業中の事故等により死傷した人数（5 年平均）

※ 2022 より「自検協統計 自動車保有車両数（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）」に基づき集計

2 人と自然が共生する暮らし

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
(1)生物多様性の回復と県民理解の促進	自然公園指定面積	2024	317,407ha	2025	317,407ha	国立公園、国定公園、県立自然公園に指定された地域の面積合計
	自然（緑地）環境保全地域指定面積	2024	2044.85ha	2025	2044.85ha	自然（緑地）環境保全地域に指定された地域の面積合計
	自然解説員数	2024	499 人	2025	451 人	県内の自然公園等で、利用者に自然の保護や利用などについて分かりやすく指導している人の人数（県内の自然観察指導員、自然環境保護員、自然公園指導員、森林インストラクター、ネイチャーゲーム指導員の合計）
	県指定鳥獣保護区の面積	2024	152,968ha	2025	152,968ha	県が鳥獣保護管理法に基づき指定した、鳥獣保護区の面積合計
	新たに農業農村整備事業を行う地区において生き物調査を実施する地区数	2024	4 箇所	2025	6 箇所	新たに農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備事業（かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、農業集落排水事業など）を行う地区において、水路などに生息・生育する生物のモニタリングを実施する地区数
	多自然川づくり延長（河川整備延長）	2024	170.5km	2025	172.2km	県内で実施する多自然川づくりの整備延長
	多自然型水路の整備延長	2024	39.6km	2025	39.6km	自然石を利用するなど、生物の生息、生育環境に配慮した生き物にやさしい多自然型水路の県内の整備延長
	レッドデータブックにいがた改訂	2024	10/11	2025	10/11	個体数が減少している種、生息・生育環境が悪化している種等をリストアップし、絶滅のおそれの度合いに応じたランク付けを行った「レッドデータブックにいがた」（H13 発刊）を改訂した、鳥類、両生類、哺乳類などの分類群の数
	外来種リストの作成	2024	—	2025	-	県内で確認された外来種（もともと地域に生息しておらず、人間の活動により持ち込まれた生物）のうち地域の生態系に被害を及ぼすおそれのあるもののリストの作成の有無
	自然公園利用者数	2023	11,034 千人	2024	10,649 千人	県内の国立公園、国定公園、県立自然公園の来訪者数の合計
	自然とのふれあいの場の利用者数	2024	114,709 人	2025	106,304 人	浅草山麓エコ・ミュージアム及びこども自然王国の利用者数の合計
	（浅草山麓エコ・ミュージアム）	2024	5,371 人	2025	5,819 人	（魚沼市にある県立浅草山麓エコ・ミュージアムの利用者数（圏外の体験プログラム等への参加者を含む））
	（こども自然王国）	2024	109,338 人	2025	100,485 人	（柏崎市にある県立こども自然王国の利用者数）
(2)野生鳥獣の適切な管理	狩猟免許所有者数	2024	3,378 人	2025	3,329 人	県内の狩猟免許所有者数
	狩猟者登録証の交付を受けて狩猟を行った者の数	2024	3,205 人	2025	3,214 人	本県の狩猟者登録証の交付を受けて、狩猟を行った者の数

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
(3)人とトキが共生する地域づくり	野生下トキの個体数	2024	576 羽	2025	473 羽	野生下のトキの推定個体数
	佐渡トキ保護センター・野生復帰ステーション 施設見学団体数	2024	11 団体	2025	14 団体	佐渡トキ保護センターと野生復帰ステーションを見学した団体数
(4)環境と調和した農林水産業の推進	エコファーマー累積新規認定件数	2024	18,410 件 (新規認定廃止)	2025	18,410 件 (新規認定廃止)	たい肥等を使用した土づくり、化学肥料・農薬の使用量低減などの環境保全型農業を実践する計画が、県の指針に適合すると認定された農業者の累積新規認定件数
	県産材素材生産量	2024	25.9 万m³	2025	26.3 万m³	立木を伐採して生産された県産材の丸太の生産量
	間伐材利用量	2024	5.8 万m³	2025	4.9 万m³	森林整備における間伐で発生した木材の利用量
	間伐実施面積	2024	1,538ha	2025	1,262ha	県内民有林（個人や会社、地方自治体等が所有する森林）における、除伐及び間伐実施面積
(5)水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり	歩いて行ける範囲の公園整備率	2024	60.9%	2025	62.5%	250m 以内に街区公園、500m 以内に近隣公園、1km 以内に地区公園がある市街地の割合
	1人当たりの都市公園等面積	2024	15.81m²/人	2025	15.98m²/人	県内の1人当たりの都市公園等面積
	多自然川づくり延長（河川整備延長）（再掲）	2024	170.5km	2025	172.2km	県内で実施する多自然川づくりの整備延長
	無電柱化延長	2024	164.5km	2025	164.5km	電線や通信線などを道路の地下に敷設するなどの整備を行った県内の無電柱化延長
	景観行政団体となった市町村数	2024	9 団体	2025	9 団体	景観法に基づく景観行政団体となって、良好な景観の形成のために独自の景観政策を実施している市町村数
	間伐実施面積（再掲）	2024	1,538ha	2025	1,262ha	県内民有林（個人や会社、地方自治体等が所有する森林）における、除伐及び間伐実施面積
	水源地域整備実施箇所数	2024	4 箇所	2025	4 箇所	ダムの上流などの水資源確保に重要な資源地域において、水の浸透・保水能力の高い森林の土壌を確保するため、荒地地・荒廃森林の復旧を総合的に実施した森林の整備箇所数

3 資源循環型社会の形成

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
県民の循環型社会の形成に関する満足度		2023	58.2%	2024	57.1%	県民意識調査における循環型社会の形成についての満足度
(1) 資 源 循環の推 進	一般廃棄物の再生利用率	2022	19.9%	2023	19.3%	一般廃棄物を再生利用した割合
	一般廃棄物の最終処分（埋立）量	2023	70 千 t	2024	71 千 t	一般廃棄物を最終処分（埋立）した量
	一般廃棄物の最終処分率	2023	9.3%	2024	9.7%	一般廃棄物を最終処分した割合
	県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	2023	956 g	2024	950 g	一般廃棄物排出量を人口で割り、 県民 1 人 1 日当たりに換算した ごみ排出量

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
(1) 資源循環の推進	再生利用を除く 県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	2023	769 g	2024	766 g	再生利用を除いた県民 1 人 1 日 当たりのごみ排出量
	産業廃棄物排出量	2018	8,862 千 t	2023	9,173 千 t	産業廃棄物の排出量
	産業廃棄物の循環利用率	2018	42.4%	2023	47.9%	産業廃棄物を循環利用した割合
	産業廃棄物最終処分（埋立）量	2018	166 千 t	2023	146 千 t	産業廃棄物を最終処分（埋立）し た量
	産業廃棄物の最終処分率	2018	1.9%	2023	1.6%	産業廃棄物を最終処分した割合
(2) 廃棄物の適正 処理の推進と不法 投棄対策	廃棄物の不法投棄発見件数	2024	14 件	2025	10 件	産業廃棄物の不法投棄を新規に 発見した件数
	不法投棄監視協力車台数	2024	1,828 台	2025	1,838 台	不法投棄防止活動の趣旨に賛同 する協力団体において、マグネッ トステッカーを貼附する車両の 台数
(3) 廃棄物処理基 盤・体制 の整備	市町村の災害廃棄物処理計画策定数	2024	26/30 市町村	2025	26/30 市町村	県内で災害廃棄物処理計画を策 定している市町村の数

4 安全で快適な生活環境の保全

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
(1) 快適な 大気環境 の確保	大気の汚染に係る環境基準達成率					大気測定局での大気汚染状況の 常時監視において、環境基準を達 成した割合
	二酸化硫黄	2024	100%	2025	100%	
	二酸化窒素	2024	100%	2025	100%	
	浮遊粒子状物質	2024	100%	2025	100%	
	光化学オキシダント	2024	0%	2025	0%	
	微小粒子状物質	2024	100%	2025	100%	
	トリクロロエチレン	2024	100%	2025	100%	
	光化学スモッグ注意報、PM2.5 の注意 喚起体制の整備市町村数	2024	30 市町村	2025	30 市町村	オキシダントや PM2.5 が高濃度 になった場合の住民への注意喚 起体制を整備した市町村数
	大気汚染防止法第 17 条に係る事故通報 件数	2024	0 件	2025	0 件	ばい煙発生施設等で事故が発生 し、ばい煙又は特定物質が大気中 に多量に排出され、大気汚染防止 法に基づき通報があった件数
	アスベスト除去等の特定建設作業に係 る行政指導数の割合 (指導現場数/届出数(レベル 1))	2024	55%	2025	21%	大気汚染防止法で規制されてい るアスベスト除去等の特定建設 作業に対し、行政指導した割合 (指導現場数/届出数(レベル 1))
	悪臭苦情件数	2024	152 件	2025	191 件	県又は市町村が受け付けた悪臭 苦情件数

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
(2) 良好な水質の確保	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準達成率					
	BOD・COD	2024	96.0%	2025	94.4%	公共用水域の水質汚濁状況の常時監視において BOD・COD に係る環境基準を達成した割合
	健康項目	2024	100%	2025	100%	公共用水域の水質汚濁状況の常時監視において健康項目に係る環境基準を達成した割合
	汚水処理人口普及率	2024	90.1%	2025	90.5%	下水道、農業・漁業・林業集落排水処理施設が利用できる人口に合併浄化槽を利用している人口を加えた値を行政総人口で割った値
	河川等に排出される水質汚濁負荷量（総負荷量）	2015	60,353kg/日	2020	51,517kg/日	工場等からの排水による BOD に係る河川等への水質汚濁負荷量の総量
	水質汚濁防止法第 14 条の 2 に係る事故届出件数	2024	21 件	2025	16 件	特定事業場等で事故が発生し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあり、水質汚濁防止法に基づき届出があった件数
(3) 良好な地盤環境の確保	地盤沈下地域数	2024	0 地域	2025	0 地域	5 年間で累計 10cm 以上の地盤沈下が見られる地域数
	地下水の水質汚濁に係る環境基準達成率	2024	88%	2025	85.7%	地下水の水質汚濁状況の常時監視において環境基準を達成した割合
	県生活環境保全条例第 74 条（第 75 条）に基づく土壌・地下水汚染報告（届出）数	2024	22 件	2025	20 件	土壌・地下水の汚染を把握し、県、新潟市、長岡市、上越市に報告又は届出された件数
(4) 騒音・振動のない快適な環境の確保	騒音に係る環境基準達成率					
	一般地域	2024	86%	2025	91%	一般地域の騒音測定調査において、環境基準を達成した割合
	道路に面する地域	2024	99%	2025	99%	自動車騒音の常時監視において、環境基準を達成した割合
(5) 化学物質による環境汚染の防止	ダイオキシン類に係る環境基準達成率	2024	91%	2025	88%	ダイオキシン類による大気、水質及び土壌の汚染状況の常時監視において環境基準を達成した割合

5 分野横断・共通的な施策

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
5ー1 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり						
(1) 持続可能な社会に向けた人づくり	環境学習会・体験活動等への参加者数	2024	171 人	2025	181 人	県市町村主催の環境学習会、チャレンジわんぱく※の参加者数
	環境教育全体計画を作成している小・中学校の割合	2024	小学校 91.7% 中学校 73.9%	2025	小学校 98.7% 中学校 84.8%	環境教育全体計画を作成している小学校及び中学校の割合

施策分野	環境指標	前年度値		現況値		指標の内容
		年度		年度		
(1) 持続可能な社会に向けた人づくり	こどもエコクラブ会員数	2024	748 人	2025	671 人	こどもエコクラブの県内の登録者数（サポーターを含む）
	環境リーダー養成講座修了者	2024	428 人	2025	428 人	行政機関や教育機関等で構成する環境リーダー育成協議会が主催する「環境リーダー養成講座」を修了した者の累積数
	環境学習施設の来館者総数	2024	34,829 人	2025	32,579 人	愛鳥センター、エコ・ミュージアム、環境と人間のふれあい館の来館者の合計数
	(愛鳥センター)	2024	3,899 人	2025	4,293 人	(新発田市にある新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里の来館者の数)
	(浅草山麓エコ・ミュージアム)	2024	5,371 人	2025	5,819 人	(魚沼市にある県立浅草山麓エコ・ミュージアムの来館者の数)
	(環境と人間のふれあい館)	2024	25,559 人	2025	22,467 人	(新潟市北区にある県立環境と人間のふれあい館の来館者の数)
(2) 県民協働による環境保全の推進	環境美化活動参加者数	2024	302,121 人	2025	338,116 人	年 3 回の環境美化運動期間内に実施される散乱ごみ回収活動の参加者数の合計
	環境NPO法人数	2024	51 法人	2025	51 法人	環境の保全を図る活動を主な活動分野としているNPO法人数
	環境マネジメントシステム認証取得事業所数	2024	346 件	2025	328 件	ISO14001 及びエコアクション 21 の認証を取得している事業所数
	ホームページ「環境にいがた」のアクセス数	2024	7,064	2025	6,855	県ホームページ「環境にいがた」へのアクセス数

※「チャレンジわんぱく」は 2025 より「新潟ぼうけんクラブ」に名称変更

2 環境基準等一覧

(1) 大気汚染に係る環境基準

ア 環境基準

物質	環境上の条件	評 価 方 法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準にてらして評価する。なお、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、1日平均値について評価の対象としない。	長期的評価 1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取り扱いを行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は、環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（7年度まで）オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。（8年度から）		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準と短期基準の両者について、長期的評価を行う。長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。なお、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	原則として月1回以上の頻度で連続する24時間のサンプリングを実施し、その1年平均値で評価する。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。注)		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 4：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。			

注）平成30年11月19日改正

イ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値

物質	環境上の条件	評価方法
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。	原則として月1回以上の頻度で連続する24時間のサンプリングを実施し、その1年平均値で評価する。
アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下であること。	
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。	
塩化メチル	1年平均値が94μg/m ³ 以下であること。	
水銀	1年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下であること。	
ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi/m ³ 以下であること。	
クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。	
1, 2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。	
1, 3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。	
マンガン及び無機マンガン化合物	1年平均値が0.14μgMn/m ³ 以下であること。	

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準
ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.003mg/ L以下	検出されないこと	0.01mg/ L以下	0.02mg/ L以下	0.01mg/ L以下	0.0005mg/ L以下	検出されないこと
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値	検出されないこと	0.02mg/ L以下	0.002mg/ L以下	0.004mg/ L以下	0.1mg/ L以下	0.04mg/ L以下	1mg/ L以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
基準値	0.006mg/ L以下	0.01mg/ L以下	0.01mg/ L以下	0.002mg/ L以下	0.006mg/ L以下	0.003mg/ L以下	0.02mg/ L以下
項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	
基準値	0.01mg/ L以下	0.01mg/ L以下	10mg/ L以下	0.8mg/ L以下	1mg/ L以下	0.05mg/ L以下	

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。(以下、省略)

注) 3年10月7日改正
六価クロムの基準値は令和6年度改正により、0.05mg/L から 0.02mg/L へと変更された。

イ 生活環境の保全に関する環境基準
(ア) 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ L以下	25mg/ L以下	7.5mg/ L以上	20CFU/100m L以下
A	水道2級、水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ L以下	25mg/ L以下	7.5mg/ L以上	300CFU/100m L以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ L以下	25mg/ L以下	5mg/ L以上	1,000CFU/100m L以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ L以下	50mg/ L以下	5mg/ L以上	—
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ L以下	100mg/ L以下	2mg/ L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ L以上	—

備考
1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
2：農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
4：水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
5：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
6：水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
7：大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
6 7年2月14日改正

⑤

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考1：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

注）平成25年3月27日改正

（イ）湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

⑥

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境 保全及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業 用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	—
備考 1：水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2：水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。 3：水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。 4：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。 5：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

6 7年2月14日改正

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考1：基準値は、年間平均値とする。 2：水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3：農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 5 7年2月14日改正

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注）平成25年3月27日改正

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
備考1：基準値は、日間平均値とする。 2：底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる		

注）平成28年3月30日改正

(ウ) 海 域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
備考 1：アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mLを正確に加えたのち、煮沸した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値(mL) (b)：蒸留水について行った空試験値(mL) $f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$ ：チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価 2：いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 3：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 4 7年2月14日改正

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考1：基準値は、年間平均値とする。 2：水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
 4 7年2月14日改正

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

注) 平成25年3月27日改正

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/ L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/ L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/ L以上
備考 1：基準値は、日間平均値とする。 2：底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる		

注) 平成28年3月30日改正

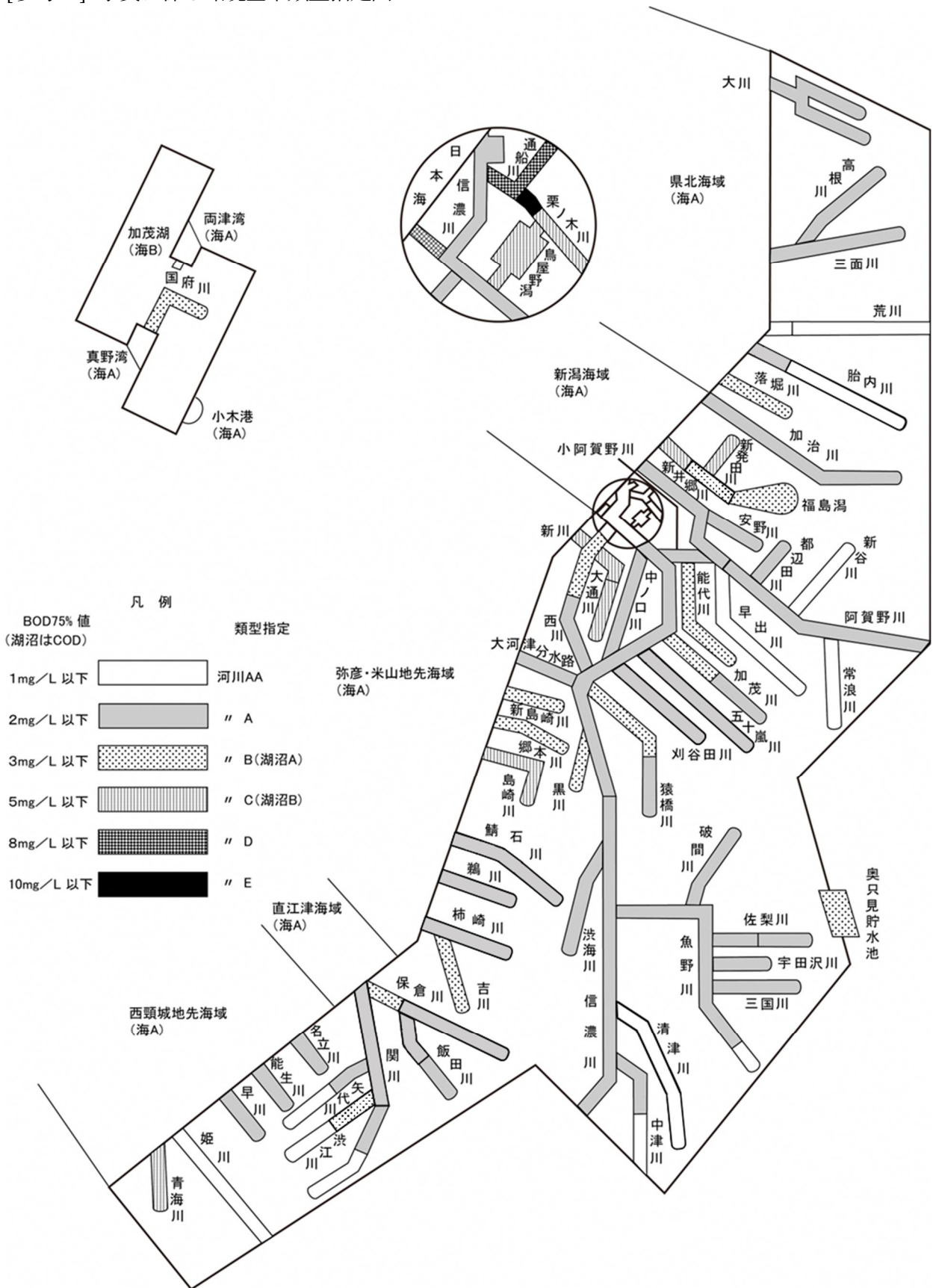
ウ 要監視項目に係る指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/ L以下	イプロベンホス	0.008mg/ L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ L以下	クロルニトロフェン	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ L以下	トルエン	0.6mg/ L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ L以下	キシレン	0.4mg/ L以下
イソキサチオン	0.008mg/ L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ L以下
ダイアジノン	0.005mg/ L以下	ニッケル	—
フェニトロチオン	0.003mg/ L以下	モリブデン	0.07mg/ L以下
イソプロチオラン	0.04mg/ L以下	アンチモン	0.02mg/ L以下
オキシ銅	0.04mg/ L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ L以下
クロロタロニル	0.05mg/ L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ L以下
プロピザミド	0.008mg/ L以下	全マンガン	0.2mg/ L以下
EPN	0.006mg/ L以下	ウラン	0.002mg/ L以下
ジクロルボス	0.008mg/ L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005mg/ L以下※
フェノブカルブ	0.03mg/ L以下		

※ PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については PFOS 及び PFOA の合計値とする。

注) 7年6月30日改正

[参考1] 水質に係る環境基準類型指定図



[参考２] 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定状況

年度	水 域	該当類型	告示機関
H20	三面川（１）	生物特Ａ	県
	三面川（２）	生物Ａ	県
	高根川	生物Ａ	県
H21	大川	生物Ａ	県
	胎内川上流	生物Ａ	県
	胎内川中流	生物Ａ	県
	胎内川下流	生物Ａ	県
	加治川	生物Ａ	県
H22	阿賀野川上流	生物Ａ	環境省
	阿賀野川下流	生物Ｂ	環境省
	信濃川（１）	生物Ａ	環境省
	信濃川（２）	生物Ｂ	環境省
	関川上流	生物Ａ	県
	関川中流	生物Ａ	県
	関川下流	生物Ｂ	県
	渋江川上流	生物Ａ	県
	渋江川下流	生物Ａ	県
	矢代川上流	生物Ａ	県
	矢代川下流	生物Ａ	県
	保倉川上流	生物Ａ	県
	保倉川中流	生物Ｂ	県
	保倉川下流	生物Ｂ	県
	飯田川上流	生物Ａ	県
	飯田川下流	生物Ｂ	県
H23	柿崎川上流	生物Ａ	県
	柿崎川下流	生物Ｂ	県
	吉川	生物Ｂ	県
	名立川	生物Ａ	県
	能生川	生物Ａ	県
	早川	生物Ａ	県
	青海川	生物Ｂ	県
	姫川	生物Ａ	県
	奥只見貯水池	生物Ａ	県
H24	中津川上流	生物Ａ	県
	中津川下流	生物Ａ	県
	清津川上流	生物Ａ	県
	清津川下流	生物Ａ	県
	魚野川上流	生物Ａ	県
	魚野川下流	生物Ａ	県
	三国川	生物Ａ	県
	宇田沢川	生物Ａ	県
	佐梨川上流	生物Ａ	県
	佐梨川下流	生物Ａ	県
	破間川	生物Ａ	県

年度	水 域	該当類型	告示機関
H24	渋海川	生物Ｂ	県
	黒川	生物Ｂ	県
	猿橋川上流	生物Ａ	県
	猿橋川下流	生物Ｂ	県
	刈谷田川	生物Ａ	県
	五十嵐川上流	生物Ａ	県
	五十嵐川下流	生物Ａ	県
	加茂川上流	生物Ａ	県
	加茂川下流	生物Ｂ	県
	能代川	生物Ｂ	県
	小阿賀野川	生物Ｂ	県
	中ノ口川	生物Ｂ	県
	西川上流	生物Ｂ	県
	西川下流	生物Ｂ	県
	通船川	生物Ｂ	県
	栗ノ木川	生物Ｂ	県
	栗ノ木川上流	生物Ｂ	県
	放水路	生物Ｂ	県
	鳥屋野潟	生物Ｂ	県
	常浪川	生物Ａ	県
	新谷川	生物Ａ	県
	都辺田川	生物Ｂ	県
	早出川	生物Ａ	県
	安野川	生物Ｂ	県
	福島潟	生物Ｂ	県
	新井郷川上流	生物Ｂ	県
	新井郷川中流	生物Ｂ	県
	新井郷川下流	生物Ｂ	県
	新発田川	生物Ｂ	県
H25	荒川中流	生物Ａ	県
	荒川下流	生物Ａ	県
	落堀川	生物Ｂ	県
	大通川	生物Ｂ	県
	新川	生物Ｂ	県
	新島崎川	生物Ｂ	県
	郷本川	生物Ｂ	県
	島崎川	生物Ｂ	県
	鯖石川上流	生物Ａ	県
	鯖石川中流	生物Ｂ	県
	鯖石川下流	生物Ｂ	県
	鶴川上流	生物Ａ	県
	鶴川下流	生物Ｂ	県
	国府川	生物Ｂ	県

※ 達成期間は、すべての水域で「直ちに達成」

(3) 地下水の水質汚濁に係る基準

ア 環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注) 1 3年10月7日改正

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 六価クロムの基準値は令和6年度改正により、0.05mg/Lから0.02mg/Lへと変更された。

イ 要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	イプロベンホス	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェントロチオン	0.003mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシ銅	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
ジクロロボス	0.008mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 ※
フェノブカルブ	0.03mg/L以下		

※ PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については PFOS 及び PF0A の合計値とする。

注) 7年6月30日改正

(4) 海水浴場の水質の判定基準

①判定区分「適」の水浴場

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。

②判定区分「可」の水浴場

- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・各項目の全てが「水質C」以上である水浴場を「水質C」とする。

区分 \ 項目		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2 個/100m L)	油膜が認められない	2mg/ L 以下 (湖沼は 3mg/ L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質A	100 個/100m L 以下			
可	水質B	400 個/100m L 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/ L 以下	1m 未満～50cm 以上
	水質C	1,000 個/100m L 以下		8mg/ L 以下	
不適		1,000 個/100m L を 超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ L 超	50cm 未満*

注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度 (＊の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(5) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(6) 自動車騒音に係る要請限度

市町村長が道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに公安委員会へ要請するための比較値。

(等価騒音レベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
4	幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル
備考1: a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。 (1) a区域 専ら住居の用に供される区域 (2) b区域 主として住居の用に供される区域 (3) c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 2: 車線とは、1縦列の自動車(2輪のものを除く。)が、安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。 3: 昼間とは午前6時から午後10時までの間、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。 4: 幹線交通を担う道路とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項に規定する自動車専用道路をいう。 5: 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は1から3の区域の区分に係わらず4の区域の限度とする。			

(7) 航空機騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値(単位デシベル)
I	57以下
II	62以下

注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(8) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(9) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
		1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
有機磷	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
砒 素	検液 1 Lにつき0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
		1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kg につき125mg未満であること。	ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
		セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
備考 1：「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。 2：有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN をいう。			

(10) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値
水質	1 pg-TEQ/ L以下	年間平均値
底質	150pg-TEQ/ g以下	
土壌	1,000pg-TEQ/ g以下	環境基準が達成されている場合であっても、250pg-TEQ/ g 以上の場合には必要な調査を実施

3 データ

(1) 温室効果ガス排出量の削減

① 新潟県及び全国の温室効果ガス排出量

(万 t-CO₂)

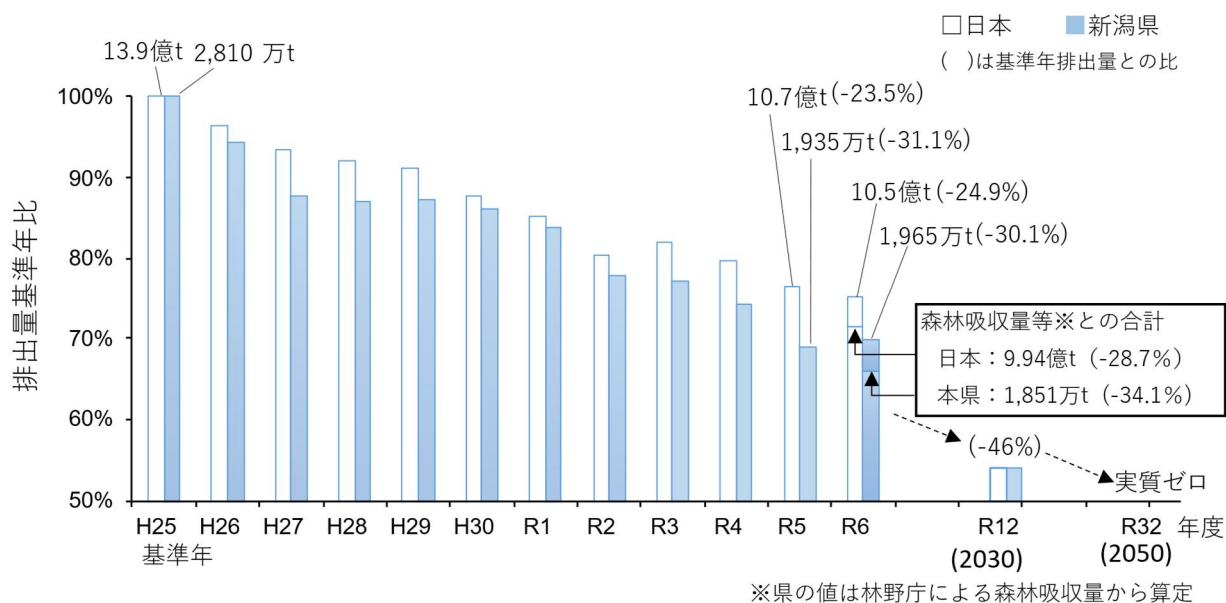
温室効果ガスの種類と部門		新潟		全国	
		(基準年) H25年度 の排出量	R6年度 の排出量	H25年度 の排出量	R6年度 の排出量
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門	813	545	46,359	33,415
	業務部門	458	271	23,523	16,222
	家庭部門	485	274	20,871	14,624
	運輸部門	491	388	22,424	18,719
	その他部門	345	274	18,060	14,169
	二酸化炭素小計	2,593	1,752	131,237	97,148
その他ガス		217	213	8,118	7,492
温室効果ガス合計		2,810	1,965 基準年比 -30.1%	139,355	104,641

注) 1 その他部門：エネルギー転換部門、非エネルギー起源CO₂

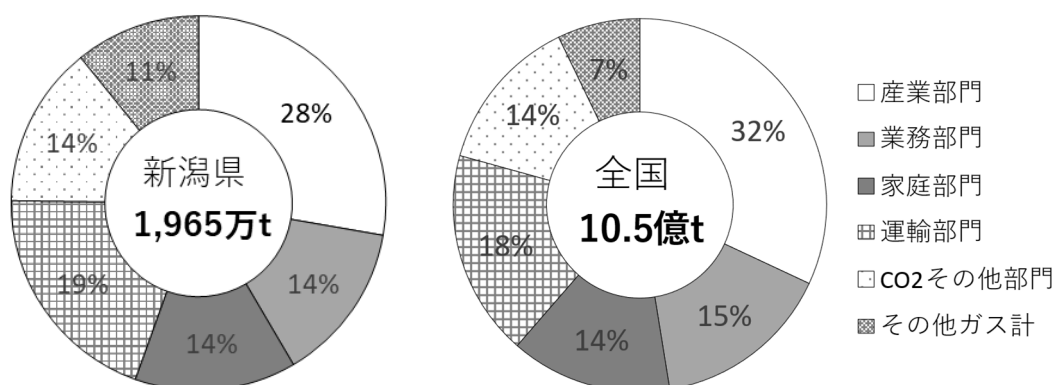
2 その他ガス：メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃

3 端数処理の関係から、合計が合わないことがある。

② 新潟県及び全国の温室効果ガス排出量の推移

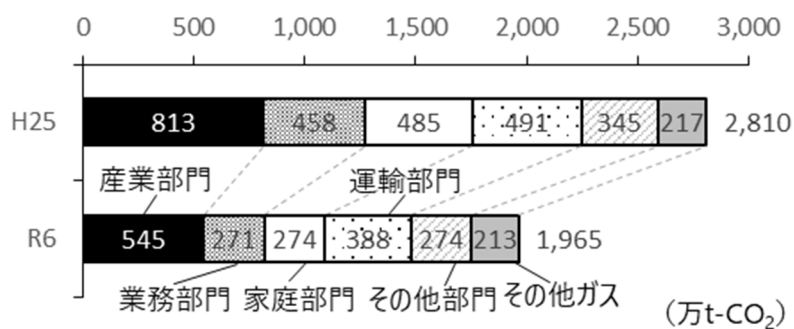


③ 新潟県及び全国の部門別温室効果ガス排出量の割合（6年度）

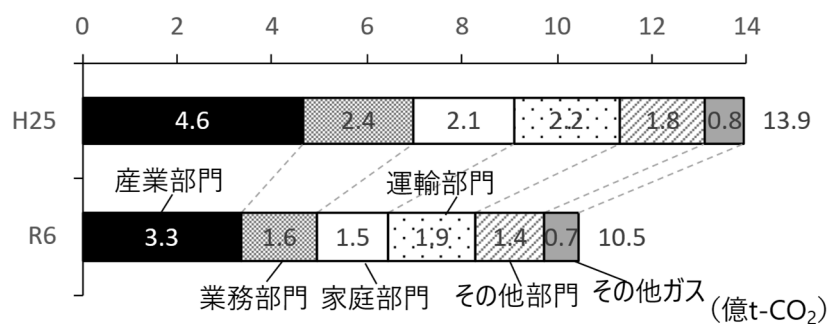


端数処理の関係で合計が 100 にならない場合がある。CO₂換算。

④ 新潟県の部門別温室効果ガス排出量



⑤ 全国の部門別温室効果ガス排出量



⑥ エコ事業所表彰制度における表彰事業所（7年度）

事業所（所在地）	理由
新潟ガービッチ株式会社 リサイクルセンター（南魚沼市）	ア デマンド管理による使用電力の見える化、ピークカット。コンサルによる電気使用量削減指導。 イ 平成27年度～（9年） ウ 非化石燃料による電力プランへの切替（R6.10～）
株式会社長谷川電気工業所 本社（村上市）、 新潟支店（新潟市中央区）、 東港営業所（新潟市北区） （計3事業所）	ア SDGs 委員会を設置し、CO2 削減目標の設定、毎月のCO2 排出量データ集計、結果を部署別・同年同月対比等により見える化しフィードバック。太陽光発電設備による自家消費。 イ 令和2年度～（4年） ウ 暖房器具を完全電気化（R4～6年度）し、CO2 ゼロ電力を使用。
渡辺建設株式会社（小千谷市）	ア 既設消雪パイプ井戸を利用し地中熱採取し、地中熱エアコンを事務所の冷暖房に利用。 イ 令和2年度～（4年） ウ 自社駐車場の消雪パイプが届かない箇所について、余った地中熱を利用し無散水式で消雪を検討。
株式会社ホテル新潟 ANAクラウンプラザホテル新潟 （新潟市中央区）	ア グリーンエンゲージメンバーにより、毎月省エネ・廃棄物削減に関するミーティングを開催。省エネ最適化診断での指摘項目をふまえ、1階ロビー系統外気導入量の変更。 イ 令和3年度～（3年） ウ 非常階段の人感センサー付きLED化、宴会場の全熱交換機外気導入量調整を予定。窓ガラスの遮光フィルム設置検討。

⑦ 県自らの業務に伴い発生する温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

年度	H25年度 (基準年)	R6年度	R7年度
二酸化炭素	183,641	121,349	110,022
メタン他	1,833	2,047	2,044
温室効果ガス合計	185,474	123,396	112,066
基準年度比較 (%)	100	67	61

※電力使用由来の二酸化炭素排出量については、R6年度から電力排出係数を毎年度の排出係数（調整後）を用いて算出することとし、過去値もさかのぼって修正した。

⑧ 「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」の取組状況

(1) 省エネ・省資源等の取組実績

項 目		目標 (R12年度) ○ 内は温室効果ガス削減割合	R7年度実績
温室効果ガス排出量		(H25年度比) 60%削減	(H25年度比) 39%減
電気使用量		(前年度比) 1 %削減	(H25年度比) 15%減
燃料使用量	ガス、灯油・重油の使用量	(前年度比) 1 %削減	(H25年度比) 26%減
	自動車燃料使用量	(前年度比) 1 %削減	(H25年度比) 49%減
水使用量の削減		(前年度比) 1 %削減	(H25年度比) 40%減
紙使用量（コピー・浄書用紙）		(R2年度比) 50%削減	(R2年度比) 37%減
可燃ごみ排出量（※）		(H29年度比) 5 %削減	(H29年度比) 17%減

※ 可燃ごみ排出量：H29年度から、数値目標の項目について、取組みの成果が見えにくい「廃棄物排出量」及び「リサイクル率」に替えて設定した（基準年度：H29年度）。

(2) グリーン購入調達実績

項 目		目標 (R12年度)	R6年度実績
本庁	紙類以外の適合品調達率	100%	92.2%
	紙類の適合品調達率	100%	99.9%
県全体	代表 5品目 コピー用紙	100%	80.5%
	ボールペン	100%	92.6%
	椅子	100%	83.5%
	インクカートリッジ	100%	92.6%
	一次電池又は小型充電式電池	100%	97.8%

(2) 生物多様性の回復と県民理解の促進

① 自然(緑地)環境保全地域指定一覧

(8年3月31日現在)

番号	地域名	所在地	保全対象	地区別面積 (ha)			指定年月日 (特別地区)
				特別	普通	合計	
1	権現堂山、唐松山	魚沼市江口 須川他	植物 (アズマシヤクナゲ)		68.70	68.70	S49. 7. 9
2	龍ヶ窪	津南町谷内	湖沼		8.36	8.36	S49. 7. 9
3	鈴ヶ岳、権現岳	糸魚川市太平 島道他	植物 (ホンシヤクナゲ)		598.59	598.59	S49. 7. 9
4	菖蒲塚*	新潟市竹野町	史跡		2.43	2.43	S49. 7. 9
5	愛宕山*	五泉市村松	樹林		5.94	5.94	S50. 7.22
6	宮久	胎内市宮久他	植物 (ハンノキ、ミズバショウ)		1.76	1.76	S51. 3.31
7	鳴海山	村上市高根	ブナ天然林	107.00		107.00	S51.12.28 (S54. 2.20)
8	鈴ヶ滝	村上市高根	地形(滝)、ブナ天然林	75.42		75.42	S51.12.28 (S54. 2.20)
9	宝珠山	阿賀野市保田	ブナ天然林	89.52		89.52	S51.12.28 (S54. 2.20)
10	月山	阿賀町豊川	動物(鳥類)	5.95		5.95	S51.12.28 (S54. 2.20)
11	とどの森	長岡市西中野俣	動物(鳥類)	2.58		2.58	S51.12.28 (S54. 2.20)
12	裏巻機溪谷	南魚沼市永松	地形(溪谷)	46.49		46.49	S51.12.28 (S54. 2.20)
13	小松原	十日町市倉俣	亜高山性植生及び湿源	306.24		306.24	S51.12.28 (S54. 2.20)
14	俎倉山	新発田市赤谷	スギ天然林	54.45	89.50	143.95	S53. 5.30 (S54. 2.20)
15	御神楽岳	阿賀町広谷	亜高山性植生	405.00		405.00	S54. 2.20 (S54. 2.20)
16	郡殿の池	小千谷市東吉谷	湖沼	0.70	4.10	4.80	S54. 2.20 (S54. 2.20)
17	男池	小千谷市川井	湖沼	0.40	5.77	6.17	S54. 2.20 (S54. 2.20)
18	土井	阿賀町大倉	植物(コウヤマキ)	16.77		16.77	S56. 7.17 (S56. 7.17)
19	中峰	新発田市本田	湿原	1.20	4.20	5.40	S56. 7.17 (S56. 7.17)
20	マイコミ平	糸魚川市田海	カルスト地形、天然林	86.71		86.71	S59. 3.30 (S59. 3.30)
21	桃崎浜	胎内市桃崎浜	海岸		16.52	16.52	S59. 3.30
22	谷内池	上越市浮島他	湖沼		4.29	4.29	S59. 3.30
23	大沢*	柏崎市大沢	樹林(ブナ林)		3.28	3.28	S59. 3.30
24	秋葉神社*	糸魚川市青海	樹林(タブ林)		0.82	0.82	S59. 3.30
25	護摩堂*	田上町田上 五泉市菅沢	城跡、ツナギガヤ 自生地及び樹林		8.62	8.62	S60. 3.26
26	山王森*	聖龍町次第浜	樹林(アベマキ林)		2.67	2.67	S61. 3.25
27	不動山*	糸魚川市越	城跡、樹林(アカシデ林)		6.60	6.60	S61. 3.25
28	長安寺*	十日町市上野	樹林(ブナ林)		5.28	5.28	S62. 3.27
29	明神岩	村上市葡萄	植物の自生地	1.18		1.18	S62. 7. 3 (S62. 7. 3)
30	定正院*	長岡市鷺巣町	樹林(ブナ林)		0.79	0.79	S63. 3. 1
31	金山谷	糸魚川市橋立	稀産鉱物	4.75		4.75	S63. 8. 9
32	上の平	佐渡市北松ヶ崎 馬首	湖沼		2.27	2.27	H元.5.26
合 計	自然環境保全地域	23地域		1,204.36	804.06	2,008.42	
	緑地環境保全地域	9地域			36.43	36.43	
	合計	32地域		1,204.36	840.49	2,044.85	

注) ※印は緑地環境保全地域。

② 自然公園一覧

(8年3月31日現在)

公園別	公園名	面積 (ha)	地域別内訳 (ha)					
			特別保護 地 区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	地種未区分 特別地域	普通地域
国立公園	磐梯朝日	49,735	10,807	14,631	4,861	16,070	0	3,366
	尾瀬	1,156	322	0	834	0	0	0
	上信越高原	26,505	1,181	4,036	7,427	2,219	0	11,642
	妙高戸隠連山	21,442	2,368	3,392	8,769	6,913	0	0
	中部山岳	8,061	1,397	0	2,295	1,899	0	2,470
	計	106,889	16,075	22,059	24,186	27,101	0	17,478
	(国立公園面積に対する割合)	100.0%	15.0%	20.6%	22.6%	25.4%	0.0%	16.4%
国定公園	佐渡弥彦米山	29,464	4	644	6,891	19,822	0	2,103
	越後三山只見	52,464	6,708	13,320	20,068	12,368	0	0
	計	81,928	6,712	13,964	26,959	32,190	0	2,103
	(国定公園面積に対する割合)	100.0%	8.2%	17.0%	32.9%	39.3%	0.0%	2.6%
県立自然公園	瀬波笹川流れ粟島	2,340	0	16	1,094	1,023	0	207
	胎内ニ王子	13,686	0	112	2,480	8,222	0	2,872
	阿賀野川ライン	2,912	0	0	30	2,872	0	10
	五頭連峰	6,013	0	164	1,887	3,936	0	26
	長岡東山山本山	3,892	0	0	286	3,606	0	0
	直峰松之山大池	2,066	0	0	666	1,394	0	6
	親不知子不知	305	0	10	52	238	0	5
	久比岐	6,226	0	0	287	5,909	0	30
	奥早出栗守門	34,155	0	3,809	5,721	13,893	0	10,732
	魚沼連峰	13,827	0	1,689	5,264	5,541	0	1,333
	米山福浦八景※	4,363	0	0	0	0	0	4,363
	白馬山麓※	5,040	0	0	0	0	0	5,040
	小佐渡※	33,755	0	0	0	0	0	33,755
	計	128,580	0	5,800	17,767	46,634	0	58,379
	(県立自然公園面積に対する割合)	100.0%	0.0%	4.5%	13.8%	36.3%	0.0%	45.4%
合計		317,407	22,787	41,823	68,912	105,925	0	77,960
(自然公園全体面積に対する割合)		100.0%	7.2%	13.2%	21.7%	33.4%	0.0%	24.6%

注) 1 ※の公園は、公園計画未決定のもの。

2 特別地域の区分 特別保護地区：公園の中でも特に優れた自然景観又は原始状態を保存している地域。

第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のなかでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種特別地域：第1種及び第3種以外の地域であって、特に農林漁業については努めて調整を図ることが必要な地域。

第3種特別地域：特別地域のうちでは、風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

③ 自然公園の許可・届出・認可等処理件数の推移

単位：件

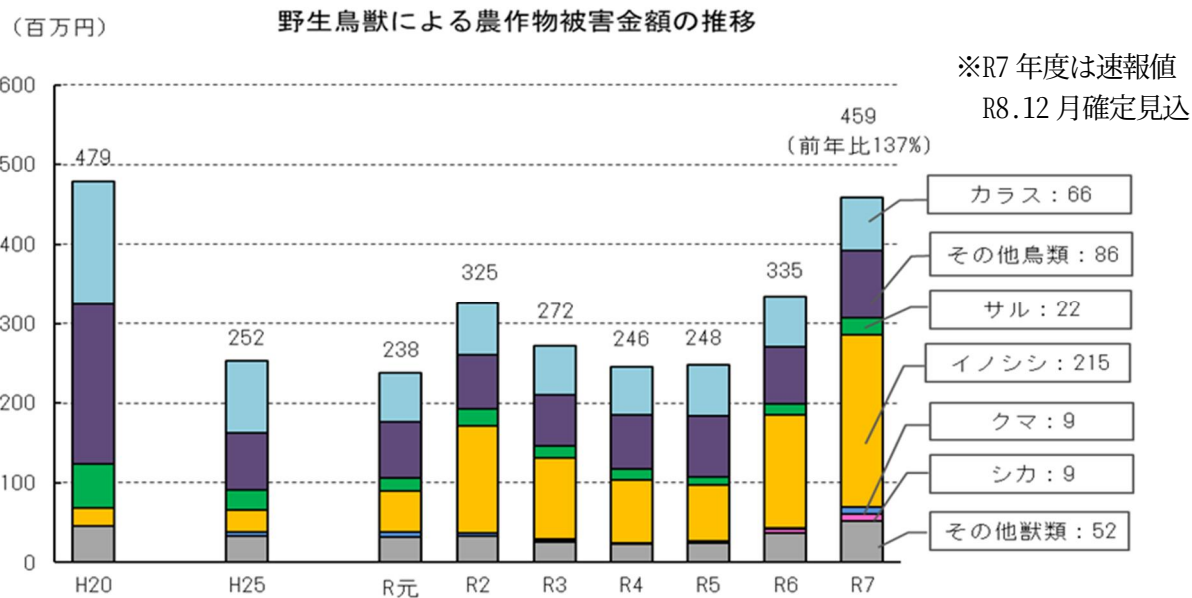
公園区分		国立公園					国定公園					県立自然公園					合計				
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
特別地域 (特別保護地区含む)	工作物	33 (28)	37 (37)	44 (41)	37 (33)	27 (25)	64 (39)	68 (34)	74 (40)	67 (30)	72 (24)	23 (7)	36 (15)	27 (12)	25 (10)	16 (7)	120 (74)	145 (93)	129 (73)	129 (73)	115 (56)
	木竹伐採、木竹の損傷	4 (1)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	1 (1)		4 (3)	4 (3)	1 (1)	4 (1)	2 (7)	4 (15)	6 (1)	2 (10)	4 (7)	6 (1)	11 (5)	4 (1)	4 (1)	9 (2)
	土石採取	5					2	18	9	8	5	7	10	7	2	2	14	16	10	10	7
	植林																				
	広告物設置	2 (2)	5 (5)	2 (2)	4 (4)	3 (3)	4 (2)	3 (2)	4 (4)	4 (4)	3 (2)	1 (1)				2 (7)	7 (5)	6 (6)	8 (8)	8 (8)	8 (5)
	物の集積		1 (1)				2 (2)	1 (1)	1 (1)					1 (1)			2 (2)	2 (2)			
	水面埋立							1													
	土地形状変更	1 (1)	1 (1)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	6 (4)	9 (8)	5 (4)	10 (7)	2 (1)	1 (1)		1 (1)	2 (1)	5 (3)	11 (10)	10 (8)	10 (8)	14 (10)
	高山植物等採取、播種	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	6 (4)	3 (3)	3 (2)	3 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)		2 (1)	5 (4)	5 (3)	5 (3)	4 (3)
	色彩変更	1 (1)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	1 (1)					1 (1)						1 (1)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (1)
	動物捕獲	1															1				
	水位水量の増減																				
	非常災害応急措置の届出	1						1	1	1	3						1	1	1	1	3
	動物の放出																				
	砂防事業の通知																				
	木竹の植栽																				
	小計	49 (33)	50 (50)	53 (50)	48 (44)	35 (33)	75 (45)	108 (45)	106 (59)	89 (40)	101 (36)	36 (8)	53 (16)	42 (14)	31 (10)	26 (8)	160 (86)	201 (123)	168 (94)	168 (94)	162 (77)
普通地域	工作物	1 (1)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	4 (4)	3 (2)	1 (1)		3 (3)	2 (2)	11 (11)	9 (9)	7 (7)	3 (3)	5 (5)	15 (14)	10 (10)	8 (8)	8 (8)	11 (11)
	木竹伐採																				
	広告物設置	2 (2)			1 (1)	2 (2)										1 (1)	2 (2)		1 (1)	1 (1)	3 (3)
	水面埋立																				
	土石採取									5 (5)		3 (3)	5 (5)	4 (2)	7 (7)	1 (1)		4 (2)	12 (12)	12 (12)	1 (1)
	土地形状変更	2 (2)	2 (2)	3 (3)	1 (1)					2 (2)		7 (7)	9 (9)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	9 (9)	5 (5)	6 (6)	6 (6)	1 (1)
	非常災害応急措置の届出																				
	実地調査のための期間の延長																				
	小計	5 (5)	3 (3)	6 (6)	4 (4)	6 (6)	3 (2)	1 (1)		10 (10)	2 (2)	21 (21)	23 (23)	13 (11)	13 (13)	8 (8)	24 (23)	19 (17)	27 (27)	27 (27)	16 (16)
公園事業	車道						1 (1)	3 (2)	1 (1)	1 (1)	2						1 (1)	1 (1)	1	1	2
	歩道	3															3				
	園地	2						1		1							2		1	1	
	宿舍	4						3		1	1						4		1	1	1
	スキー場	4												1 (1)		1 (1)	4		1		1 (1)
	運動施設																				
	駐車場																				
	避難小屋																				
	野営場	1															1				
	博物館																				
	運輸施設	1															1				
	植生復元施設																				
	公衆浴場																				
	休憩所																				
	索道																				
	その他	2															2				
	小計	17					1 (1)	7 (2)	1 (1)	3	3			1 (1)		1 (1)	18 (11)	2 (2)	3	3	4 (1)
合計		71 (38)	53 (53)	59 (56)	52 (48)	41 (39)	79 (48)	116 (48)	107 (60)	102 (50)	106 (38)	57 (29)	76 (39)	56 (26)	44 (23)	35 (17)	207 (115)	222 (142)	198 (121)	198 (121)	182 (94)

注) ()内は、事務移譲による市町村処理件数で内数

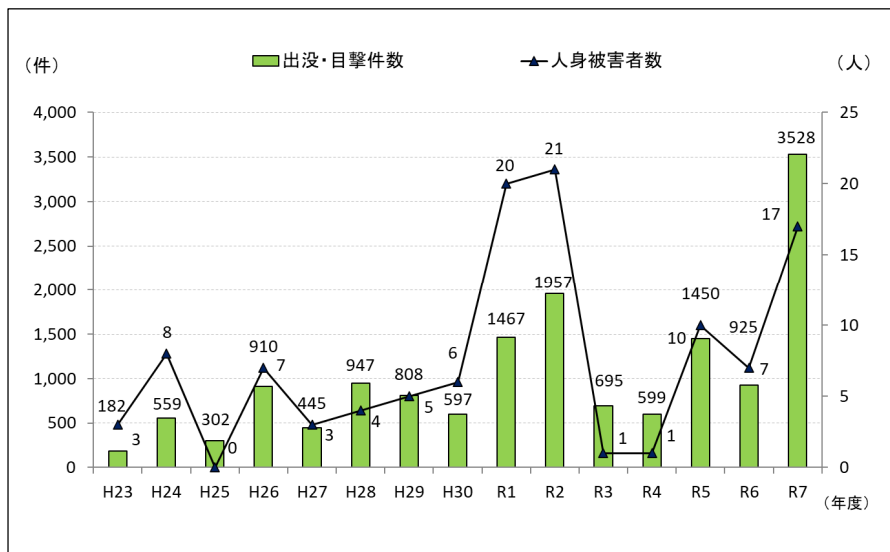
(3) 野生鳥獣の適切な管理

① 野生鳥獣による被害等の状況

(1) 野生鳥獣による農作物等被害



(2) ツキノワグマによる人身被害等



(3) 狩猟免許取得者の推移

(単位：人)

年 度	H14	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
狩猟免許所持者 (銃の免許所持者)	4,222 (3,951)	2,900 (2,208)	3,115 (2,301)	3,231 (2,150)	3,327 (2,379)	3,383 (2,424)	3,378 (2,412)	3,329 (2,368)
新規免許取得者 (銃の新規免許取得者)	70 (34)	367 (113)	549 (170)	567 (172)	388 (156)	461 (162)	481 (177)	470 (167)

(4) 人とトキが共生する地域づくり

① 飼育下及び自然界のトキの現状

(1) トキの飼育羽数（7年7月14日時点）（単位：羽）

飼育施設名	所在地	成鳥	幼鳥	計
佐渡トキ保護センター	佐渡市	65	8	73
野生復帰ステーション	佐渡市	31	6	37
多摩動物公園	東京都日野市	7	6	13
いしかわ動物園	石川県能美市	5	7	12
出雲市トキ分散飼育センター	島根県出雲市	10	4	14
長岡市トキ分散飼育センター	長岡市	10	5	15
トキふれあいプラザ	佐渡市	2	2	4
計		130	38	168

(2) トキの放鳥（単位：羽）

回数	放鳥開始日	所要日数	リリース	放鳥羽数	オス	メス
第1回	平成20年9月25日	1	ハード	10羽	5	5
第2回	平成21年9月29日	5	ソフト	19羽	8	11
第3回	平成22年11月1日	6	ソフト	13羽	8	5
第4回	平成23年3月10日	4	ソフト	18羽	10	8
第5回	平成23年9月27日	2	ソフト	18羽	11	7
第6回	平成24年6月8日	1	ソフト	13羽	10	3
第7回	平成24年9月28日	4	ソフト	17羽	3	14
第8回	平成25年6月7日	4	ソフト	17羽	13	4
第9回	平成25年9月27日	3	ソフト	17羽	3	14
第10回	平成26年6月6日	1	ソフト	17羽	11	6
第11回	平成26年9月26日	3	ソフト	18羽	4	14
第12回	平成27年6月5日	1	ソフト	19羽	15	4
第13回	平成27年9月25日	1	ソフト	19羽	2	17
第14回	平成28年6月10日	4	ソフト	18羽	16	2
第15回	平成28年9月23日	2	ソフト	19羽	5	14
第16回	平成29年6月2日	3	ソフト	18羽	8	10
第17回	平成29年9月22日	1	ソフト	19羽	14	5
第18回	平成30年6月8日	1	ソフト	19羽	11	8
第19回	平成30年10月15日	2	ハード／ソフト	19羽	19	0
第20回	元年6月7日	1	ソフト	20羽	14	6
第21回	元年9月27日、10月2日～3日	3	ハード／ソフト	17羽	11	6
第22回	2年6月5日	1	ソフト	18羽	11	7
第23回	2年9月18日、24日	2	ハード／ソフト	16羽	8	8
第24回	3年6月5日、9日	2	ハード／ソフト	17羽	4	13
第25回	3年9月17日、28日～29日	3	ハード／ソフト	14羽	10	4
第26回	4年6月7日～10日	4	ソフト	17羽	5	12
第27回	4年9月21日、29日～10月1日	4	ハード／ソフト	16羽	13	3
第28回	5年5月30日～6月1日	3	ソフト	13羽	6	7
第29回	5年9月29日、10月5日～7日	4	ハード／ソフト	15羽	6	9
第30回	6年6月4日	1	ハード	17羽	0	17
第31回	6年9月23日～24日、30日	3	ハード／ソフト	14羽	14	0
第32回	7年5月28日、6月4日～5日、7日	4	ハード／ソフト	9羽	3	6
計				530羽	281羽	249羽

(5) 水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり

① 新潟県の名水

番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地
1	弘法清水	新潟市	35	きはだ清水	妙高市
2	平沢清水	新潟市	36	胴腹清水	五泉市
3	杜々の森湧水	長岡市	37	どばしっこ清水	五泉市
4	酒屋の清水	長岡市	38	養兪清水	上越市
5	縄文つつらの水	長岡市	39	御前清水	上越市
6	霊泉	長岡市	40	横清水	上越市
7	黄金清水	三条市	41	小出口湧水	上越市
8	八木ヶ鼻湧水	三条市	42	どんどの池	上越市
9	大久保の清水	三条市	43	トコロテンの水	上越市
10	城ノ腰の清水	三条市	44	弘法清水	上越市
11	出壺の水	柏崎市	45	大出口泉水	上越市
12	椎谷の御前水	柏崎市	46	延命清水	上越市
13	大清水観音の清水	柏崎市	47	観音清水	上越市
14	治三郎の清水	柏崎市	48	岩瀬の清水	阿賀野市
15	きつね塚湧水	柏崎市	49	大清水湧水	佐渡市
16	やおきの泉	新発田市	50	鰯清水	佐渡市
17	飯豊のせいすい	新発田市	51	箱根清水	佐渡市
18	馬場清水（姥清水）	小千谷市	52	折立釈迦堂の疣水	魚沼市
19	深山の清水	十日町市	53	大崎滝谷の水	南魚沼市
20	柳清水	十日町市	54	金剛霊泉	南魚沼市
21	庚清水	十日町市	55	雷電様の水	南魚沼市
22	実昇清水	十日町市	56	胎内縄文の清水	胎内市
23	中手の松芋清水	十日町市	57	どっこん水	胎内市
24	吉祥清水	村上市	58	金鉢清水	阿賀町
25	鱈山清水	村上市	59	琴平清水	阿賀町
26	四十手清水	村上市	60	縄文清水	阿賀町
27	ラジウム清水	村上市	61	土佐清水	阿賀町
28	平林不動滝	村上市	62	中道清水	阿賀町
29	桃川のおたきさま	村上市	63	桂清水	阿賀町
30	白山神社蛇の口の水	糸魚川市	64	薬師清水	阿賀町
31	宇棚の清水	妙高市	65	龍ヶ窪の水	津南町
32	木曽清水	妙高市	66	滝神社の清水	関川村
33	大田切清水	妙高市	67	荒川	関川村他
34	黄金清水	妙高市			

② 海水浴場水質調査結果の推移

調査年度			R5		R6		R7	
調査期間			前	中	前	中	前	中
区分	適	A	32 (62.8%)	20 (44.4%)	33 (62.3%)	21 (44.7%)	38 (71.7%)	25 (53.2%)
		A	9 (17.7%)	11 (24.4%)	15 (28.3%)	9 (19.2%)	3 (5.7%)	11 (23.4%)
	可	B	10 (19.6%)	14 (31.1%)	5 (9.4%)	17 (36.2%)	12 (22.6%)	11 (23.4%)
		C	0	0	0	0	0	0
		不適		0	0	0	0	0
調査海水 浴場数			51（開設中45）		53（開設中47）		53（開設中47）	

- 注) 1 調査期間の「前」は海水浴場開設前を、「中」は海水浴場開設中を示す。
 2 表中の数字は海水浴場数を示し、()内は百分率を示す。端数処理により合計が100にならない場合がある。
 3 表中の「A A」～「C」は水質の判定を示す。詳細は「2環境基準等一覧(4)海水浴場の水質の判定基準」のとおり。
 4 海水浴場が所在する市町村の調査結果を県がとりまとめた。

(6) 資源循環の推進

① 一般廃棄物の目標

年 度	実 績 値	目 標 値	
	6年度	12年度	
県民1人1日当たりの焼却処理量 (g)	739	681以下	県民1人1日当たりの焼却処理量 (g)
出口側の循環利用率 (%)	19.3	22.9%以上	出口側の循環利用率 (%)
最終処分率 (%)	9.7	9.3%以下	最終処分率 (%)

注) 第4次新潟県資源循環型社会推進計画における目標

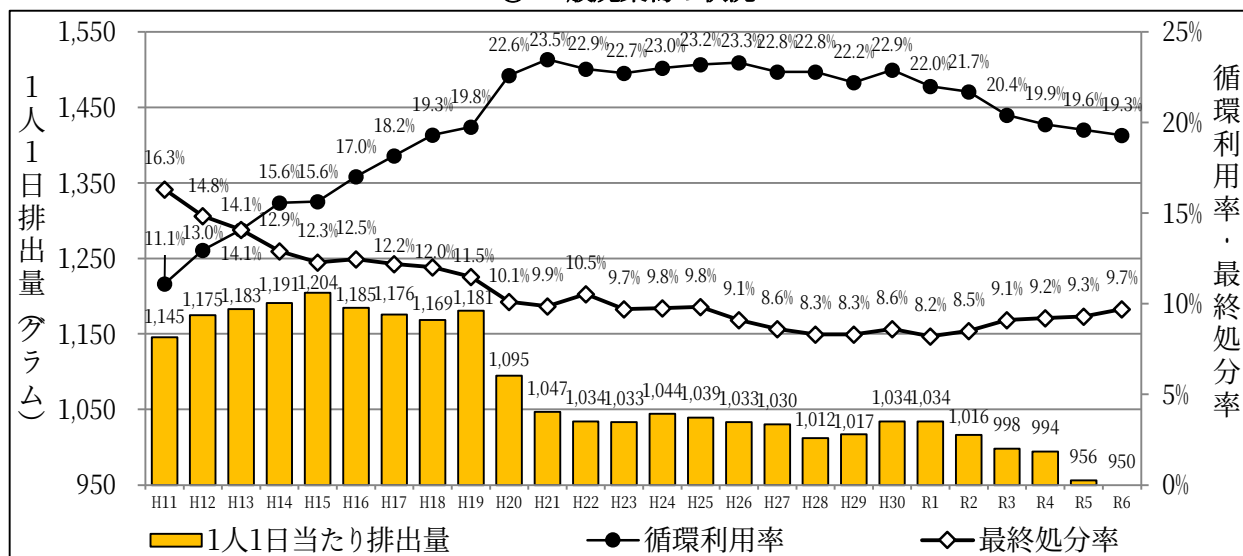
② ごみ排出量の推移 (災害廃棄物を除く)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみの総排出量 (千t)	847	852	846	820	798	787	749	732
(内訳) 生活系ごみ	576	573	568	569	555	544	511	497
事業系ごみ	270	279	278	252	244	243	237	235
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	1,017	1,034	1,034	1,016	998	994	956	950

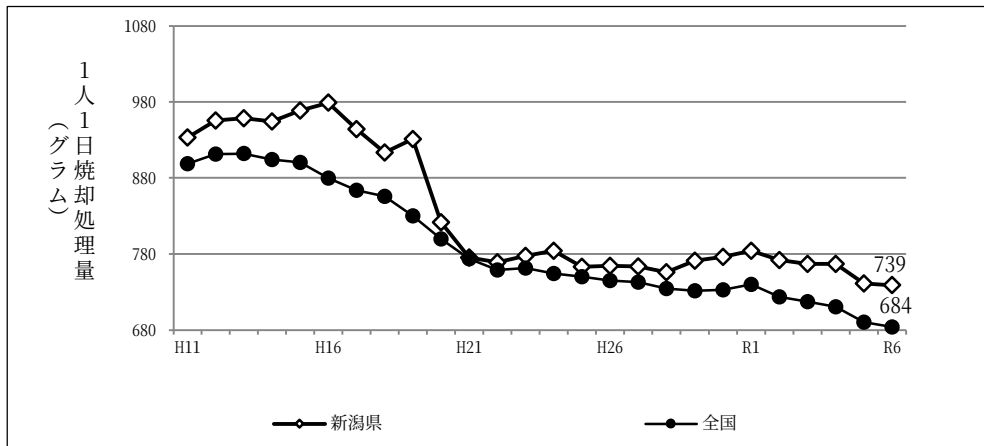
③ ごみ処理状況の推移 (災害廃棄物を除く)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみの総排出量 (千t)	847	852	846	820	798	787	749	732
(内訳) 焼却等により減容化された量	587	584	590	573	562	542	533	520
埋立処理量	70	74	70	69	73	72	70	71
再資源化量	188	195	186	178	163	156	147	142
最終処分率 (%)	8.3	8.6	8.2	8.5	9.1	9.2	9.3	9.7
循環利用率 (%)	22.2	22.9	22.0	21.7	20.5	19.9	18.7	19.3
1人1日当たりごみ焼却処理量 (g/人・日)	771	776	784	772	767	767	741	739

④ 一般廃棄物の状況



⑤ 1人1日当たりごみ焼却処理量の状況

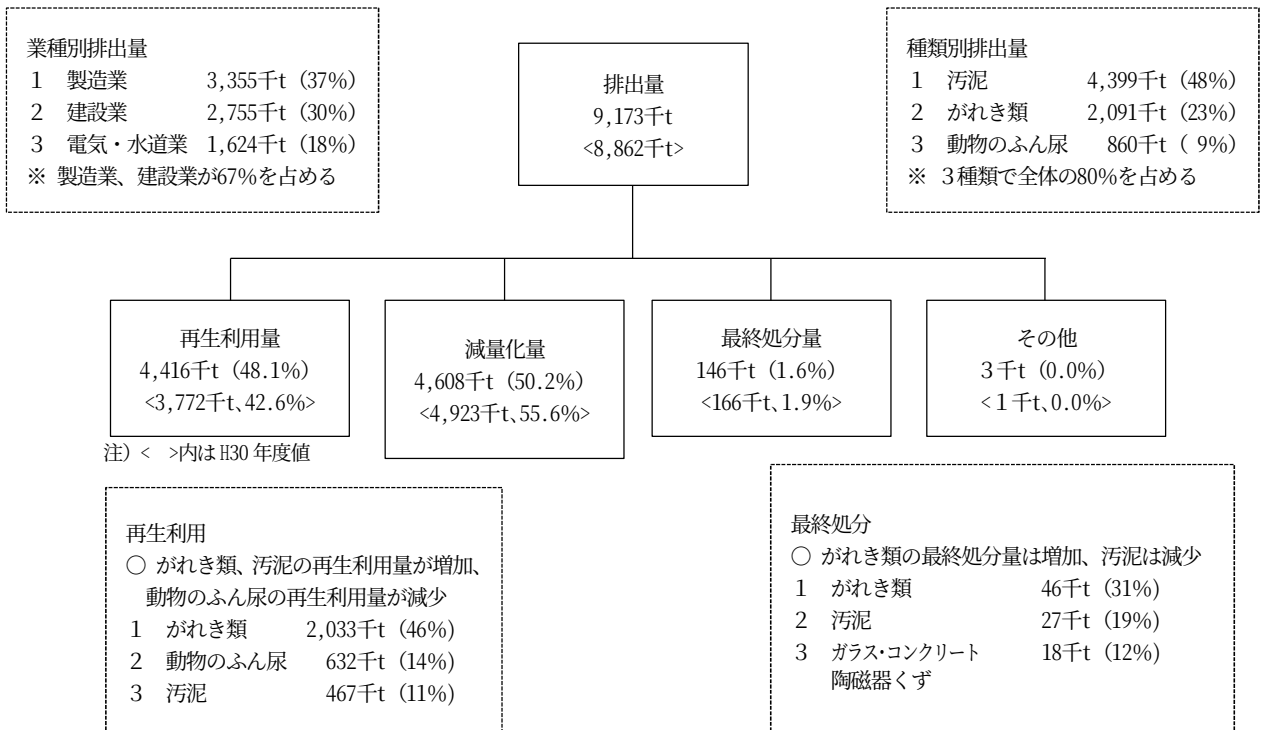


⑥ 産業廃棄物の目標

年 度	実 績 値	目 標 値	
	5年度	10年度	12年度
排出量 (千t)	9,173	9,225以下	9,246以下
循環利用率 (%)	47.9	47.9以上	47.9以上
最終処分量 (%)	1.6	1.8以下	1.8以下

注) 第4次新潟県資源循環型社会推進計画における目標

⑦ 県内で排出された産業廃棄物の処理・処分の状況 (5年度)



注) < >内はH30年度値

※ 循環利用量（[再生利用量＋（金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類の減量化量）－動物のふん尿の直接再生利用量]）は4,394千t。
循環利用率（循環利用量/排出量）は、47.9%。

⑧ 「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集の実績（６年度）

単位：t

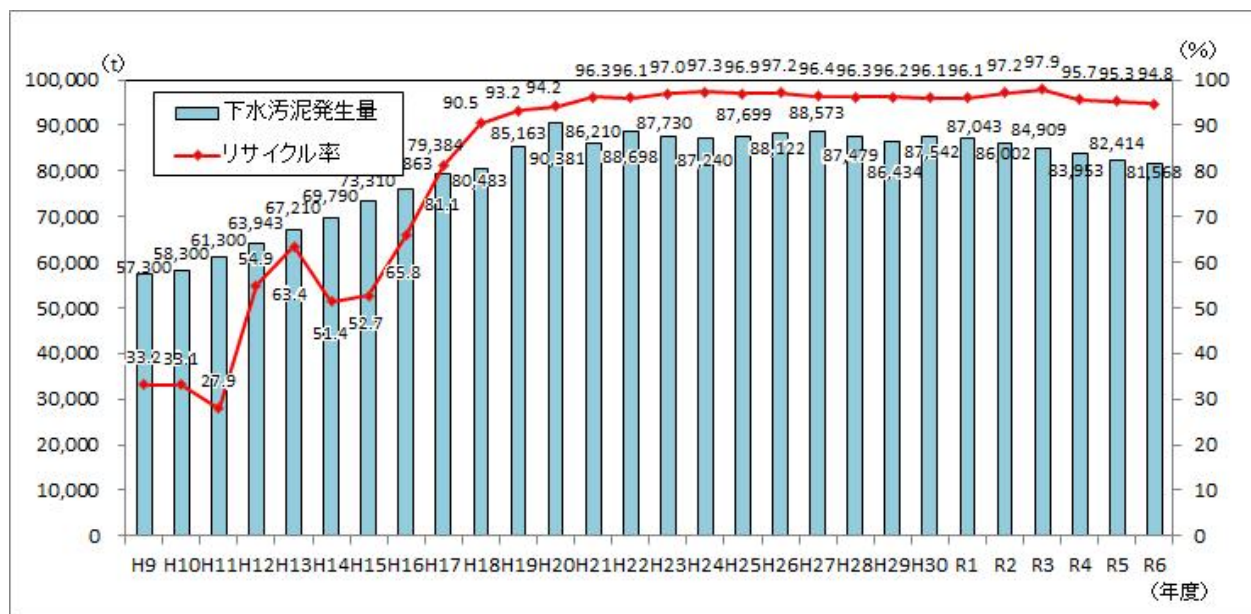
区分	ガラスびん			缶		ペット ボトル	その他プラ		紙 バック	段 ボール	その他 紙	合計
	無色	茶色	その他	スチール	アルミ			トレイ				
計画量	5,957	4,181	3,446	3,085	2,979	5,531	16,741	57	98	14,663	3,626	59,999
実績量	4,727	3,417	3,846	2,636	2,572	5,936	16,742	49	89	13,491	1,182	55,081
実施率	79.3	81.7	111.6	85.4	86.3	107.3	100.0	86.0	90.8	92.0	32.6	91.8

⑨ 「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集の実績の推移

単位：t

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収集実績合計量	65,927	63,345	63,144	63,300	60,422	59,502	58,467	59,076	58,719	58,594	55,081	55,751
対前年度増減率（％）	-0.1	-3.9	-0.3	0.2	-4.5	-1.5	-1.7	1.0	-0.6	-0.2	-6.0	1.2

⑩ 下水汚泥発生量とリサイクル率の推移



(7) 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

① 産業廃棄物処理業の許可状況

(8年3月31日現在)

許可の区分	産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理産業廃棄物 収集運搬業	特別管理産業廃棄物 処分業
県知事許可延べ件数	4,032	257	391	13
新潟市長許可延べ件数	105	94	22	9

※新潟市長許可延べ件数については、7年4月17日現在

② 市町村の一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類自主検査結果(7年度)

自主検査(排ガス)実施件数	基準超過数
24(48)	0(0)

- 注) 1 自主測定期間は7年4月1日から8年3月31日まで
 2 廃棄物処理法上の施設数を、()内は炉数を示す
 3 政令市である新潟市に設置されている施設は含まない

③ 産業廃棄物立入検査における指導状況(7年度)

設置者の 区 分	指 導 の 内 容										計
	保管方法 の改善	中間処理 の方法の 改善	最終処分 の方法の 改善	処理施設 の許可 申請・届 出	委託方法 の改善	処理業の 許可申請 ・変更届	帳簿の 整理・ 管理票に 係る指導	不法投棄 に係る 指導	野焼きに 係る指導	その他	
事業者	46	7	0	0	21	2	13	11	6	66	172
処理業者	47	9	0	2	2	9	15	1	0	16	101
計	93	16	0	2	23	11	28	12	6	82	273

④ 県外産業廃棄物の搬入の事前協議状況

単位：千t

年度	最終処分	中間処理	合計
R 5	1	1,771	1,772
R 6	1	1,781	1,782
R 7	1	1,077	1,078

⑤ 産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類自主検査結果(7年度)

自主検査(排ガス)実施件数	基準超過数
35(37)	0(0)

- 注) 1 自主測定期間は7年4月1日から8年3月31日まで
 2 廃棄物処理法上の施設数を、()内は炉数を示す

(8) 廃棄物処理基盤・体制の整備

① し尿処理の推移

単位：千人

			R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口			2,234	2,212	2,192	2,168	2,140	2,112
衛生処理人口	水洗化人口	公共下水道	1,518	1,532	1,527	1,525	1,518	1,516
		集落排水施設等	-	-	80	83	79	77
		浄化槽	623	581	499	473	472	454
		計	2,141	2,113	2,106	2,081	2,069	2,047
		水洗化率（%）	95	96	96	96	97	97
	計画収集人口		110	99	85	87	71	65
	合計		2,234	2,212	2,192	2,167	2,140	2,112
	衛生処理率（%）		100	100	100	100	100	100
自家処理人口			0	0	0	0	0	0

注) 端数処理の関係から合計があわないことがある。

② し尿収集の状況の推移

単位：千 KL

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿等総排出量		432	427	423	413	407	397
市町村等の処理	下水道投入	53	51	51	52	51	49
	し尿処理施設	379	376	372	361	356	348
	農地還元等	0	0	0	0	0	0
	合計	432	427	423	413	407	397
自家処理量		0	0	0	0	0	0

注) 端数処理の関係から合計があわないことがある。

③ 産業廃棄物最終処分実績（6年度）

単位：千 t

		地区			合計	5年度実績
		上越	中越	下越		
安定型	事業者	0	0	0	0	0
	処理業者	0	29	11	39	30
	計	0	29	11	39	30
管理型	事業者	0	0	0	0	0
	処理業者	0	75	0	75	86
	計	0	75	0	75	86
合計	事業者	0	0	0	0	0
	処理業者	0	104	11	115	116
	計	0	104	11	115	116

注) 1 規模未満処分場（県が把握しているものに限る。）を含む。

2 公共は事業者を含む。

3 端数処理の関係から合計があわないことがある。

④ 産業廃棄物最終処分場残余容量（６年度末）

単位：千m³

		地区			合計	残余年数
		上越	中越	下越		
安定型	事業者	12	0	20	32	14.4
	処理業者	0	390	96	486	
	計	12	416	116	518	
管理型	事業者	1	0	29	30	13.6
	処理業者	0	902	0	902	
	計	1	902	29	932	
合計	事業者	13	0	49	62	13.9
	処理業者	0	1,292	96	1,388	
	計	13	1,292	145	1,450	

⑤ 「エコパークいずもざき」における処理状況の推移

単位：t

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
計画	80,844	87,917	100,480	120,715	104,000	101,000	105,000	101,000	90,000	90,000
実績	82,772	129,247	151,209	106,333	112,118	114,452	115,438	91,875	91,392	68,475

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計画	77,600	50,700	54,600	51,800	55,000	55,000	55,000	50,000	45,000	54,000
実績	50,909	66,391	82,758	61,046	67,160	63,465	59,949	51,614	53,093	62,421

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
計画	60,800	60,800	60,800	60,800	60,800	41,600	40,700	1,915,956
実績	88,644	83,463	80,811	66,155	37,986	37,090	38,102	2,114,368

(9) 快適な大気環境の確保

① 悪臭苦情件数の推移

単位：件

年度	畜産農業	飼料肥料 製造工場	食料品 製造工場	化学工場	その他の 製造工場	サービス 業等	その他	合計
R3	68	10	8	0	16	32	125	259
R4	64	4	7	2	14	25	108	224
R5	62	2	11	2	16	34	92	219
R6	35	0	6	0	12	30	69	152
R7	26	1	12	0	11	22	119	191

注) 悪臭苦情が副因として含まれる件数も集計したため、「図表 2-5-2-5 苦情の種類別件数構成比（7年度）」と合計は異なる。

② 大気汚染物質の常時監視体制（7年度）

（8年3月31日現在）

項目 地域*1	測定 局数	測定項目						
		二酸化 硫黄	二酸化 窒素	一酸化 炭素	浮遊粒子 状物質	微小粒子 状物質	光化学 オキシ ダント	非メタン 炭化水素
県北地域	4	2	2	—	3	1	4	—
新潟地域	11	4	7	1	5	11	10	4
中越地域	4	1	3	1	3	1	3	—
魚沼地域	1	1	1	—	1	1	1	—
上越地域	4	2	3	—	3	2	4	1
佐渡地域	1	1	1	—	1	1	1	—
合計	25	11	17	2	16	17	23	54

注) *1 各地域に含まれる市町村は以下のとおり。

県北地域：新発田市*、胎内市*、村上市*、聖籠町*、五泉市、阿賀野市、阿賀町、関川村、粟島浦村

新潟地域：新潟市*

中越地域：長岡市*、柏崎市*、燕市*、三条市、小千谷市、加茂市、見附市、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村

魚沼地域：南魚沼市*、十日町市、魚沼市、湯沢町、津南町

上越地域：糸魚川市*、妙高市*、上越市*

佐渡地域：佐渡市*

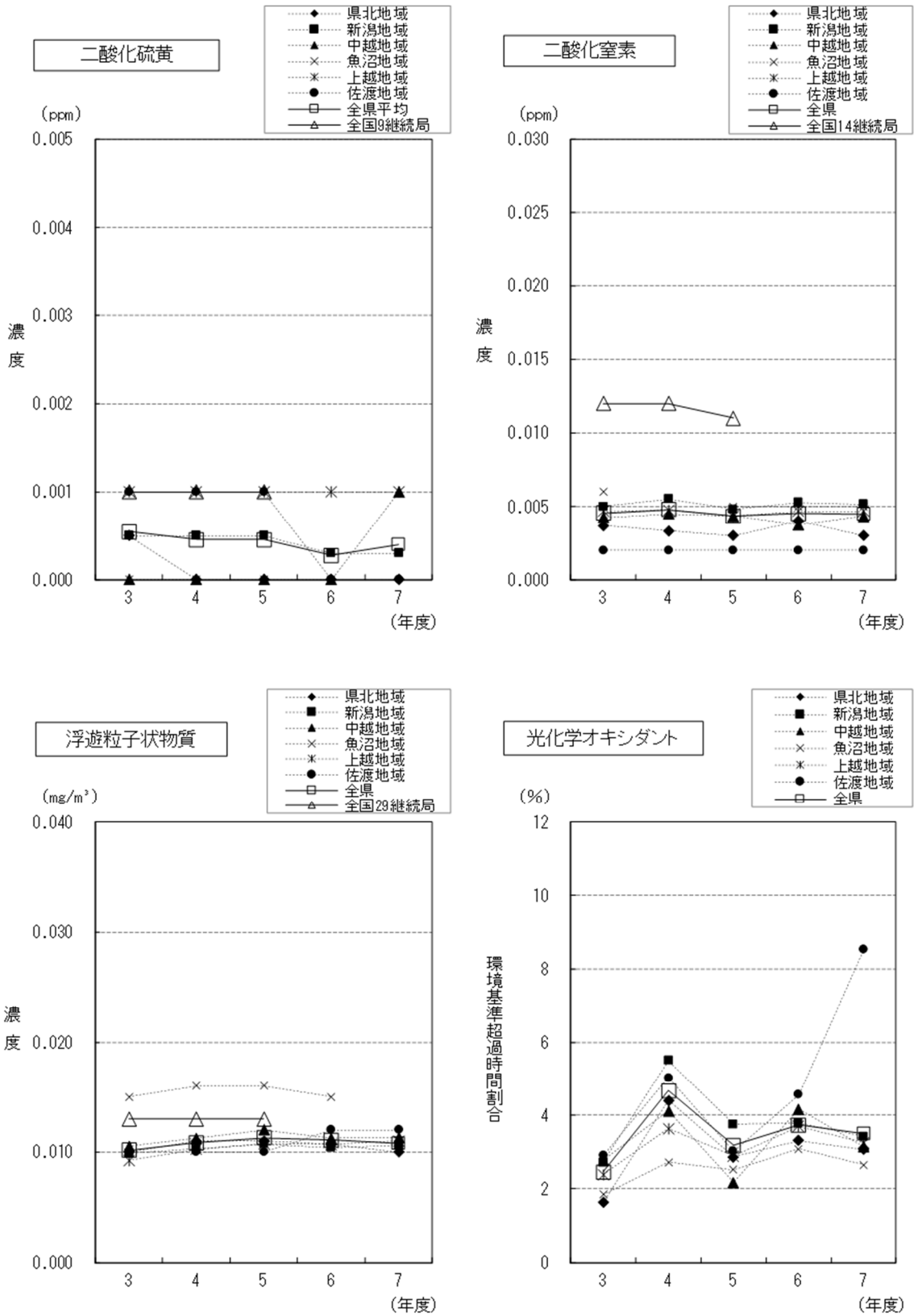
（「*」は、測定局が設置されている市町）

③ 環境大気測定結果（7年度）

地域	測定局	二酸化硫黄（SO ₂ ）		二酸化窒素（NO ₂ ）		浮遊粒子状物質（SPM）		微小粒子状物質（PM _{2.5} ）		光化学オキシダント（Ox）	
		年平均値（p pm）	環境基準達成状況	年平均値（p pm）	環境基準達成状況	年平均値（mg/m ³ ）	環境基準達成状況	年平均値（μg/m ³ ）	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値（ppm）	環境基準達成状況
一般環境大気測定局											
県北	村上									0.034	×
	中条	0.000	○	0.002	○	0.011	○			0.038	×
	新発田					0.008	○	9.6	○	0.039	×
	杉谷内	0.000	○	0.004	○	0.011	○			0.036	×
新潟	太郎代	0.001	○	0.005	○	0.012	○	8.7	○	0.038	×
	松浜	0.000	○	0.004	○	0.011	○	7.6	○	0.038	×
	大山	0.000	○	0.006	○	0.010	○	7.3	○	0.040	×
	山木戸	0.000	○	0.005	○			7.6	○	0.038	×
	亀田					0.010	○	7.5	○	0.039	×
	新津							6.7	○	0.037	×
	坂井輪			0.005	○			8.1	○	0.039	×
	巻							6.7	○	0.038	×
	中越	燕			0.004	○	0.012	○			0.035
長岡工業高校		0.001	○	0.004	○	0.011	○			0.035	×
柏崎										0.037	×
魚沼	六日町	(0.000)	*	0.005	○	(0.016)	*	7.6	○	0.032	×
上越	深谷	0.001	○			0.010	○	9.3	○	0.036	×
	西福島			0.007	○					0.032	×
	大崎			0.003	○	0.011	○			0.038	×
	糸魚川	0.001	○	0.004	○	0.012	○	9.0	○	0.039	×
佐渡	佐渡	0.000	○	0.002	○	0.012	○	8.0	○	0.043	×
測定局数 （一般局計21局）		11局		14局		14局		13局		21局	
自動車排出ガス測定局											
新潟	東山の下			0.006	○	0.010	○	8.1	○		
	市役所			0.005	○			7.4	○	0.038	×
	白根							7.4	○	0.035	×
中越	城岡自排			0.005	○	0.011	○	8.2	○		
測定局数 （自排局計4局）		0局		3局		2局		4局		2局	
測定局数 （一般局、自排局計25局）		11局		17局		16局		17局		23局	
環境基準 達成状況		○：長期、短期達成 10局 △：長期のみ達成 0局 ×：長期未達成 0局 ＊：非有効測定局 1局		○：日平均値の年間98%値ゾーン未満 17局 △：日平均値の年間98%値ゾーン内 0局 ＊：非有効測定局 0局		○：長期、短期達成 15局 △：長期のみ達成 0局 ×：長期未達成 0局 ＊：非有効測定局 1局		○：長期、短期達成 17局 △：長期のみ達成 0局 ×：長期未達成 0局 ＊：非有効測定局 0局		○：環境基準達成 0局 ×：環境基準未達成 23局 （××：うち注意報発令基準超過 0局） ＊：非有効測定局 0局	

(注) 年間を通じて測定時間が6,000時間に達していない場合は()で示した。

④ 主な大気汚染物質の濃度等の推移



⑤ 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

(8年3月31日現在)

番号	施設の種類	県北地域	新潟地域	中越地域	魚沼地域	上越地域	佐渡地域	合計
1	ボイラー	567	614	753	601	553	74	3,162
5	溶解炉	2	5	40	4	33	0	84
6	金属加熱炉	16	10	42	15	37	0	120
11	乾燥炉	32	29	23	5	19	3	111
13	廃棄物焼却炉	16	27	42	11	18	2	116
29	ガスタービン	20	143	45	11	36	3	258
30	ディーゼル機関	117	285	274	85	132	32	925
	その他	16(2)	48	27	10	137	0	238(2)
施設数計		786(2)	1,161	1,246	742	965	114	5,014(2)
工場・事業場計		277(1)	479	508	286	293	53	1,896(1)

注) 1 表内の番号は、大気汚染防止法施行令別表第一(第二条関係)の番号に対応

2 ()内は、県生活環境の保全等に関する条例対象施設で内数

⑥ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果(7年度)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定項目	一般環境		固定発生源周辺		沿道		環境基準 指針値(※)
	年平均値	地点数	年平均値	地点数	年平均値	地点数	
アクリロニトリル	*0.0042 ~ *0.020	5	0.18	1	*0.024	1	2※
アセトアルデヒド	0.81 ~ 2.9	4	2.0	1	0.91 ~ 1.0	2	120※
塩化ビニルモノマー	*0.0043 ~ *0.019	6	—	0	*0.016	1	10※
塩化メチル	1.1 ~ 1.5	5	10	1	1.3	1	94※
クロロホルム	0.12 ~ 0.48	5	2.0	1	0.26	1	18※
酸化エチレン	0.035 ~ 0.077	5	0.18	1	0.035	1	
1,2-ジクロロエタン	0.12 ~ 0.20	6	—	0	0.20	1	1.6※
ジクロロメタン	0.78 ~ 0.94	2	0.69 ~ 7.7	4	0.74 ~ 0.81	2	150
水銀及びその化合物	0.0014 ~ 0.0019	7	—	0	0.0015	1	0.04※
テトラクロロエチレン	0.031 ~ *0.12	6	—	0	*0.065	1	200
トリクロロエチレン	*0.058 ~ 0.16	5	11 ~ 100	5	0.39	1	130
トルエン	1.1	2	(0.87) ~ 2.7	4	1.9 ~ 2.5	2	
ニッケル化合物	*0.00065 ~ 0.0014	5	*0.0011 ~ *0.0087	2	0.0015	1	0.025※
ヒ素及びその化合物	0.00030 ~ 0.00081	6	—	0	0.00087	1	0.006※
1,3-ブタジエン	*0.012 ~ 0.12	5	0.50	1	*0.028 ~ 0.028	2	2.5※
ベリリウム及びその化合物	0.0000068 ~ 0.000019	6	—	0	0.000018	1	
ベンゼン	0.32	1	0.32 ~ 0.56	5	0.49 ~ 0.75	2	3
ベンゾ[a]ピレン	0.0000056 ~ 0.000027	6	—	0	0.000022 ~ 0.000023	2	
ホルムアルデヒド	1.5 ~ 2.6	2	1.5 ~ 4.7	3	1.5 ~ 1.6	2	
マンガン及びその化合物	0.0047 ~ 0.013	6	—	0	0.028	1	0.14※
クロム及びその化合物	*0.00088 ~ 0.0097	6	—	0	0.0049	1	

注) 1 測定地点数は、測定項目ごとに「一般環境」「固定発生源周辺」「沿道(「沿道かつ固定発生源周辺」を含む)」に分類される。

2 「*」を付記している年平均値は、検出下限値未満の数値を用いて算出した。

3 ()内の年平均値は、年間の規定測定回数を満たさないため参考値扱い。

⑦ 環境大気中アスベスト濃度調査結果（7年度）

単位：本／L

地域分類	測定局	市町村	測定値の範囲		測定頻度
			最小	最大	
一般環境	中条	胎内市	0.052 ～ 0.096	0.076	年4回
	豊栄	新潟市	0.16	0.16	年1回
	大山	新潟市	0.12	0.12	〃
	亀田	新潟市	0.15	0.15	〃
	新津	新潟市	<0.056	<0.056	〃
	坂井輪	新潟市	0.13	0.13	〃
	巻	新潟市	0.070	0.070	〃
	市役所	新潟市	0.14	0.14	〃
	白根	新潟市	0.12	0.12	〃
	長岡工業高校	長岡市	0.053 ～ 0.10	0.075	年4回
工業地域	西福島	上越市	<0.057 ～ 0.19	0.077	〃

注）WHO（世界保健機構）の評価基準によると「10 本/L（大気中1L中に繊維が10 本）程度までは危険度は判別できないほど小さい」とされている。

⑧ アスベスト排出等作業届出件数の推移

単位：件

年度		解体作業	改造・補修作業	合計
H17	法による届出	20 (11)	161 (91)	181 (102)
	条例による届出	2 (0)	15 (6)	17 (6)
H18		51 (40)	257 (111)	308 (148)
H19		61 (37)	126 (45)	187 (82)
H20		49 (32)	149 (77)	198 (109)
H21		45 (38)	95 (48)	140 (86)
H22		60 (24)	77 (59)	136 (83)
H23		60 (22)	71 (29)	131 (51)
H24		46 (32)	61 (28)	104 (60)
H25		82 (36)	53 (31)	135 (67)
H26		67 (26)	69 (33)	136 (59)
H27		70 (29)	47 (36)	116 (65)
H28		81 (28)	63 (21)	144 (49)
H29		73 (26)	80 (32)	153 (58)
H30		99 (51)	132 (36)	230 (87)
R1		117 (59)	129 (38)	245 (97)
R2		116 (57)	140 (40)	256 (97)
R3		60 (36)	61 (11)	121 (47)
R4		48 (26)	79 (34)	127 (59)
R5		69 (27)	95 (23)	164 (50)
R6		50 (21)	90 (19)	140 (40)
R7		65 (24)	86 (29)	151 (52)

- 注）1 条例による届出は平成18年2月の1か月間のみ
2 1件の届出で解体作業と改造・補修作業を行う場合があり、合計は一致しない。
3 () は新潟市所管分で外数

⑨ アスベスト排出等作業の立入件数（7年度）

単位：件

届出等数	立入件数	指導件数
151 (52)	67 (72)	18 (56)

注) () は新潟市所管分で外数

⑩ アスベスト解体現場等周辺環境調査結果（7年度）

検査件数	調査結果（本/L）
1 (0)	1.4 ～ 2.2

注) () は新潟市所管分で外数

(10) 良好な水質の確保

① 生活環境項目（BOD又はCOD）非達成水域の経年変化 （最近の5年間で環境基準を達成できなかったことのある水域）

単位：mg /L

水系	水域名	地点名 (環境基準点)	水域類型	基準値	年度別状況				
					R3	R4	R5	R6	R7
信濃川	魚野川上流	東橋	AAーイ	1	1.1	0.9	0.7	0.6	0.7
	佐梨川下流	佐梨川橋	Aーイ	2	2.4	1.5	1.2	1.0	1.4
	5年間連続して環境基準を達成している水域	信濃川中流・下流、中津川上流・下流、清津川、魚野川下流、三国川、宇田沢川、佐梨川上流、破間川、渋海川、黒川、猿橋川上流・下流、刈谷田川、五十嵐川、加茂川上流・下流、能代川、小阿賀野川、中ノ口川、西川上流・下流、通船川、栗ノ木川上流・下流、放水路							
阿賀野川	5年間連続して環境基準を達成している水域	阿賀野川、常浪川、新谷川、都辺田川、早出川、安野川、福島潟、新井郷川上流・下流、新発田川							
関川	関川上流	一之橋上流	AAーイ	1	0.6	0.7	1.2	0.7	0.6
	5年間連続して環境基準を達成している水域	関川中流・下流、渋江川上流・下流、矢代川上流・下流、保倉川上流・下流、飯田川上流・下流							
その他	胎内川上流	高野橋上流	AAーイ	1	0.8	0.8	1.2	0.8	0.9
	5年間連続して環境基準を達成している水域	大川、三面川、高根川、荒川中流・下流、胎内川下流、落堀川、加治川、大通川、新川、新島崎川、郷本川、島崎川、鯖石川、鶴川、柿崎川、吉川、名立川、能生川、早川、青海川、姫川、国府川							
湖沼	鳥屋野潟	弁天橋	Bーイ	5	5.0	5.7	5.4	4.8	5.4
	5年間連続して環境基準を達成している水域	奥只見貯水池							
海域	新潟海域（甲）	No.11	Aーイ	2	2.5	2.5	3.5	3.8	2.9
		No.13	Aーイ	2	2.4	2.3	3.1	3.1	2.1
	〃（乙）	No. 6	Aーロ	2	2.2	2.2	2.0	1.9	2.1
	〃（新潟東港）	No.15	Bーイ	3	3.9	3.0	4.0	5.0	2.8
	弥彦・米山地先海域（弥彦地先）	No. 4	Aーイ	2	2.2	1.8	2.0	1.4	1.4
	両津湾（丙）	No. 6	Bーイ	3	2.6	2.7	3.2	2.8	2.6
		No. 7	Bーイ	3	2.4	2.9	3.1	3.2	3.2
	真野湾	No. 2	Aーイ	2	1.0	2.7	1.5	1.4	1.7
		No. 3	Aーイ	2	1.2	1.9	2.2	1.9	2.8
	県北海域	No. 2	Aーイ	2	2.2	2.0	2.9	3.3	2.0
		No. 4	Aーイ	2	1.9	1.5	1.7	2.4	1.7
	5年間連続して環境基準を達成している水域	新潟海域（丙）、弥彦・米山地先海域（米山地先）、直江津海域、西頸城地先海域、両津湾（甲）、両津湾（乙）、小木港							

- 注）1 水域類型欄のカナ表記は達成期間を示し、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的すみやかに達成、
- 2 年度別状況の数字はBOD（湖沼及び海域はCOD）の75%値を示す。
なお、75%値とは、n個の日間平均値を水質の良いものから並べたときの0.75×n番目（小数点以下は切り上げ）の数値。
- 3 は、環境基準を達成しなかったことを示す。
- 4 「<」は「未満」を意味し、例えば「<0.5」とは「0.5 未満」のこと。

② 「水質汚濁防止法」の上乗せ排水基準適用区域及び適用項目

適用区域	適用対象		適用項目及び許容限度（単位：mg/L）				
	公共下水道 処理区域	排水量区分※1	BOD / COD ※括弧内は日間平均	S S ※括弧内は日間平均	フェノール類 含有量	銅含有量	クロム含有量
信濃川水域	区域内	50m ³ 以上	25（20）	60（40） ～90（70）	1	2	2 （日平均排水 量が10m ³ 以上 50m ³ 未満の工 場又は事業場 に適用）
	区域外		25（20） ～100（80）	60（40） ～120（100）	1	2	
鳥屋野潟 水域	区域内	50m ³ 以上	25（20）	60（40） ～90（70）	1	2	
		30m ³ 以上 50m ³ 未満	25（20）	90（70）	—	—	
	区域外	50m ³ 以上	25（20） ～80（60）	60（40） ～90（70）	1	2	
		30m ³ 以上 50m ³ 未満	80（60） ～160（120）	90（70） ～200（150）	—	—	
関川水域	区域内	50m ³ 以上	25（20）	50（40） ～90（70）	1	2	
	区域外		25（20） ～100（80）	50（40） ～100（80）	1	2	
渋江川水域	区域内	50m ³ 以上	25（20）	50（40） ～90（70）	1	2	
	区域外	5000m ³ 以上	25（20） ～30（20）	50（40） ～100（80）	1	2	
		50m ³ 以上 5000m ³ 未満	25（20） ～100（80）				
胎内川水域 及び 荒川水域	区域内	50m ³ 以上	25（20）	80（60） ～90（70）	—	—	
	区域外		25（20） ～100（80）	80（60） ～120（90）	—	—	
鯖石川水域 及び 鵜川水域	区域内	50m ³ 以上	25（20）	80（60） ～90（70）	—	—	
	区域外		25（20） ～100（80）	80（60） ～100（75）	—	—	
新井郷川 水域	区域内	50m ³ 以上	20（15） ～25（20）	25（20） ～90（70）	—	—	
	区域外		20（15） ～80（60）	25（20） ～100（80）	—	—	
青海川水域	区域内	50m ³ 以上	25（20）	90（70）	—	—	
	区域外		25（20） ～55（40）	90（70）	—	—	
新潟東港 水域	—	50m ³ 以上	60（50） ～100（80）	—	—	—	
両津湾水域	—	30m ³ 以上 5m ³ 未満	160（120）	—	—	—	
その他の 水域	—	—	—	—	—	—	
一律排水基準			160（120）	200（150）	5	3	2

※1 クロム含有量の上乗せ排水基準は、この欄によらず、1日の平均的な排水量が10 m³以上 50 m³未満の工場又は事業場に適用される。

※2 上乗せ基準は排水が最終的に流入する河川、公共下水道区域及び特定施設の種類によって許容限度が異なる。

③ 「水質汚濁防止法」の特定事業場数、排水基準適用事業場数及び立入検査結果（7年度）

区分	業種	特定施設 番号	特定 事業場数	基準適用 事業場数	立入対象 事業場数	立入検査事業場数		基準抵触事業場数		抵触率（％）	
						実数（A）	延数（B）	実数（C）	延数（D）	C／A	D／B
水質汚濁防止法	畜産農業	1の2	529	11	20	5（ 3）	5（ 5）	0	0	0.0%	0.0%
	食料品製造業	2～17	1256	137	133	47（ 11）	47（ 11）	4	4	8.5%	8.5%
	繊維工業	19	188	15	16	2（ 4）	2（ 4）	1	1	50.0%	50.0%
	パルプ、紙又は紙加工品製造業	23	5	4	4	2（ 0）	2（ 0）	0	0	0.0%	0.0%
	化学工業	24～50	47	26	23	13（ 7）	19（ 7）	1	1	7.7%	5.3%
	ガラス又はガラス製品製造業、窯業	53,57,58	18	8	5	2（ 2）	2（ 2）	0	0	0.0%	0.0%
	生コンクリート、セメント製品製造業	54,55	223	47	60	9（ 7）	20（ 7）	0	0	0.0%	0.0%
	砕石業、砂利採取業	59,60	86	28	25	3（ 3）	3（ 3）	0	0	0.0%	0.0%
	鉄鋼業、非鉄金属製造業	61,62	17	10	9	2（ 3）	3（ 3）	0	0	0.0%	0.0%
	金属製品製造業、機械器具製造業	63,65,66	495	300	295	34（ 36）	35（ 38）	6	7	17.6%	20.0%
	浄水場	64の2	29	21	21	9（ 1）	9（ 1）	0	0	0.0%	0.0%
	旅館業	66の3	2740	173	186	14（ 13）	14（ 13）	0	0	0.0%	0.0%
	飲食店業	66の4～8	206	64	60	14（ 4）	15（ 4）	1	1	7.1%	6.7%
	洗濯業	67	504	72	81	9（ 6）	10（ 7）	2	3	22.2%	30.0%
	病院	68の2	30	11	11	4（ 0）	5（ 0）	1	1	25.0%	20.0%
	試験研究機関	71の2	140	80	73	7（ 5）	7（ 5）	1	1	14.3%	14.3%
	ごみ焼却場	71の3	27	6	6	2（ 2）	3（ 2）	1	1	50.0%	33.3%
	し尿処理施設	72	269	237	192	36（ 34）	39（ 34）	4	4	11.1%	10.3%
	下水道終末処理施設	73	86	85	78	17（ 10）	17（ 10）	0	0	0.0%	0.0%
	共同処理施設	74	26	22	21	3（ 1）	4（ 1）	0	0	0.0%	0.0%
	その他	—	1339	180	179	8（ 16）	8（ 16）	0	0	0.0%	0.0%
小計			8260	1537	1498	242（ 168）	269（ 173）	22	24	9.1%	8.9%
県 条例	活性白土、ぼうろろ製品製造業	1,2	1	1	1	0（ 0）	0（ 0）				
	水産練製品、そう菜製造業	3,4	8	2	2	2（ 0）	3（ 0）	1	2	50.0%	66.7%
特定事業場（1項、2項及び条例）合計			8269	1540	1501	244（ 168）	272（ 173）	23	26	9.4%	9.6%
3項	有害物質使用特定施設	-	13			（ 0）	（ 0）				
3項	有害物質貯蔵指定施設のみ	-	15			（ 0）	（ 0）				
総数			8297			（ 168）	（ 173）				

- 注） 1 基準適用事業場とは、排水量 50 m³以上（鳥屋野潟及び両津湾水域にあっては 30 m³以上、Gr 上乗せにあっては 10 m³以上）もしくは有害物質を使用・製造・処理する事業場をいう。
2 立入対象事業場とは、排水量 50 m³以上（鳥屋野潟及び両津湾水域にあっては 30 m³以上、Gr 上乗せにあっては 10 m³以上）もしくは有害物質を公共用水域へ排出するおそれのある事業場をいう。
3 [] 内は、検体の採取を行わない施設等検査数を外数で表したものである。
4 新潟市、長岡市及び上越市分を含む。
5 3 項有害物質使用特定施設は、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項有害物質使用特定施設のみを有する事業場、もしくは同施設及び有害物質貯蔵指定施設を併設する事業場をいう。
6 3 項有害物質貯蔵指定施設のみは、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項有害物質貯蔵指定施設のみを有する事業場をいう。

④ 「水質汚濁防止法」に基づく行政処分及び行政指導実施状況（７年度）

区 分		内 容	件 数
行政処分		排水水一時停止命令	0
行政指導	内容	特定施設の使用方法的改善	8
		排水処理施設の維持管理	40
		排水処理施設の設置	0
		排水処理施設の改善	8
		廃棄物の適正管理	0
		排水水の排出方法等	1
		その他（届出指導含む）	35
		合 計	92
	方法	口頭による指導	72
		文書による指導	20
		呼び出しによる指導	0
		その他	0
		合 計	92

注）新潟市、長岡市及び上越市を含む。

⑤ 排水基準抵触率及び行政処分、行政指導件数の推移

		R3	R4	R5	R6	R7
特定事業場数		8,410	8,374	8,360	8,321	8,269
排水基準適用事業場数		1,616	1,592	1,577	1,560	1,540
立入検査 事業場数	実数	483 [84]	425 [71]	276 [157]	309 [168]	412 [168]
	延数	558 [88]	473 [72]	313 [168]	337 [173]	445 [173]
排水基準抵触 事業場数	実数	28	22	12	15	23
	延数	32	23	13	16	26
排水基準 抵触率（％）	実数	5.8	5.2	4.3	4.9	5.6
	延数	5.7	4.9	4.2	4.7	5.8
総数（３項を含む。）		8,435	8,400	8,386	8,347	8,297
行政処分件数		0	0	0	0	0
行政指導件数		74	65	103	104	92

注）１ 立入検査事業場数の延数は、検体数。

２ [] 内は、検体の採取を行わない施設等検査数で外数。

３ 新潟市、長岡市及び上越市分を含む。

⑥ 関川水系等の水銀調査結果（7年度）

関川水系の水質及び底質調査	・水質調査を5河川、16地点で実施した結果、総水銀は検出されず環境基準を達成しました。 ・底質調査を4河川、9地点で実施した結果、全調査地点の総水銀濃度は、0.01～0.35ppmの範囲にあり、ここ数年の状況に特に大きな変化は見られません。
工場関連調査	・水銀関連3工場の排水水中の総水銀を調査した結果、全ての検体（24 検体）が排水基準（0.005mg/ L）未満でした。 ・排水口周辺の底質の調査では、最高値は1.13ppmであり、暫定除去基準（25ppm以上）未満でした。
白田切川監視調査	・白田切橋で調査を実施した結果、水質の総水銀濃度の最高値は0.017mg/ Lでしたが、0.0005 mg/ Lを超えた検体数は37%未満であり、環境基準を達成しました。 ・底質の総水銀濃度は2.16～3.36ppm、平均2.65ppmであり、暫定除去基準未満でした。
関川水系の魚類の調査	・1水域においてウグイの総水銀を調査した結果、水域の平均値は0.12ppm であり、暫定的規制値（総水銀の平均値が0.4ppm超、かつ、メチル水銀の平均値が0.3ppm超）を下回りました。

⑦ 白田切川の水質及び底質の総水銀監視調査結果の推移

年度	水 質 (mg/ L)					底 質 (ppm)			
	検体数	0.0005mg/ Lを超えた検体数	最小値	最大値	環境基準の評価	検体数	平均値	最小値	最大値
R3	12	4	0.0005未満	0.0009	達成	3	2.89	2.10	3.59
R4	12	2	0.0005未満	0.0010	達成	3	2.58	1.89	3.81
R5	12	2	0.0005未満	0.0015	達成	3	2.41	2.15	2.64
R6	12	2	0.0005未満	0.014	達成	3	2.94	2.16	3.65
R7	12	3	0.0005未満	0.017	達成	3	2.65	2.16	3.36

注) 1 総水銀に係る水質環境基準の評価の方法

年平均が0.0005mg/ L以下であること。ただし、年間の測定値の中に検出下限値 (0.0005mg/ L) 未満が1つ以上ある場合には、0.0005mg/ Lを超える検体数が総検体数の37%未満であること。

2 底質の暫定除去基準：河川、湖沼については、25ppm 以上

⑧ 下水道処理人口普及率一覧

(8年3月31日現在)

供 用 開 始 市 町 村 名	行政人口 (人) A	処理区域人口 (人) B	接続人口 (人) C	接続率 (%) C / B	普及率 (%) B / A
新潟市	751,383	658,025	611,438	92.9	87.6
長岡市	250,869	235,589	229,457	97.4	93.9
三条市	89,377	13,975	9,672	69.2	15.6
柏崎市	74,260	57,420	56,741	98.8	77.3
新発田市	90,219	66,771	44,331	66.4	74.0
小千谷市	31,778	27,376	26,377	96.4	86.1
加茂市	23,400	16,703	14,156	84.8	71.4
十日町市	45,467	36,208	34,694	95.8	79.6
見附市	37,294	33,840	31,762	93.9	90.7
村上市	51,801	41,152	32,434	78.8	79.4
燕市	74,940	42,801	30,644	71.6	57.1
糸魚川市	36,632	32,182	31,566	98.1	87.9
妙高市	28,773	23,595	22,509	95.4	82.0
五泉市	44,297	28,817	23,587	81.9	65.1
上越市	176,811	119,844	114,859	95.8	67.8
阿賀野市	38,201	36,735	28,143	76.6	96.2
佐渡市	46,188	31,163	21,592	69.3	67.5
魚沼市	31,549	26,028	25,366	97.5	82.5
南魚沼市	51,220	48,377	45,373	93.8	94.4
胎内市	26,002	18,203	15,631	85.9	70.0
市部計	2,000,461	1,594,804	1,450,332	90.9	79.7
聖籠町	13,982	13,941	12,920	92.7	99.7
弥彦村	7,361	7,346	6,733	91.7	99.8
田上町	10,338	2,521	2,367	93.9	24.4
阿賀町	8,595	5,264	4,429	84.1	61.2
出雲崎町	3,704	1,840	1,806	98.2	49.7
湯沢町	7,961	6,318	5,382	85.2	79.4
津南町	8,148	5,460	4,620	84.6	67.0
刈羽村	4,197	0	0	-	-
関川村	4,488	3,391	2,727	80.4	75.6
粟島浦村	296	0	0	-	-
町村部計	69,070	46,081	40,984	88.9	66.7
県計	2,069,531	1,640,885	1,491,316	90.9	79.3

注) 下水道供用済市町村は28市町村。

新潟県全体の普及率、及び接続率は、下水道未供用市町村(刈羽村、粟島浦村)の人口を含めて算出する。

処理区域人口：下水道を利用できる区域内の定住人口

⑨ 浄化槽の設置状況の推移

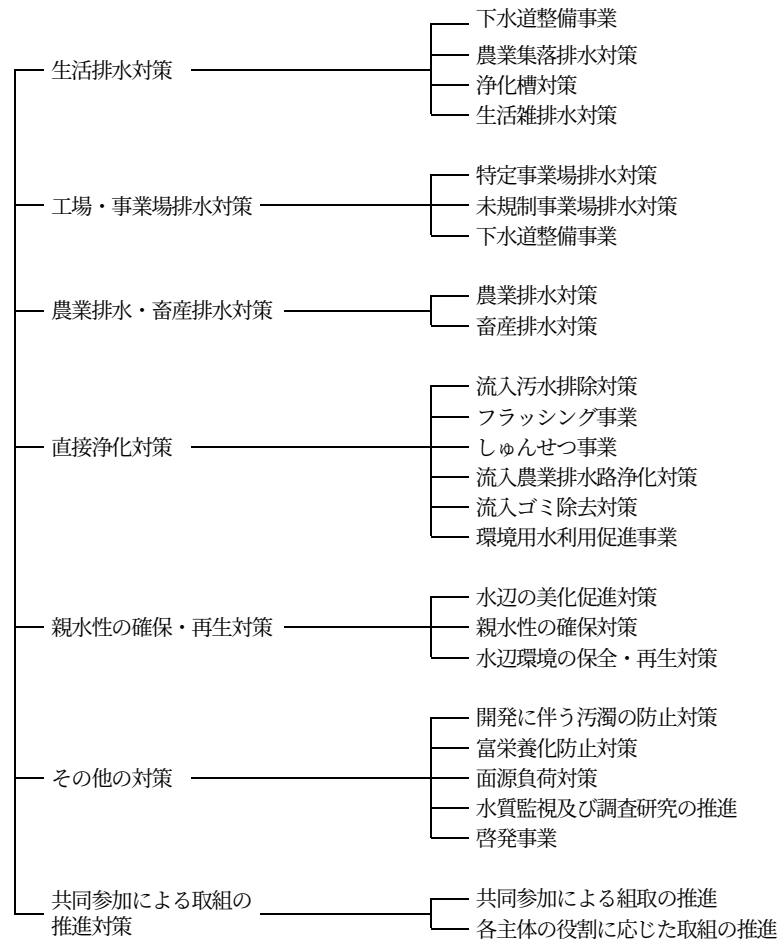
単位：基数

	R2	R3	R4	R5	R6
浄化槽基数	186,342	184,914	184,405	183,776	183,000
単独処理	128,488	126,271	124,722	123,289	121,513
合併処理	57,854	58,643	59,683	60,487	61,487
増減	-2,257	-1,428	-509	-629	-776

⑩ 「鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）」の実施方針

- ・流入汚濁負荷量に占める生活排水の割合が依然として高いことなどを考慮し、下水道、農業集落排水施設等の一層の整備促進を図ります。
- ・工場・事業場について、下水道への接続の強化、未整備地域にあつては適切な排水処理、維持管理の指導などにより一層の汚濁負荷の削減に努めます。
- ・潟の持つ特性を考慮し、水交換の促進や流入負荷の希釈効果を持つフラッシング、底泥のしゅんせつなどによる潟環境の改善について推進します。
- ・水辺の美化の促進を図るとともに、潟が本来有する生物の良好な生育環境の保全、再生等に努めます。
- ・県民、事業者、行政の連携による水辺環境の保全・再生活動を推進します。

⑪ 「鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）」の施策の体系



⑫ 「鳥屋野潟水環境改善計画（水質改善計画・第四期）」に基づく施策の実施状況（7年度）

施策名	施策の実施状況
下水道整備事業	流域下水道及び公共下水道の整備を行い、7年度末の下水道処理区域内の人口は198,872人、普及率は96.7%となった。
生活雑排水対策	鳥屋野潟流域は水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されており、流域の市は第一期・第二期に引き続き第三期の「生活排水対策推進計画」に基づき対策を講じている。
農業集落排水対策	新潟市の西野、大湊及び両川の3処理区で事業を実施しており、水洗化の促進を図った。7年度処理区域内人口は4,210人、水洗化率は91.0%となった。
特定事業場排水対策	一日当たりの平均排水量が30m ³ 以上の特定事業場に対し、立入検査の実施等により上乗せ排水基準の遵守の徹底を指導し、汚濁負荷量の削減を図った。
未規制事業場排水対策	排水規制が適用されない事業場や食品関連施設等の新設・増設に対し、新潟市条例に基づきグリストラップ等適正な排水管理を指導した。
フラッシング事業	灌漑期の農業用水取水を行わない日、及び非灌漑期の4月及び6～3月に、亀田郷外の河川から浄化用水を導水し、水質改善を図った。7年度の合計導水量は年間約32.8百万m ³ 。
環境用水利用促進事業	新潟市が環境用水の水利権を取得し、非灌漑期（9月～4月）の水質保全、景観保全及び生態系保全を目的として、舞潟揚水機場から信濃川の水を合計約18,167,724m ³ 導入した。
しゅんせつ事業	潟内の水の滞留防止を図るため、みお筋しゅんせつを実施。平成20年度でみお筋しゅんせつ概成。8年間（H13～H20）で61,900m ³ をしゅんせつ。
水辺の美化促進対策	地元住民の積極的な協力を得て、草刈（年2回）、不法投棄防止看板設置等を実施した。3月に地元コミュニティ協議会・企業と新潟市で、清掃活動を実施。併せて、鳥屋野潟の湖面清掃を実施した。また、「とやの物語2025」の一環で各学校へ講師を派遣し、水環境保全等のテーマ等を含む出前講座を6校（対象児童・生徒：約1,400人）で実施した。

※第四期計画の計画期間は平成16年度までとされていたが、計画が充分成果を上げ、第四期の施策の拡充・延長で十分と考えられることから、第五期計画の策定をせず、第四期の期間の延長という形で計画期間の周期を定めないことが平成17年に承認され、現在に至る。

⑬ 鳥屋野潟水質調査結果の推移

単位：mg/L

			R3	R4	R5	R6	R7	R3～R7 平均値
化学的酸素 要求量 （COD）	弁天橋	75%値	5.0	5.7	5.4	4.8	5.4	5.3
		平均値	4.6	5.0	5.9	4.4	5.3	5.0
	親松側（補助点）	75%値	7.7	7.4	7.8	7.0	8.0	7.6
		平均値	6.5	6.6	7.1	6.2	6.6	6.6
全窒素 （T-N）	弁天橋	平均値	0.94	0.91	0.89	0.92	0.88	0.91
	親松側（補助点）	平均値	0.97	0.96	0.87	0.88	0.87	0.91
全磷 （T-P）	弁天橋	平均値	0.14	0.15	0.16	0.13	0.20	0.16
	親松側（補助点）	平均値	0.19	0.19	0.18	0.16	0.19	0.18

⑭ 鳥屋野潟・通船川・栗ノ木川の第二期水環境改善緊急行動計画の概要

(1) 水質

ア 現況

河川名	地点名	水質項目 (mg/L)	基準水質 H12	現況水質 R7	環境基準	備考
鳥屋野潟	弁天橋	COD	5.3	5.4	5	環境基準点
	親松	COD	7.4	8.0	5	補助点
通船川	山ノ下橋	BOD	5.6	4.5	8	環境基準点
	木戸閘門	BOD	2.2	2.0	8	
栗ノ木川	両新橋	BOD	3.3	1.5	10	環境基準点
	石山橋	BOD	2.6	1.8	5	環境基準点
		COD	5.6	5.9	—	水質監視項目

イ 目標

河川名	地点名	水質項目 (mg/L)	環境基準値	目標値	備考
通船川	山ノ下橋	BOD	8	5	環境基準点
	木戸閘門	BOD	8	5	
栗ノ木川（下流）	両新橋	BOD	10	5	環境基準点
栗ノ木川（上流）	石山橋	BOD	5	5	環境基準点
鳥屋野潟・栗ノ木川	弁天橋	COD	5	5	環境基準点
	親松	COD	5	5	
	石山橋	COD	—	5	監視項目

(2) 目標年度

ア 平成 16 年度までに、弁天橋の目標値を満足させる。

※平成 16 年度に目標を達成しました。

イ 平成 22 年度までに、その他の地点を満足させる。

※親松、弁天橋以外は、環境基準値未満となりました。

ウ 7 年度までに、親松の目標値を満足させる。

※親松の環境基準値は満足していない。目標年度を延伸予定。

(3) 施策内容

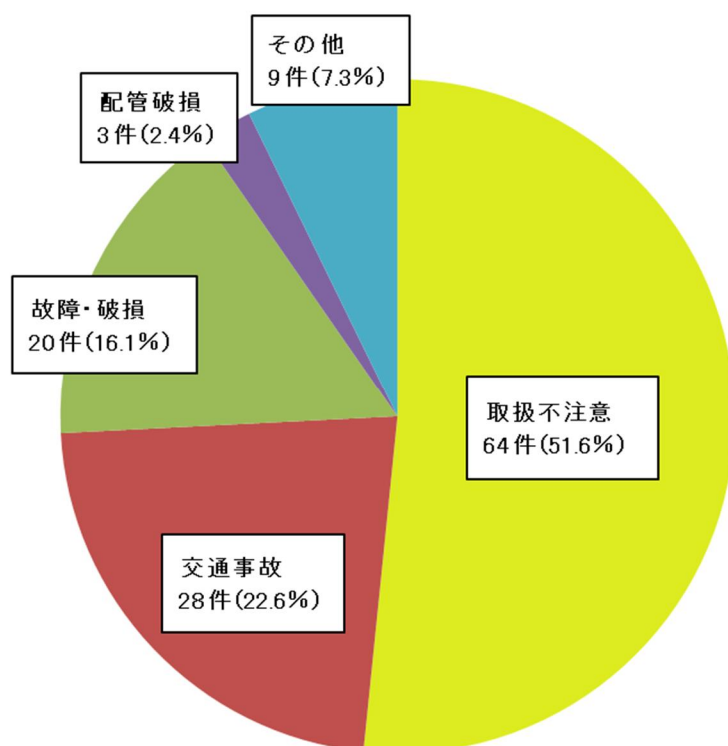
目的	事業内容
流入負荷量の軽減	下水道事業、植生による浄化、生活排水対策（農業集落排水対策、浄化槽、台所対策）、工場・事業場系排水対策、農業・畜産排水対策
内部発生負荷量の低減	浚渫事業、植生による浄化
滞留防止	浄化用水導入事業

(4) 水質予測

目標地点	水質項目	水質予測値		実測値
		H16	H22	H22
弁 天 橋	COD	4.7	3.6	4.5
親 松	COD	6.4	5.0	7.2
山 ノ 下 橋	BOD	4.9	4.5	4.4

注) 平成 12 年度を基準としたシミュレーション結果。

⑮ 油流出事故発生原因の割合（7年度）



発生原因判明分124件の内訳

(11) 良好な地盤環境の確保

① 地盤沈下監視のための水準測量実施状況（7年度）

単位：km

地域	1等（級）	2等（級）	合計
新潟地域	111	170	281
上越地域	77	72	149
長岡地域	0	0	0
南魚沼地域	0	32	32
柏崎地域	0	28	28
合計	188	302	490

② 地盤沈下観測井による監視の実施状況（7年度）

単位：か所

地域	国	県	市町村	合計
新潟地域	15	0	21	36
上越地域	3	9	2	14
長岡地域	0	0	16	16
南魚沼地域	0	1	7	8
柏崎地域	0	0	6	6
合計	18	10	52	80

③ 新潟地域の地盤沈下量の推移

測量期間	1 cm以上の沈下面積(km ²)	最大沈下	
		沈下量(cm)	最大沈下地点
R2.9～R3.9	155.8	2.8	新発田市城北町一丁目
R3.9～R4.9	7.4	2.2	新発田市城北町一丁目
R4.9～R5.9	1.7	1.4	新潟市西蒲区善光寺村受
R5.9～R6.9	能登半島地震の影響により評価できない		
R6.9～R7.9	21.5	1.6	新潟市東区松浜町

④ 上越地域の地盤沈下量の推移

測量期間	1 cm以上の沈下面積(km ²)	最大沈下	
		沈下量(cm)	最大沈下地点
R2.9～R3.9	80.4	3.2	上越市子安
R3.9～R4.9	23.2	2.2	上越市子安
R4.9～R5.9	0.0	0.8	上越市大潟区大字高橋新田
R5.9～R6.9	0.0	0.5	上越市仲町三丁目
R6.9～R7.9	19.2	1.4	上越市下門前、 上越市鴨島三丁目

⑤ 上越地域の観測井による冬季の観測結果の推移

監視期間	観測井	地下水位（日平均値） 最大低下量(m)	収縮量 最大値(cm)
R3.12～R4.3	高田 G2	12.1	5.0
R4.12～R5.3	高田 G2	8.5	3.3
R5.12～R6.3	高田 G2	5.6	2.2
R6.12～R7.3	高田 G2	11.3	4.9
R7.12～R8.3	高田 G2	11.1	5.0

⑥ 長岡地域の地盤沈下量の推移

測量期間	1 cm以上の 沈下面積 (km ²)	最大沈下	
		沈下量 (cm)	最大沈下地点
H26.9 ～ H28.9※	0.0	0.7	長岡市福島町
H28.9 ～ H30.9※	4.3	1.9	長岡市宮下町
H30.9 ～ R2.9※	0.0	0.5	長岡市大手通一丁目
R2.9 ～ R4.9※	3.0	2.2	長岡市稲葉町
R4.9 ～ R6.9※	0.0	0.5	長岡市渡場町

※ 隔年で実施

⑦ 長岡地域の観測井による冬季の観測結果の推移

監視期間	観測井	地下水位（日平均値） 最大低下量(m)	収縮量 最大値(cm)
R3.12 ～ R4.3	蓮潟中央公園	22.1	3.7
R4.12 ～ R5.3	蓮潟中央公園	23.2	3.1
R5.12 ～ R6.3	蓮潟中央公園	17.4	2.2
R6.12 ～ R7.3	蓮潟中央公園	23.1	3.7
R7.12 ～ R8.3	蓮潟中央公園	25.7	4.0

⑧ 南魚沼地域の地盤沈下量の推移

測量期間	1 cm以上の 沈下面積 (km ²)	最大沈下	
		沈下量 (cm)	最大沈下地点
R2.9 ～ R3.9	0.9	1.8	南魚沼市六日町
R3.9 ～ R4.9	1.8	2.0	南魚沼市六日町
R4.9 ～ R5.9	0.2	1.4	南魚沼市小栗山
R5.12 ～ R6.3	0.0	0.8	南魚沼市小栗山
R6.12 ～ R7.3	1.5	1.7	南魚沼市六日町

⑨ 南魚沼地域の観測井による冬季の観測結果の推移

監視期間	観測井	地下水位（日平均値） 最大低下量(m)	収縮量 最大値(cm)
R3.12 ～ R4.3	市民会館 60m	21.6	4.3
R4.12 ～ R5.3	市民会館 60m	19.3	2.6
R5.12 ～ R6.3	市民会館 60m	15.2	1.9
R6.12 ～ R7.3	市民会館 60m	21.3	4.1
R7.12 ～ R8.3	市民会館 60m	22.5	3.6

⑩ 柏崎地域の地盤沈下量の推移

測量期間	1 cm以上の 沈下面積 (km ²)	最大沈下	
		沈下量 (cm)	最大沈下地点
H27.9 ～ H29.9※	1.4	2.1	柏崎市幸町
H29.9 ～ R1.9※	4.8	4.0	柏崎市柳橋町
R1.9 ～ R3.9※	2.3	2.1	柏崎市新橋
R3.9 ～ R5.9※	3.2	2.4	柏崎市春日
R5.9 ～ R7.9※	2.6	2.2	柏崎市春日

※ 隔年で実施

⑪ 柏崎地域の観測井による冬季の観測結果の推移

監視期間	観測井	地下水位（日平均値） 最大低下量(m)	収縮量 最大値(cm)
R3.12 ～ R4.3	新橋 43m	7.5	1.3
R4.12 ～ R5.3	新橋 43m	7.4	0.8
R5.12 ～ R6.3	新橋 43m	5.3	0.5
R6.12 ～ R7.3	新橋 43m	7.1	1.0
R7.12 ～ R8.3	新橋 43m	12.0	1.4

⑫ 地下水の項目別環境基準値の超過状況（7年度）

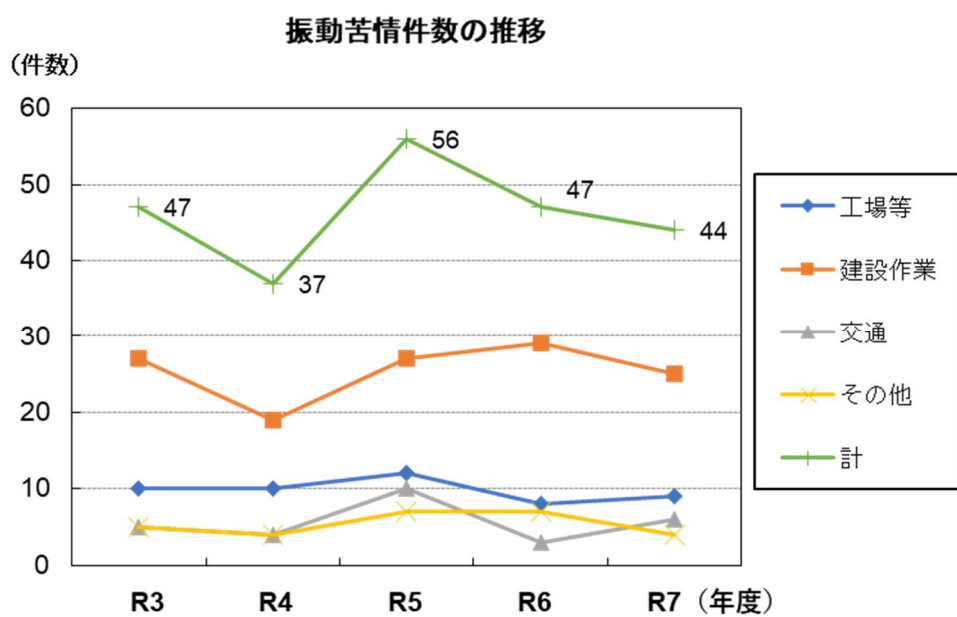
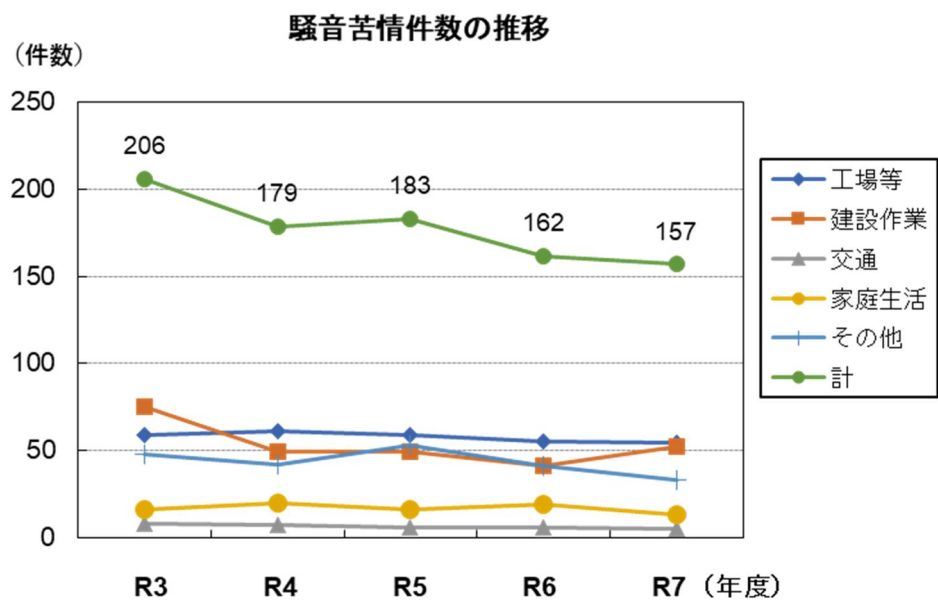
環境基準項目	概況調査			汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査			項目別超過地点数	検出最大値(mg/L)
	調査地点数	超過地点数	超過率(%)	調査地点数	超過地点数	超過率(%)	調査地点数	超過地点数	超過率(%)		
カドミウム	35	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	-
全シアン	35	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
鉛	35	1	2.9	12	0	0.0	0	0	0.0	1	0.011
六価クロム	35	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	0	-
砒素	35	3	8.6	10	3	30.0	6	5	83.3	11	0.11
総水銀	35	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	-
アルキル水銀	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
PCB	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
ジクロロメタン	18	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	0	-
四塩化炭素	18	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	-
クロロエチレン	18	0	0.0	27	0	0.0	30	13	43.3	13	2.1
1,2-ジクロロエタン	18	0	0.0	4	0	0.0	1	0	0.0	0	-
1,1-ジクロロエチレン	22	0	0.0	27	0	0.0	30	0	0.0	0	-
1,2-ジクロロエチレン	22	0	0.0	27	1	3.7	30	4	13.3	5	10
1,1,1-トリクロロエタン	17	0	0.0	27	0	0.0	29	0	0.0	0	-
1,1,2-トリクロロエタン	15	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
トリクロロエチレン	22	0	0.0	27	0	0.0	30	1	3.3	1	0.014
テトラクロロエチレン	20	0	0.0	27	0	0.0	30	3	10.0	3	0.19
1,3-ジクロロプロペン	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
チウラム	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
シマジン	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
チオベンカルブ	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
ベンゼン	35	0	0.0	5	0	0.0	2	0	0.0	0	-
セレン	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	35	0	0.0	8	0	0.0	2	1	50.0	1	14
ふっ素	35	1	2.9	7	0	0.0	2	1	50.0	2	3.1
ほう素	35	1	2.9	2	0	0.0	1	1	100.0	2	3.1
1,4-ジオキサン	35	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	0	-
合計	35	5	14.3	63	4	6.3	41	25	61.0		

注) 1 1地点で複数項目の調査を行っているため、合計欄の地点数は項目ごとの地点数の合計とは一致しない。

2 汚染井戸周辺地区調査は、新規汚染井戸周辺地区調査、継続監視地点変更時調査及び継続監視終了時調査を含む。

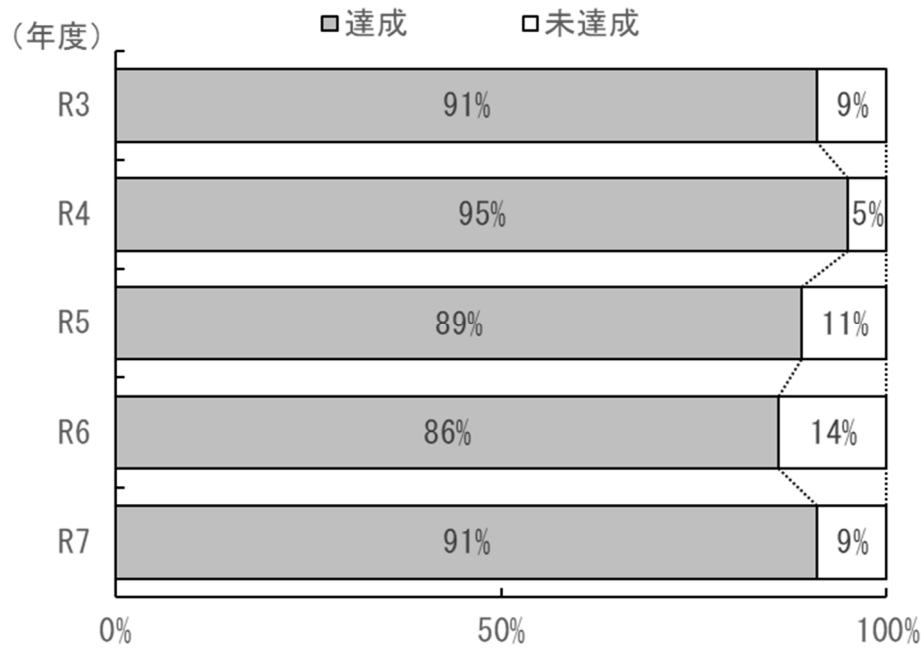
(12) 騒音・振動のない快適な環境の確保

① 騒音・振動苦情件数の推移



注) 騒音・振動苦情が副因として含まれる件数も集計したため、「図表2-5-2-5 苦情の種類別件数構成比(7年度)」と合計は異なる。

② 一般地域の騒音環境基準達成率の推移



③ 上越新幹線騒音調査結果（7年度）

	調査地域名	類型	騒音レベル (デシベル)	参考：環境基準 (デシベル)
1	新潟市中央区近江	I	<u>77</u>	70 以下
2	新潟市中央区大島	I	<u>75</u>	〃
3	新潟市西区鳥原	I	<u>77</u>	〃
4	新潟市西蒲区井随	I	<u>77</u>	〃
5	新潟市南区釣寄	I	<u>74</u>	〃
6	新潟市西蒲区中之口	I	<u>75</u>	〃
7	燕市新生町	I	<u>74</u>	〃
8	三条市今井	I	<u>71</u>	〃
9	見附市芝野	I	<u>73</u>	〃
10	小千谷市浦柄	I	80	〃
11	長岡市川口和南津	I	<u>74</u>	〃
12	魚沼市長屋	I	<u>77</u>	〃
13	南魚沼市猫道	I	<u>75</u>	〃
14	湯沢町湯沢	II	69	75 以下

注) 1 □ は環境基準未達成を示す。

2 は75デシベルを超過したことを示す。

3 新潟市の調査地域は新潟市による調査結果

④ 北陸新幹線騒音調査結果（7年度）

	調査地域名	類型	騒音レベル (デシベル)	参考：環境基準 (デシベル)
1	上越市板倉区米増	I	77	70以下
2	上越市板倉区熊川	I	73	〃
3	上越市寺町	I	68	〃
4	上越市向橋	I	73	〃
5	糸魚川市柱道	I	74	〃
6	糸魚川市小見	I	72	〃
7	糸魚川市梶屋敷	I	71	〃
8	糸魚川市南寺町	I	69	〃

注) □は環境基準未達成を示す。

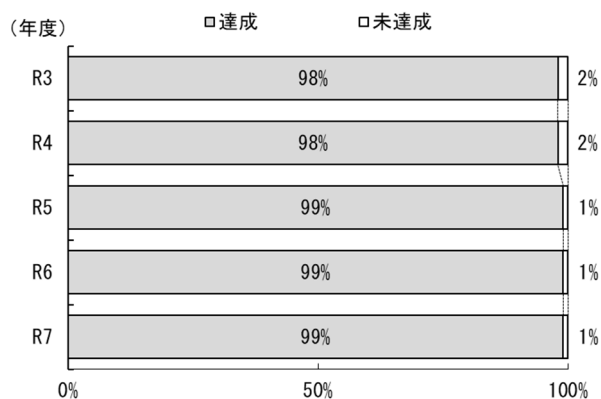
⑤ 新幹線の騒音に係る環境基準達成状況の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
上越新幹線	4/14	6/14	2/14	2/14	1/14
北陸新幹線	2/8	2/8	2/8	0/8	2/8

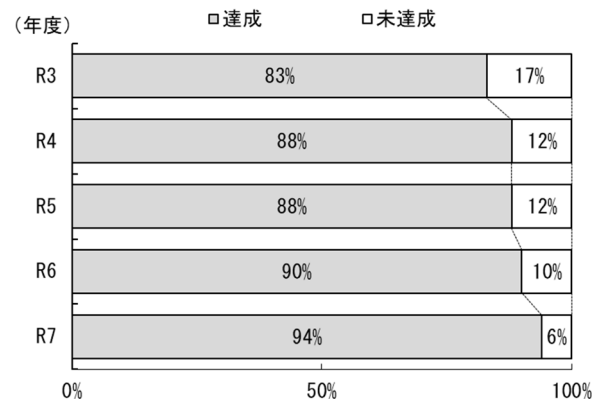
注) 達成地点/調査地点

⑥ 道路に面する地域における騒音環境基準達成率の推移

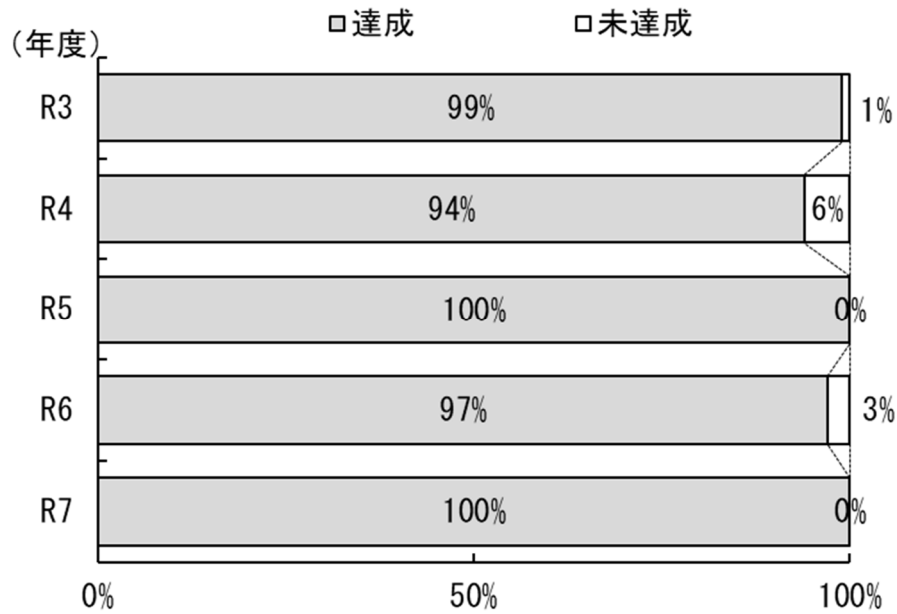
面的評価



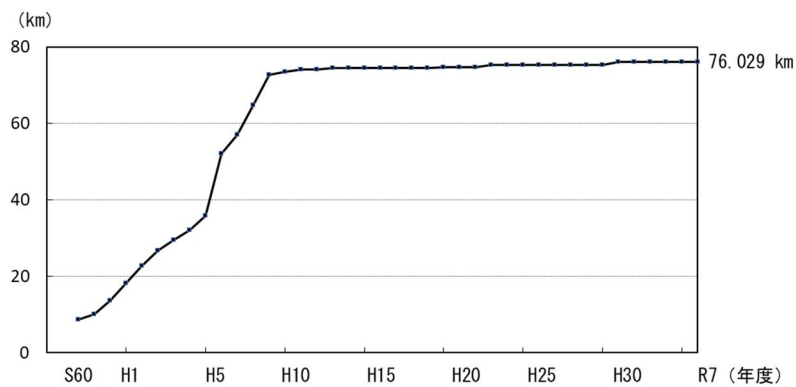
個別測定点の達成状況



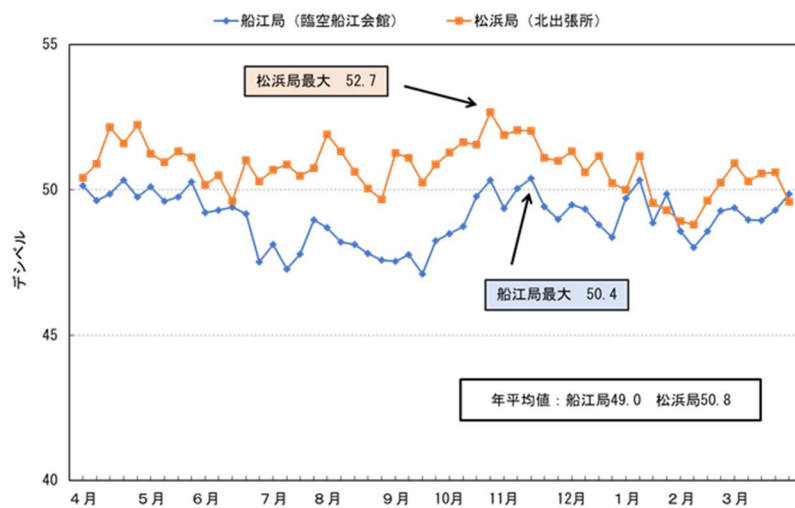
⑦ 高速道路沿道地域の騒音環境基準達成率の推移



⑧ 遮音壁設置延長の推移



⑨ 航空機騒音常時監視調査結果
(7年4月～8月の1週間平均値の推移)



⑩ 新潟空港周辺の航空機騒音調査結果（7年度）

測定地点			地域 類型	測定値 (デシベル)	参考：環境基準 (デシベル)
船江	3	新潟市東区船江町1	II	53	62 以下
	4	新潟市東区浜谷町1	II	43	〃
	5	新潟市東区船江町2	II	53	〃
	6	新潟市東区河渡甲	II	46	〃
	7	新潟市東区船江町2	II	49	〃
松浜	11	新潟市北区松浜みなと	I	44	57 以下
	12	新潟市北区松浜5	I	53	〃
	13	新潟市北区松浜7	I	57	〃
	14	新潟市北区松浜2	I	45	〃
	15	新潟市北区松浜町	II	52	62 以下
	16	新潟市北区神谷内	II	50	〃
	17	新潟市北区松浜1	I	50	57 以下

⑪ 住宅騒音防止工事の実施状況の推移

単位：件

年度	～H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
工事種類															
住宅騒音防止工事実績	1,726	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,726
更新工事1回目（旧空調機能回復工事）実績	2,868	3	2	1	2	0	1	2	1	0	0	0	1	0	2,881
更新工事2回目（旧空調機再更新工事）実績	2,461	12	21	25	34	11	15	5	8	8	6	3	3	0	2,612
更新工事3回目実績 ※H22年度から追加	59	49	70	107	168	87	101	84	72	14	24	24	12	9	880
更新工事4回目実績 ※R5年度から追加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	24	31	74
告示日後住宅騒音防止工事実績	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
更新工事1回目（旧告示日後住宅空調機能回復工事実績）	154	2	0	2	1	0	2	1	0	0	0	0	3	0	165
更新工事2回目（告示日後住宅） ※H23年度から追加	4	0	13	4	14	10	8	3	6	1	0	0	0	1	64
更新工事3回目（告示日後住宅） ※R5年度から追加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	5

(13) 化学物質による環境汚染の防止

① ダイオキシン類の調査結果の概要

上段 最小値～最大値（平均値）

下段 [環境基準超過地点数／調査地点数]

調査媒体		区分	7年度調査結果	環境基準	6年度調査結果	6年度全国調査結果
		大気 (pg-TEQ/m ³)	0.0044 ～ 0.042 (0.011) [0/7]	0.6 以下	0.0043～0.091(0.018) [0/8]	0.0017～0.32 (0.013) [0/512]
水質	河川 (pg-TEQ/L)		0.036 ～ 2.4 (0.78) [7/27]	1 以下	0.065～2.5 (0.67) [6/31]	0.010～2.6(0.22) [27/985]
	湖沼 (pg-TEQ/L)		0.80 [0/1]		0.30 [0/1]	0.011～2.6(0.22) [2/69]
底質	河川 (pg-TEQ/g)		0.21 ～ 69 (13) [0/16]	150 以下	0.21～31(7.5) [0/17]	0.035～290(5.8) [1/766]
	湖沼 (pg-TEQ/g)		9.7 [0/1]		5.9 [0/1]	0.23～74(8.3) [0/62]
土壌 (pg-TEQ/g)			4.1 ～ 9.9 (7.5) [0/4]	1,000 以下 (250)	0.010～6.3(3.1) [0/3]	0～130(2.0) [0/658]
地下水 (pg-TEQ/L)			0.029 ～ 0.055 (0.043) [0/4]	1 以下	0.040～0.064(0.052) [0/4]	0.0073～0.93(0.049) [0/442]
合 計			[7/60]	—	[6/65]	[30/3,494]

注) 1 国土交通省北陸地方整備局及び新潟市所管分を含む。

2 土壌の環境基準欄の(250)は、この値以上の場合には必要な調査を実施する指標

3 全国調査結果の出典：「令和6年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（8年3月環境省）

② 「ダイオキシン法」に基づく特定施設の設置状況

(8年3月31日現在)

区分	号番号一特定施設の種類の	規 模 (能力)	施設数	事業場数
大 気	②ー製鋼の用に供する電気炉		3	133
	④ーアルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉		9	
	⑤ー廃棄物焼却炉	4 t/h ～	13	
		2 ～ 4 t/h	55	
		200kg ～ 2 t/h	46	
		100 ～ 200kg/h	47	
		50 ～ 100kg/h	17	
		～ 50kg/h (火床面積0.5m ² 以上)	10	
		小計	188	
	合計		200	
水 質	①ー硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		3	47
	②ーカーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		6	
	④ーアルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		14	
	⑤ー担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		2	
	⑮ー廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		24	
	⑮ー廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設		26	
	⑰ーフロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		1	
	⑱ー下水道終末処理施設		2	
	⑲ー事業場から排出される水の処理施設		11	
	合計		89	

注) 設置届出があった施設を計上。

③ 小型焼却炉等のダイオキシン類の自主検査結果 (7年度)

施設種別 \ 排出ガスのダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/Nm ³)	1 以下	1 超～5 以下	5 超～10 以下	10 超	合計
製 鋼 用 電 気 炉	3	0	0	0	3
ア ル ミ 合 金 製 造 施 設	7	0	0	0	7
廃 棄 物 焼 却 炉 (小 型 焼 却 炉)	33	11	1	0	45
合 計	43	11	1	0	55

- 注) 1 7年4月1日から8年3月31日までの間に試料採取した自主測定結果。
ただし、施設によっては7年度分の測定として期間外に実施したものを当該結果に含める。
2 新潟市所管分を含む。
3 廃棄物焼却炉は、廃棄物処理法の規制対象施設を除く施設数で集計。
4 同一の施設で複数回測定している場合、最新の検査結果を計上。

④ 河川及び地下水におけるPFOS及びPFOA実態把握調査

(1)河川（6年度）

水系名	河川名	調査地点※	試料 採取日	PFOS	PFOA	PFOS 及び PFOA
信濃川	信濃川	十日町橋	11/5	0.5 未満	0.8	1.3
		長生橋	11/18	0.5 未満	0.5	1.0
		庄瀬橋	12/11	0.5 未満	0.9	1.4
	魚野川	小出橋	11/5	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
	能代川	結地先（大島橋）	12/11	0.5 未満	0.8	1.3
	栗ノ木川	石山橋	12/11	0.7	4.8	5.5
		両新橋	12/11	14	5.2	19
阿賀野川	阿賀野川	麒麟橋	9/4	0.5 未満	0.7	1.2
		横雲橋	10/22	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
	福島潟	潟口橋	10/22	0.5 未満	1.1	1.6
	新井郷川	名目所橋上流	10/22	0.6	1.4	2.0
		大正橋	10/22	0.5 未満	1.2	1.7
	新発田川	東港新橋	9/4	0.6	1.3	1.9
関川	関川	一之橋上流	9/4	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
		稲田橋	12/17	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
		直江津橋	12/17	0.5 未満	1.0	1.5
	保倉川	吉野橋	12/17	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
		古城橋	12/17	0.5 未満	0.7	1.2
荒川	荒川	荒川取水堰	10/15	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
		旭橋下流	10/15	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
落堀川	落堀川	藤村橋	11/6	0.5 未満	1.3	1.8
加治川	加治川	次第浜橋	11/6	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
新川	新川	横尾大橋	11/19	0.5	1.9	2.4
鯖石川	鯖石川	安政橋	9/4	0.5 未満	1.2	1.7
姫川	姫川	山本地先	11/6	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
	16 河川	25 地点		報告下限値 0.5ng/L	報告下限値 0.5ng/L	暫定指針値 50 ng/L

※ 同一河川で複数地点調査した場合は上流から下流の順に記載

(2)河川(7年度)

水系名	河川名	調査地点	試料 採取日	PFOS	PFOA	PFOS 及び PFOA
信濃川	信濃川	魚沼橋	8/20	<2.5	<2.5	<5.0
	信濃川	平成大橋	8/19	0.5	1.0	1.5
	中津川	清水川原橋	5/14	<0.5	<0.5	<1.0
	中津川	中津川橋	5/14	<0.5	<0.5	<1.0
	清津川	清津大橋	6/11	<0.5	<0.5	<1.0
	魚野川	東橋	6/11	<0.5	<0.5	<1.0
	三国川	三国川橋	6/11	<0.5	<0.5	<1.0
	宇田沢川	宇田沢橋	6/11	<0.5	<0.5	<1.0
	佐梨川	小平沢橋上流	6/11	<0.5	<0.5	<1.0
	佐梨川	佐梨川橋	6/11	<0.5	<0.5	<1.0
	破間川	四日町橋	6/11	<0.5	<0.5	<1.0
	渋海川	飯塚橋	8/20	<2.5	<2.5	<5.0
	黒川	星殿橋	8/20	<2.5	5.6	8.1
	猿橋川	霞橋上流	8/20	<2.5	3.0	5.5
	猿橋川	宮村橋	8/20	<2.5	3.5	6.0
	刈谷田川	中西橋	6/11	0.7	0.9	1.6
	五十嵐川	嵐川橋	5/14	<0.5	<0.5	<1.0
	加茂川	八幡橋	6/11	0.5	1.1	1.6
	加茂川	保明大橋	5/14	<0.5	0.9	1.4
	小阿賀野川	新瀬橋	8/20	0.3	1.4	1.7
	中ノ口川	西信濃川大橋	8/20	0.6	0.9	1.6
	西川	西川橋	8/20	1.2	1.1	2.4
	西川	亀貝橋	8/20	1.0	1.5	2.6
	通船川	山ノ下橋	8/20	2.7	2.3	5.1
	放水路	渡部橋	8/20	<2.5	<2.5	<5.0
阿賀野川	常浪川	城山橋	6/4	<0.5	<0.5	<1.0
	新谷川	寿橋	6/4	<0.5	<0.5	<1.0
	都辺田川	南郷大橋	8/7	0.5	2.4	2.9
	早出川	羽下大橋	8/19	<2.5	<2.5	<5.0
	安野川	法柳橋	5/21	<0.5	1.1	1.6
関川	関川	泉橋	6/4	<0.5	<0.5	<1.0
	渋江川	川倉地先	8/18	0.7	0.4	1.1
	渋江川	中川新道橋	6/4	<0.5	0.6	1.1

	矢代川	瀬渡橋上流	8/18	0.3	0.5	0.8
	矢代川	新箱井橋	8/18	0.8	0.7	1.5
	飯田川	川浦橋上流	8/18	0.2	0.4	0.6
	飯田川	千福橋	8/18	0.2	0.4	0.6
大川	大川	大川橋	5/19	<0.5	<0.5	<1.0
三面川	三面川	瀬波橋	5/14	<0.5	<0.5	<1.0
	高根川	昭和橋	5/14	<0.5	<0.5	<1.0
胎内川	胎内川	胎内川橋	6/18	<0.5	<0.5	<1.0
	胎内川	胎内大橋	5/14	<0.5	0.6	1.1
新川	大通川	大通橋	8/20	2.8	1.9	4.7
新島崎川	新島崎川	初君橋	8/19	<2.5	4.4	6.9
郷本川	郷本川	郷本橋上流	8/19	<2.5	4.0	6.5
島崎川	島崎川	避溢橋上流	8/19	<2.5	6.2	8.7
鵜川	鵜川	八坂橋	5/7	<0.5	1.3	1.8
柿崎川	柿崎川	柿崎橋	8/20	0.6	1.1	1.7
	吉川	下條橋	8/20	0.8	1.2	2.0
名立川	名立川	名立橋	8/20	3.8	0.4	4.2
能生川	能生川	鱗崎橋	5/14	<0.5	<0.5	<1.0
早川	早川	早川橋	5/14	<0.5	<0.5	<1.0
青海川	青海川	市道青海川橋	5/14	<0.5	<0.5	<1.0
国府川	国府川	国府橋	6/18	<0.5	2.3	2.8
	44 河川	54 地点				指針値 50 ng/L

(3)地下水（7年度）

市町村名	地区名	試料採取日	PFOS	PFOA	PFOS 及び PFOA
新潟市	中央区西堀通	7/1	3.2	4.0	7.2
	秋葉区新津本町	7/1	5.6	5.2	10
	北区葛塚	9/16	1.1	6.6	7.8
長岡市	大島本町	12/16	2.3	6.4	8.8
	熊袋	9/16	0.5 未満	3.0	3.5
	中之島	12/16	0.5 未満	1.7	2.2
	塚野山	7/16	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
	寺泊竹森	9/16	0.5 未満	6.2	6.7
三条市	飯田	8/18	1.4	0.5 未満	1.9
	帯織	7/15	2.7	6.3	9.1
柏崎市	安田	7/16	2.4	6.7	9.1
新発田市	御幸町	9/29	1.5	6.5	8.0
小千谷市	旭町	7/16	0.5 未満	1.4	1.9
加茂市	八幡	8/18	1.0	6.5	7.6
十日町市	新町新田	12/2	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
村上市	坪根	12/16	0.5 未満	0.6	1.1
	岩船駅前	12/16	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
燕市	吉田東栄町	7/8	1.1	1.2	2.3
糸魚川市	田海	7/23	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未
妙高市	工団町	7/23	14	1.9	16
五泉市	土堀	7/8	0.5 未満	0.8	1.3
阿賀野市	中央町	7/8	4.0	6.6	10
佐渡市	新穂北方	7/28	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
	加茂歌代	7/28	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
魚沼市	井口新田	7/15	0.8	0.9	1.8
南魚沼市	塩沢	7/8	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
	黒土新田	12/2	0.5 未満	0.5 未満	1.0 未満
胎内市	西条	7/7	0.8	1.3	2.2
阿賀町	両郷乙	9/16	1.8	2.9	4.8
津南町	下船渡	7/8	0.9	0.7	1.6
上越市	吉川区原之町	7/23	0.5	0.5 未満	1.0
関川村	桂	12/16	0.5 未満	0.7	1.2
22 市町村	32 地区		報告下限値 0.5ng/L	報告下限値 0.5ng/L	指針値 50ng/L

(14) 持続可能な社会に向けた人づくり

① 環境学習会実施結果（7年度）

実施 月日	学習内容	参加団体		参加者数（人）	
		実施主体、協力団体等	参加学校		
6/19	久知川での水質調査	久知河内ホテルの会 新潟大学 佐渡地域振興局健康福祉環境部 佐渡地域振興局地域整備部	佐渡市立河崎小学校	小学生	11
6/26 6/27	水生生物調査の方法等の講話 魚野川での水生生物調査	よみがえれ魚野川 南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市立塩沢小学校	小学生	65
7/3	登川での水生生物調査	よみがえれ魚野川 南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市立上田小学校	小学生	17
7/31	保健環境科学研究所一般公開	保健環境科学研究所	—	小学生 中学生	21
10/8	小倉川での水質調査	佐渡地域振興局健康福祉環境部	佐渡市立畑野小学校	小学生	34

(15) 県民協働による環境保全の推進

① 受賞者一覧

(1) 第30回新潟県環境賞・新潟県環境賞第30回記念特別賞

【大賞】【環境教育・学習部門】

名称	活動の概要
佐渡市立赤泊小学校 (佐渡市)	竹プロジェクト～防災×竹 自分たちの被災経験をSDGsへ～ 竹と自然災害とのかかわりを知り、竹を「環境資源」としてとらえ、竹チップの活用を学び食材・器としての利用に取り組んだ。地元である赤泊や佐渡に必要なことを考え、竹の困りごとを少しでも解決できるように行動し、そこから学んだ事や経験を地域のみなさんに伝え、広める活動を行っています。

【カーボンゼロ部門】

名称	活動の概要
一菱金属株式会社 (燕市)	古紙を価値に替える地域循環モデル 大量生産の新たに作られた緩衝材ではなく、エネルギーを使って再生する必要もない新聞の印刷時に発生する白紙新聞紙をそのまま緩衝材で使い、資源・エネルギー・リサイクルの最適解なスキームを作り、商品発送時の緩衝材を地域内で循環させる取組を行っています。

【地域創り部門】

名称	活動の概要
新潟青陵高等学校 水産部 (新潟市中央区)	エソを活用した未利用魚に新しい価値を与える提案、及び新潟近海の環境変化について 廃棄されてしまう未利用魚の「エソ」に新しい価値を見出し、廃棄せず水餃子などの餡として活用し、未利用魚となっている現状を変える取組を地元企業や漁協と連携して行っています。

【環境保全部門】

名称	活動の概要
“清流”荒川を考える流域ワークショップ (村上市)	荒川の魅力を未来へ引き継ごう ～荒川の環境保全活動～ 荒川河川敷のゴミ拾いを20年続けているほか、荒川の魅力発見や荒川を楽しむ活動を流域全体で実践するプランづくりや荒川を地域づくりに活用するための流域住民ネットワークを創出する活動を行っています。
妻有木育推進協議会 (十日町市)	妻有地域における木育推進活動 地域の森林を活かし、木の温もりを伝えることで、地域の活性化に寄与したいとの思いから、子供をはじめとする人々に豊かな体験を提供し、人づくりに取り組んでいくため、森林整備や木製遊具を体験する活動を行っています。

【エコの芽部門】

名称	活動の概要
社会福祉法人すみれ会認定こども園 あやめ保育園 (阿賀野市)	”園生まれのピザ”がつなぐ物語 ～小さな手から生まれる未来へのヒント～
	園で作るピザを通じて、こどもたちが栽培に挑戦し、具材の野菜を各クラスで育て、海水を汲みにいき濾過、使用する塩も自分達で作る中で、海のごみ問題、地域の在来の生き物などに関心を持つ取組を行っています。

【新潟県環境賞第30回記念特別賞】

名称	活動の概要
星 麻衣 (魚沼市)	子どもたちの未来のために ～地球温暖化を防ぐ環境教室～
	子どもたちを対象とした環境教室、市民向けの講座などの啓発活動、郊外教育センターでの出前講座などの活動を行うほか、日々の生活においても、自身もエコ活に取り組んでいます。
与板町はたるを守る会 (長岡市)	ホタルの生息する与板千体川の河川環境維持とホタルを起点とした与板町の活性化
	ホタルが舞う様子を未来の人々に受け継いでいくためにホタル生息環境の維持と、子どもを中心とした与板地域内の人たちへのホタル知識の普及、また地域商店とホタル季節商材の共同開発を行い与板地域外からの集客により町の活性化を図っています。

(2) 新潟県優良リサイクル事業所表彰

事業所名	取組の概要
株式会社エコ・プロジェクト (新発田市)	当社では、農地などでも使用可能な環境に安全な無機系固化材「泥ん固」等を開発・製造しており、製品は「Made in 新潟」にも登録されています。 生コン製造場で発生する汚泥（スラッジ）や、現場から戻ってくる余剰分の「戻りコン」等の生コン残さは、全国的にその処理が課題となっています。破碎し再生骨材にする一般的なリサイクル方法は、騒音や振動が課題となる場合があり、再利用できない場合は処分場の容量圧迫につながります。 当社が製造する「AC-096」は、高アルカリ性の生コン残さを中和し、有害な六価クロムを不溶化することで、防草土などにリサイクル可能とする製品で、2016 年には特許を取得しました。発売以降需要が伸び、特に処分場の確保が難しい離島やへき地での採用が進んでいます。県内では生コン製造事業者と協力し、防草土として国道工事に採用されました。 原材料には県内事業活動から生じた廃棄物由来のリサイクル材も活用しており、生コン残さを資源として有効活用可能にするとともに、処理材自体にもリサイクル原料を取り入れることで、廃棄物の再生利用に加え、製品ライフサイクル全体での CO₂ 排出削減にも貢献しています
株式会社サニックス資源開発グループ 新潟工場 (新潟市北区)	新潟工場は当社が全国 15 か所に展開する「資源開発工場」の一つであり、県内企業等から排出される廃プラスチックから発電用のフラフ燃料を製造しています。 当社では、2003 年に北海道苫小牧市にプラスチック燃料専焼発電所を創業し、「資源開発工場」で破碎・圧縮した廃プラスチックを発電用燃料として有効活用する、独自の「資源循環型発電システム」を確立し、廃プラスチックのサーマルリサイクルを通じて、廃棄物エネルギーの回収・利用に貢献しています。 特に新潟工場では、廃プラスチックの分別を徹底することで燃料の品質向上を図り、昨年度は自社工場の中で最も高い発電量を達成しました。高品質な燃料は自社発電所だけでなく、他施設のボイラー燃料にも供給しています。さらに、分別の強化により、マテリアルリサイクルを増加させるとともに、リサイクルされない廃棄物を減少させています。 また、排出事業者に対しては、当社が提供する廃棄物一元管理システム「環境エース一元くん」の活用を提案し、業務の DX 化を支援するとともに、環境保全意識の向上にも寄与しています。

※受賞当時の事業所名で掲載しています。

② 市町村による環境美化及びごみの散乱防止に関する条例の制定状況

(8年4月1日現在)

市町村	条例名	公布日	施行日	改正日
新潟市	新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例	H20.7.1	H20.10.1	
長岡市	長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例	H15.12.26	H16.10.1	H22.3.31
三条市	三条市ポイ捨て等防止条例	H18.3.23	H18.8.1	
柏崎市	柏崎市環境クリーン推進条例	H13.12.20	H14.4.1	
新発田市	新発田市環境美化推進条例	H12.3.21	H12.10.1	H17.4.28
十日町市	十日町市住みよい環境づくり条例	H17.4.1	H17.4.1	H29.3.24
見附市	見附市ふるさと美化条例	H16.6.24	H16.10.1	
村上市	村上市ごみの散乱等防止条例	H20.4.1	H20.4.1	
燕市	燕市ポイ捨て等防止条例	H11.12.28	H12.4.1	H18.3.20
糸魚川市	糸魚川市環境美化推進条例	H18.3.22	H18.4.1	
妙高市	妙高市ごみの散乱防止に関する条例	H8.12.19	H9.4.1	H17.6.23
五泉市	五泉市空き缶等散乱及びふん害の防止に関する条例	H18.1.1	H18.1.1	R7.4.1
上越市	上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H9.12.15	H10.4.1	R8.4.1
阿賀野市	阿賀野市ごみの散乱防止等に関する条例	H16.4.1	H16.4.1	
佐渡市	ポイ捨て等防止に関する条例	H21.4.1	H21.4.1	
魚沼市	魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例	H17.3.28	H17.4.1	
胎内市	胎内市環境美化推進条例	H17.9.1	H21.4.1	
聖籠町	聖籠町環境美化推進条例	H12.3.24	H12.10.1	
弥彦村	弥彦村環境美化条例	H11.3.26	H11.7.1	
田上町	田上町環境美化推進条例	H20.12.19	H21.4.1	
阿賀町	阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例	H17.4.1	H17.4.1	
出雲崎町	出雲崎町環境美化推進条例	H14.3.25	H14.7.1	
津南町	津南町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例	H9.3.19	H 9.7.1	
関川村	関川村ごみの散乱等防止条例	H12.12.26	H13.4.1	
粟島浦村	粟島浦村ごみの散乱等防止条例	H12.12.21	H13.7.1	

(16) 環境影響評価の推進

① 大規模開発行為の届出状況の推移

単位：件

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
ゴルフ場の造成	0	0	0	0	0
スキー場の造成	0	0	0	0	0
宅地の造成	4	5	2	3	2
土石の採取	4	9	9	8	5
遊園地の建設	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	8	14	11	11	7

② 7年度までに環境影響評価手続きが行われた事業数

事業の種類	環境影響評価法		新潟県環境影響評価条例		(参考) 新潟県環境影響評価要綱
	累 計	知事意見 (R7年度)	累 計	知事意見 (R7年度)	累 計
道路	1 (1)	0	1 (1)	0	7 (2)
河川	—	—	1	0	0
発電所	16	2	0	0	4
廃棄物処理施設	0	0	13※ (3)	1	12 (4)
埋立・干拓	1	0	0	0	1
工業団地造成	0	0	0	0	2
レクリエーション施設	—	—	0	0	18※
工場又は事業場	—	—	3※	0	0
リゾートマンション	—	—	0	0	2※
合計	18 (1)	2	17 (4)	1	45 (6)

注) 1 手続き中の事業、手続きが途中で終了した事業を含む。

2 () 内は、都市計画手続きによったもので内数

3 ※重複する1事業を含む。

(17) 多様な環境保全の手法の活用

① 中小企業高度化資金貸付制度（共同公害防止等施設・地域環境保全施設無利子貸付）の貸付条件

（８年４月現在）

区分	集団化事業	共同施設事業
貸付対象	事業協同組合、協同組合連合会、これらの組合員である特定中小事業者、企業組合、協業組合	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、協業組合、企業組合
貸付利率	無利子	
貸付期限	据置期間を含む20年以内であって、県が適当と認める期限	
据置期間	３年以内であって、県が適当と認める期間	
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の80%以内（集団化事業で小規模事業者が占有して利用する施設は90%以内）	
貸付対象施設	１ 共同公害防止等施設を整備するもの（集団化・共同施設） （１）共同公害防止施設 ・排水処理又は汚泥処理のための設備及びその整備に係る施設 ・ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための設備及びその整備に係る施設 ・産業廃棄物を処理するための設備及びその整備に係る施設 ・騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその整備に係る施設 ・その他公害防止関連の法令などにより規制の対象となっている公害の発生を防止するための設備及びその整備に係る施設 （２）省資源・省エネルギー共同施設 ・資源有効利用設備及びその整備に係る施設 - 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設等 ・エネルギー有効利用設備及びその整備に係る施設 - 省エネルギー型製造設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設等 ２ 地域環境保全施設を整備するもの（集団化） ・緑地、公園、その他工場立地法に掲げる施設 ・地域の住民にも利用され、公共的道路として利用されると認められる団地内主要道路 ・その他の地域環境の保全に資すると認められる施設	

② 設備貸与制度の貸与条件

（８年４月現在）

制度名	割賦販売方式	リース方式
対象	従業員数20人以下（商業、サービス業は５人以下）の事業者及び創業者 ※ 従業員数が50人以下の中小企業者で、一定の要件に該当すれば対象となる場合があります。	
割賦損料率 月額リース料率	①基準金利 年1.6% ②優遇金利 年1.2%	①基準リース料率 ３年： 2.949%～10年：0.992% ②優遇リース料率 ３年： 2.928%～10年：0.974%
返済期間	最長10年	３～10年
利用限度額	100万円～１億円	
連帯保証人	原則として代表者のみ ※不動産担保等を提供していただく場合があります。	
保証金	不要	不要

4 その他

(1) 環境問題とその対応の変遷

国、世界	新潟県
S30 年代<産業型公害問題の顕在化> ・めざましい社会経済の発展や著しい産業活動によって、各地で産業活動が原因となる公害や自然環境の悪化が顕在化しました。 [4大公害病] S30 富山県イタイイタイ病 S31 熊本県水俣病 S36 三重県四日市ぜんそく S40 新潟県新潟水俣病	・公害問題への取組が始まりました。 S35 新潟県公害防止条例制定 S35 新潟市坂井輪で年間 53.7cm の地盤沈下を観測 ・阿賀野川流域で発生した新潟水俣病に対して、環境調査や被害患者への救済措置等について取り組みました。 S40 新潟水俣病発生、新潟県水銀中毒対策本部設置 S42 アルミ精錬工場からの大気汚染物質を推定するための調査開始 S53 阿賀野川水銀汚染総合調査（S51～52）結果を公表、阿賀野川産魚類の食用抑制を解除
S40 年代<公害対策への法整備> ・各種の公害防止に関する法律を整備し、公害対策を進めた結果、著しい公害問題については一定の成果が得られました。 S42 公害対策基本法制定 S43 大気汚染防止法、騒音規制法制定 S45 公害国会で 14 公害関係法律が制定 水質汚濁防止法、廃棄物処理法等 S46 信濃川、関川で水質環境基準類型指定 S47 自然環境保全法制定	・自然環境・公害関係の条例を整備し、自然環境の悪化や公害問題への取組を進めました。 S43 新潟県立自然公園条例制定 S44 新潟県公害防止条例改正 S46 工場からの排水や排ガスについて法律に基づく上乗せ基準の設定（BOD、ふっ素等） S46 地下水総合規制対策策定 S47 騒音規制法に基づく規制地域、基準の設定 S47 新潟東港地域緊急時暫定措置要綱によるふっ化物策開始 S48 新潟県自然環境保全条例制定 S48 悪臭防止法に基づく規制地域、基準の設定 S48 新潟県公害審査会設置 S48 胎内川で水質環境基準類型指定（以降、他河川等で順次指定）
S50 年代<都市生活型公害の顕在化> ・都市部への人口集中、生活様式の変化により、自動車排ガスや生活排水による公害問題が顕在化してきました。	・公害の著しい地域を対象とした公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的に公害防止対策の推進を図りました。 S51 第一次新潟地域公害防止計画策定 ・鳥屋野潟流域の都市化に伴い、水質汚濁が進行したため、水質改善のための総合的な対策を講じ始めました。 S59 鳥屋野潟水質汚濁対策行政連絡会議発足 S61 第一期鳥屋野潟水質改善計画策定
・高速自動車道、新幹線鉄道や航空機などの高速交通に起因する騒音・振動の公害問題が顕在化し、その対策が必要となってきました。	・北陸自動車道、上越新幹線の沿線や新潟空港周辺で騒音・振動問題が顕在化し、法的な規制を行うとともに、地元市町村や関係機関と連携して、事業者に対し、遮音壁の設置等の防音対策を実施するよう要請しました。 S51 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定 S52 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定 S53 東北・上越新幹線、高速自動車道公害対策 12 都県協議会発足 S62 新潟県高速道路交通公害対策協議会発足 ・自動車タイヤによる粉じん対策に取り組みました。 S58 スパイクタイヤ不使用に関する実施要綱制定

S60 年代～<総合的な環境施策の推進> ・地球環境問題や持続的発展が可能な社会のあり方を踏まえた総合的な環境施策が進められました。 ・ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による環境汚染への対策が一層進められました。 H4 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律制定 H5 環境基本法制定 H6 環境基本計画閣議決定 H9 環境影響評価法制定 H10 地球温暖化対策推進法制定 H11 ダイオキシン法、PRTTR法制定 H13 フロン回収破壊法制定 H15 環境保全活動・環境教育推進法制定 H15 土壤汚染対策法制定 H16 環境配慮促進法制定 H20 生物多様性基本法制定	・環境基本条例、環境基本計画等総合的な環境施策の体系整備が進み、地球環境問題、循環型社会の形成、化学物質対策等の問題への取組を進めました。 S62 上越地域地盤沈下防止対策基本指針策定 H2 新潟県トリクロロエチレン等環境汚染防止対策要綱制定 H3 新潟県環境影響評価要綱制定 H4 新潟県アメニティ・マスタープラン策定 H4 新潟地域における鉱業用水溶性天然ガスの採取に係る地盤沈下防止対策等に関する暫定指導要領策定 H5 新潟県環境プラン策定 H7 新潟県環境基本条例制定 H8 新潟県生活環境の保全等に関する条例制定 H9 新潟県環境基本計画策定 H10 環境にやさしい新潟県の率先行動計画策定 H11 新潟県環境影響評価条例制定 H12 新潟県水環境保全基本方針策定 H13 新潟県グリーン購入調達方針策定 H13 鳥屋野潟水環境改善計画（第四期）策定 H14 新潟県環境基本計画中間改訂 H14 本庁舎のISO14001取得 H15 新潟県公共事業環境配慮指針策定 H16 新潟県生活環境の保全等に関する条例改正（土壌及び地下水対策強化） H16 12 河川 14 水域の水質環境基準類型指定改定告示 H17 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例改正（既設事業場の緩和規定廃止等） H17 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例制定 H18 新潟県環境基本計画（2007―2016）策定 H19 長岡市、上越市が特例市移行に伴い水質汚濁防止法及び土壌汚染対策法を所管 H20 新潟県光化学スモッグ緊急時対策要綱制定 H25 新潟県水環境保全基本方針改訂 H26 新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の制定 H28 新潟県環境基本計画（2017―2028）策定 H28 新潟県生物多様性地域計画（2017―2028）策定 R2 新潟県環境基本計画（2017―2028）改定 R2 新潟県生物多様性地域計画（2017―2028）改定 R2 新潟県水環境保全基本方針改訂 R2 新潟県希少野生動植物保護条例の制定 R3 新潟県環境基本計画（2017―2028）一部改定 R4 5 河川 9 水域の水質環境基準類型指定改定告示 R5 新潟県アライグマ防除実施計画（2023―2027）策定 R5 8 河川 17 水域の水質環境基準類型指定改定告示 R6 新潟県環境基本計画（2017―2028）改定 R6 新潟県生物多様性地域計画（2017―2028）改定
---	--

<地球環境問題、持続的発展が可能な社会への取組> ・ 人の産業活動や日常活動が地球規模で環境に影響を及ぼしつつあることが調査・観測データから判明し、新たな環境問題として対応が必要となりました。 ・ 環境への負荷を抑え、資源・エネルギーの効率的な利用を図り、持続的に発展可能な社会へと移行していく必要があります。 S60 オゾン層保護のためのウィーン条約採択 S62 モントリオール議定書採択 S63 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設立 H4 リオデジャネイロで「環境と開発に関する国際会議（地球サミット）」が開催され、「気候変動枠組条約」等が採択 H9 京都議定書の採択 H10 第1回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）政府間会合でEANETの活動開始が合意 H12 第2回EANET政府間会合で、EANETの本格稼働が決定 国連環境計画（UNEP）が将来の事務局に指定 ネットワークセンターとして、酸性雨研究センターが指定 H13 第3回EANET政府間会合で具体的な事務局の内容に関するUNEP提案が承認 H17 京都議定書発効 第1約束期間 H20～H24 第2約束期間 H25～R2 H17 京都議定書目標達成計画閣議決定 H17 第7回EANET政府間会合で、「新潟決定」が採択 H22 第12回EANET政府間会合が新潟で行われ、「EANETの強化のための文書」を採択 H24 「EANETの強化のための文書」運用開始 H28 地球温暖化対策計画閣議決定 パリ協定発効 H30 気候変動適応法制定 R2 パリ協定運用開始 R3 地球温暖化対策推進法改正 パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として規定	・ 地球環境の保全、特に地球温暖化対策として、県、事業者、県民のそれぞれの役割に応じた取組を推進しています。 ・ 東アジア地域の酸性雨による被害の未然防止のため、東アジア酸性雨モニタリングネットワークセンターを誘致し、支援を行っています。 H9 新潟県地球温暖化対策地域推進計画策定 H10 地球温暖化対策推進法制定 H10 酸性雨研究センターを新潟に誘致・設置 H12 酸性雨研究センターを東アジア酸性雨モニタリングネットワークセンターに指定 H17 新潟県地球温暖化防止活動推進センターを指定 H21 新潟県地球温暖化対策地域推進計画策定 H22 酸性雨研究センターからアジア大気汚染研究センターへ名称変更 H28 新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017－2030）策定 H31 新潟県気候変動適応センターを設置 R2 新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017－2030）改定 R2 新潟県気候変動適応計画策定 R3 新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略策定 R3 新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017－2030）改定 R6 新潟県脱炭素社会の実現に関する条例制定 R6 新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017－2030）別冊 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する環境配慮基準策定
<廃棄物に関する取組> ・ 一人ひとりが廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用を実践することで資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることにより循環型社会を築くための各種のリサイクルに関する法律が整備されました。 H7 容器包装リサイクル法制定 H10 家電リサイクル法制定 H12 循環型社会形成推進基本法制定 H12 建設リサイクル法、食品リサイクル法制定 H12 グリーン購入法制定 H13 PCB特別措置法制定 H14 自動車リサイクル法制定	・ ごみの減量化とリサイクルを推進するため、県民、企業、NPO、行政が適切に役割分担し、協働して推進していく体制づくりを推進しました。 ・ 廃棄物処理施設を計画的に整備し、適正処理体制の整備を推進しました。 H5 新潟県ごみ減量化指針策定 H10 新潟県ごみ減量化・リサイクル行動指針策定 H11 新潟県ごみ処理広域化計画策定 H11 公共関与による廃棄物広域処理施設の整備 H13 新潟県長期総合計画の未来戦略として「資源再生・ごみ半減戦略」策定

H21	海岸漂着物処理推進法制定	H14	第一次新潟県廃棄物処理計画策定
H23	放射性物質汚染対処特措法制定	H14	第三期新潟県分別収集促進計画策定
H24	小型家電リサイクル法制定	H15	新潟県産業廃棄物税条例制定
R 1	食品ロス削減推進法制定	H17	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例制定
R 3	プラスチック資源循環法制定	H17	第四期新潟県分別収集促進計画策定
R 6	再資源化事業等高度化法制定	H17	「新潟県産業廃棄物不法投棄監視県民ネットワーク会議」設置
		H18	第二次新潟県廃棄物処理計画策定
		H18	新潟県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定
		H19	第五期新潟県分別収集促進計画策定
		H19	「不法投棄ストップ！県民ウイークにいがた」創設
		H20	「レジ袋削減県民運動」実施
		H20	「新潟県不法投棄対策懇談会」の提言
		H22	第六期新潟県分別収集促進計画策定
		H23	新潟県資源循環型社会推進計画策定
		H25	第七期新潟県分別収集促進計画策定
		H25	新潟県海岸漂着物対策推進地域計画策定
		H27	第2次新潟県資源循環型社会推進計画策定
		H28	「残さず食べよう！にいがた県民運動」開始
		H28	第八期新潟県分別収集促進計画策定
		R 1	第九期新潟県分別収集促進計画策定
		R 2	「レジ袋削減県民運動」終了
		R 2	第3次新潟県資源循環型社会推進計画策定
		R 3	新潟県海岸漂着物対策推進地域計画改定
		R 3	新潟県食品ロス削減推進計画策定
		R 3	新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画策定
		R 4	第十期新潟県分別収集促進計画策定
		R 5	新潟県災害廃棄物処理計画策定
		R 7	第4次新潟県資源循環型社会推進計画策定
		R 7	新潟県食品ロス削減推進計画改定
		R 7	第十一期新潟県分別収集促進計画策定

(2) その他の条例

条 例 名：新潟県立自然公園条例
施行年月：昭和43年12月
概要： 本条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とし、これまで13 の県立自然公園が指定されています。この条例に基づき、県立自然公園の風致を維持するため、その区域内に特別地域を指定し、工作物の設置や土地の形状の変更等を行うときには、県知事への申請・許可が必要となっています。また、普通地域では一定規模を超える行為をしようとする者は、あらかじめ県知事へ届出なければならないと定められています。

条 例 名：新潟県自然環境保全条例
施行年月：昭和48年4月
概要： この条例は、自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。この条例に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域を「自然環境保全地域」等に指定し、保護に努めています。 また、これ以外の地域で大規模開発をしようとする者は、あらかじめ県知事へ届出なければならないと定められています。

条 例 名：新潟県環境影響評価条例
施行年月：平成12年4月（全面施行）
概要： 環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業による環境への影響について、自ら適正に調査・予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を含む事業計画を検討するものです。 また、調査、予測、評価の手法及びその結果を公表して、住民や市町村等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げようとするものです。 「新潟県環境影響評価条例」は、環境影響評価法の制定を機に、これまでの新潟県環境影響評価要綱に代わる新たな環境影響評価のための制度として、新潟県環境基本条例の趣旨を踏まえて制定されました。この条例では、早期段階からの手続きの導入や実効性確保のための措置等、事業者は、より一層の環境配慮が求められることになります。

(3) 市町村における環境基本計画の策定状況

(8年4月1日現在)

市町村	名 称	策定日	改定日
新潟市	新潟市環境基本計画	H10.6.16	R5.4
長岡市	長岡市環境基本計画	H8.2.19	R5.3
三条市	三条市環境基本計画	H16.3	R5.3
柏崎市	柏崎市環境基本計画第3次計画	H31.3	
新発田市	第3次新発田市環境基本計画	R8.3	
小千谷市	第三次小千谷市環境基本計画	R8.3	
加茂市	加茂市環境基本計画	R6.11	
十日町市	第三次十日町市環境基本計画	R8.3	
見附市	見附市環境基本計画	H22.3	R2.3
村上市	第2次村上市環境基本計画	R3.3	R8.3
燕市	第3次燕市環境基本計画	H21.3	R6.3
糸魚川市	第2次糸魚川市環境基本計画	R2.3	
妙高市	第2次妙高市環境基本計画	R4.3	
五泉市	第2次五泉市環境基本計画	H30.4	
上越市	上越市第4次環境基本計画	H10.1.13	R5.2.20
阿賀野市	阿賀野市第二次環境基本計画	R6.3	
佐渡市	佐渡市第2次環境基本計画	H29.3	
魚沼市	第三次魚沼市環境基本計画	R8.3	
南魚沼市	南魚沼市環境基本計画	H19.3.30	H26.3.31
胎内市	第2次胎内市環境基本計画	R3.3.31	R8.3
聖籠町	聖籠町環境基本計画	H15.3	H30.3
湯沢町	第2次湯沢町環境基本計画	R3.3	
刈羽村	刈羽村環境基本計画	H18.3.31	H29.3

(4) 県が発行する環境関係定期刊行物一覧

名称	発行(予定)年月	担当課・所名
新潟県の環境－現状と対策－	毎年 9月	環境政策課
大気汚染測定結果報告	// 12月	環境対策課
公共用水域及び地下水の水質測定結果	// 12月	環境対策課
一般環境騒音・自動車交通騒音調査結果	// 12月	環境対策課
新潟平野の地盤沈下	// 3月	環境対策課
上越地区の地盤沈下	// 3月	環境対策課
長岡地区の地盤沈下	// 3月	環境対策課
南魚沼地区の地盤沈下	// 3月	環境対策課
柏崎地区の地盤沈下	// 3月	環境対策課
新潟県保健環境科学研究所年報	// 10月	保健環境科学研究所